

大学機関別認証評価

自己評価書

平成20年6月

大阪市立大学

目 次

I	大学の現況及び特徴	1
II	目的	2
III	基準ごとの自己評価	
	基準 1 大学の目的	6
	基準 2 教育研究組織（実施体制）	15
	基準 3 教員及び教育支援者	33
	基準 4 学生の受入	50
	基準 5 教育内容及び方法	64
	基準 6 教育の成果	109
	基準 7 学生支援等	119
	基準 8 施設・設備	135
	基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	143
	基準 10 財務	156
	基準 11 管理運営	162

I 大学の現況及び特徴

1 現況

(1) 大学名 大阪市立大学

(2) 所在地 大阪府大阪市

(3) 学部等の構成

学部：商学部，経済学部，法学部，文学部，
理学部，工学部，医学部，生活科学部

研究科：経営学研究科，経済学研究科，
法学研究科，文学研究科，理学研究科，
工学研究科，医学研究科，
生活科学研究科，創造都市研究科，
看護学研究科

関連施設：理学部附属植物園，医学部附属病院，
医学部附属刀根山結核研究所，
学術情報総合センター，
都市健康・スポーツ研究センター，
大学教育研究センター，
都市研究プラザ，
人権問題研究センター，
証券研究センター，文化交流センター，
工作技術センター，
新産業創生研究センター，
保健管理センター，大学史資料室

(4) 学生数及び教員数（平成20年5月1日現在）

学生数：学部7,280人，大学院2,028人

専任教員数：754人

2 特徴

大阪市立大学は、1880年（明治13年）設立の大阪商業講習所を源流に、1928（昭和3）年創立された大阪市立の大阪商科大学を前身として、1949（昭和24）年、新制の大阪市立大学として発足した公立大学である。発足時は商学部・経済学部・法文学部・理工学・家政学部の5学部であったが、その後、大学院の創設、法文・理工両学部の分離、大阪市立医科大学の編入、学部名の変更、新研究科の設置などあり、現在8学部10研究科を擁する総合大学である。

市立商科大学の発足時に、市長關一は市民の大学としての市立大学に対して、普遍的な大学の理念の追求とともに、国立やその他の大学に類をみない、都市を基盤とし、独自の学問研究を推進し、市民生活の指導機関としての大学を目指すべきことを宣言した。新制大阪市立大学は、この方針を継承し、建学の理念としてきた。

発足後40年、1989（平成元）年には「大阪市立大学基本計画」を策定し、市立の大学としての将来計画を明確にしたが、そこではじめて本学の特徴を明示する概念として、「都市型総合大学」を標榜した。基本計画は、その後2度の改訂を経、さらに「大阪市立大学大学改革基本方針」へと発展したが、この方針が2006（平成18）年の法人化による公立大学法人大阪市立大学の大学運営の基本である。

本学の教育研究方針は、この大学の歴史に基づき、都市型総合大学として、都市・大阪の伝統と文化を継承するとともに、自由で創造的な教育と研究及び高水準の医療を推進し、地域社会及び国際社会の発展に寄与する市民の誇りとなる大学づくりをめざすというものである。

教育においては、総合大学としての利点をいかした幅広い教養の獲得と、少人数によるきめ細かい教育を重視し、自由と進取の気風を重んじつつ、市民社会の担い手たりうる人材の育成をめざしている。また、創造都市研究科を設置し、高度な社会人教育と都市系研究者・職業人養成を実施している。

研究においては、都市研究に重点の一つをおき、都市研究への重点的研究費配分を行うなどの措置をとっている。またグローバルCOE拠点である都市研究プラザは、都市に関する高度な教育研究を推進するだけでなく、大阪市内に置いた現場プラザを通じて市民生活に密着した研究活動を展開して、社会貢献に寄与している。

II 目的

1 大阪市立大学の理念

大阪市立大学は、優れた人材の育成と真理の探究という大学としての普遍的な使命を果たすとともに、人とその活動が集積する都市を学問創造の場としてとらえ、都市の諸問題に英知を結集して正面から取り組み、その成果を都市と市民に還元することにより、地域社会ひいては国際社会の発展に寄与する、市民の誇りとなる大学を目指す。

また、都市型総合大学として、都市・大阪の伝統と文化を継承するとともに、既成の学問の枠にとらわれない自由で創造的な教育と研究及び高水準の医療を通じ、市民とともに、都市の文化、経済、産業、医療等の諸機能の向上を図り、真の豊かさの実現を目指す。

2 大学経営の理念

理事長は、教職員が一体となって大学経営に取り組む体制を構築するとともに、学長として、大学活動の全般にわたって最大の効果を生むためにリーダーシップを発揮する。

3 教育研究等の質の向上に関する目標

(1) 教育に関する目標

(ア) 教育の基本方針

大阪市立大学における教育は、都市・大阪を背景とした市民の大学という理念に立脚しつつ、人類の幸福と発展に貢献するため、さまざまな分野において指導的役割を果たし、社会で活躍する人材を育成することを目標とする。

(イ) 教育の内容

・人材育成の目標

(学士課程)

優れた専門性、実践性及び国際性を有し、総合的な判断力と豊かな人間性を備え、社会に積極的に参加する市民的公共性を持った人材を育成する。

(前期博士課程)

それぞれの学問領域の研究成果を体系的に学習し、学際領域にも応用展開できる創造力ある人材を育成する。

(後期博士課程)

新しい研究領域の開拓に取り組むなど、自立した研究者として世界に通用する人材を育成するとともに、特に高度な知識、技術及び研究能力を有する専門家を育成する。

(専門職学位課程)

高度専門職業人として都市の諸問題に積極的に取り組み、地域の活性化を先導する人材を育成する。

・人間性豊かで、科学や都市の産業、文化、生活及び環境に広く関心を持ち、向学心旺盛で優れた資質を有する学生を、広く国内外から受け入れる。

・各学部及び研究科は具体的な人材育成の目標像と明確なアドミッション・ポリシーに基づき入学者選抜を実施する。

・学士課程では、幅広い教養を修得するとともに、基本的な専門知識を学習できるカリキュラムを編成する。

・大学院課程では、優れた研究者を養成するとともに、特に高度な知識、技術及び研究能力を有する専門家を養成できるカリキュラムを編成する。

・社会人が高度な専門的知識と技術を修得できるよう、再学習の機会等を幅広く提供し、社会人教育を充実する。

- ・人材育成の目標像に基づき、学生が達成すべき具体的な目標を明確に示し、厳正な成績評価を行う。
- ・ファカルティ・ディベロップメント（教員の能力や資質の開発）活動等により、教員の教育力の向上を図る。
- ・教育の質の向上を図るために教育の成果及び効果の検証を行い、結果を公表するとともに、改善に結びつける。

（ウ）教育の実施体制

- ・人材育成の目標を達成するために教育組織の整備及び充実を図る。
また、幅広く豊かな教養と高度な専門知識を結びつけるために学内の教育体制の有機的連携を図る。
- ・学生の学習意欲と理解度の向上を図るためにITを活用する。
- ・時代の要請に即応した先端的な教育研究を推進するための基盤的な施設及び設備の整備を図る。

（エ）学生への支援

- ・学生への支援を充実し、強化するための体制を整備する。
- ・学生が明確な目的を持って学習できるよう、履修相談や助言指導等の支援を行う。
- ・学生が豊かなキャンパスライフを通じ、その資質の向上を図ることができるよう、生活等に関する支援を行う。
- ・学生のキャリア形成の意欲に応え、卒業後の進路に関する情報の提供等の支援を行う。

（2）研究に関する目標

（ア）研究の基本方針

- ・新しい知の創造を目指し、独創的で特色ある研究を進め、市民の誇りとなる卓越した研究拠点を形成することにより、学問研究において先駆的役割を果たす。
- ・都市が抱えるさまざまな課題に研究科を越えて取り組み、また、学外の団体や研究者等と連携して、その成果を都市と市民に還元し、地域社会の発展に寄与する。
- ・新しい産業を生み出す芽となる研究を推進し、大学を越えて産業の諸分野との連携を進め、その成果を社会に還元していく。

（イ）研究の実施体制

- ・研究の基本方針を実現するため、独創性に富んだ基礎研究及び応用研究を大阪市立大学の特色となる基幹的な研究に育てるための支援体制を構築する。
- ・各研究科では、研究の自由と自主性を尊重し、研究組織としてその能力を最大限に発揮できる自律的研究体制を確立する。
- ・都市・大阪の未来を拓く学際的かつ総合的な都市研究を推進するため、学内及び学外の多くの研究者が集まる柔軟な研究体制の整備及び充実を図る。
- ・各種の研究機関、特に大阪市立の研究機関との人的交流や共同研究を推進し、積極的な連携を図る。

（3）社会貢献に関する目標

（ア）地域貢献の推進体制

- ・市民に対して、より充実した生涯学習や再学習の機会を提供できるよう、地域貢献を総合的かつ組織的に遂行しうる体制を整備する。

（イ）地域貢献の活性化

- ・教育研究を通じて、生活の質の向上に取り組むなどの地域づくりに貢献できる優れた人材を育成する。
- ・青少年の知的興味を喚起するとともに、進路の選択に資するため、高校等との連携を強化する。
- ・高度な専門的知識やアイデアを市民や社会に提供する。
- ・ITの活用により、学習意欲のある市民等に対する情報発信を行い、高度な専門教育を受ける機会の充

実を図る。

- ・地域経済に貢献するために、関西を中心とした企業、特に中小企業と連携し、新たな事業創生に向けて大学の知的資源を提供する。
- ・都市の課題に関する研究等を通じて、都市・大阪のシンクタンクとしての機能を高め、地域社会への提言を行う。

(ウ) 国際貢献の基本方針

- ・国際都市大阪に位置する大学として、世界の都市が抱えるさまざまな課題に取り組み、国際的な教育研究機能を強化する。
- ・市民生活と結び付いた学術及び文化の国際的な交流拠点となる。
- ・国外の大学との交流の拡大を図り、学生及び教職員の国際交流をより一層推進する。

(エ) 国際貢献の実施体制

- ・国外の大学との学術交流及び研究者や学生の交流関係の業務を総合的かつ組織的に遂行しうる体制を整備する。

(4) 附属病院に関する目標

(ア) 附属病院の基本方針

- ・安全で質の高い患者本位の医療を提供することはもとより地域医療機関（病院、医院、診療所等）との連携を一層深めることにより、適切な医療機能の分化を推進し、地域医療の向上に寄与するとともに、健康・予防医学の推進により、市民の健康保持に貢献する。
- ・高度医療の推進を図る特定機能病院の特性を生かし、市民へ最新の医療を提供する。
- ・優れた知識、技術、科学的思考及び倫理観を備えた、人間味の豊かな医療人を育成する。
- ・質の高い臨床研究及び高度先進医療を推進し、世界に発信できる新しい診断法、治療法及び予防医学の開発を行い、医療の水準の向上に寄与する。
- ・医療及び保健の向上に寄与する多彩な研究を、学内の他の専門分野との連携を図りつつ、柔軟な体制により推進する。

(イ) 附属病院の運営体制

- ・附属病院の機能を充実し、強化するため、機動的な運営が可能となる組織編成を行う。
- ・病院経営の効率化を図り、健全な財務体質の確保に努める。

4 業務運営の改善及び効率化に関する目標

(1) 教育研究体制等の改善

- ・教育研究体制及び支援体制について柔軟な組織編成を行う。
- ・教育研究及び社会貢献に係る支援体制の充実を図る。

(2) 人事制度の改善

- ・多様で柔軟な人事制度を構築し、優秀な教職員を確保する。

(3) 予算制度の改善

- ・基盤的な教育研究経費の確保を図るとともに、全学的視点からの戦略的な学内資源配分を行う。

(4) 業務執行の改善

- ・学内及び学外に対するさまざまなサービスの改善を図るための実施体制を整備する。
- ・定型的な事務等の効率化を推進する。

5 財務内容の改善に関する目標

- ・授業料等の自己収入を安定的に確保するとともに、外部資金、寄付金、知的財産権等による自己財源の獲得を図る。

- ・大学経営全般を点検し、効率的な業務運営により経費の節減を図る。
 - ・知的資産はもとより、施設、設備等についても情報を集約し活用を図る。
- 6 自己点検及び評価並びに当該情報の公開等に関する事項
- ・教育研究及び社会貢献並びに大学の管理運営に係る自己点検及び評価を行う体制を確立する。
 - ・自己点検及び評価の結果を公表するとともに、それに基づく改善を全学的観点から行う。
- 7 その他業務運営に関する重要目標
- ・大学活動全般の遂行に当たっては、人権の尊重及び法令の遵守はもとより大学の使命と社会的責任に応えるための体制の確立を図る。
 - ・積極的な情報発信を行うための体制を整備し、大学の諸活動について広く社会の理解を得る。
 - ・施設及び設備を有効に活用しつつ、教育研究に係る目標及び計画を達成するためのキャンパス整備を図る。
 - ・教育研究及び医療に係る安全管理の向上及び管理システムの整備を図る。

Ⅲ 基準ごとの自己評価

基準 1 大学の目的

(1) 観点ごとの分析

観点 1-1-1-①: 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

【観点到係る状況】

本学は、学則に学校教育法の規定に言及しつつ、大学の目的を定めている。

また、建学の精神に基づきつつ、長期的な視野に立つ大学の将来計画を検討する作業を継続し、平成 12 年には「第三次大阪市立大学基本計画」を策定し、本学の新しい理念を提示した。

さらに、平成 18 年度の法人化に際して、中期目標を定め、その中で大学の理念を明示するとともに、その理念に沿った教育研究等の目標を明確にしている。

各学部においても、同様に、理念及び教育研究上の目的、人材育成の目標を定めている。

資料 1-1-1-A 学則における大学の目的

<p>大阪市立大学学則（抜粋）</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第 1 条 大阪市立大学（以下「大学」という。）は、学術研究の中心として深く専門の学芸を研究し、かつ、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定に従い高い学問的教養を授けるとともに、人格の向上を図ることを目的とする。</p>

http://www.osaka-cu.ac.jp/about/commons/rule/reiki_honbun/ax02100031.html

資料 1-1-1-B 第三次基本計画における本学の理念

<p>第三次大阪市立大学基本計画（第 1 章より抜粋）</p> <p>大学の新しい理念</p> <p>大学を取り巻く環境の大きな変化のなかで、大学の過去と未来をつなぎ、今後の大学の姿を展望していくには、次の二つの視点が重要である。</p> <p>第一に、大学の普遍的な理念を再確認し、発展させることである。特に、教育と研究の一体性、社会から自立した批判的精神、学問の自由や大学の自治などは、今後も大学の独自の役割や特色を発揮するための拠り所であり、学術・文化の重要性が増大するこれからの社会で、一層価値を増すであろう。</p> <p>第二に、こういった普遍的な理念を大切にしながらも、新しい時代の課題に大学が積極的に対応する姿勢が重要である。特に、将来の多種多様な課題にこたえていく上で、大学の思いきった個性化や社会との開かれた交流が許容できるような、新しい自治を追求することが大きな課題となる。</p> <p>この両者の視点を統合し、それを本学独自の目標として端的に表現しているのが、「都市型総合大学」という目標像である。それは具体的には、本学の建学精神にその源流を求めることができる。わが国における産業および文化の一大拠点であり、かつ世界に開かれた大都市である大阪市が設置者であるという、公立大学としての立場を踏まえうえて、総合大学である利点をいかしつつ、その特徴を発揮しなければならない。</p> <p>すなわち、教育面では市民に対する生涯教育や高度専門職業人教育等を通じて広く市民に学ぶ機会を提供することや、都市が要求する有為な人材を送りだすとともに、研究面では都市における社会・経済・文化等の諸活動のなかに学問創造の場を積極的に見だし、その研究成果を都市が抱えるさまざまな課題の解決に還元するなど、多様なレベルで大学と都市との交流を深め、その結</p>

果として、市民の精神文化の拠点となることをめざすことで、都市型総合大学の実質を確保することとなる。

<http://www.osaka-cu.ac.jp/about/commons/kihon3/index.html>

資料1-1-1-C 中期目標における大学の理念

公立大学法人大阪市立大学中期目標（抜粋）

大阪市立大学の理念

優れた人材の育成と真理の探究という大学としての普遍的な使命を果たすとともに、人とその活動が集積する都市を学問創造の場としてとらえ、都市の諸問題に英知を結集して正面から取り組み、その成果を都市と市民に還元することにより、地域社会ひいては国際社会の発展に寄与する、市民の誇りとなる大学を目指す。

また、都市型総合大学として、都市・大阪の伝統と文化を継承するとともに、既成の学問の枠にとらわれない自由で創造的な教育と研究及び高水準の医療を通じ、市民とともに、都市の文化、経済、産業、医療等の諸機能の向上を図り、真の豊かさの実現を目指す。

人材育成の目標（学士課程）

優れた専門性、実践性及び国際性を有し、総合的な判断力と豊かな人間性を備え、社会に積極的に参加する市民的公共性を持った人材を育成する。

http://www.osaka-cu.ac.jp/about/pdf/m_objectives.pdf

資料1-1-1-D 各学部の理念、教育研究上の目的・人材育成の目標

学部・研究科名	理念	教育研究上の目的・人材育成の目標
商学部	<ul style="list-style-type: none"> ・実社会との交流を重視する「考える実学」を基礎にした、時代を見通せる能力の育成 ・都市に基盤を置き世界的な視野に立った、経営学・商学・会計学に関する教育研究の発展 ・先端的な研究の成果を活かした教育の発展 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営学・商学・会計学の学問的知識を身につけ活かすことができる人材の育成 ・企業、自治体、NPO/NGOなどのマネジメントで活躍できる人材の育成 ・課題発見能力と解決能力を身につけた個性と社会性あふれる人材の育成
経済学部	<ul style="list-style-type: none"> ・グローバル経済の進展下における最高水準の理論的・実証的分析 ・「人の心」をもって政策や制度を考える人間学としての経済学の追求 ・アジアや太平洋の経済圏にかかわった主導的な教育・研究拠点 	<ul style="list-style-type: none"> ・自律的な調査・発信能力、豊かな構想力、および的確な判断力を持つプラクティカル・エコノミストの育成 ・国内外の経済活動に関わる重要な分野で、个性的で創造的な活動によるリーダーシップを発揮する人材の育成
法学部	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな発信能力とリーガルマインドを持つ人材育成のための充実した教育・研究 ・法学政治学の研究者と高度職業人を養成する最高水準の教育・研究 	<ul style="list-style-type: none"> ・主体的に問題を発見する能力と、自己の見解を社会に発信する能力を持つ人材の育成 ・法学的政治学的知識を主体的に展開する能力、特に自己の主張を論理的に構成し表現・文章化する能力を持つ人材の育成
文学部	<ul style="list-style-type: none"> ・人文科学・行動科学の方法や考え方を通しての人間、社会、文化、言語の諸事象とそこに内在する普遍性の探究 ・人間、社会、都市、文化をとりまく今日的課題の解決に貢献し得る人文科学・行動科学の構築 ・先端的研究成果をグローバルな視野から情報発信できる国際的競争力を備えた最高水準の教育・研究 	<ul style="list-style-type: none"> ・人文科学・行動科学の方法や考え方を通して人間、社会、文化、言語の諸事象について深く考えることのできる人材の育成 ・コミュニケーション能力を身につけ、国際的、歴史的視野から問題解決をはかる能力を備えた人材の育成 ・教育機関、文化行政、出版・ジャーナリズム、国際

		交流、情報サービス産業などの第一線で活躍できる専門職業人の育成
理学部	<ul style="list-style-type: none"> ・極微の世界から広大な宇宙までを対象に、実験的・理論的手法を駆使した、自然界を律する真理の探究 ・自然の存在様式と法則性の体系的学習を基礎に、自然の摂理に触れることへの喜びを教育の原点として、自然科学や最先端科学・技術の振興に寄与できる国際的な視野をもった人材の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・科学の最先端に連なる基礎学力を身につけ、伸びやかな発想で社会に貢献できる人材の育成 ・中高教員などの教育職、各省庁及び地方公共団体や民間企業などで活躍できる人材の育成
工学部	<ul style="list-style-type: none"> ・科学の基礎的知見を地球的視点に立って役立たせるための技術の教育と研究 ・技術の社会的責任を認識しつつ新しい技術の展開に寄与することのできる人材の育成 ・技術を通して都市と自然環境の調和に貢献することのできる教育と研究 ・獨創性に富んだ特色ある研究を行い、科学技術の進展に貢献する 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然科学と数学の基礎知識を習得し、科学技術の新たな展開にも柔軟に対応できる人材の育成 ・工学における専門知識と基礎的なデザイン能力を習得し、習得した知識や能力を実際の技術に活用できる人材の育成 ・工学的課題を論理的に思考できる人材の育成 ・日本語および外国語による基礎的コミュニケーション能力を有する人材の育成 ・技術者、研究者としての社会的使命と責任を自覚し、倫理に基づき判断行動できる人材の育成
医学部医学科	<ul style="list-style-type: none"> ・智・仁・勇の基本理念のもとで、人のもつ悩みや痛みを受け止めることができる、深く暖かい心を持ち、高度な医療を実践する人を育てる ・最先端の創造的な医学研究を達成できる、世界的に活躍する研究指導者を育てる 	<ul style="list-style-type: none"> ・人を分け隔てなく、暖かく受け入れる心を持つ医師の育成 ・最新の基礎医学と臨床医学をバランスよく修得し、実践する能力を持つ医師の育成 ・科学的思考に基づいた判断力・問題解決能力を備えた医師の育成 ・国際的視野を持ち、人類に貢献する高い志を持つ医師の育成 ・市民の保健医療ニーズに応えうる医師の育成
医学部看護学科	<ul style="list-style-type: none"> ・生命を尊ぶ豊かな人間形成とともに、幅広い教養とより高度な専門的な知識と技術を享受し、高齢化・情報化・国際化等の社会情勢の変化に柔軟に対応でき、保健・医療・福祉の向上に寄与できる看護職者を育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・幅広い教養と倫理的態度を兼ね備えた人間性豊かな看護職者の育成 ・科学的思考に基づいた判断力・問題解決能力を備えた看護職者の育成 ・保健・医療・福祉における高い臨床能力と基本的な指導・調整能力を備えた看護職者の育成 ・大阪市の地域特性をふまえ、市民の保健医療ニーズに応えうる看護職者の育成 ・国際化・情報化へ対応しうる看護職者の育成 ・生涯学習を支援し、看護学の専門性を探究する看護職者の育成
生活科学部	<ul style="list-style-type: none"> ・現代社会の生活問題を生活者の視点から科学的に究明する ・健康・環境・福祉を3本柱にした学際的で問題解決指向の研究・教育 ・生活科学研究のフロントランナーとして新しいヒューマンライフの創造 	<ul style="list-style-type: none"> ・食と健康・居住環境・福祉・少子高齢化対応など多様な生活問題に関連して高い専門性と広い視野を兼ね備えた人材の育成 ・現代社会の多様な生活問題に対応でき、市民生活の向上に寄与できる種々の資格をもった専門職業人の育成

【分析結果とその根拠理由】

大学の目的は学則に明記されている。大学全体の教育研究活動の理念は、基本計画や中期目標・中期計画において明示されている。これらをもとに、学部ごとの理念と養成しようとする人材像を含めた教育研究活動の基本的な方針も、中期目標・中期計画に定められている。

以上により、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められている。

観点 1-1-②： 目的が、学校教育法第 83 条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

【観点に係る状況】

本学の目的は、前掲のとおり学校教育法に則して学則に規定されている。理念と人材育成の目標は基本計画や中期目標に定められているが、これは学校教育法第 83 条に規定された大学一般の目的に沿った内容となっている。また、大学の中期目標に沿って定められた各学部の教育研究上の目的、人材育成の目標も同様である。

【分析結果とその根拠理由】

以上のように、学則に定められた本学の目的、及び基本計画、中期目標・中期計画において定められた理念や人材養成の目標も、学校教育法第 83 条に規定された大学一般に求められる目的から外れるものではない。

観点 1-1-③： 大学院を有する大学においては、大学院の目的が、学校教育法第 99 条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

【観点に係る状況】

本学大学院の目的は、大学院学則に掲げてある他、中期目標において人材育成の目標を掲げ、また 10 研究科それぞれ独自の理念、目的、人材育成の目標を設けている。

これらは、学校教育法第 99 条の規定に沿うものとなっている。

資料 1-1-3-A 学則における大学院の目的

大阪市立大学大学院学則（抜粋）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 大阪市立大学大学院（以下「大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、精深な学識と研究能力を養い、文化の進展に寄与することを目的とする。

http://www.osaka-cu.ac.jp/about/commons/rule/reiki_honbun/ax02100041.html

資料 1-1-3-B 中期目標における大学院の人材育成の目標

<p>公立大学法人大阪市立大学中期目標（抜粋）</p> <p>人材育成の目標</p> <p>（大学院前期博士課程）</p> <p>それぞれの学問領域の研究成果を体系的に学習し、学際領域にも応用展開できる創造力ある人材を育成する。</p> <p>（大学院後期博士課程）</p> <p>新しい研究領域の開拓に取り組むなど、自立した研究者として世界に通用する人材を育成するとともに、特に高度な知識、技術及び研究能力を有する専門家を育成する。</p> <p>（専門職学位課程）</p> <p>高度専門職業人として都市の諸問題に積極的に取り組み、地域の活性化を先導する人材を育成する。</p>

http://www.osaka-cu.ac.jp/about/pdf/m_objectives.pdf

資料 1-1-3-C 各研究科の理念、教育研究上の目的・人材育成の目標

学部・研究科名	理念	教育研究上の目的・人材育成の目標
経営学研究科	資料 1-1-1-D 参照	<p>（前期博士課程）</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営諸科学に関する専門知識と研究能力を有する人材の育成 ビジネスとビジネス社会に関する課題発見能力・政策提言能力・変革マインドを兼ね備えた高度専門職業人の育成 <p>（後期博士課程）</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営諸科学に関する高度な専門知識を有する自立した研究者の育成 民間部門・公的部門・非営利組織などの学問的諸課題について、高度な研究を推進する研究者の育成
経済学研究科	資料 1-1-1-D 参照	<p>（前期博士課程）</p> <ul style="list-style-type: none"> 高度な経済学的知識を習得したうえで種々の現実問題に取り組み、問題の解決に資することができる総合的能力をもったジェネラル・エコノミストの育成 国内外における経済関係領域において、専門的知識と主体的行動力を生かして十分活躍できる人材の育成 <p>（後期博士課程）</p> <ul style="list-style-type: none"> より高度な専門分野の研究に特化しつつも、広い視野と現実的な感覚を豊かに持つアドバンスト・エコノミストの育成 国際的な経済活動の舞台において専門的知識と豊富なキャリアを生かして十分活躍できる人材の育成
法学研究科	資料 1-1-1-D 参照	<p>（前期博士課程）（後期博士課程）</p> <ul style="list-style-type: none"> 比較法的・歴史的・基礎法的研究能力を有する法学研究者の育成 高度の研究能力を有する政治学研究者の育成 法学政治学に関する高度の能力を有する職業人の育成 <p>（法曹養成専攻）</p> <ul style="list-style-type: none"> 新しい法的課題に果敢にチャレンジする精神を持ち、現にある法律の解釈にとどまらない批判的精神を有し、さらに、紛争当事者の苦悩に共鳴できる豊かな人間性を有する法曹の育成 「企業の法的ニーズ」、あるいは「社会的弱者を含む市民の日常的法的ニーズ」や「国際取引や外国人を当事者とする法的ニーズ」に応える人材の育成
文学研究科	資料 1-1-1-D 参照	<p>（前期博士課程）</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・人文科学や行動科学の分野において、先端的知識と方法を身につけ独創的研究をみずから行いうる人材の育成 ・地域の教育に貢献し、都市が抱えるさまざまな問題の解決に応えうる高度専門職業人の育成 ・生涯学習への意欲をもち、人間、社会、文化、言語に対する深い理解を通して、国際社会・地域社会においてさまざまな文化的活動を担うことのできる高度教養人の育成 (後期博士課程) ・人文科学・行動科学の最先端の研究課題を創造的に探究する高度な研究能力を備えた研究者の育成 ・国内外の教育研究組織や機関と連携し、人文科学・行動科学の国際的、学際的な研究を主導的に推進する研究者の育成
理学研究科	資料1-1-1-D 参照	<ul style="list-style-type: none"> (前期博士課程) ・鋭い問題意識と解決能力をもち、先端科学・技術の発展と応用展開を推進できる研究者・高度専門的職業人の育成 ・中高教員などの教育職や各省庁、地方公共団体及び民間企業におけるIT、情報、物理、化学、製薬、バイオ、環境などの分野で、研究・開発の中核として活躍できる人材の育成 (後期博士課程) ・最先端科学の研究課題を先導的に推進し、世界にはばたく研究者・高度専門的職業人の育成 ・大学、国公立や民間の研究機関及び企業の研究開発のなかで、基礎及び応用研究をリードする研究者、世界を舞台に活躍できる人材の育成
工学研究科	資料1-1-1-D 参照	<ul style="list-style-type: none"> (前期博士課程) ・工学の各専門分野における技術者及び研究者として、より深い専門知識と応用力を有する人材の育成 ・工学的課題を発見する能力及びその課題を解決する能力を備えた人材の育成 ・高度なコミュニケーション能力を備え、国際的に活躍できる人材の育成 (後期博士課程) ・高度な研究開発能力を備え、研究・教育の中核を担い、社会に対して主体的に貢献できる人材の育成 ・工学の各専門分野において独創的な研究開発を推進できる人材の育成 ・工学の各専門分野における創造性と問題解決能力を有し、産官学の研究開発領域で十分な指導力を発揮できる人材の育成
医学研究科	資料1-1-1-D 参照	<ul style="list-style-type: none"> (修士課程) ・最先端の講義あるいは臨床実習を通じて、より高度な医学知識や技術を修得する医師以外の医療職者、研究者、企業人の育成 (後期博士課程) ・最先端研究を先導的に推進し、独創性に富み、世界的に活躍する医学研究者の育成 ・大学、研究機関における基礎的あるいは臨床的研究をリードする指導者の育成
看護学研究科	「変わらざる“慈愛の光”ともし継ぎて」の精神のもと、高度な看護実践者ならびに教育者、研究者	<ul style="list-style-type: none"> ・看護学の進歩と看護教育の発展を推進できる教育者・研究者の育成 ・高度な看護実践能力と看護実践の場で教育・指導的役割を担う高度専門職の育成

	を育成し、地域および国際社会の健康と福祉の向上に貢献する	
生活科学研究科	資料1-1-1-D 参照	(前期博士課程) ・現代社会の生活問題を学際・複合的に解明し、問題解決能力をもった研究者や高度専門職業人の育成 (後期博士課程) ・理論と実践の両面から生活科学研究の最先端を担う研究者の育成
創造都市研究科	・わが国有数の社会人向け大学院として、都市の創造活動を担う指導的人材を輩出し、地域の活性化に貢献 ・都市の諸問題の解決に取り組む中で、教員・学生が協力して新しい知識を創造 ・創造都市実現に必要な知識創造の中心として、世界の大都市経営に貢献しうる知の卓越中心 (Center of Excellence) をめざす	(修士課程) ・社会の第一線で活躍する社会人に対し、高度の学問知識と問題解決の高い能力を獲得させる ・各研究分野ごとに明確な育成目標を掲げ、企業・公共団体・非営利団体の各分野でイノベーションを遂行する人材を育成 ・社会経済の指導者に必要な人格を磨き、将来を見通す見識とリーダーシップを涵養 (博士課程) ・産業振興、公共政策、地域再生、都市情報基盤整備などの都市のかかえる諸課題に対し、卓越した研究能力と創造的な問題解決能力を持った実務的な研究者、「実践的な知」「役立つ知」の創造を担うことができる人材の育成 ・国内外の諸都市の諸課題に対し、国際的、学際的な研究・交流をすすめ、実践上の卓越した知見の創造に貢献することができる研究者の育成

<http://www.osaka-cu.ac.jp/academics/index.html>

【分析結果とその根拠理由】

以上のように、大学院学則に定められた本学大学院の目的、及び中期目標において定められた全学及び研究科ごとの理念や人材養成の目標も、学校教育法第99条に規定された大学院一般に求められる目的から外れるものではない。

観点1-2-①： 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

【観点に係る状況】

本学の目的等は、ホームページに、学則、基本計画、中期目標等を掲載している他、第三次大阪市立大学基本計画（冊子体）、大学案内 OSAKA CITY UNIVERSITY 2008（全学部・研究科の理念、人材養成の目標、アドミッション・ポリシーを平易化したものを記載）、全学共通教育科目シラバス・履修案内（学則を記載。担当教員全員、1、2回生全員、3回生以上の一部に配布）、各研究科・学部の履修概要等（各研究科・学部の教育研究上の目的、人材養成の目標を記載。各学部専任・兼任教員、1回生以上に配布）、キャンパスライフ（「建学の精神」を記載。新入生全員に配布）等に掲載されている。これらは教職員及び学生に配布されている。

また、入学式の学長式辞や新任教職員への学長講話では、本学の歴史と理念、目標等への言及があり、学長や各研究科長が講師を務める総合教育科目「大阪市大でどう学ぶか」でも、建学の精神や各学部・研究科の理念、人材養成の目標等に言及している。

【分析結果とその根拠理由】

本学の目的等は、各種冊子及びホームページに掲載され、随時参照されることが可能な状況である。それ以外の機会にも、周知に努めている。

以上により、目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されている。

観点 1-2-2②： 目的が、社会に広く公表されているか。

【観点到係る状況】

本学の目的や基本計画、中期目標・中期計画、各研究科・学部理念・人材育成の目標は、ホームページに掲載して、社会に公表している。

また、本学の概要や、全学部・研究科の理念、人材育成の目標、アドミッション・ポリシーを平易にした文章を掲載した大学案内 OSAKA CITY UNIVERSITY 2008 を、各種大学説明会やオープンキャンパスにおいて配布している。

資料 1-2-2-A ホームページの URL

学則	http://www.osaka-cu.ac.jp/about/commons/rule/reiki_honbun/ax02100031.html
大学院学則	http://www.osaka-cu.ac.jp/about/commons/rule/reiki_honbun/ax02100041.html
第三次基本計画	http://www.osaka-cu.ac.jp/about/commons/kihon3/index.html
中期目標	http://www.osaka-cu.ac.jp/about/pdf/m_objectives.pdf
中期計画	http://www.osaka-cu.ac.jp/about/pdf/m_plan.pdf
各研究科・学部理念・人材育成の目標	http://www.osaka-cu.ac.jp/academics/index.html

【分析結果とその根拠理由】

本学の目的等をホームページに掲載して、一般に周知されるよう努めており、また、本学への入学希望者やその保護者、高等学校関係者等に大学案内を配布する等の措置をとっている。

以上により、本学の目的は社会に広く公表されている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

大阪市を設置者とする公立大学として、早い時期に大学の将来計画を策定し、目標像を都市型総合大学と措定して、以後、この基本計画に改訂を加えながら、目標像の実現に向かって努力している。法人化についても、この基本計画に基づく大学改革の一環と位置付け、中期目標・中期計画も、この計画の基本線のうえに設定され、大学の諸活動の一貫した指針となっている。

【改善を要する点】

大部分の学部・研究科で、学部と研究科の理念が共通のように記述され、明確に区別されていないが、学校教育法や設置基準において、大学と大学院が区別されていることに鑑みて、今後これを区別するのが望ましい。

(3) 基準 1 の自己評価の概要

本学の目的は学則に明記され、大学全体の教育研究活動の理念は、大学の基本計画や中期目標・中期計画において明示されている。これらをもとに、学部ごとの理念と養成しようとする人材像を含めた教育研究活動の基本的な方針も定められている。これら大学全体の目的および理念と人材育成の目標は学校教育法第 83 条に規定された大学一般の目的に沿った内容となっている。

また、大学の中期目標に沿って定められた各学部の教育研究上の目的、人材育成の目標も、学校教育法の主旨から外れるものではない。

本学大学院の目的は、大学院学則に掲げてある他、中期目標において人材育成の目標を掲げ、また 10 研究科それぞれ独自の理念、目的、人材育成の目標を設けている。これら全学の目的および目標は、学校教育法第 99 条の規定に沿うものとなっており、また、この目的および中期目標に沿って定められた研究科ごとの理念や人材養成の目標も、学校教育法第 99 条に規定された大学院一般に求められる目的から外れるものではない。

以上により、本学においては、大学および大学院の目的が明確に定められ、かつそれが学校教育法に規定された大学および大学院の目的から外れるものではない。

本学の目的、教育研究等の活動の理念は、ホームページに掲載され、学内外から随時参照されることが可能な状況である。また目的・理念等を平易にした文章は各種冊子に記載されて、学内に配布する他、大学案内は本学への入学希望者やその保護者、高等学校関係者等に配布する等の措置をとっている。

また、研究科・学部ごとの理念と人材育成の目標も、それぞれの部局のホームページに掲載され、同時に各研究科・学部の履修概要等、教員・学生に配布される冊子に記載されている。それ以外の機会にも、周知に努めている。

以上により、本学の目的は大学構成員に周知されているとともに、社会に広く公表されている。

基準2 教育研究組織（実施体制）

（1）観点ごとの分析

観点2-1-①： 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到に係る状況】

本学の学則に定める大学の目的、中期目標における大学の理念及び教育研究等の目標を達成するために、商学部、経済学部、法学部、文学部、理学部、工学部、医学部、生活科学部の8学部を置いている。なお、商、経済、法、文4学部には、第2部（夜間課程）を併設している。

各学部は、上記教育研究上の目的に基づいて、それぞれ教育研究上の目的、人材育成目標を定め、その達成のため、一ないし複数の学科を置き、教育研究活動を実施している。

資料2-1-1-A 各学部の学科構成（大阪市立大学学則第2条表による）と人材育成の目標

学部名	学科名	教育研究上の目的・人材育成の目標
商学部 第1部 第2部	商学科 商学科	<ul style="list-style-type: none"> ・経営学・商学・会計学の学問的知識を身につけ活かすことができる人材の育成 ・企業、自治体、NPO/NGOなどのマネジメントで活躍できる人材の育成 ・課題発見能力と解決能力を身につけた個性と社会性あふれる人材の育成
経済学部 第1部 第2部	経済学科 経済学科	<ul style="list-style-type: none"> ・自律的な調査・発信能力、豊かな構想力、および的確な判断力を持つプラクティカル・エコノミストの育成 ・国内外の経済活動に関わる重要な分野で、個性的で創造的な活動によるリーダーシップを発揮する人材の育成
法学部 第1部 第2部	法学科 法学科	<ul style="list-style-type: none"> ・主体的に問題を発見する能力と、自己の見解を社会に発信する能力を持つ人材の育成 ・法学的政治学的知識を主体的に展開する能力、特に自己の主張を論理的に構成し表現・文章化する能力を持つ人材の育成
文学部 第1部 第2部	哲学歴史学科 人間行動学科 言語文化学科 人文学科	<ul style="list-style-type: none"> ・人文科学・行動科学の方法や考え方を通して人間、社会、文化、言語の諸事象について深く考えることのできる人材の育成 ・コミュニケーション能力を身につけ、国際的、歴史的視野から問題解決をはかる能力を備えた人材の育成 ・教育機関、文化行政、出版・ジャーナリズム、国際交流、情報サービス産業などの第一線で活躍できる専門職業人の育成
理学部	数学科 物理学科 物質科学科 化学科 生物学科 地球学科	<ul style="list-style-type: none"> ・科学の最先端に連なる基礎学力を身につけ、伸びやかな発想で社会に貢献できる人材の育成 ・中高教員などの教育職、各省庁及び地方公共団体や民間企業などで活躍できる人材の育成
工学部	機械工学科 電気工学科 応用化学科 建築学科	<ul style="list-style-type: none"> ・自然科学と数学の基礎知識を習得し、科学技術の新たな展開にも柔軟に対応できる人材の育成 ・工学における専門知識と基礎的なデザイン能力を習得し、習得した知識や能力を実際の技術に活用できる人材の育成

	都市基盤工学科 応用物理学科 情報工学科 バイオ工学科 知的材料工学科 環境都市工学科	<ul style="list-style-type: none"> ・工学的課題を論理的に思考できる人材の育成 ・日本語および外国語による基礎的コミュニケーション能力を有する人材の育成 ・技術者、研究者としての社会的使命と責任を自覚し、倫理に基づき判断行動できる人材の育成
医学部	医学科	<ul style="list-style-type: none"> ・人を分け隔てなく、暖かく受け入れる心を持つ医師の育成 ・最新の基礎医学と臨床医学をバランスよく修得し、実践する能力を持つ医師の育成 ・科学的思考に基づいた判断力・問題解決能力を備えた医師の育成 ・国際的視野を持ち、人類に貢献する高い志を持つ医師の育成 ・市民の保健医療ニーズに応えうる医師の育成
	看護学科	<ul style="list-style-type: none"> ・幅広い教養と倫理的態度を兼ね備えた人間性豊かな看護職者の育成 ・科学的思考に基づいた判断力・問題解決能力を備えた看護職者の育成 ・保健・医療・福祉における高い臨床能力と基本的な指導・調整能力を備えた看護職者の育成 ・大阪市の地域特性をふまえ、市民の保健医療ニーズに応えうる看護職者の育成 ・国際化・情報化へ対応しうる看護職者の育成 ・生涯学習を支援し、看護学の専門性を探究する看護職者の育成
生活科学部	食品栄養科学科 居住環境学科 人間福祉学科	<ul style="list-style-type: none"> ・食と健康・居住環境・福祉・少子高齢化対応など多様な生活問題に関連して高い専門性と広い視野を兼ね備えた人材の育成 ・現代社会の多様な生活問題に対応でき、市民生活の向上に寄与できる種々の資格をもった専門職業人の育成

<http://www.osaka-cu.ac.jp/academics/index.html>

【分析結果とその根拠理由】

各学部の専門分野の特性と整合するように、それぞれ教育研究の目的と人材育成の目標が設定され、それを実現するために、一ないし複数の学科を設置し、学部を構成している。

以上により、学部及びその学科の構成が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっている。

観点 2-1-②： 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

【観点に係る状況】

本学の教養教育は、いわゆる設置基準の大綱化以前より、教養学部を置かず、全学の教員が授業を提供する仕組みであったが、大綱化以後も、教養教育の名を全学共通教育と改め、すべての部局の教員が授業を担当することを原則として、全学的体制の下で実施されている。

現在、全学共通教育の実施責任を負うのは、平成 19 年度に全学共通教育運営委員会から改組された全学共通教育教務委員会である。本委員会は大学の教務関係を統括する教務担当部長が委員長を務め、大学全体の教育と学生関係諸業務を管轄する、教育担当副学長を本部長とする教育推進本部に属している。

全学共通教育教務委員会は、各学部等選出の委員各 1 名および後述の教科会議議長より構成され、月例の委員会を開催し、各年度の全学共通教育の科目の調整、担当者の決定、予算配分、TA配分などを審議決定すること

<p>(6) 第7条第3項に定める各教科会議議長</p> <p>(7) その他教育推進本部長が必要と認めた者</p> <p>(任期)</p> <p>第3条 前条第2号から第5号までに掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(審議事項)</p> <p>第4条 委員会は、次の事項を審議する。</p> <p>(1) 全学共通教育に関する事項</p> <p>(2) 2学部以上にわたる教務に関する事項</p> <p>(3) 全学共通教育と学部専門教育にわたる教務に関する事項</p> <p>(4) 学部間教務の連絡調整に関する事項</p> <p>(5) その他全学にわたる教務に関する事項</p>
--

資料2-1-2-C 全学共通教育教務委員会規程 (教科会議関連)

<p>大阪市立大学全学共通教育教務委員会規程 (抜粋)</p> <p>(教科会議)</p> <p>第7条 全学共通教育の内容、教育方法等を向上させるため、委員会のもとに、全学共通科目を次に掲げる教科に区分して、各教科に教科会議を置く。</p> <p>(1) 総合教育科目(A)</p> <p>(2) 総合教育科目(B)科目群「人間と社会」</p> <p>(3) 総合教育科目(B)科目群「歴史と文化」</p> <p>(4) 総合教育科目(B)科目群「自然と人間」</p> <p>(5) 総合教育科目(B)科目群「情報と人間」</p> <p>(6) 総合教育科目(B)科目群「初年次教育」</p> <p>(7) 基礎教育科目 (講義)</p> <p>(8) 基礎教育科目 (実験)</p> <p>(9) 外国語科目 (英語)</p> <p>(10) 外国語科目 (その他の外国語)</p> <p>(11) 健康・スポーツ科学科目</p> <p>2 教科会議は、各教科に属する科目担当の専任教員をもって組織する。</p> <p>ただし、前項第1号に定める教科会議には、委員会から選ばれた者若干名及び特任教員を加えることができる。</p> <p>3 各教科会議に議長を各1名置き、構成員の互選により定める。</p> <p>4 教科会議の組織及び運営については、別に定める。</p>

<p>全学共通教育教務委員会「教科会議」内規 (抜粋)</p> <p>(審議事項)</p> <p>第2条 各教科会議は、次の事項を審議し、必要に応じ、全学共通教育教務委員会に報告するものとする。</p> <p>(1) 各教科の教育目標、教育内容、教育方法等に関する事項</p> <p>(2) 各教科に関する全学的な連絡調整に関する事項</p> <p>(会議等)</p> <p>第4条 会議は、議長が召集し、その会議の日程・内容等を全学共通教育教務委員会の委員に連絡する。</p> <p>2 全学共通教育教務委員会の委員は、必要な場合に、会議に出席することができる。</p> <p>3 各教科会議は、各学部の意見を聴取するための機会を設けるものとする。</p>

資料2-1-2-D 英語教育開発センター規程

<p>大阪市立大学英語教育開発センター規程</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 センターは、本学における英語教育を統括し、より効果的かつ実効性のある英語教育を提供することを目的とする。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 センターは、その目的を達するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 英語教育の実施に関すること</p> <p>(2) カリキュラムの開発等英語教育の改善に関すること</p> <p>(3) 英語教育に係る図書及び資料の収集に関すること</p> <p>(4) その他前条の目的を達するために必要な事項</p>
--

【分析結果とその根拠理由】

本学の教養教育は、教育担当副学長と教育推進本部の統括のもと、全部局が参画する委員会体制により、全部局の教員が原則的に授業を担当する方式で、全学的に運営・実施されている。なお、特に英語教育については、ネイティブスピーカー教員を中心にして「読む・聞く・書く・話す」の4技能をバランスよく修得させることを目指す教育を、平成19年度より実施し始めたところである。また、教養教育の不断の改善を目指すための調査研究を行う大学教育研究センターを有している。

以上により、教養教育の体制は適切に整備され、機能している。

観点2-1-③： 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

本学は、修業年限前期2年、後期3年の博士課程をもつ経営学・経済学・法学・文学・理学・工学・生活科学の7研究科、修業年限2年の修士課程と修業年限4年の博士課程をもつ医学研究科、修業年限2年の修士課程、3年の博士課程をもつ創造都市研究科を置いている。また、平成20年度に、看護学研究科修士課程を設置した。各研究科には、大学院学則に定める目的、及び各研究科の人材育成目標など教育研究等の目的の達成のために、一ないし複数の専攻を置き（なお、法学研究科には、専門職学位課程として、法曹養成専攻がある）、教育研究活動を実施している。

資料2-1-3-A 各研究科の専攻構成（大阪市立大学大学院学則第3条の表）と人材育成の目標

研究科名	専攻名	人材育成の目標
経営学研究科	グローバルビジネス専攻	<p>(前期博士課程)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営諸科学に関する専門知識と研究能力を有する人材の育成 ・ビジネスとビジネス社会に関する課題発見能力・政策提言能力・変革マインドを兼ね備えた高度専門職業人の育成 <p>(後期博士課程)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営諸科学に関する高度な専門知識を有する自立した研究者の育成 ・民間部門・公的部門・非営利組織などの学問的諸課題について、高度な研究を推進する研究者の育成

<p>経済学研究科</p>	<p>現代経済専攻</p>	<p>(前期博士課程)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高度な経済学的知識を習得したうえで種々の現実問題に取り組み、問題の解決に資することができる総合的能力をもったジェネラル・エコノミストの育成 ・国内外における経済関係領域において、専門的知識と主体的行動力を生かして十分活躍できる人材の育成 <p>(後期博士課程)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・より高度な専門分野の研究に特化しつつも、広い視野と現実的な感覚を豊かに持つアドバンスト・エコノミストの育成 ・国際的な経済活動の舞台において専門的知識と豊富なキャリアを生かして十分活躍できる人材の育成
<p>法学研究科</p>	<p>法学政治学専攻</p>	<p>(前期博士課程) (後期博士課程)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・比較法的・歴史的・基礎法的研究能力を有する法学研究者の育成 ・高度の研究能力を有する政治学研究者の育成 ・法学政治学に関する高度の能力を有する職業人の育成
	<p>法曹養成専攻</p>	<p>(専門職学位課程)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい法的課題に果敢にチャレンジする精神を持ち、現にある法律の解釈にとどまらない批判的精神を有し、さらに、紛争当事者の苦悩に共鳴できる豊かな人間性を有する法曹の育成 ・「企業の法的ニーズ」、あるいは「社会的弱者を含む市民の日常的法的ニーズ」や「国際取引や外国人を当事者とする法的ニーズ」に応える人材の育成
<p>文学研究科</p>	<p>哲学歴史学専攻 人間行動学専攻 言語文化学専攻 アジア都市文化学専攻</p>	<p>(前期博士課程)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人文科学や行動科学の分野において、先端的知識と方法を身につけ独創的研究をみずから行いうる人材の育成 ・地域の教育に貢献し、都市が抱えるさまざまな問題の解決に応えうる高度専門職業人の育成 ・生涯学習への意欲をもち、人間、社会、文化、言語に対する深い理解を通して、国際社会・地域社会においてさまざまな文化的活動を担うことのできる高度教養人の育成 <p>(後期博士課程)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人文科学・行動科学の最先端の研究課題を創造的に探究する高度な研究能力を備えた研究者の育成 ・国内外の教育研究組織や機関と連携し、人文科学・行動科学の国際的、学際的な研究を主導的に推進する研究者の育成
<p>理学研究科</p>	<p>数物系専攻 物質分子系専攻 生物地球系専攻</p>	<p>(前期博士課程)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鋭い問題意識と解決能力をもち、先端科学・技術の発展と応用展開を推進できる研究者・高度専門的職業人の育成 ・中高教員などの教育職や各省庁、地方公共団体及び民間企業におけるIT、情報、物理、化学、製薬、バイオ、環境などの分野で、研究・開発の中核として活躍できる人材の育成 <p>(後期博士課程)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最先端科学の研究課題を先導的に推進し、世界にはばたく研究者・高度専門的職業人の育成 ・大学、国公立や民間の研究機関及び企業の研究開発のなかで、基礎及

		び応用研究をリードする研究者、世界を舞台に活躍できる人材の育成
工学研究科	機械物理系専攻 電子情報系専攻 化学生物系専攻 都市系専攻	(前期博士課程) ・工学の各専門分野における技術者及び研究者として、より深い専門知識と応用力を有する人材の育成 ・工学的課題を発見する能力及びその課題を解決する能力を備えた人材の育成 ・高度なコミュニケーション能力を備え、国際的に活躍できる人材の育成 (後期博士課程) ・高度な研究開発能力を備え、研究・教育の中核を担い、社会に対して主体的に貢献できる人材の育成 ・工学の各専門分野において独創的な研究開発を推進できる人材の育成 ・工学の各専門分野における創造性と問題解決能力を有し、産官学の研究開発領域で十分な指導力を発揮できる人材の育成
医学研究科	医科学専攻	(修士課程) ・最先端の講義あるいは臨床実習を通じて、より高度な医学知識や技術を修得する医師以外の医療職者、研究者、企業人の育成
	基礎医科学専攻 臨床医科学専攻	(博士課程) ・最先端研究を先導的に推進し、独創性に富み、世界的に活躍する医学研究者の育成 ・大学、研究機関における基礎的あるいは臨床的研究をリードする指導者の育成
看護学研究科	看護学専攻	(修士課程) ・看護学の進歩と看護教育の発展を推進できる教育者・研究者の育成 高度な看護実践能力と看護実践の場で教育・指導的役割を担う高度専門職の育成
生活科学研究科	生活科学専攻	(前期博士課程) ・現代社会の生活問題を学際・複合的に解明し、問題解決能力をもった研究者や高度専門職業人の育成 (後期博士課程) ・理論と実践の両面から生活科学研究の最先端を担う研究者の育成
創造都市研究科	都市ビジネス専攻 都市政策専攻 都市情報学専攻	(修士課程) ・社会の第一線で活躍する社会人に対し、高度の学問知識と問題解決の高い能力を獲得させる ・各研究分野に明確な育成目標を掲げ、企業・公共団体・非営利団体の各分野でイノベーションを遂行する人材を育成する ・社会経済の指導者に必要な人格を磨き、将来を見通す見識とリーダーシップを涵養する
	創造都市専攻	(後期博士課程) ・産業振興、公共政策、地域再生、都市情報基盤整備などの都市のかかえる諸課題に対し、卓越した研究能力と創造的な問題解決能力を持った実務的な研究者、「実践的な知」「役立つ知」の創造を担うことができる人材を育成 ・国内外の諸都市の諸課題に対し、国際的、学際的な研究・交流をすすめる、実践上の卓越した知見の創造に貢献することができる研究者を育成

<http://www.osaka-cu.ac.jp/academics/index.html>

【分析結果とその根拠理由】

10 研究科は、本学の教育研究上の目的に沿って設置され、研究科の一ないし複数の専攻は、それぞれの人材育成の目標を実現するため、各研究科の専門性をさらに明確に区分して設定されたものである。

以上により、研究科及びその専攻の構成は、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっている。

観点 2-1-④： 別科，専攻科を設置している場合には，その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

該当しない。

【分析結果とその根拠理由】

該当しない。

観点 2-1-⑤： 全学的なセンター等を設置している場合には，その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

本学の教育研究に関わる全学的なセンター等には、学則に規定された以下のようなものがあり、それぞれの教育研究等における機能は規程に明記されている（資料 2-1-5-A～C）。

なお、学則記載以外の全学的な利用に供するおもなセンターとして、別表のものがあり、前者と併せて教育研究上の機能が明確に規定されている。（資料 2-1-5-D）

資料 2-1-5-A 大阪市立大学学則に規定されたセンター等（後掲各センター規程参照）

<p>大阪市立大学学則（抜粋） （学部等） 第 2 条（略） 5 大学に学術情報総合センター、文化交流センター、都市健康・スポーツ研究センター、人権問題研究センター、大学教育研究センター及び都市研究プラザを置く。 6 理学部に附属植物園を、医学部に附属病院及び附属刀根山結核研究所を置く。 7 この規則に定めるもののほか、教育推進本部、研究推進本部及び地域貢献推進本部並びに学術情報総合センター、文化交流センター、都市健康・スポーツ研究センター、人権問題研究センター、大学教育研究センター、都市研究プラザ、理学部附属植物園、医学部附属病院及び医学部附属刀根山結核研究所については、別に定める。</p>
--

http://www.osaka-cu.ac.jp/about/commons/rule/reiki_honbun/ax02100031.html

資料 2-1-5-B 学則第 2 条第 5 項記載センターとその機能

センター名	機能（各センター規程におけるセンターの機能に関する規定の該当箇所）
学術情報総合センター	<p>（目的）</p> <p>第1条 大阪市立大学学術情報総合センター（以下「センター」という。）は、学術情報の収集及び提供並びに情報システムの研究開発を行うことにより、大阪市立大学における教育研究に資するとともに、学術文化の交流及び発展に寄与することを目的とする。</p>
文化交流センター	<p>（目的）</p> <p>第1条 大阪市立大学文化交流センター（以下「センター」という。）は、大阪市立大学を中心とする大学教員等による知的情報の提供及び交流を推進して、大学における学術研究の成果を社会に還元し、あわせて学術文化の振興に寄与することを目的とする。</p> <p>（事業）</p> <p>第2条 センターは、次の事業を行う。</p> <p>(1) セミナー及び公開講座の開催</p> <p>(2) シンポジウム及び講演会の開催</p> <p>(3) その他前条の目的を達するために必要な事業</p>
都市健康・スポーツ研究センター	<p>（目的）</p> <p>第1条 大阪市立大学都市健康・スポーツ研究センター（以下「センター」という。）は、体育に関する研究、調査及び教育を行うことを目的とする。</p> <p>（事業）</p> <p>第2条 センターは、その目的を達成するために、次の事業を行う。</p> <p>(1) 体育に関する研究、調査及び教育</p> <p>(2) その他センターの目的達成に必要な事項</p>
人権問題研究センター	<p>（目的）</p> <p>第2条 センターは、人権問題の解決に寄与するため、本問題に関して、研究、調査及び教育を行うことを目的とする。</p> <p>（事業）</p> <p>第3条 センターは、その目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 人権問題に関する研究、調査及び教育</p> <p>(2) 人権問題に関する資料の収集</p> <p>(3) 人権問題に関する図書、資料の刊行</p> <p>(4) その他センターの目的達成に必要な事項</p>
大学教育研究センター	<p>（目的）</p> <p>第2条 センターは、大学及び大学院における教育（以下「大学教育」という。）に関する研究及び調査を行うとともに、本学における大学教育の改善を支援することを目的とする。</p> <p>（事業）</p> <p>第3条 センターはその目的を達するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 大学教育に関する研究、調査、企画及び提案に関すること</p> <p>(2) 大学教育に係る点検、評価及び改善に関すること</p> <p>(3) その他前条の目的を達するために必要な事項</p>
都市研究プラザ	<p>（目的）</p> <p>第2条 プラザは、都市研究の「広場」として学内外の都市研究のネットワークの核となるとともに、地域社会に溶け込んだ活動を通じて都市に関する学術的及び政策的研究を推進し、学術的及び政策的提言並びに人材育成を行うことにより、都市問題の解決及び都市の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>（事業）</p> <p>第3条 プラザは、次に事業を行う。</p> <p>(1) 多様な形態の都市に関する共同研究事業</p>

	<p>(2) 国際会議、講演会、シンポジウム等学術及び政策研究交流事業</p> <p>(3) 都市研究領域における研究者育成事業</p> <p>(4) 都市研究に関する学術出版物の刊行</p> <p>(5) 海外の都市研究組織との交流及び連携</p> <p>(6) 都市文庫、経済研究所文庫、瀬川文庫等の管理及び運用並びに国内外の資料の収集及び整理</p> <p>(7) 前各号に定めるもののほか、前条に掲げる目的を達成するために必要な事業</p>
--	--

<http://www.osaka-cu.ac.jp/academics/index.html>

資料 2-1-5-C 学則第 2 条第 6 項記載センターとその機能

センター名	機能（各センター規程におけるセンターの機能に関する規定の該当箇所）
理学部附属植物園	第 1 条 大阪市立大学理学部附属植物園（以下「植物園」という。）は、生物学特に植物学の研究を行うとともに、市民の科学知識の醸成に資することを目的とする。
医学部附属病院	（目的） 第 2 条 病院は、大阪市立大学医学部（大学院医学研究科を含む。）における医学の教育、研究及び診療を行うことを目的とする。
医学部附属刀根山結核研究所	第 1 条 大阪市立大学医学部附属刀根山結核研究所（以下「結核研究所」という。）は、結核病学に関する研究を行うことを目的とする。

<http://www.osaka-cu.ac.jp/academics/index.html>

資料 2-1-5-D 学則記載外センターとその機能

センター名	機能（各センター規程におけるセンターの機能に関する規定の該当箇所）
工作技術センター	（目的） 第 2 条 センターは、学内共同利用施設として、機器類の工作、加工及び開発を行うことにより研究教育の進展に資することを目的とする。 http://www.central-workshop.osaka-cu.ac.jp/
証券研究センター	（目的） 第 2 条 センターは、大阪市立大学瀬川学術振興基金の収益金を受け、大阪市立大学における証券関係講座の整備充実及び証券に関する調査研究の推進・助成を図ることを目的とする。 （事業） 第 3 条 センターは、その目的を達成するため、次の事業を行う。 （1）証券関係講座の整備充実 （2）証券関係図書（瀬川文庫）の収集整理 （3）証券に関する調査研究の助成 （4）証券に関する学術出版の助成 （5）証券に関する国際学術交流の推進・助成 （6）その他目的達成に必要な事業 http://www.osaka-cu.ac.jp/academics/commons/bond.html

<p>大学史資料室</p>	<p>(目的) 第2条 資料室は、本学の歴史に関する資料等の収集、整理及び保管を行い、今後の大学史編集に備えることを目的とする。</p> <p>(業務) 第3条 資料室は、その目的を達するため、次の業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 大阪市立大学百年史編集委員会によって収集された資料の整理及び保管 (2) 大学に関する各種資料、データの収集、整理及び保管 (3) 寄贈資料の受入れ、整理及び保管 (4) その他目的達成に必要な業務 <p style="text-align: right;">http://www.osaka-cu.ac.jp/faculties/archives/index.html</p>
<p>新産業創生研究センター</p>	<p>(新産業創生研究企画推進委員会) 第4条 新産業創生研究及び産学官連携の推進を図るため、新産業創生研究企画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>2 前項の目的に沿う業務を行うため、本学に新産業創生研究センター（以下「センター」という。）を置く。</p> <p>(センターの業務) 第12条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 新産業創生研究の対象となる研究の創出・推進支援に関する事 (2) 国や産業界等の情報収集及び外部資金の導入に向けた支援に関する事 (3) 新産業創生研究及び産学官の連携の情報発信に関する事 (4) 特許申請の支援など知的財産権に関する事 (5) 受託研究・共同研究の実施の支援に関する事 (6) その他新産業創生研究及び産学官の連携に関する事 <p style="text-align: right;">http://www.osaka-cu.ac.jp/cooperation/rcii/index.html</p>
<p>保健管理センター</p>	<p>(設置) 第1条 本学学生の保健管理及びカウンセリング並びに教職員の診療を行うため、本学に保健管理センターを設置する。</p> <p>(業務) 第2条 保健管理センターは、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 学生の健康相談及び保健指導 (2) 学生の定期及び臨時の健康診断の実施並びにその事後措置 (3) 学生及び教職員の診療 (4) 学生のカウンセリングに関する業務 (5) その他保健管理に関する業務 <p style="text-align: right;">http://www.osaka-cu.ac.jp/faculties/health/index.html</p>

【分析結果とその根拠理由】

本学には、学則に規定されたもの、それ以外のものを含めてさまざまな機能を持つセンターがある。それらの機能は、すべて本学の教育研究等の目的に沿うように設定されたものである。

以上により、全学的なセンター等は、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっている。

観点 2-2-①： 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

【観点に係る状況】

教育活動に係る重要事項を審議するため、大学には教育研究評議会を置いている。各学部、研究科においては、学部教授会、研究科教授会を置いている。また、教授会に準じるものとして、都市健康・スポーツ研究センターと人権問題研究センターにセンター教員会議、大学教育研究センターにセンター研究員会議を置いている。

大学全体の教育活動に係る重要事項は、毎月1回開催される教育研究評議会において審議、決定している。各学部と研究科及びセンターは、学則に基づく教授会運営のための内規を定め、原則として毎月1回以上の定例教授会を開催し、学則に定める審議事項を審議している。

資料2-2-1-A 教育研究評議会に関する規定

<p>公立大学法人大阪市立大学定款（抜粋）</p> <p>（設置及び構成）</p> <p>第20条 市立大学の教育研究に関する重要事項を審議するため、市立大学に教育研究評議会を置く。</p> <p>2 教育研究評議会は、次に掲げる委員をもって構成する。</p> <p>(1) 学長</p> <p>(2) 副学長</p> <p>(3) 学長が指名する理事</p> <p>(4) 学長が定める教育研究上重要な組織の長</p> <p>(5) 教育研究評議会が定めるところにより学長が指名する職員</p> <p>（招集及び議事）</p> <p>第21条 教育研究評議会は、学長が招集する。</p> <p>2 教育研究評議会に議長を置き、学長をもって充てる。</p> <p>3 議長は、教育研究評議会を主宰する。</p> <p>4 教育研究評議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>5 教育研究評議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>（審議事項）</p> <p>第22条 教育研究評議会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 中期目標について市長に対し述べる意見及び年度計画に関する事項のうち、市立大学の教育研究に関するもの</p> <p>(2) 法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、市立大学の教育研究に関するもの</p> <p>(3) 学則（法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項</p> <p>(4) 教員の人事に関する方針及び基準に係る事項</p> <p>(5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項</p> <p>(6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項</p> <p>(7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項</p> <p>(8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、市立大学の教育研究に関する重要事項</p> <p>大阪市立大学学則（抜粋）</p> <p>（教育研究評議会）</p> <p>第44条 教育研究評議会は、次の事項を審議する。</p> <p>(1) 中期目標について大阪市長に対し述べる意見及び年度計画に関する事項のうち、大学の教育研究に関するもの</p> <p>(2) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）により大阪市長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、大学の教育研究に関するもの</p> <p>(3) この規則及び大阪市立大学大学院学則の改正並びに教育研究に関する規程の制定及び改廃に関する事項</p> <p>(4) 教育研究評議員の任期に関する事項</p> <p>(5) 教員の人事に関する方針及び基準に係る事項</p>

- (6) 教員の降任、解雇及び懲戒処分等の審査に関する事項
- (7) 教員の休職期間に関する事項
- (8) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (9) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (10) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (11) 学生の身分に関する重要事項
- (12) 学生の厚生補導に関する事項
- (13) 教授会その他の機関の連絡調整に関する事項
- (14) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (15) 前各号に掲げるもののほか、大学における教育研究に関する重要事項

定款 http://www.osaka-cu.ac.jp/about/commons/rule/reiki_honbun/ax02100011.html

学則 http://www.osaka-cu.ac.jp/about/commons/rule/reiki_honbun/ax02100031.html

資料 2-2-1-B 研究科教授会の審議事項

大阪市立大学大学院学則 (抜粋)

(研究科教授会)

第37条 大学院の各研究科に研究科教授会を置き、当該研究科に所属する教授をもってこれを組織する。ただし、必要があるときは、教育研究評議会の承認を経て当該研究科に所属する准教授その他の教員を加えることができる。

2 研究科教授会は、次の事項を審議する。

- (1) 教員の人事に関する事
- (2) 研究科長及び教育研究評議員の選挙に関する事
- (3) 研究及び教授に関する事
- (4) 学位の授与に関する事
- (5) 課程及び専攻に関する事
- (6) 学生の入学、留学、退学その他学生の身分に関する事
- (7) 科目等履修生及び研修生に関する事
- (8) 研究科の内規の制定及び改廃に関する事
- (9) その他研究科における重要事項

http://www.osaka-cu.ac.jp/about/commons/rule/reiki_honbun/ax02100041.html

資料 2-2-1-C 学部教授会の審議事項

大阪市立大学学則 (抜粋)

(教授会等)

第41条 各学部に教授会を、都市健康・スポーツ研究センターに都市健康・スポーツ研究センター教員会議を、人権問題研究センターに人権問題研究センター教員会議を、大学教育研究センターに大学教育研究センター研究員会議を置く。

2 教授会は教授をもって組織する。ただし、教育研究評議会の承認を経て准教授その他の教員を加えることができる。

3 都市健康・スポーツ研究センター教員会議、人権問題研究センター教員会議及び大学教育研究センター研究員会議については、別に定める。

第42条 学部教授会は、次の事項を審議する。

- (1) 教員の人事に関する事項
- (2) 学部長及び教育研究評議員の選挙に関する事項
- (3) 研究に関する事項
- (4) 学科、課程及び履修方法に関する事項
- (5) 学生の入学、留学、退学、卒業その他学生の身分に関する事項
- (6) 科目等履修生及び研修生に関する事項

(7) 学部の内規の制定及び改廃に関する事項
(8) その他学部における重要事項

http://www.osaka-cu.ac.jp/about/commons/rule/reiki_honbun/ax02100031.html

資料 2-2-1-D 各研究科教授会の概要

研究科名	構成員	開催頻度 (平成 19 年度)	備考
経営学研究科	全教員	原則的に月 1 回	学部教授会と同日開催 教授人事のみ教授限定教授会
経済学研究科	全教員	原則的に月 1 回	学部教授会と同日開催 博士の学位授与に係る審議については教授のみ
法学研究科	全教員	原則的に月 1 回	学部教授会と同日開催 法曹養成専攻は別途月 1 回の専攻会議を開催し、研究科教授会へ内容報告
文学研究科	全教員	原則的に月 1 回	学部教授会と同日開催 学位授与に関しては、別に論文指導教授のみの博士論文審査会を開催、結果を教授会に報告 教授会の下に「教室会議」「教室・専修代表者会議」を設けている
理学研究科	教授	原則的に月 1 回	研究、大学院教育、管理運営等に関してすべて研究科教授会で審議 各専攻の主任・副主任で主任会を構成し、教授会事項の事前調整を行う
工学研究科	教授	原則的に月 1 回	専攻長会議を設け、教授会の事前の議題整理を行う 研究科長専決事項、専攻長会議審議事項を設定
医学研究科	教授	原則的に月 2 回	医学部医学科会議（教授会相当）と同日開催
看護学研究科	教授	原則的に月 1 回	医学部看護学科会議（教授会相当）と同日開催
生活科学研究科	全教員	原則的に月 1 回	学部教授会と同日開催 審議内容により、限定教授会 教授会の 1 週間前に学科主任会議（研究科長、教育研究評議員、全学評価委員、各学科主任で構成）を開催
創造都市研究科	全教員	原則的に月 1 回	

資料 2-2-1-E 各学部教授会の概要

学部名	構成員	開催頻度 (平成 19 年度)	備考
商学部	全教員	原則的に月 1 回	研究科教授会と同日開催
経済学部	全教員	原則的に月 1 回	研究科教授会と同日開催
法学部	全教員	原則的に月 1 回	研究科教授会と同日開催
文学部	全教員	原則的に月 1 回	研究科教授会と同日開催
理学部	教授	原則的に月 1 回	研究科教授会と同日開催
工学部	教授	原則的に月 1 回	研究科教授会と同日開催
医学部医学科	教授	原則的に月 2 回	医学部医学科会議として開催
看護学科	教授	原則的に月 1 回	医学部看護学科会議として開催
生活科学部	全教員	原則的に月 1 回	研究科教授会と同日開催

【分析結果とその根拠理由】

教育活動に係る重要事項を審議するため、大学には教育研究評議会を置き、各学部、研究科においては、学部教授会、研究科教授会を置いている。この他、都市健康・スポーツ研究センターと人権問題研究センターにセンター教員会議、大学教育研究センターにセンター研究員会議を置いている。

大学全体の教育活動に係る重要事項は、毎月1回開催される教育研究評議会において審議、決定し、各学部、研究科教授会及びセンター教員会議は、原則として毎月1回以上の定例教授会を開催し、教育活動など学則に定める事項を審議している。

以上により、教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っている。

観点 2-2-②： 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

【観点に係る状況】

大学全体では、教育推進本部が教育活動全般を統括し、その下部組織として、全学共通教育の教育課程や教育方法などを検討するための組織である全学共通教育教務委員会、複数学部にわたる専門教育および大学院教育の教育課程や教育方法などを検討する学部・大学院教務委員会が設置されている。教育推進本部は教育担当副学長を本部長とし、教務・学生両担当部長、文系・理系各研究科長・学部長代表、大学運営本部事務部長、学生支援・入試担当・学生担当・学務企画4課長で構成され、月例の本部会議を開催する。全学共通教育教務委員会、学部・大学院教務委員会は教務担当部長を委員長とし、各研究科・学部選出の委員により構成され、前者は月例、後者は随時会議を開催し、それぞれの任務を遂行している。

各学部・研究科においては、教務委員会等が組織されている。多くの部局では月1回程度開催し、教授会と連携しつつ、各研究科・学部独自の教育課程や教育方法などについての事項を検討している。

資料 2-2-2-A 教育推進本部規程

<p>大阪市立大学教育推進本部規程（抜粋）</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、大阪市立大学学則第2条第6項の規定に基づき、大阪市立大学（以下「本学」という。）における教育の基本方針を検討し施策を推進するとともに、学生生活に関する包括的な支援を行うために本学に設置する教育推進本部（以下「本部」という。）の任務、組織その他本部に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（任務）</p> <p>第2条 本部は、役員会等の了承のもとに、次に掲げる事項及びその基本方針について審議及び決定し、具体的な方策を実施する。</p> <p>（1） 教務に関する事項</p> <p>（2） 学生生活に関する事項</p> <p>（3） 入試に関する事項</p> <p>（4） 留学生に関する事項</p> <p>（5） 就職支援その他学生に対する支援に関する事項</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 本部は、次に掲げる者をもって組織する。</p> <p>（1） 教育担当副学長</p> <p>（2） 教務担当部長及び学生担当部長</p> <p>（3） 文系研究科長の代表及び理系研究科長の代表</p> <p>（4） 大学運営本部事務部長</p>

- (5) 大学運営本部学生支援課長、入試担当課長、学生担当課長及び学務企画課長並びに医学部・附属病院運営本部学務課長
- (6) その他教育担当副学長が必要と認めた者

資料 2-2-2-B 全学共通教育教務委員会規程

全学共通教育教務委員会規程 (抜粋)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教務担当部長
- (2) 各研究科教授会から選ばれた教員各1名
- (3) 人権問題研究センター研究員会議から選ばれた教員1名
- (4) 大学教育研究センター研究員会議から選ばれた教員1名
- (5) 都市健康・スポーツ研究センター教員会議から選ばれた教員1名
- (6) 第7条第3項に定める各教科会議議長
- (7) その他教育推進本部長が必要と認めた者

(任期)

第3条 前条第2号から第5号までに掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第4条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 全学共通教育に関する事項
- (2) 2学部以上にわたる教務に関する事項
- (3) 全学共通教育と学部専門教育にわたる教務に関する事項
- (4) 学部間教務の連絡調整に関する事項
- (5) その他全学にわたる教務に関する事項

資料 2-2-2-C 学部・大学院教務委員会規程

学部・大学院教務委員会規程 (抜粋)

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教務担当部長
- (2) 各研究科教授会から選ばれた教員各1名
- (3) その他教育推進本部長が必要と認めた者

(審議事項)

第4条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 2学部以上にわたる学部専門教育に関する事項
- (2) 2研究科以上にわたる大学院教育に関する事項
- (3) その他学部専門教育及び大学院教育に関する事項

資料 2-2-2-D 各学部教務関連委員会一覧 (各研究科・学部内規に準拠)

学部・研究科名	委員会名称	構成員	開催頻度	備考
経営学研究科 商学部	大学院教務委員会 学部教務委員会	教員2名 教員2名	月1回程度	学部教務委員は全学共通教育担当と学部専門教育担当で任務分担
経済学研究科 経済学部	教務委員会	教員4名	月1回程度	学部教務担当2名 大学院教務担当2名
法学研究科 法学部	研究教育体制委員会	教員6名	月1回程度	学部教務1名、大学院教務1名、全学教務2名、FD委員2名

				重要事項審議については、研究科長・副研究科長出席
文学研究科 文学部	教務委員会	教員5名	全体会議は原則 月1回	総括・大学院担当1名、学部第1部担当1名、学部第2部担当1名、全学教務（共通教育・教職課程各1名）担当2名
理学研究科 理学部	教務委員会	各学科1名 全学教務委員2名 計8名	月1回	学部と研究科教務を兼務
工学研究科 工学部	研究科教務委員会 学部教務委員会	各学科1名 計10名 原則は研究科教務委員会と同一	適宜 適宜	委員長は両委員会で別
医学研究科 医学部	研究科運営委員会 医学科教務委員会	教授11名 講師以上20名	適宜 月1回	入試の検討等を含む 各講座より選出
看護学研究科 医学部看護学科	教務委員会	講師以上7名	適宜	研究科・学科横断的組織としている
生活科学研究科 生活科学部	大学院教務委員会 学部教務委員会	准教授以上8名 准教授以上6名	原則月1回以上 原則月1回以上	研究科長・評議員含む
創造都市研究科	教務委員会	教員計8名	月1回	研究分野から各1名

【分析結果とその根拠理由】

大学全体の教育活動を統括するのは教育担当副学長を本部長とする教育推進本部で、教務・学生両担当部長、文系・理系各研究科長・学部長代表、大学運営本部事務部長、学生支援・入試担当・学生担当・学務企画4課長で構成されており、教職員が一体となった体制が組織されている。さらにその下には、各研究科・学部選出の委員で構成される全学共通教育教務委員会や学部・大学院教務委員会が設置されている。これらは会議の月例開催など定期的に活動し、それぞれ規定された教育活動に関する任務を遂行している。

また、各研究科・学部においては、教務委員会等が組織され、多くの部局で月1回の頻度で定期的に行われ、教務関係事項を検討している。

以上により、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成であり、また、必要な回数での会議を開催し、実質的な検討を行っている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

教育推進本部を設け、教員・職員合同で、各部局を超え、全学規模で教育体制の推進と見直しなどを行う組織的取組を実施している。

原則的に、すべての学部の教員が全学共通科目を担当し、教養教育に関与している。

【改善を要する点】

全学共通教育が、人員削減の状況の中で、主として担当者の退職不補充の理由により、科目提供に若干の偏り

が生じている。この点は、共通教育科目体系の再編成と整理が必要であると思われる。

(3) 基準2の自己評価の概要

本学は、教育研究の目的を達成するために、商学部、経済学部、法学部、文学部、理学部、工学部、医学部、生活科学部の8学部を置いており、商、経済、法、文4学部には、第2部（夜間課程）を併設している。

学部はその専門分野の特性と整合するように、それぞれ教育研究の目的と人材育成の目標を設定し、それを実現するために、一ないし複数の学科を設置し、学部を構成している。

本学の教養教育は全学共通教育と称し、すべての部局の教員が授業を担当することを原則として、全学的体制の下で実施されている。ただ、担当者減により科目提供に偏りが生じている。

現在、全学共通教育の実施責任を負うのは、大学の教務関係を統括する教務担当部長が委員長を務める全学共通教育教務委員会であり、教育担当副学長を本部長とする教育推進本部に属している。

全学共通教育教務委員会のもとには、全学共通教育科目を11教科に区分し、その各教科に属する科目担当の専任教員が組織する教科会議がおかれ、各教科の教育目標、教育内容、教育方法等に関する事項を審議するとともに、全学共通教育の受け手である各学部の意見を聴取することとしている。

大学院10研究科は、本学大学院の教育研究上の目的に沿って設置され、研究科を構成する一ないし複数の専攻は、それぞれの人材育成の目標を実現するため、各研究科の専門性をさらに明確に区分して設定されたものである。

本学には、学則に規定されたもの、それ以外のものを含めてさまざまな機能を持つセンターがある。それらの機能は、すべて本学の教育研究等の目的に沿うように設定されたものである。

以上により、学部・研究科の構成、教養教育の実施体制、全学的なセンター等の構成は、本学の教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっている。

教育活動に係る重要事項を審議するため、大学には教育研究評議会をおき、各学部、研究科等においては、学部教授会等および研究科教授会を置いている。

大学全体の教育活動に係る重要事項は、毎月1回開催される教育研究評議会において審議、決定し、各研究科・学部教授会及びセンター教員会議は、原則として毎月1回以上の定例教授会を開催し、教育活動など学則に定める事項を審議している。

大学全体の教育活動を統括する教育推進本部の下、教育課程や教育方法等を検討するための組織である全学共通教育教務委員会、学部・大学院教務委員会が設置されている。教育推進本部は教育担当副学長を本部長とし、教務・学生両担当部長、文系・理系各研究科長代表、大学運営本部事務部長、学生支援・入試担当・学生担当・学務企画課長で構成され、月例の本部会議を開催する。

また、各学部・研究科においては、教務委員会等が組織され、多くの部局では原則として月例の会議を開催し、教務関係事項を検討している。

以上により、教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行い、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成であり、また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討を行っている。

基準3 教員及び教育支援者

(1) 観点ごとの分析

観点3-1-①: 教員組織編制のための基本の方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされているか。

【観点到係る状況】

本学は主要国立大学の大学院重点化に対応して、従来の学部学科に替え大学院研究科の専攻を教員組織の基礎とする基本の方針をもつ。各研究科の専攻は、教育・研究の弾力化、学際化に即応し、教員人事の柔軟性を担保しうるように大講座とし、教員の資格審査においても、各研究科とも大学院設置基準第9条の資格要件の充足を重視している。

研究科教員は各学部教員を兼ねる。学部は学科単位の教員組織をもつが、これは商学・経済学・法学・文学4学部および医学部看護学科では基本的に研究科専攻に対応した教員編制であり、理学・工学・生活科学3学部では、専攻を研究分野ごとに細分した学科に教員を編制している。なお、医学部では学部を講座別に編制している。

このような教員組織編制による教育課程の遂行に際しては、学科や学科を細分した教員単位である教室等が中心となり、学科主任・教室代表等がその統括責任を負う。

また、学校教育法・大学設置基準の改正にともない、教授・准教授・講師・助教を配置している。

資料3-1-1-A 教育研究体制と教員人事の運営に関する中期目標

III 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 教育研究体制等の改善

- (1) 柔軟な組織編成 教育研究体制及び支援体制について柔軟な組織編成を行う。
- (2) 教育研究等の支援体制の充実 教育研究及び社会貢献に係る支援体制の充実を図る。

2 人事制度の改善

- (1) 多様で柔軟な人事制度を構築し、優秀な教職員を確保する。

別添資料3-1-1-1 大阪市立大学学則別表

【分析結果とその根拠理由】

大学院研究科を基本とする教員組織編制の方針をもち、単位組織ごとに責任者を定めて、研究科専攻、学部学科の教育課程を運営している。以上により、教員組織編制のための基本の方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされている。

観点3-1-②: 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。

【観点到係る状況】

本学の教育課程は、全学共通教育及び専門教育で構成される学士課程並びに専門職学位課程を含む大学院課程からなっている。学生に対する教育・研究指導は、各研究科・学部所属の教員を中心に、附属センター等の教員

を含めた全学的な体制で行われている。

組織別の在籍専任教員数は資料3-1-2-Aのとおりである。なお、教育の一部は、教育内容をより充実したものとする目的で採用した特任教員及び非常勤講師により担われている。

資料3-1-2-A 組織別在籍専任教員数一覧

組織名	教授	准教授	講師	助教	合計	備考(収容定員)			
						学部		前期博士課程	後期博士課程
						第1部	第2部		
経営学研究科・商学部	18	14			32	800	200	60	30
経済学研究科・経済学部	19	13			32	800	260	60	42
法学研究科・法学部	24	12			36	600	180	30	30
文学研究科・文学部	42	25	1		68	572	160	120	96
理学研究科・理学部	50	46	23	2	121	592		164	123
工学研究科・工学部	48	32	20	7	107	1,120		294	129
医学研究科・医学部医学科	43	57	120	26	246	480		24	280
看護学研究科・医学部看護学科	11	4	6		21	230		20	
生活科学研究科・生活科学部	22	18	4	4	48	492		96	63
創造都市研究科	23	8	1		32			240	30
都市健康・スポーツ研究センター	2	3			5				
大学教育研究センター	1	4			5				
都市研究プラザ	1				1				
総計	304	236	175	39	754	5,686	800	1,108	823

(大阪市立大学教職員就業規則第2条に定める教員数。出向者を除く。特任教員を除く。)

(収容定員は、平成20年5月1日現在。このほかに、専門職学位課程である法科大学院の収容定員225がある。医学研究科及び創造都市研究科については、「前期博士課程」「後期博士課程」を「修士課程」「博士課程」と読み替える。)

【分析結果とその根拠理由】

本学の教育課程においては、大学設置基準、大学院設置基準及び専門職大学院設置基準に定められた教員数が十分に満たされるとともに、それぞれの研究科・学部等において、その教育・研究目的を担ううえで適切な構成の教授・准教授等が確保されている。

観点3-1-③： 学士課程において、必要な専任教員が確保されているか。

【観点に係る状況】

学士課程における大学設置基準に基づく必要な専任教員数と配置されている専任教員数は、資料3-1-3-Aのとおりである。

資料3-1-3-A 学士課程に配置される専任教員数

学部	学科	収容定員	設置基準で必要な専任教員数	専任教員数(現員)
----	----	------	---------------	-----------

		第1部	第2部	合計 (第2部)	うち教授数 (第2部)	教授	准教授	講師	助教	合計
商学部	商学科	800	200	14(5)	7(3)	18	14			32
経済学部	経済学科	800	260	14(5)	7(3)	19	13			32
法学部	法学科	600	180	14(5)	7(3)	19	9			28
文学部 *1	哲学歴史学科(第1部)	124	12	5(2)	3(1)	9	5			14
	人間行動学科(第1部)	204	14	8(3)	5(2)	11	3	1		15
	言語文化学科(第1部)	244	14	6(2)	3(1)	18	16			34
	人文学科(第2部)		120	(4)	(2)	9				9
理学部	数学科	96		7	4	9	8	5		22
	物理学科	124		7	4	10	10	5		25
	物質科学科	74		7	4	6	6	3		15
	化学科	106		7	4	9	7	3	2	21
	生物学科	118		7	4	10	10	7		27
	地球学科	74		7	4	6	5			11
工学部	機械工学科	112		7	4	5	1	4		10
	電気工学科	112		7	4	4	3	1	2	10
	応用化学科	112		7	4	5	3	1		9
	建築学科	112		7	4	5	2	2	1	10
	都市基盤工学科	112		7	4	5	4	2	1	12
	応用物理学科	112		7	4	5	3	2		10
	情報工学科	112		7	4	5	4	3		12
	バイオ工学科	112		7	4	5	3	1	1	10
	知的材料工学科	112		7	4	4	3	3	2	12
	環境都市工学科	112		7	4	4	4	1		9
	学科共通					1	2			3
医学部	医学科	480		140	30	43	57	120	26	246
	看護学科	230		12	6	11	4	6		21
生活科学部	食品栄養科学科	140		5	3	6	6	2		14
	居住環境学科	172		6	3	9	6	1	3	19
	人間福祉学科	180		8	4	7	6	1	1	15
大学全体		5,686	800	387(30)	164(17)	304	236	175	39	754

注) 特任教員は含まない

()内の第2部教員数は外教

*1 人文学科(第2部)の専任9名は第1部を兼任

【分析結果とその根拠理由】

すべての学部・学科において大学設置基準を満たし、かつ学士課程における充実した教育を遂行するために十分な専任教員数が確保されている。

観点3-1-④: 大学院課程(専門職大学院課程を除く。)において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

【観点に係る状況】

大学院課程（専門職大学院課程を除く。）における、大学院設置基準に基づく必要な専任教員数と配置されている専任教員数は、資料3-1-4-Aのとおりである。

資料3-1-4-A 大学院課程に配置される専任教員数

研究科	専攻・課程		設置基準で必要な専任教員数				現 員					
			合計	研究指導教員数		研究指導補助教員数	研究指導教員数				研究指導補助教員数	合計
				小計	教授数(内数)		教授	准教授	講師	小計		
経営学研究科	グローバルビジネス専攻	前期博士	9	5	4	4	18	14		32		32
		後期博士	9	5	4	4	18	2		20	12	32
経済学研究科	現代経済専攻	前期博士	9	5	4	4	17	11		28	4	32
		後期博士	9	5	4	4	11			11	21	32
法学研究科	法学政治学専攻	前期博士	10	5	4	5	18	10		28		28
		後期博士	10	5	4	4	24	12		36		36
文学研究科	哲学歴史学専攻	前期博士	7	4	2	3	9	5		14		14
		後期博士	7	4	2	3	9			9	5	14
	人間行動学専攻	前期博士	7	4	3	3	11	3		14	1	15
		後期博士	7	4	3	3	11			11	4	15
	言語文化学専攻	前期博士	5	3	2	2	18	16		34		34
		後期博士	5	3	2	2	18			18	16	34
	アジア都市文化学専攻	前期博士	5	2	2	3	4	1		5		5
		後期博士	5	2	2	3	4			4	1	5
理学研究科	数物系専攻	前期博士	7	4	3	3	19	18		37	10	47
		後期博士	7	5	4	2	19			19	28	47
	物質分子系専攻	前期博士	7	4	3	3	15	13		28	8	36
		後期博士	7	5	4	2	15			15	21	36
	生物地球系専攻	前期博士	7	4	3	3	16	15		31	7	38
		後期博士	7	5	4	2	16			16	22	38
工学研究科	機械物理系専攻	前期博士	7	5	4	2	10	5	1	16	6	22
		後期博士	7	4	3	3	10	2		12	10	22
	電子情報系専攻	前期博士	7	7	5	-	14	10		24	6	30
		後期博士	7	5	4	2	14	2		16	14	30
	化学生物系専攻	前期博士	7	5	4	2	10	6		16	2	18
		後期博士	7	4	3	3	10			10	8	18
	都市系専攻	前期博士	7	6	4	1	14	11		25	5	30

		後期 博士	7	4	3	3	14	3		17	13	30
医学研究科	医科学専攻	修士	12	6	4	6	43			43	203	246
	基礎医科学専攻	博士	60	35	24	25	43			43	203	246
	臨床医科学専攻	博士										
看護学研究科	看護学専攻	修士	12	6	4	6	9			9	9	18
生活科学研究科	生活科学専攻	前期 博士	6	5	4	1	22	18		40	8	48
		後期 博士	6	6	4	-	22			22	26	48
創造都市研究科	都市ビジネス専攻	修士	9	5	4	4	7	2		9		9
	都市政策専攻	修士	9	5	4	4	11	3	1	15		15
	都市情報学専攻	修士	7	5	4	2	6	3		9		9
	創造都市専攻	後期 博士	9	5	4	4	23	4		27	6	33

注) 特任教員は含まない。

【分析結果とその根拠理由】

すべての研究科・専攻において大学設置基準を満たす資格を有する教員数が確保されており、かつ大学院課程における充実した教育を遂行するために十分な専任教員数が確保されている。

観点3-1-⑤: 専門職大学院課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

【観点に係る状況】

本学の専門職大学院課程すなわち法科大学院（法学研究科法曹養成専攻）に配置される専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）は、資料3-1-5-Aのとおりである。

資料3-1-5-A 専門職大学院課程に配置される専任教員数

研究科	専攻	収容定員	設置基準で必要な専任教員数				専任教員の現員数				
			合計	教授数 (内数)	実務家 教員数 (内数)	うち 実務家 みなし 専任教 員数	合計	教授数	准教授	実務家 教員数 (内数)	うち 実務家 みなし 専任教 員数
法学研究科	法曹養成専攻	225	15	8	3	2	19	10	3	6	2

注) 実務家教員は特任教員。うち1名はフルタイムの「特定有期雇用教職員」。

【分析結果とその根拠理由】

専門職大学院である法科大学院（法学研究科法曹養成専攻）においては、専門職大学院設置基準を満たす資格を有する教員が確保され、かつ専門職大学院課程における教育を遂行するために必要な教員数も確保されている。

観点3-1-⑥：大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。）が講じられているか。

【観点に係る状況】

本学における教員採用については、基本的に公募制が採られる。公募制を原則としない研究科・学部においても、教員採用について複数の候補を挙げるなど、人事選考を硬直化させない手続的措置が内規等で定められている。教員組織の年齢構成は、学問分野の特性に応じ若干の差はあるが、各研究科・学部においては資料3-1-6-Aのとおりである。女性教員の比率は全学平均で11.4%となっている（資料3-1-6-B）。平成12年に策定した第三次大阪市立大学基本計画において女性教員の役割の重要性を確認しており、人事選考のさいの特別な配慮や、女性教員が研究・教育に専念できる環境づくりも目標としている（資料3-1-6-D）。また、中期計画には女性教員の支援体制の整備が謳われており、平成21年度より保育施設を開設する予定である。外国人教員の比率は全学平均で2.5%である（資料3-1-6-C）。このほか、教員の中には民間企業等における実務経験をもつ者もいる。

また、任期が定められた特任教員の制度を平成18年度4月より実施し、各研究科・学部等において教育・研究活動を充実したものとするため特任教授等を採用している（資料3-1-6-E）。

資料3-1-6-A 大阪市立大学における教員構成

(1) 専任教員の年齢別構成分布

年齢区分	教授	准教授	講師	助教	合計
30歳未満				1	1
30歳～40歳未満		43	65	22	130
40歳～50歳未満	65	129	95	10	299
50歳～60歳未満	178	59	13	5	255
60歳以上	61	5	2	1	69
合計	304	236	175	39	754

(※特任教授、出向者を含まない)

(2) 研究科等別の年齢別構成比率

組織名	30歳未満		30歳～40歳未満		40歳～50歳未満		50歳～60歳未満		60歳以上		合計
	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率	
経営学研究科・商学部			5	15.6	12	37.5	11	34.4	4	12.5	32
経済学研究科・経済学部			4	12.5	10	31.3	15	46.9	3	9.4	32
法学研究科・法学部			11	30.6	13	36.1	9	25.0	3	8.3	36
文学研究科・文学部			6	8.8	25	36.8	31	45.6	6	8.8	68
理学研究科・理学部	1	0.8	20	16.5	43	35.5	46	38.0	11	9.1	121
工学研究科・工学部			26	24.3	35	32.7	32	29.9	14	13.1	107
医学研究科・医学部医学科			43	17.5	120	48.8	67	27.2	16	6.5	246
看護学研究科・医学部看護学科			1	4.8	11	52.4	6	28.6	3	14.3	21
生活科学研究科・生活科学部			7	14.6	16	33.3	21	43.8	4	8.3	48
創造都市研究科			4	12.5	10	31.3	13	40.6	5	15.6	32

都市健康・スポーツ研究センター			1	20.0	3	60.0	1	20.0			5
大学教育研究センター			2	40.0	1	20.0	2	40.0			5
都市研究プラザ							1	100.0			1
合計	1	0.1	130	17.2	299	39.7	255	33.8	69	9.2	754

(※特任教授、出向者を含まない)

資料3-1-6-B 女性教員の比率

組織名	教授		准教授		講師		助教		教員合計		女性教員の比率(%)
	女性	全体	女性	全体	女性	全体	女性	全体	女性	全体	
経営学研究科・商学部	1	18	1	14					2	32	6.3
経済学研究科・経済学部		19	1	13					1	32	3.1
法学研究科・法学部	1	24	3	12					4	36	11.1
文学研究科・文学部	6	42	2	25		1			8	68	11.8
理学研究科・理学部	1	50	2	46	1	23		2	4	121	3.3
工学研究科・工学部	1	48		32	1	20		7	2	107	1.9
医学研究科・医学部医学科	1	43	3	57	11	120	8	26	23	246	9.4
看護学研究科・医学部看護学科	10	11	3	4	6	6			19	21	90.5
生活科学研究科・生活科学部	3	22	8	18	2	4	2	4	15	48	31.3
創造都市研究科	2	23	3	8		1			5	32	15.6
都市健康・スポーツ研究センター		2		3					0	5	0.0
大学教育研究センター		1	3	4					3	5	60.0
都市研究プラザ		1							0	1	0.0
合計	26	304	29	236	21	175	10	39	86	754	11.4

(※特任教授、出向者を含まない)

資料3-1-6-C 外国人教員の比率

組織名	外国人教員数	全教員数	外国人教員の比率(%)
経営学研究科・商学部	2	32	6.3
経済学研究科・経済学部	2	32	6.3
法学研究科・法学部	1	36	2.8
文学研究科・文学部	3	68	4.4
理学研究科・理学部		121	0.0
工学研究科・工学部	2	107	1.9
医学研究科・医学部医学科	6	246	2.4
看護学研究科・医学部看護学科		21	0.0
生活科学研究科・生活科学部	1	48	2.1
創造都市研究科	3	32	9.4
都市健康・スポーツ研究センター		5	0.0
大学教育研究センター		5	0.0

都市研究プラザ		1	0.0
英語教育開発センター			0.0
合計	20	754	2.7

(※特任教授、出向者を含まない)

資料 3-1-6-D 第三次大阪市立大学基本計画（平成 12 年 10 月）における「女性教員の採用」について

<p>II 基本計画 大学づくりの目標</p> <p>2 新しい教育システムの創造</p> <p>(5) 新しい教育システムの創造に向けて</p> <p>4) 女性教員の採用</p> <p>教育・研究における国際的通用性・共通性に関していえば、わが国の高等教育機関においては、女性教員の占める割合が先進諸国に比しきわめて低い現状がある。本学における女性教員の比率は、全体では 7.2%であり、国立大学の平均 (9.1%) とほぼ同じであるものの、公立 (19.8%)、私立 (16.0%) 大学に比べるとかなり低いといわなければならない (平成 12 年(2000 年)度現在)。</p> <p>男女共同参画社会の形成の実現をめざして、大阪市では「男女共同参画プラン」に基づき、女性の積極的な登用を進めており、また、国立大学協会では、今後 10 年間で女性教員の割合を 20%とする目標を定めるといった動きがある。</p> <p>また一方では、人文・社会科学系の学問領域を女性の視点から再構築することの必要性も唱えられており、こうした認識は、旧来の固定観念を打破し、かつ学際的な性格をもつ新しい学問の創造という点で積極的な意義をもつといえよう。また本学では、すべての学部において女子学生の占める割合が増大しつつあり、学生の教育においても女性教員の果たす役割は重要視されるべきであろう。学問の性質にもよるであろうが、全学的に女性教員を積極的に採用する方向を考えるべき時期が到来していることは確かである。加えて、そのためには女性であることのために教育・研究に専念できない環境は、これを改善し、産休・育休の代替要員を確保するなど、女性教員をサポートするシステムを整備すべきである。</p>

資料 3-1-6-E 特任教員の採用状況

組織名	特任教授	特任准教授	特任講師	特任助教	合計
経営学研究科・商学部	1				1
経済学研究科・経済学部	2				2
法学研究科・法学部	6				6
文学研究科・文学部	7	2	1		10
理学研究科・理学部	5	1	1	2	9
工学研究科・工学部			4	1	5
医学研究科・医学部医学科	2	1	1	2	6
看護学研究科・医学部看護学科	1		3		4
生活科学研究科	3			4	7
創造都市研究科	3	2			5
都市研究プラザ	4		2		6
英語教育開発センター		1	2		3
合計	35	7	13	9	64

資料 3-1-6-D 特任教員に関する就業規則

公立大学法人大阪市立大学教職員就業規則

第3条 この規則は、法人の教職員に適用する。

2 教員の人事等に関する事項について、公立大学法人大阪市立大学教員の人事等に関する特例規程に定めのある事項については、同規程の定めるところによる。

3 次に掲げる者の就業に関する事項については、別に定める。

(1) 特定有期雇用教職員（雇用期間の定めがあり、常時勤務する者（第4条第2項に基づき任期を付して採用される教職員を除く。））

(2) 短時間勤務教職員（雇用期間の定めがあり、所定勤務時間が常時勤務する者より短い者（第3号及び第4号に掲げる者を除く。））

〔以下、省略〕

公立大学法人大阪市立大学特定有期雇用教職員就業規則

第2条 この規則において「特定有期雇用教職員」とは、公立大学法人大阪市立大学教職員就業規則第3条第3項第1号に規定する者をいう。

2 この規則により雇用する特定有期雇用教職員は、次の各号に掲げる者（常時勤務する者に限る。）とし、その定義は各号に定めるとおりとする。

(1) 特任教員 教育又は研究に従事する者

〔以下、省略〕

公立大学法人大阪市立大学短時間勤務教職員就業規則

第2条 この規則において「短時間勤務教職員」とは、公立大学法人大阪市立大学教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第3条第3項第2号に規定する者をいう。

2 この規則により雇用する短時間勤務教職員は、次の各号に掲げる者（常時勤務する者を除く。）とし、その定義は各号に定めるものとする。

(1) 特任教員 教育又は研究に従事する者

〔以下、省略〕

【分析結果とその根拠理由】

本学における教員の年齢別構成分布は、各研究科・学部において偏りのない適切なものとなっている。女性教員の比率はなお少ないが、女性教員の役割が重要であることは全学の共通認識になっており、教員層における性別のバランスを見直すことが課題とされている。外国人教員等の任用も適切に行われている。また、民間企業等における実務経験をもつ者もあり、学問分野に応じて多様性が確保されている。本学においては、全体として教員組織の活動を活性化する適切な措置が講じられている。

観点3-2-①： 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。
特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

【観点到に係る状況】

教員の採用及び昇任は、「教員選考基準」に基づいて行われる（資料3-2-1-A）。この「教員選考基準」を受けて、各研究科・学部の多くはその内規等において、学問分野の特性に応じた教員採用・昇任の基準を定めている。また、上記「教員選考基準」において、教員とくに教授の教育上の能力や業績が重要な考慮事項として

掲げられることを受けて、各研究科・学部等の教員採用・昇任のさいに、学士課程における教育上の指導能力及び大学院課程における教育研究上の指導能力が評価の対象とされている。その評価は概ね、採用・昇任候補者が提出した書類に記述された経歴や業績等に基づいて行われる。

資料3-2-1-A 大阪市立大学教員選考基準

<p>大阪市立大学教員選考基準</p> <p>第1条 この基準は、本学に勤務する教授、准教授、講師及び助教（以下「教員」という。）の採用及び昇任についての選考基準を規定することを目的とする。ただし、医学研究科に勤務する教員の選考基準は、別に定める。</p> <p>第2条 教員の選考は、人格、学歴、職歴、著書、論文、学会における報告等に基づいて行わなければならない。</p> <p>第3条 教授は、前条に定めるところに従い、次の各号の1に該当する者の中から選考する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 博士の学位又はこれと同等と認められる外国の学位を有し、かつ教育能力をもつと認められる者 (2) 公刊された著書、論文、報告等により前号の学位保有者に相当する研究上の業績があり、かつ教育能力をもつと認められる者 (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学の教授としての経験を有し、かつ研究上教授上の業績がある者 (4) 大学の准教授、専任講師、又は短期大学の教授として3年以上在職し、かつ研究上教授上の業績がある者 (5) 大学卒業後13年以上の研究歴を有し、かつ研究上の業績のある者で教育能力をもつと認められる者。ただし、本人が短期大学卒業者のときは、15年以上の経歴を要する。 (6) 体育その他の技能に関する学科目を担当する者については、その学科目に関する学術・技能に秀いでかつ教育に経験がある者 (7) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有し、教育研究上の能力があると認められる者 <p>第4条 准教授は、第2条に定めるところに従い、次の各号の1に該当する者の中から選考する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 博士の学位若しくはこれと同等と認められる外国の学位を有する者 (2) 公刊された著書、論文、報告等により前号の学位保有者に相当する研究上の業績がある者 (3) 大学の准教授、専任講師、又は短期大学の教授として在職し、かつ研究上、教授上の業績がある者 (4) 大学卒業後にして2年以上、短期大学の助教又は専任講師として在職し、かつ研究上教授上の業績がある者。ただし、本人が短期大学卒業者のときは、3年以上の経歴を要する。 (5) 大学卒業後にして3年以上大学の助手として在職し、かつ研究上教授上の業績がある者、又はこれらの能力があると認められる者 (6) 大学大学院学生として3年以上在学し、研究上教授上の能力があると認められる者 (7) 大学卒業後6年以上の研究歴を有し、かつ研究上の業績のある者で教育能力をもつと認められる者。ただし、本人が短期大学卒業者のときは、8年以上の経歴を要する。 (8) 体育その他の技能に関する学科目を担当する者については、その学科目に関する学術・技能に秀いで、かつ教育能力をもつと認められる者 (9) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有し、教育研究上の能力があると認められる者 <p>第5条 講師は、第2条に定めるところに従い、教授及び准教授の資格に準じて選考する。</p> <p>第6条 助教は、第2条に定めるところに従い、次の各号の1に該当する者の中から選考する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 修士の学位又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者 (2) 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者 <p>附則 （省略）</p>

【分析結果とその根拠理由】

教員の採用・昇任の基準として、全学的な「教員選考基準」が定められ、各研究科・学部等においてはこの「教員選考基準」に従って教員採用・昇任が実施されている。「教員選考基準」においては、教員とくに教授の教育上の能力や業績が重要な考慮事項として掲げられており、学士課程における教育上の指導能力及び大学院課程にお

ける教育研究上の指導能力が評価の対象とされている。また、「教員選考基準」において教員の教育上の業績・能力が重要な考慮事項として掲げられることを受けて、各研究科・学部等による教員採用・昇任の選考過程において、学士課程における教育上の指導能力及び大学院課程における教育研究上の指導能力が評価の対象とされている。

以上から、本学においては教員採用・昇任について明確な基準が定められ、かつ適切な運用がなされている。また、教員採用・昇任のさいに、教員の教育上の指導能力も評価され、採用・昇任の可否の判断において適切に考慮されている。

観点3-2-②： 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

【観点に係る状況】

各研究科・学部において、教員の教育活動に対して学生による授業評価や自己評価委員会による評価が行われる（資料3-2-2-A）。とくに、全学共通教育の分野では、学生による授業評価アンケートを平成6年以降毎年実施している。さらに、平成18年4月には「公立大学法人大阪市立大学全学評価委員会規程」を制定し、これに基づいて設置された全学評価委員会を中心に、組織的な自己点検・評価体制も整備された。この全学評価委員会においては、毎年度に作成する「業務実績報告書」の教育活動についての自己評価欄の確認作業により、実質的に評価を実施している。

また、各研究科・学部における教育活動の成果と評価を全学で共有するために、全学的なFD研究会（平成9年度より開催されてきた大学教育研究会を発展させたもの）が平成15年度より恒常的に開催され、上記評価の結果を踏まえて、授業方法の工夫やカリキュラム作りなどに取り組んでいる（資料3-2-2-B）。

なお、本学の支援等を目的とする大阪市立大学校友会による顕彰事業の一環として、優れた授業を行い学生の教育に尽力した業績に対して教員を顕彰する「優秀教育賞」のほか、わかりやすいテキスト出版等の業績に対して教員を顕彰する「優秀テキスト賞」、学部・研究科での教育・研究活動において素晴らしい成績をあげた教員を顕彰する「高原賞」が設けられている。

資料3-2-2-A 各研究科・学部における授業評価実施状況の例

経営学研究科・商学部	学期ごとに学生による授業評価アンケートが行われる。その結果は集計されて、全体状況とともに個別教員の状況について報告され、改善を促している。
経済学研究科・経済学部	学生によるアンケートやコミュニケーション・カードによる授業評価を行う、その実施は科目担当者個人の裁量に拠っており、学部全体としては制度化されていない。
法学研究科・法学部	学期ごとに第1部・第2部の学生による授業評価アンケートが、開講科目すべてについて実施される。その結果は集計されて、全体状況とともに個別教員の状況について報告され、改善を促している。
文学研究科・文学部	科目担当者の裁量により、個別に授業に対する学生の評価を聴取しているが、制度化していない。平成20年度内に、文学部・文学研究科の授業を対象として、授業評価アンケートを行う仕組みを作り、実施するとともに、その評価を各教員にフィードバックする予定である。
理学研究科・理学部	4年毎に学部および大学院教育を含む自己評価点検を、外部委員を含めた委員会で行う。また、学部専門教育に関する授業評価アンケートを物理学科、物質科学科、化学科、生物学科、地球学科で実施する。学科ごとに統一したアンケート用紙を用意し、学年を問わずすべ

	<p>での専門科目の授業で実施する。アンケート結果は教室会議で回覧（物理学科）、ホームページに掲載（地球学科）、データを整理して毎年作成する冊子に掲載して配布（化学科）等している。地球学科ではアンケートに基づいて、授業改善のための議論を継続的に行っている。また、教員が担当した全科目（全学共通科目、専門科目）における担当コマ数、履修者数、授業アンケート結果等を数値化したものに基づいて、各教員の教育貢献度評価を行う。</p>
医学研究科・医学部医学科	<p>学生による授業評価でもって教員評価を実施し、優秀教員を選出し「teacher of the year」として表彰する。</p>
医学部看護学科	<p>教科および実習分野ごとに学生による教員の授業評価アンケートを Semester ごとに実施し、結果を教員に通知している。また、自由記述による自由意見を記入する欄を設け、各教員にその意見を通知している。</p>
生活科学研究科・生活科学部	<p>学部・研究科内では、教員個人の自己評価・外部評価を受け、その評価を各教員にフィードバックする。</p>
創造都市研究科	<p>研究科として学生からのアンケート調査を行い、各分野で学生からの要望などに対する対応を討議し、改善に努める。しかし、データは学生からのアンケートのみであり、他の方法も検討する必要がある。</p>

資料3-2-2-B 第5回FD研究会の概要

<p>第5回FD研究会 【全体テーマ】 学生が自立的に学べる・学び続ける大学教育をどう実現するかーカリキュラム、授業方法、評価の連携</p> <p>大学教育の成果として考えるものには、幅広い教養、専門知識、思考力など多様なものがありますが、それらを授業等で教えてさえいけば、学生がそれらを身につけるといものではありません。教室を離れても学生が自立して学ぶ（自らの学習を設計して実行する）ことがなければ、大学教育の目的を達成することはできません。学生の自立的な学びを実現するために、大学として教育をどのように工夫・改善すればよいかについて、授業方法の工夫のみならず、カリキュラム作りや評価（成績評価・授業評価等）のありかたも含めて広く議論したいと思います。</p> <p>日 時：2007年11月1日（木）午後1時～5時 場 所：大阪市立大学 杉本キャンパス 学術情報総合センター10階会議室 プログラム： 13:00～14:30 基調講演「学士課程教育のあり方について」（絹川正吉 国際基督教大学前学長） 14:40～15:40 事例発表（大阪市立大学における教育、授業に関する報告3例） 15:50～17:00 グループトークと全体討論</p>

資料3-2-2-C 大阪市立大学学友会顕彰事業実施要領（抜粋）

<p>大阪市立大学学友会による新たな顕彰制度創設の趣旨</p> <p>大阪市立大学における顕彰制度は、これまで育桜会などにより主に学部学生の課外活動を対象として行われてきた。このたび発足した大阪市立大学学友会（以後、学友会と略記）の設立趣旨に鑑み、その顕彰対象を学部学生と大学院学生の自己形成・勉学・研究活動、および教員の教育活動に広げた新たな顕彰制度を創設し、大阪市立大学の発展に寄与することとする。</p> <p>1. 優秀教育賞</p> <p>趣旨： 大阪市立大学で行われている学士課程の授業は、全学共通科目から各学部における専門科目にいたるまで、極めて多数・多様な</p>
--

分野にわたっているが、言うまでもなくこれらは大阪市立大学における大学教育の根幹をなすものである。授業を通じて各科目分野の知見をいかに満足のいく形で学生に伝えることができるか、また、いかにすれば学生に一層の興味を持たせることができるか、さらに、いかに学生との双方向で授業を行うことができるか、など教育は本来、各教員にとって極めて創造的な活動である。

近年の一連の大学改革において、これまで多くの批判の対象となった「大学の授業」も相当に改善されてきている。大阪市立大学においてもシラバスの作成、学生による授業評価の導入、FD（ファカルティ デベロップメント）の実施や大学教育研究センターの設置など、さまざまな授業改善に向けた取り組みが進められてきた。

このように大学における教育の重要性が再認識されてきたものの、教員の教育に対して注がれた熱意や努力、また、その成果としての優れた授業に対して、これまでこれを評価する制度がなく、教員の評価は研究面での成果が重視されているのが現状である。しかし、この間の授業改善に向けた取り組みの中で、教員評価に教育面での業績も加味するべきであるとの認識が広く浸透し始めていることも事実である。本制度は、大阪市立大学における教員評価に教育評価を反映させるうえでの一歩ともなろう。

本制度は、学生や同僚教員から「優れた授業」提供者と認められた教員を顕彰することにより、各教員の教育活動への一層の熱意と努力を促し、学生にとって大阪市立大学がよりよい学びの場となることを目指すものである。

「優秀教育賞」顕彰実施要領

（事業の目的）

第1条

本実施要領は、優れた教育を行う教員を顕彰することにより大阪市立大学教員の教育力の向上を目指し、併せて学部・大学院研究科の発展に寄与することを目的とする。

（事業の内容）

第2条

本事業は、本学で実施されている全学共通教育の授業等多数の学生が受講できる授業の担当で、学生や同僚教員から「優れた授業」提供者と認められた教員の授業内容を審査して顕彰する。

（顕彰の対象者）

第3条

本事業の対象者は、原則として大阪市立大学専任教員とする。

（顕彰事業の運用）

第4条

（運用細目）

（1）原則として顕彰委員会が討議の上定める。

（顕彰定数）

（2）顕彰対象者は原則として理系・文系教員から各1名とする。

（候補者の推薦方法と人数）

（3）自薦、および、大阪市立大学支援会員による学友会 HP 指定サイトへの記名推薦投票、および学友会学生会員による学友会 HP 指定サイトへの記名投票の各上位3名、合計6名とする。ただし、重複がある場合はそれによる補充はせず6名以下を審査対象者とする方法を原則とする。前記以外、顕彰委員会が別途大学教育研究センター等に候補推薦を委託することもできる。

（以下、省略）

別添資料3-2-2-1 公立大学法人大阪市立大学全学評価委員会規程

「公立大学法人大阪市立大学における点検・評価の基本的考え方」

http://www.osaka-cu.ac.jp/about/incorporated/hyoka_kangaekata.html

【分析結果とその根拠理由】

各学部・研究科の多くにおいて教員の教育活動に対する定期的な評価が自主的に行われている。教育活動の評価結果は各教員にフィードバックされる場合もあるほか、全学的なFD研究会においても検討対象とされ、教育活動の改善のために活用されている。授業評価の実施等に関する全学的体制も全学評価委員会を中心に整備され

ており、検討を進めている。

観点3-3-①： 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

【観点に係る状況】

教育の目的を達成するため、学部及び大学院における授業は、担当教員の研究領域そのものに関連するか、またはそれと近い領域において研究活動を行う教員によって担当される。各教員の具体的な研究分野と担当授業科目は、「大阪市立大学研究者要覧」に掲載される（資料3-3-1-A）。「大阪市立大学研究者要覧 2007」はインターネット上で公開される。

特記事項として、経営学研究科・商学部において、平成13年9月から平成15年10月にかけて順次発刊された大阪市立大学商学部編『ビジネス・エッセンシャルズ・シリーズ』（有斐閣）全7巻は、学生が6つのコースに所属して関連科目を修得するさいのコース概論科目教科書と位置づけられ、教員の研究成果を教科書向きにアレンジして所属教員の総力を挙げて編集したものである。

資料3-3-1-A 「大阪市立大学研究者要覧 2007（平成19年10月1日現在）」の掲載内容

1	職名、氏名、学位、生年（西暦）、最終学歴、専攻分野
2	現在の研究課題
3	研究業績——最近2年間の主要論文、著書、フィールドワーク等
4	担当科目——学部（全学共通科目、専門科目）、大学院
5	学会における活動——所属学会、役職等
6	社会における活動——審議会委員、ボランティア活動等
7	その他、特記すべきもの——褒章、叙勲、顕著な賞、海外の客員教授等

<http://www.osaka-cu.ac.jp/about/commons/youran/2007/index.htm>

【分析結果とその根拠理由】

教育の目的を達成するための基礎として、各教員によって教育内容と関連する研究活動が行われており、それは「大阪市立大学研究者要覧」において外部的にも周知される。

観点3-4-①： 大学において編成された教育課程を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

【観点に係る状況】

事務職員、技術職員等の配置状況は資料3-4-1-Aのとおりである。全学的には大学運営本部の下に、学務企画課、学生支援課、研究支援課、学術総合情報センター運営課が置かれ、教育支援を行っている。各学部・研究科においては、学務企画課及び研究支援課に所属する職員が各学部・研究科事務室等に配置されている。

医学部及び附属病院においては、医学部・附属病院運営本部の下に、庶務課、学務課、経営企画課、医事運営

課、事業課が置かれ教育支援を行っている。

また、TAもティーチング・アシスタント取扱要項に基づき配置している。

資料3-4-1-A 大阪市立大学における教育支援者

(1) 事務職員、技術職員等の配置状況 (平成20年5月1日現在) (単位:人)

組織名	事務職員	技術職員	技能職員	3号業務員	司書	守衛	医療職員	小計	特定有期雇用職員	キャリアスタッフ	派遣労働者	総計
内部監査室	2							2		2		4
法人運営本部	47	8	2			5	2	64	2	31	1	98
大学運営本部 (学務企画課)	79 (35)	32			24			135 (35)		66 (37)	21 (5)	222 (77)
(学生支援課)	(20)							(20)		(12)	(3)	(35)
(研究支援課)	(9)	(31)						(40)		(14)	(1)	(55)
(学術総合情報センター運営課)	(15)	(1)			(24)			(40)		(3)	(12)	(55)
理学部附属植物園	1	2	16					19	1			20
医学部・附属 病院運営本部	73	16	14					103		33	1	137
(庶務課)	(28)	(7)	(14)					(49)		(11)	(1)	(61)
(学務課)	(6)	(9)						(15)		(4)		(19)
(経営企画課)	(21)							(21)		(8)		(29)
(医事運営課)	(15)							(15)		(9)		(24)
(事業課)	(3)							(3)		(1)		(4)
医学部附属病院		1	84	1			956	1,042				1,042
合計	202	59	116	1	24	5	958	1,365	3	132	23	1,523

(2) TA・RAの配置状況 (平成20年5月1日現在) (単位:人)

研究科等	TA	RA	研究科等	TA	RA	研究科等	TA	RA
経営学研究科	16		理学研究科	55		創造都市研究科	5	1
経済学研究科	8	1	工学研究科	42	2	都市研究プラザ		6
法学研究科	1	1	医学研究科	63	4	全学共通	144	
文学研究科	20		生活科学研究科	35		研究支援課		1

資料3-4-1-B 公立大学法人大阪市立大学短時間勤務職員就業規則

http://www.osaka-cu.ac.jp/about/pdf/shuugyoukisoku_31.pdf

別添資料3-4-1-1 大阪市立大学ティーチング・アシスタント取扱要項

【分析結果とその根拠理由】

本学における教育課程を効果的に展開するために、大学運営本部、医学部・附属病院運営本部をはじめ、各部門に必要な数の事務職員、技術職員等が配置されている。また、TAも全学的指針に基づき教育効果に配慮した配置が行われている。

以上から、本学の教育課程を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、また、TA等の教育補助者の活用も図られている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

教員組織編制のための全学的な基本方針をもち、それに基づいて各研究科・学部の組織編制が行われている。その結果、社会科学、人文科学、自然科学の広範な分野にわたる8学部、10研究科、1つの専門職大学院（法学研究科法曹養成専攻[法科大学院]）を基幹組織として設置する総合大学となっている。

教員の採用・昇任について、全学的な教員選考基準が定められ、同基準において採用・昇任にかかる教員の教育上の業績・能力が重要な考慮事項となっている。

各研究科・学部の多くにおいて、教員の教育活動に対する評価が自主的に行われるとともに、教育活動の成果と評価を全学的に共有するFD研究会等が恒常的に開催されている。

各教員によって教育内容と関連する研究活動が行われていることを、「大阪市立大学研究者要覧」において外部的にも周知させている。

【改善を要する点】

特になし。

(3) 基準3の自己評価の概要

大阪市立大学においては、教員組織編制のための基本方針を中期目標及び学則等において明確に記しており、それに基づいて各研究科・学部の教員組織編制がなされている。

本学の教育課程においては、大学設置基準等に定められた教員数が十分に満たされるとともに、それぞれの研究科・学部等において、その教育・研究目的を担ううえで適切な構成の教授・准教授等が確保されている。

本学における教員の年齢別構成分布は、各研究科・学部において偏りのない適切なものとなっている。女性教員の比率はなお少ないが、教員層における性別のバランスを見直すことが自覚的に課題とされている。外国人教員等の任用も適切に行われているなど、本学においては、全体として教員組織の活動を活性化する適切な措置が講じられている。

教員の採用・昇任の基準として、全学的な教員選考基準が定められている。さらに各研究科・学部等においては、それぞれの学問分野の特性に応じてより具体的な教員選考・昇任基準が設けられ、この基準に従って教員採用・昇任が実施される。全学の教員選考基準において、教員の教育上の業績・能力が重要な考慮事項として掲げられることを受けて、各研究科・学部等の教員選考過程においても、学士課程における教育上の指導能力及び大学院課程における教育研究上の指導能力が評価の対象とされる。

各研究科・学部の多くにおいて教員の教育活動に対する定期的な評価が自主的に行われ、その評価結果は各教員にフィードバックされるほか、全学的なFD研究会においても検討対象とされ、教育活動の改善のために活用されている。授業評価の実施等に関する全学的体制も全学評価委員会を中心に整備されており、検討を進めている。

教育の目的を達成するための基礎として、各教員によって教育内容と関連する研究活動が行われており、それは「大阪市立大学研究者要覧」において外部的にも周知される。

本学における教育課程を効果的に展開するために、各部局に必要な数の事務職員、技術職員等が配置される。また、TAも全学的指針に基づき教育効果に配慮した配置が行われている。

基準 4 学生の受入

(1) 観点ごとの分析

観点 4-1-①： 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

【観点到係る状況】

本学における入学者受入の基本方針は、「人間性豊かで、科学や都市の産業、文化、生活及び環境に広く関心を持ち、向学心旺盛で優れた資質を有する学生を、広く国内外から受け入れる」ことである（「公立大学法人大阪市立大学中期目標」より）。この基本方針を受けて各学部・研究科は、各々の学問分野や教育方針の特性に応じて、人材育成の目標とともに、より具体的な学生受入方針（アドミッション・ポリシー）を定め、ホームページや本学の学生募集要項において公開している（資料 4-1-1-A において、商学部及び創造都市研究科が公開するアドミッション・ポリシー等の内容を掲げる。他の学部・研究科については、ホームページのアドレスのみ引用する）。

資料 4-1-1-A 学部のアドミッション・ポリシー等の公表

商学部のアドミッション・ポリシーなど (http://www.osaka-cu.ac.jp/academics/ugrad/u_bus.html)

人材育成の目標

- (1) 経営学・商学・会計学の学問的知識を身につけ活かすことができる人材を育成する。
- (2) 企業、自治体、NPO/NGO などのマネジメントで活躍できる人材を育成する。
- (3) 課題発見能力と解決能力を身につけた個性と社会性あふれる人材を育成する。

アドミッション・ポリシー

「考える実学」教育の方針のもと、実社会について旺盛な探求心と世界的視野を持って学修し、その成果をもって経済社会の発展に積極的に貢献しようとする意欲と能力のある、人間性豊かな人を求める。

- (1) 学士課程一般入試等 企業等の経営や会計、産業の諸領域に関わって、幅広い知識と専門的知識を学修する意欲と能力を有する人を求める。
- (2) 学士課程推薦入試 高校において商業に関する専門的教育を受け、その専門的知識や技能を一層向上させることに意欲をもつ学生の入学を希望する。
- (3) 第 2 部社会人入試 自らの実務経験に関わる課題等を学問的に解明し活用しようとする意欲と能力のある社会人を求める。
- (4) 編入学試験 短大・高専卒業者や他学部卒業者で、勉学継続の意欲と能力のある人を求める。

経済学部 (http://www.osaka-cu.ac.jp/academics/ugrad/u_econ.html)

法学部 (http://www.osaka-cu.ac.jp/academics/ugrad/u_law.html)

文学部 (http://www.osaka-cu.ac.jp/academics/ugrad/u_lit.html)

理学部 (http://www.osaka-cu.ac.jp/academics/ugrad/u_sci.html)

工学部 (http://www.osaka-cu.ac.jp/academics/ugrad/u_eng.html)

医学部医学科 (http://www.osaka-cu.ac.jp/academics/ugrad/u_med.html)

医学部看護学科 (http://www.osaka-cu.ac.jp/academics/ugrad/u_nurs.html)

生活科学部 (http://www.osaka-cu.ac.jp/academics/ugrad/u_life.html)

資料4-1-1-B 研究科のアドミッション・ポリシー等の公表

<p>創造都市研究科のアドミッション・ポリシー等 (http://www.osaka-cu.ac.jp/academics/grad/creative.html)</p> <p>人材育成の目標</p> <p>大学院修士課程</p> <p>社会の第一線で活躍する社会人に対し、高度の学問知識と問題解決の高い能力を獲得させる。 各研究分野ごとに明確な育成目標を掲げ、企業・公共団体・非営利団体の各分野でイノベーションを遂行する人材を育成する。 社会経済の指導者に必要な人格を磨き、将来を見通す見識とリーダーシップを涵養する。</p> <p>大学院博士課程</p> <p>産業振興、公共政策、地域再生、都市情報基盤整備などの都市のかかえる諸課題に対し、卓越した研究能力と創造的な問題解決能力を持った実務的な研究者、「実践的な知」「役立つ知」の創造を担うことができる人材を育成する。 国内外の諸都市の諸課題に対し、国際的、学際的な研究・交流をすすめ、実践上の卓越した知見の創造に貢献することができる研究者を育成する。</p> <p>アドミッション・ポリシー</p> <p>大学院修士課程</p> <p>8 研究分野ごとの人材養成目標に適合した志望と研究能力を有する者 都市の抱える諸課題など、社会に対する問題意識が高く、問題解決に向けた研究の意欲と能力を有する者 社会の各方面における経験や知識などを活かし、学生間、教員・学生間における相互学習に貢献することが期待できる者 社会の各方面で、将来、大学院で習得した能力や知識を活かすことが期待できる者 社会における諸課題の実践的解決を志向する新規学部卒業生や留学生</p> <p>大学院博士課程</p> <p>5 研究領域ごとの人材養成目標に適合した志望と高度な研究能力を有する者 社会に対する問題意識が高く、問題解決に向けた研究意欲と優れた自立的な研究能力を有する者 企業・行政・NPO などの世界で企画立案や政策決定に必要となる卓抜した研究能力を養成したいと考え、かつそれを可能にする豊かな実績や高度の研究能力を持つ者</p> <p>経営学研究科 (http://www.osaka-cu.ac.jp/academics/grad/bus.html)</p> <p>経済学研究科 (http://www.osaka-cu.ac.jp/academics/grad/econ.html)</p> <p>法学研究科 (http://www.osaka-cu.ac.jp/academics/grad/law.html)</p> <p>文学研究科 (http://www.osaka-cu.ac.jp/academics/grad/lit.html)</p> <p>理学研究科 (http://www.osaka-cu.ac.jp/academics/grad/sci.html)</p> <p>工学研究科 (http://www.osaka-cu.ac.jp/academics/grad/eng.html)</p> <p>医学研究科 (http://www.osaka-cu.ac.jp/academics/grad/med.html)</p> <p>看護学研究科 (http://www.osaka-cu.ac.jp/academics/grad/nurs.html)</p> <p>生活科学研究科 (http://www.osaka-cu.ac.jp/academics/grad/life.html)</p>
--

別添資料4-1-1-1 大阪市立大学 平成20年度学生募集要項 (1-2頁)

【分析結果とその根拠理由】

入学者受入の基本方針を明示した本学の「中期目標」に従い、すべての学部・研究科において、人材育成の目標とともに、求める学生像や入学者選抜の基本方針等を示す学生受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められており、ホームページや学生募集要項等において広く公表、周知されている。

観点 4-2-①： 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

【観点に係る状況】

各学部・研究科において採用する入学者の選抜方法等について、その詳細は資料 4-2-1-A～E に示すとおりである。

学士課程の入学者選抜は、一般入試前期日程により全定員（1,498 人）の 76.8%（1,151 人）、同後期日程により 17.0%（254 人）、推薦入試により 4.5%（68 人）、社会人入試により 1.7%（25 人）を充足する。このうち学士課程の一般入試については、大学入試センター試験を課すことによって基礎学力を判定するとともに、本学が実施する第 2 次試験を課すことによって各学部の専門分野に応じて要求する学力を判定する（商学部、経済学部、法学部の第 2 部後期日程試験では大学入試センター試験のみを課す）。なお、各学部等の特性を考慮し、第 2 次試験では教科・科目試験以外の小論文（商学部第 1 部後期日程、法学部第 1 部後期日程など）や面接試験（医学部前期日程・後期日程）等の選抜方法も取り入れている（資料 4-2-1-A～C）。

大学院課程の入学者選抜は、一般入試以外に、それぞれの研究科の特性やアドミッション・ポリシーに応じた特別選抜の方法として、社会人入試、留学生入試などを実施する（資料 4-2-1-D、E）。

資料 4-2-1-A 学士課程における日程別募集人員

募集人員	第 1 部	前期日程	1,066	1,353	第 2 部	前期日程	85	145	総合計	前期日程	1,151	1,498
		後期日程	219			後期日程	35			後期日程	254	
		推薦入試	68			推薦入試				推薦入試	68	
		社会人入試				社会人入試	25			社会人入試	25	

資料 4-2-1-B 学士課程における学部・学科の入学者選抜（平成 20 年度）

学部	学科等	入学定員	募集人員							
			一般入試		推薦入試	社会人入試	編入学	帰国生徒	留学生	
			前期日程	後期日程						
商学部	第 1 部 商学科	200	148	40	12		若干名		若干名	
	第 2 部 商学科	35	15	10	10		若干名			
経済学部	第 1 部 経済学科	200	160	40			若干名		若干名	
	第 2 部 経済学科	50	25	10	15		若干名			
法学部	第 1 部 法学科	150	135	15			若干名		若干名	
	第 2 部 法学科	30	25	5			若干名			
文学部	第 1 部	哲学歴史学科	30	115	25			2	若干名	若干名
		人間行動学科	50					2		
		言語文化学科	60					2		
	第 2 部	人文学科	30	20	10			若干名		
理学部	数学科	24	17	5	2				若干名	
	物理学科	31	22	6	3					
	物質科学科	16	10	3	3	※ 5				
	化学科	25	18	4	3		3			

工学部	生物学科	28	20	5	3		3	
	地球学科	16	10	3	3	※5		
	機械工学科	28	22	5	1			
	電気工学科	28	22	5	1			
	応用化学科	28	22	5	1			
	建築学科	28	22	5	1			
	都市基盤工学科	28	22	5	1			
	応用物理学科	28	21	6	1			
	情報工学科	28	22	5	1			
	バイオ工学科	28	21	6	1			
	知的材料工学科	28	21	6	1			
	環境都市工学科	28	22	5	1			
医学部	医学科	80	60	20				
	看護学科	40	30		10		30	
生活科学部	食品栄養科学科	35	29		6			
	居住環境学科	43	37		6			
	人間福祉学科	45	38		7			

若干名

若干名

※ 理学部は社会人編入学で、募集人員は編入学募集人員を含む。

資料4-2-1-C 学士課程の入学者選抜区分（平成20年度）

学部	一般入試	推薦入試	社会人入試	編入学	帰国生徒	留学生
商学部	○	○	○	○		○
経済学部	○		○	○		○
法学部	○			○		○
文学部	○			○	○	○
理学部	○	○	○	○		○
工学部	○	○				○
医学部	医学科	○				
	看護学科	○	○		○	
生活科学部	○	○				○

資料4-2-1-D 大学院課程の入学者選抜
（前期博士(修士)課程・平成20年度）

研究科	専攻名	入学定員	募集人員			
			一般入試	推薦入試	社会人入試	留学生
経営学研究科	グローバルビジネス	30	20	若干名	10	若干名
経済学研究科	現代経済	30	25	若干名	5	若干名
法学研究科	法学政治学	15	15		若干名	若干名
文学研究科	哲学歴史学	14	14		若干名	若干名
	人間行動学	16	16		若干名	
	言語文化学	22	22		若干名	

	アジア都市文化学	8	8		若干名	
理学研究科	数物系	28	28	若干名		若干名
	物質分子系	26	26	若干名	若干名	
	生物地球系	28	28	若干名		
工学研究科	機械物理系	30	30	若干名		若干名
	電子情報系	45	45	若干名		
	化学生物系	30	30	若干名		
	都市系	42	42	若干名		
生活科学研究科	生活科学	48	48		若干名	若干名
医学研究科	医科学	12	12			
看護学研究科	看護学	10	10		若干名	
創造都市研究科	都市ビジネス	45	夏季 18 冬季 27	若干名	※	
	都市政策	45	夏季 18 冬季 19	8	※	
	都市情報学	30	夏季 8 冬季 12	若干名	※	

※創造都市研究科は社会人を主な対象とする大学院のため、一般入試・推薦入試が社会人対象（実務経験約3年）となる。このほか、特別選抜として実務経験0～3年未満の特別選抜も実施している。

（後期博士課程・平成20年度）

研究科	専攻名	入学定員	募集人員		
			一般入試	社会人入試	留学生
経営学研究科	グローバルビジネス	10	10		若干名
経済学研究科	現代経済	14	14		若干名
法学研究科	法学政治学	10	10		若干名
文学研究科	哲学歴史学	8	8		若干名
	人間行動学	8	8		
	言語文化学	12	12		
	アジア都市文化学	4	4	※4	
理学研究科	数物系	14	14	若干名	若干名
	物質分子系	13	13	若干名	
	生物地球系	14	14	若干名	
工学研究科	機械物理系	9	9	若干名	若干名
	電子情報系	13	13	若干名	
	化学生物系	9	9	若干名	
	都市系	12	12	若干名	
生活科学研究科	生活科学	21	21	若干名	若干名
医学研究科	基礎医科学	30	30		若干名
	医科学	40	40		
創造都市研究科	創造都市	10	10		

※一般選抜含む

資料 4-2-1-E 大学院課程の入学者選抜区分 (平成 20 年度)

前期博士課程

研究科	一般入試	推薦入試	社会人入試	留学生
経営学研究科	○	○	○(*)	○
経済学研究科	○	○	○	○
法学研究科	○		○	○
文学研究科	○		○	○
理学研究科	○	○	○	○
工学研究科	○	○		○
生活科学研究科	○		○	○
医学研究科	○			
看護学研究科	○		○	
創造都市研究科	○		○	

*名称は「社会人プロジェクト特別選抜」

後期博士課程

研究科	一般入試	推薦入試	社会人入試	留学生
経営学研究科	○			○
経済学研究科	○			○
法学研究科	○			○
文学研究科	○		○	○
理学研究科	○		○	○
工学研究科	○		○	○
生活科学研究科	○		○	○
医学研究科	○			○
看護学研究科				
創造都市研究科	○		○	

資料 4-2-1-F 専門職学位課程

	入学定員	一般入試	募集区分	募集人員内訳
法学研究科 法曹養成専攻	75	○	3年標準型	40名程度
			2年標準型	35名程度

【分析結果とその根拠理由】

各学部・研究科は、各々の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って、一般入試を中軸にしつつ、社会人入試等の多様な入学者選抜方法を採用する。具体的な試験方法等も、各学部・研究科の教育目的や学問分野の特性に応じた適切なものとなっている。以上から、本学が採用する学生の受け入れ方法は適切であり、かつ実質的に機能している。

観点 4-2-②： 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

【観点に係る状況】

商学部が、その入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、推薦入試、社会人入試、編入学試験による学生の受入方針を示す（前掲資料4-1-1-A）。そのほかの部局では、多様な学生を幅広く受け入れる本学の基本姿勢と各学部・研究科の特性に即して、実質的な対応が図られており、たとえば、学士課程においては、文学部が帰国生徒に対する特別選抜を実施するほか、他の学部においても、社会人特別選抜、推薦入学、第3年次編入学、私費外国人留学生特別選抜、職業教育を受けた高校生を対象にした推薦入学など、多様な選抜方法を採用する（前掲資料4-2-1-C）。大学院課程においても、社会人入試や留学生入試、企業・自治体・団体等からの組織推薦枠制度や実務経験者に対する特別選抜が実施される（前掲資料4-2-1-E）。

【分析結果とその根拠理由】

多様な学生を幅広く受け入れる本学の基本姿勢は、一部学部の学生受入方針（アドミッション・ポリシー）で明示されるほかは、各学部・研究科がその特性に応じ、社会人入試、推薦入試、留学生特別選抜など多様な選抜方法を採用することによって実現されている。

以上から、留学生、社会人等の多様な学生を幅広く受け入れる本学の基本姿勢は具体的なかたちで示され、その姿勢に応じた適切な対応が全学的に講じられている。

観点4-2-③： 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

【観点に係る状況】

「大阪市立大学入試委員会規程」により、学士課程の入学者選抜（一般選抜）〔以下、学部入試という〕を統括して処理するため、教育推進本部長を長とする入試委員会（全学）が設置される。

この入試委員会は、学部入試および大学院入試に係る基本方針および重要事項を審議するとともに、学部入試にかかる具体的実施を入試実施委員会に委嘱し、学部入試にかかる問題作成等を入試出題・採点委員会に委嘱する。

入試出題・採点委員会はその下に、出題する教科・科目ごとに問題作成委員会を置くほか、第三者の立場で出題の適切さや誤りの有無等を点検する入試問題点検委員会を置く（資料4-2-3-A）。

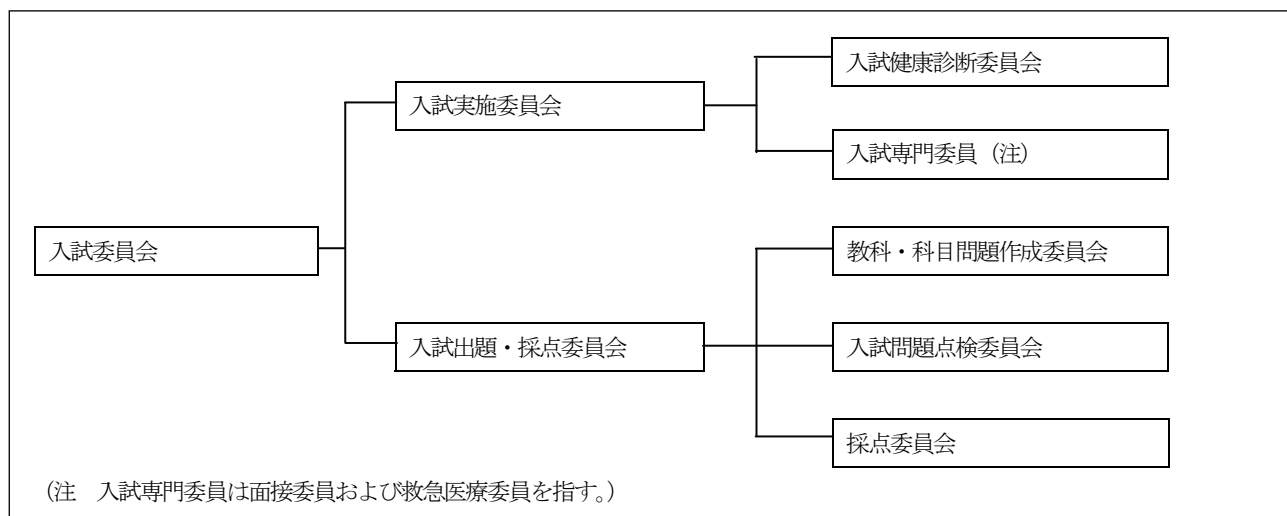
学部入試の当日においても、学長を長とする入試実施本部の統括の下に、複数の試験場本部が置かれ、警備も含め、全学的に統一的かつ迅速に対応する体制がとられる（資料4-2-3-B）。

以上の全学的体制とともに、各々の学部においても、入試委員会（学部）が設置され、第2次試験の実施等について、入試委員会（全学）および入試実施本部の統括の下に、必要な措置を迅速に講ずる体制がとられる。

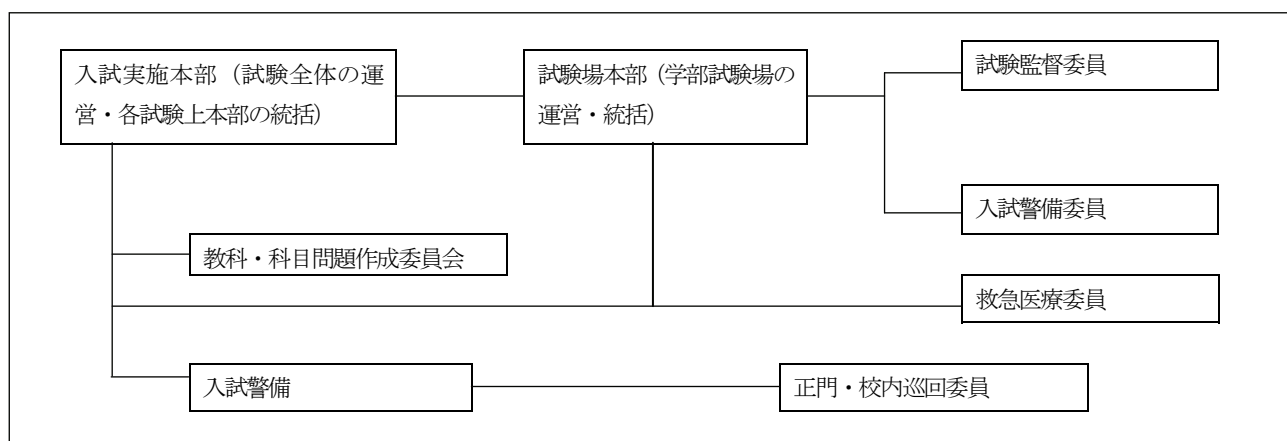
また、大学院課程の入学者選抜については、入試委員会（全学）の統括の下に、その具体的実施および問題作成等は研究科ごとに置かれる入試委員会等によって行われる（資料4-2-3-C）。

なお、学部入試については、入学者選抜の透明性の確保という観点から、年度ごとにその結果（志願者・受験者・合格者・入学者数、最高・最低・平均点表（合格者）など）をホームページで公開するとともに（平成20年度について、<http://www.osaka-cu.ac.jp/admission/ugrad/general.html>）、受験者の請求により、学部入試にかかる個人成績（大学入試センター試験・第2次試験の科目別得点）を本人に開示することを学生募集要項で明示している。

資料4-2-3-A 学士課程の入学者選抜（一般選抜）に関する全学実施体制



資料4-2-3-B 学士課程の入学者選抜（一般選抜）にかかると入試当日の体制



資料4-2-3-C 学部・研究科における入試の実施体制と実施状況例

<p>法学部</p>	<p>法学部では学部内に入試委員会を設置する。学部長、2名の評議員、入試実施委員の計4名が同委員会を構成する。入試委員会は、第2次試験の実施体制、2段階選抜に関する決定、合格者の決定など、入学選抜試験にかかる諸事項を審議したうえで、教授会に提出する原案を作成し、必要な場合に適切な措置を講じる任務を果たす。</p> <p>試験当日は学部長が試験場主任、法曹養成専攻長である評議員が試験場副主任（兼警備主任）、入試実施委員が試験場副主任を務め、法学部試験場本部で試験の実施と警備を統括する。適切な数の教員が試験会場において監督員を努め、同様に適切な数の教員が警備委員として試験会場の警備に当たる。</p> <p>学部内の問題作成委員会が法学部第1部後期日程の論文試験の問題（320点満点中200点）を作成する。問題作成委員会は適切な数の専任教員によって構成され、定期的に委員会を開催し、問題の作成を行う。委員会の構成員は学部内においても伏せられており、試験情報の漏洩が生じ得ない体勢をとる。委員会が作成した試験問題は、点検委員が点検することによって出題ミスの防止に万全を尽くす。</p>
<p>創造都市研究科</p>	<p>各々の研究分野ごとに1名の委員を選出し、研究科長（委員長）、評議員、委員会副委員長を加えた入試委員会を構成し、年初より月1回程度のペースで委員会を開催、夏季入試、冬季入試ごとに、募集手段、募集要項、入試実施体制などの重要事項を検討し、決定する。</p> <p>入試当日は、研究科長（試験場主任）、評議員（試験場副主任）、委員会副委員長および事務局で試験実施本部を組織、各分野の教員がほぼ全員出席し、入試の分担を行う。梅田サテライトの教室で、週末に教</p>

	<p>室を試験用途のみに限定して会場を確保し、2月の月上旬から中旬にかけて、修士課程および博士(後期)課程の入試を行っている。</p> <p>修士課程の場合は、まず都市ビジネス専攻および都市情報学専攻の特別選抜の筆答試験を行い、その後、提出されている資料をもとに全専攻の口頭試問を行う。博士課程の場合は、まずB選抜の外国語の筆答試験を行い、その後、提出されている資料をもとに全領域の口頭試問を行う。</p> <p>試験場は、当日は関係者以外立ち入り禁止として、セキュリティを保つ。試験の評価結果は、修士課程を例にすると、「1) 分野適合性、経験」「2) 可能性、学習貢献度」「3) 意欲、活躍期待度」などの評価基準に照らして、個別教員の評価、つぎに分野全体の教員による合議を行い、結果を総括評定表に要約する。その結果は、入試委員会および教授会に諮られ、研究科全体としての最終決定とする。博士(後期)課程もこれに準ずる。</p>
--	---

別添資料 4-2-3-1 大阪市立大学入試委員会規程
別添資料 4-2-3-2 平成 20 年度学生募集要項 [13 頁] 「[12] 入学試験成績の提供」

【分析結果とその根拠理由】

学士課程の入学選抜については、「大阪市立大学入試委員会規程」の定めに従い、入試委員会が全学的に実施体制を統括することにより、責任ある体制が確保されている。また、入試問題点検委員会の設置や入試成績の開示制度なども、入学生選抜の適切さや透明性を具体的に確保している。大学院課程の入学選抜についても、この全学入試委員会の統括の下、各研究科が責任ある体制をつくっている。

以上により、本学では実際の入学選抜が適切な実施体制により、公正に実施されている。

観点 4-2-④： 入学受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学選抜の改善に役立っているか。

【観点到係る状況】

受験生、入学及び卒業生に関する一貫したデータベースを構築するために、平成 17 年度から継続して入学追跡調査を実施するとともに、入学選抜方法と入学後の成績の関連について調査・分析等を行うため、「入学追跡調査委員会」が平成 17 年度に設置されている。

また、各学部・研究科の多くにおいても、継続的に入学後の成績等を追跡調査して、各学部・研究科が実施する推薦入学、帰国生徒・留学生や社会人に対する特別選抜制度など各種の選抜制度の検証を行っている。

この検証の結果、たとえば、商学部では一般入試の前期日程と後期日程に係る入学定員を調整したほか、推薦入学の定員を 6 名から 12 名に増加させた。

資料 4-2-4-A 各学部における入試方法等に関する検討と改善例

学部・研究科	事例
経営学研究科・商学部	入学選抜制度の検証を、GPA制度を用いて実施している。これまで、一般入試の前期日程と後期日程、推薦入学の合格者について、入学後の成績状況を調査した。
理学研究科・理学部	2、3年ごとに入学時と入学後の成績の追跡調査を行う。最近では平成 17 年度に行った。また、理学部新入生には毎回アンケート調査を実施している。

生活科学研究科・生活科学部	学部・大学院の入学者の選抜状況について、入試委員会で毎年議論を行い、入学志願者の動向や変動を分析し、入試のあり方を検討している。改善のための入試情報について、入試予備校などの協力も得て、勉強会を実施した。
---------------	--

【分析結果とその根拠理由】

「入学者追跡調査委員会」を設置し、全学的な取組として入学者の追跡調査が実施され、入学者選抜方法と入学後の成績の関連について調査・分析が行われている。この全学的な検証の取組と連繋して各学部・研究科においても、各々が実施する各種選抜制度に関して入学者の追跡調査が実施されており、その結果は入学者選抜方法の改善のために活用されている。

以上から、本学では、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入状況について検証する組織的な取組が行われており、その結果を入学者選抜方法の改善に役立てている。

観点 4-3-①： 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

【観点到に係る状況】

学士課程の入学者選抜に関する過去5年間の状況によれば（資料4-3-1-A）、各々の学部（第1部）における入学定員の充足率（入学者数/入学定員）は96%（平成20年度、工学部機械工学科）から131%（平成20年度、理学部物質科学科）の範囲におさまる。全学では、平成16年度から平成20年度において、110%、106%、108%、106%、108%と推移している。学部（第2部）の充足率は92%（平成16年度、商学部第2部）から137%（平成19年度、文学部第2部）の範囲におさまる。文系4学部（商学部、経済学部、法学部、文学部）の第2部全体では、平成16年度から平成20年度において、105%、116%、120%、121%、119%と推移している。

大学院課程（資料4-3-1-B）については、前期博士課程（修士課程）の充足率が文系4研究科（経営学研究科、経済学研究科、法学研究科、文学研究科）において、過去5年間いずれも入学者数が入学定員を超えることがなかった。特に法学研究科（法学研究科法曹養成専攻を除く）、経済学研究科において、実入学者数が入学定員を大きく下回る（過去5年間を総計とする充足率は法学研究科が27%、経済学研究科が49%にとどまる）。法学研究科においては、前期博士課程について、9月入試で合格者が定員に達しない場合、翌年2月に再試験を実施して、入学者選抜の機会を複数化している。また、入学定員と実入学者数のバランスについて、中・長期的な視点からそのあり方と対策を検討している。

その他の理系4研究科（理学研究科、工学研究科、医学研究科、生活科学研究科）では、90%（平成16年度、工学研究科都市系専攻）から165%（平成17年度、理学研究科物質分子系専攻。理学研究科物質分子系専攻では、平成16年度・17年度とも充足率が150%を超えたが、その後119%以下となっている）の範囲におさまる。大学院課程の後期博士課程では、実入学者数が入学定員を大きく上回る研究科の例（平成17年度・18年度・19年度、創造都市研究科）もあるが、全学的には、下回る研究科・専攻が多い。

専門職学位課程（資料4-3-1-B）の充足率は92%から101%の範囲におさまる。

資料4-3-1-A 学部の入学状況と入学定員充足率（過去5年間）

〔第1部〕

学部・学科	平成16年度					平成17年度					平成18年度					平成19年度					平成20年度					
	入学定員	志願者数	合格者数	入学者数	充足率	入学定員	志願者数	合格者数	入学者数	充足率	入学定員	志願者数	合格者数	入学者数	充足率	入学定員	志願者数	合格者数	入学者数	充足率	入学定員	志願者数	合格者数	入学者数	充足率	
商学部	175	849	194	187	1.07	200	759	217	208	1.04	200	713	224	214	1.07	200	1013	230	216	1.08	200	991	231	225	1.13	
経済学部	175	790	214	192	1.10	200	607	244	222	1.11	200	915	243	228	1.14	200	802	234	211	1.06	200	761	237	223	1.12	
法学部	150	1083	169	162	1.08	150	1094	168	157	1.05	150	1143	169	159	1.06	150	989	171	163	1.09	150	864	166	157	1.05	
文学部	125	751	144	140	1.12	140	782	160	155	1.11	140	802	158	154	1.10	140	711	163	153	1.09	140	807	159	153	1.09	
理学部	数学科	21	138	27	26	1.24	24	130	30	27	1.13	24	102	31	31	1.29	24	132	30	27	1.13	24	112	29	27	1.13
	物理学科	26	151	36	30	1.15	31	139	39	37	1.19	31	137	40	36	1.16	31	134	41	35	1.13	31	128	40	37	1.19
	物質科学科	10	39	13	13	1.30	16	69	20	19	1.19	16	50	21	20	1.25	16	44	21	19	1.19	16	94	25	21	1.31
	化学科	16	106	24	20	1.25	25	110	33	30	1.20	25	98	33	29	1.16	25	106	31	28	1.12	25	126	34	31	1.24
	生物学科	19	156	23	22	1.16	28	141	31	28	1.00	28	113	33	29	1.04	28	175	36	34	1.21	28	156	35	31	1.11
	地球学科	13	58	18	16	1.23	16	68	22	18	1.13	16	56	21	19	1.19	16	57	21	18	1.13	16	54	22	21	1.31
	留学生(学部全体)		3	0	0		0	0	0			1	1	1			0	0	0			3	0	0		
計	105	651	141	127	1.21	140	657	175	159	1.14	140	557	180	165	1.18	140	648	180	161	1.15	140	673	185	168	1.20	
工学部	機械工学科	28	271	34	32	1.14	28	290	31	28	1.00	28	231	31	29	1.04	28	252	29	29	1.04	28	252	30	27	0.96
	電気工学科	28	243	34	32	1.14	28	192	32	28	1.00	28	143	31	29	1.04	28	161	29	29	1.04	28	204	32	29	1.04
	応用化学科	25	178	33	30	1.20	28	131	30	29	1.04	28	124	31	30	1.07	28	131	29	29	1.04	28	159	31	30	1.07
	建築学科	28	282	35	32	1.14	28	235	32	29	1.04	28	258	30	30	1.07	28	257	29	28	1.00	28	213	29	29	1.04
	都市基盤工学科	28	119	36	32	1.14	28	144	36	33	1.18	28	137	31	31	1.11	28	141	30	28	1.00	28	91	32	29	1.04
	応用物理学科	25	120	31	27	1.08	28	113	33	29	1.04	28	99	32	28	1.00	28	166	30	28	1.00	28	121	31	28	1.00
	情報工学科	22	274	28	25	1.14	28	227	30	28	1.00	28	229	31	30	1.07	28	247	29	29	1.04	28	200	29	28	1.00
	バイオ工学科	22	121	27	27	1.23	28	110	31	29	1.04	28	137	32	29	1.04	28	122	30	29	1.04	28	121	30	28	1.00
	知的材料工学科	22	168	28	23	1.05	28	123	32	28	1.00	28	122	31	29	1.04	28	120	31	30	1.07	28	124	32	29	1.04
	環境都市工学科	22	129	28	25	1.14	28	152	32	29	1.04	28	148	31	29	1.04	28	186	29	28	1.00	28	132	31	28	1.00
	留学生(学部全体)		8	1	1		6	1	0			1	0	0			2	1	1			6	3	3		
計	250	1913	315	286	1.14	280	1723	320	290	1.04	280	1629	311	294	1.05	280	1785	296	288	1.03	280	1623	310	288	1.03	
医学部	医学科	80	462	80	80	1.00	80	553	80	80	1.00	80	440	80	80	1.00	80	364	80	80	1.00	80	425	80	80	1.00
	看護学科	40	158	40	40	1.00	40	117	42	40	1.00	40	159	45	43	1.08	40	179	45	41	1.03	40	175	47	46	1.15
生活科学部	食品栄養科学科	30	174	32	32	1.07	35	162	37	36	1.03	35	190	36	36	1.03	35	160	36	36	1.03	35	200	35	35	1.00
	居住環境学科	43	292	45	44	1.02	43	205	45	43	1.00	43	239	46	46	1.07	43	151	44	44	1.02	43	177	45	45	1.05
	人間福祉学科	42	238	46	45	1.07	45	207	48	47	1.04	45	217	49	47	1.04	45	174	48	47	1.04	45	187	46	45	1.00
	留学生(学部全体)		9	1	1		9	0	0			4	0	0			9	0	0			12	1	1		
計	115	713	124	122	1.06	123	583	130	126	1.02	123	650	131	129	1.05	123	494	128	127	1.03	123	576	127	126	1.02	
合計	1215	7370	1421	1336	1.10	1353	6875	1536	1437	1.06	1353	7008	1541	1466	1.08	1353	6985	1527	1440	1.06	1353	6895	1542	1466	1.08	

〔第2部〕

学部・学科	平成16年度					平成17年度					平成18年度					平成19年度					平成20年度				
	入学定員	志願者数	合格者数	入学者数	充足率	入学定員	志願者数	合格者数	入学者数	充足率	入学定員	志願者数	合格者数	入学者数	充足率	入学定員	志願者数	合格者数	入学者数	充足率	入学定員	志願者数	合格者数	入学者数	充足率
商学部	60	277	94	55	0.92	35	169	73	37	1.06	35	210	75	43	1.23	35	120	67	46	1.31	35	187	66	43	1.23
経済学部	60	299	96	62	1.03	50	429	97	61	1.22	50	317	95	55	1.10	50	221	96	51	1.02	50	288	79	57	1.14
法学部	60	347	104	68	1.13	30	212	49	34	1.13	30	149	56	39	1.30	30	176	53	37	1.23	30	136	46	35	1.17
文学部	40	316	53	47	1.18	30	345	41	36	1.20	30	250	42	37	1.23	30	112	43	41	1.37	30	211	39	38	1.27
合計	220	1239	347	232	1.05	145	1155	260	168	1.16	145	926	268	174	1.20	145	629	259	175	1.21	145	822	230	173	1.19

※推薦入学、社会人特別選抜、帰国生徒特別選抜（募集人員若干名）、私費外国人留学生特別選抜（募集人員若干名）を含む。

※合格者数は当初合格者数で、追加合格者数を除く。

※入学者数は追加合格者数を含む。

※平成17年度から、工学部土木工学科が都市基盤工学科に、同生物応用化学科がバイオ工学科に名称変更。

資料4-3-1-B 研究科の入学状況と入学定員充足率（過去5年間）

〔前期博士課程(修士課程)〕

研究科名	専攻名	平成16年度				平成17年度				平成18年度				平成19年度				平成20年度								
		入学定員	志願者数	合格者数	入学者数	充足率	入学定員	志願者数	合格者数	入学者数	充足率	入学定員	志願者数	合格者数	入学者数	充足率	入学定員	志願者数	合格者数	入学者数	充足率					
経営学	グローバルビジネス	30	80	37	29	0.97	30	47	23	20	0.67	30	38	19	16	0.53	30	37	29	24	0.80	30	35	22	18	0.60
経済学	現代経済	30	42	20	16	0.53	30	43	26	18	0.60	30	27	17	13	0.43	30	30	18	16	0.53	30	29	13	11	0.37
法学	法学政治学	15	24	6	4	0.27	15	15	5	3	0.20	15	14	7	7	0.47	15	21	4	3	0.20	15	9	6	3	0.20
文学	哲学歴史学	14	32	16	14	1.00	14	26	14	13	0.93	14	25	17	13	0.93	14	23	14	12	0.86	14	25	14	11	0.79
	人間行動学	16	30	16	11	0.69	16	14	7	7	0.44	16	21	14	14	0.88	16	15	6	6	0.38	16	30	16	12	0.75
	言語文化学	22	28	21	21	0.95	22	29	24	23	1.05	22	25	16	13	0.59	22	20	17	14	0.64	22	23	20	19	0.86
	アジア都市文化学	8	15	5	5	0.63	8	13	3	3	0.38	8	2	1	1	0.13	8	8	6	6	0.75	8	5	2	2	0.25
	計	60	105	58	51	0.85	60	82	48	46	0.77	60	73	48	41	0.68	60	66	43	38	0.63	60	83	52	44	0.73
理学	教物系	28	78	55	36	1.29	28	72	47	37	1.32	28	81	45	35	1.25	28	57	38	26	0.93	28	45	33	26	0.93
	物質分子系	26	57	47	40	1.54	26	61	49	43	1.65	26	48	37	31	1.19	26	43	29	27	1.04	26	50	40	31	1.19
	生物地球系	28	41	34	27	0.96	28	52	45	37	1.32	28	43	35	31	1.11	28	47	32	28	1.00	28	42	34	29	1.04
	計	82	176	136	103	1.26	82	185	141	117	1.43	82	172	117	97	1.18	82	147	99	81	0.99	82	137	107	86	1.05
工学	機械物理系	30	61	44	38	1.27	30	38	35	33	1.10	30	53	39	39	1.30	30	48	42	42	1.40	30	44	38	38	1.27
	電子情報系	45	64	57	56	1.24	45	69	61	58	1.29	45	65	59	57	1.27	45	80	67	63	1.40	45	63	58	57	1.27
	化学生物系	30	52	39	38	1.27	30	49	39	38	1.27	30	49	39	37	1.23	30	51	45	37	1.23	30	59	39	39	1.30
	都市系	42	70	48	38	0.90	42	78	57	50	1.19	42	69	57	49	1.17	42	80	63	58	1.38	42	66	53	37	0.88
	計	147	247	188	170	1.16	147	234	192	179	1.22	147	236	194	182	1.24	147	259	217	200	1.36	147	232	188	171	1.16
医学	医科学	12	21	14	13	1.08	12	18	16	12	1.00	12	24	20	17	1.42	12	29	20	16	1.33	12	36	20	18	1.50
生活科学	生活科学	48	178	68	63	1.31	48	174	64	62	1.29	48	160	55	53	1.10	48	121	60	50	1.04	48	145	59	55	1.15
創造都市	都市ビジネス	45	66	52	50	1.11	45	48	42	39	0.87	45	69	57	52	1.16	45	79	53	52	1.16	45	58	43	41	0.91
	都市政策	45	76	55	54	1.20	45	68	54	54	1.20	45	84	49	46	1.02	45	62	48	44	0.98	45	54	43	40	0.89
	都市情報学	30	23	22	20	0.67	30	26	25	25	0.83	30	34	31	28	0.93	30	27	24	22	0.73	30	21	20	19	0.63
	計	120	165	129	124	1.03	120	142	121	118	0.98	120	187	137	126	1.05	120	168	125	118	0.98	120	133	106	100	0.83
看護学	看護学	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計		544	1038	656	573	1.05	544	940	636	575	1.06	544	931	614	552	1.01	544	878	615	546	1.00	544	854	586	517	0.93

〔後期博士課程〕

研究科名	専攻名	平成16年度				平成17年度				平成18年度				平成19年度				平成20年度								
		入学定員	志願者数	合格者数	入学者数	充足率	入学定員	志願者数	合格者数	入学者数	充足率	入学定員	志願者数	合格者数	入学者数	充足率	入学定員	志願者数	合格者数	入学者数	充足率					
経営学	グローバルビジネス	10	15	6	6	0.60	10	19	15	14	1.40	10	16	11	11	1.10	10	13	11	11	1.10	10	8	6	6	0.60
経済学	現代経済	14	13	9	9	0.64	14	11	9	8	0.57	14	7	7	7	0.50	14	4	2	2	0.14	14	5	2	2	0.14
法学	法学政治学	10	10	6	5	0.50	10	3	2	2	0.20	10	6	2	1	0.10	10	5	4	4	0.40	10	5	2	2	0.20
文学	哲学歴史学	8	6	5	5	0.63	8	7	6	5	0.63	8	10	7	6	0.75	8	11	10	10	1.25	8	4	3	3	0.38
	人間行動学	8	5	4	4	0.50	8	8	5	5	0.63	8	10	5	4	0.50	8	7	6	6	0.75	8	5	4	4	0.50
	言語文化学	12	8	5	5	0.42	12	17	14	13	1.08	12	11	8	8	0.67	12	14	12	12	1.00	12	10	10	10	0.83
	アジア都市文化学	4	6	3	3	0.75	4	4	3	3	0.75	4	1	1	1	0.25	4	1	1	1	0.25	4	3	2	2	0.50
	計	32	25	17	17	0.53	32	36	28	26	0.81	32	32	21	19	0.59	32	33	29	29	0.91	32	22	19	19	0.59
理学	教物系	14	9	8	8	0.57	14	8	7	6	0.43	14	12	12	12	0.86	14	14	14	14	1.00	14	4	4	4	0.29
	物質分子系	13	10	10	10	0.77	13	12	12	12	0.92	13	10	10	10	0.77	13	4	4	4	0.31	13	10	10	10	0.77
	生物地球系	14	13	13	13	0.93	14	15	14	14	1.00	14	13	13	13	0.93	14	13	12	12	0.86	14	4	4	4	0.29
	計	41	32	31	31	0.76	41	35	33	32	0.78	41	35	35	35	0.85	41	31	30	30	0.73	41	18	18	18	0.44
工学 (20年度以外は10月入学を含む)	機械物理系	9	3	3	3	0.33	9	5	5	5	0.56	9	6	6	6	0.67	9	5	5	5	0.56	9	3	3	3	0.33
	電子情報系	13	4	4	4	0.31	13	5	5	5	0.38	13	11	11	11	0.85	13	7	7	7	0.54	13	3	3	3	0.23
	化学生物系	9	4	4	4	0.44	9	4	4	4	0.44	9	6	5	5	0.56	9	6	6	6	0.67	9	4	4	4	0.44
	都市系	12	6	6	6	0.50	12	12	12	12	1.00	12	7	7	7	0.58	12	11	11	11	0.92	12	4	4	4	0.33
	計	43	17	17	17	0.40	43	26	26	26	0.60	43	30	29	29	0.67	43	29	29	29	0.67	43	14	14	14	0.33
医学	基礎医科学	30	20	19	18	0.60	30	19	19	19	0.63	30	17	16	16	0.53	30	20	19	17	0.57	30	15	15	15	0.50
	臨床医科学	40	45	43	43	1.08	40	42	42	42	1.05	40	29	29	29	0.73	40	38	38	38	0.95	40	40	38	38	0.95
	計	70	65	62	61	0.87	70	61	61	61	0.87	70	46	45	45	0.64	70	58	57	55	0.79	70	55	53	53	0.76
生活科学	生活科学	21	18	16	16	0.76	21	17	16	16	0.76	21	19	19	18	0.86	21	18	18	18	0.86	21	20	19	19	0.90
創造都市	創造都市	—	—	—	—	—	10	65	29	28	2.80	10	52	24	24	2.40	10	48	26	24	2.40	10	43	14	13	1.30
合計		241	195	164	162	0.67	251	273	219	213	0.85	251	243	193	189	0.75	251	239	206	202	0.80	251	190	147	146	0.58

〔専門職学位課程〕

法学	法曹養成 3年標準型	40	878	59	37	0.93	40	316	55	29	0.73	40	300	64	38	0.95	40	483	61	39	0.98	40	403	68	36	0.90
	2年短縮型	35	400	55	32	0.91	35	204	52	41	1.17	35	385	49	36	1.03	35	448	56	37	1.06	35	395	56	35	1.00
	計	75	1278	114	69	0.92	75	520	107	70	0.93	7														

【分析結果とその根拠理由】

文系の一部研究科を除いて、入学定員と実入学者数の関係は適正なものとなっている。文系の一部研究科において、実入学者数が入学定員を大きく下回る結果となっている。そのため、入学者選抜の機会を複数化するなど、状況改善のための具体的取組が行われ、入学定員と実入学者数の関係の適正化が図られている。しかし、なお適正化に至っていない現状がある。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

すべての学部・研究科が入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を明確に定め、教育目標や特性に応じた多様な入学者選抜方法を採用している。

入学者選抜の実施にあたっては、「大阪市立大学入試委員会規程」を定め、実際の入学者選抜が全学的に適切な体制の下で公正に実施されている。

入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）の現実化を検証するため、全学的に「入学者追跡調査委員会」を設置し、各学部・研究科の自主的な検証と有機的な連繫を目指している。

【改善を要する点】

文系の一部研究科において、入学定員と実入学者数の関係を適正化する方策について検討する必要がある。

(3) 基準4の自己評価の概要

「人間性豊かで、科学や都市の産業、文化、生活及び環境に広く関心を持ち、向学心旺盛で優れた資質を有する学生を、広く国内外から受け入れる」という入学者受入の基本方針を明示した本学の「中期目標」に従い、すべての学部・研究科において、人材育成の目標とともに、求める学生像や入学者選抜の基本方針等を示す入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められるとともに、ホームページや学生募集要項等において公表、周知されている。

各学部・研究科は、各々の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って、一般入試を中軸にしつつ、社会人入試等の多様な入学者選抜の方法を採用する。具体的な試験方法等も、各学部・研究科の教育目的や学問分野の特性に応じた適切なものとなっている。

さらに、多様な学生を幅広く受け入れる本学の基本姿勢は、一部学部の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）で明示されるほかは、各学部・研究科がその特性に応じ、社会人入試、推薦入試、留学生特別選抜など多様な選抜方法を採用することによって実現されている。

学士課程の入学者選抜については、「大阪市立大学入試委員会規程」の定めに従い、入試委員会が全学的に実施体制を統括することにより、責任ある体制が確保されている。また、入試問題点検委員会の設置や入試成績の開示制度なども、入学者選抜の適切さや透明性を具体的に担保している。大学院課程の入学者選抜についても、この全学入試委員会の統括の下、各研究科が責任ある体制をつくっている。

学生の受入状況について、全学的組織として「入学者追跡調査委員会」を設置し、全学的な取組として入学者の追跡調査が実施され、入学者選抜方法と入学後の成績の関連について調査・分析が行われている。この全学的な検証の取組と連繫して各学部・研究科においても、各々が実施する各種選抜制度に関して入学者の追跡調査が

実施されており、その結果は入学者選抜方法の改善のために活用されている。

なお、学部・研究科のほとんどにおいて、入学定員と実入学者数の関係は適正なものとなっているが、文系の一部研究科において、実入学者数が入学定員を大きく下回る結果となっている。そのため、入学定員と実入学者数の関係を適正化する具体的取組がなされているが、なお具体的な成果に結びついていない。

基準5 教育内容及び方法

(1) 観点ごとの分析

<学士課程>

観点5-1-1-①: 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され（例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）、教育課程が体系的に編成されているか。

【観点到る状況】

本学の教育課程は、基準1で示した教育理念・目標を達成するために、学則（資料5-1-1-A）に基づき、全学共通科目、専門教育科目及び教職に関する科目で構成されている。

資料5-1-1-A 大阪市立大学 学則（抜粋）

（教育課程の編成方針）

第18条 教育課程は、大学、学部及び学科等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を次条第1項及び第2項に定める区分に従って開設し、体系的に編成するものとする。

2 教育課程の編成にあたっては、学部及び学科等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性をかん養するよう適切に配慮するものとする。

（授業科目及び単位数）

第19条 大学において開設する授業科目は、全学共通科目、専門教育科目及び教職に関する科目とする。

2 全学共通科目は、総合教育科目、基礎教育科目、外国語科目及び健康・スポーツ科学科目に区分する。

3 前2項に定めるもののほか、各授業科目及びその単位数については、全学共通科目履修規程及び各学部履修規程で定める。

（履修方法）

第20条 学生（医学部医学科の学生を除く。）は、全学共通科目及び専門教育科目を合計して124単位以上を修得しなければならない。

2 医学部医学科の学生は、医学部医学科履修規程で定める単位数以上の全学共通科目を修得するとともに、同規程で定めるところにより、専門教育科目を履修して試験に合格しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、学部長は、教育上必要があると認めるときは、教授会の議を経て同項の単位数を増加することができる。

4 前3項の規定にかかわらず、第11条又は第12条の規定に基づき入学した者に係る履修方法については、教授会の議を経て学部長が定める。

http://www.osaka-cu.ac.jp/about/commons/rule/reiki_honbun/ax02100031.html

全学共通科目と専門教育科目を学士課程における教育の柱と位置づけて、原則として全在学期間を通じた一貫教育体制のもとに、全学体制で提供し、学生が所属学部に関わらず履修する全学共通科目と、各学部が提供する専門教育科目とを並行して学習する体制で教育を行っている。

各学部の卒業所要単位は、医学部医学科を除いて全学共通科目及び専門教育科目を合計して124単位以上（医学部医学科は、全学共通科目の所定の単位数と、専門で提供されるすべての科目の履修）としている。全学共通科目及び専門教育科目の各学部・学科の履修条件は、資料5-1-1-Bに示すとおりである。このほか、教職希望学生のために、教職科目が開講されている。

全学共通科目は、総合教育科目、基礎教育科目、外国語科目および健康・スポーツ科学科目から構成されている。

専門教育科目は、各学部でその必要度・重要度などにより、必修科目、選択必修科目、選択科目、自由選択科目などの科目区分を設けている。学部によってはこの区分の他に、入門科目、基礎科目（以上経済学部）、基本科目、推奨科目（以上理学部）、基本科目、主要科目、主要選択科目、基礎科目、基礎必修科目、上級科目、基幹科目、演習科目、応用科目（以上工学部）、専門基礎科目（医学部看護学科）などの区分を設けている。各学部で、これらの区分に沿って基礎的な知識の習得から発展的な内容へと段階的に学習できるように科目を配分するとともに、学部・学科および課程の特色を発揮しながら、全学共通教育と専門教育の有機的連携を図っている。

資料5-1-1-B 第1部各学部・学科の卒業要件における科目履修条件

学部	学科・コース	全学共通科目	専門教育科目	合計必要単位数
商学部	経営、経営情報、国際ビジネス、産業・都市経営、金融・流通、会計コース	40 単位以上	84 単位以上	124 単位以上
経済学部		41 単位以上	104 単位以上	145 単位以上
法学部	法学、国際関係法、政治・行政学コース	38 単位以上	90 単位以上	128 単位以上
文学部	哲学歴史学科、人間行動学科、言語文化学科	39 単位以上	92 単位以上	131 単位以上
理学部	数学科	50	80	130 単位以上
	物理学科	76	64	140 単位以上
	物質科学科	44	72	136 単位以上
	化学科	69	70	139 単位以上
	生物学科	66	68	134 単位以上
	地球学科	65	71	136 単位以上
工学部	機械工学科	62 単位以上	78 単位以上	140 単位以上
	電気工学科	53 単位以上	78 単位以上	131 単位以上
	応用化学科	59 単位以上	76 単位以上	135 単位以上
	建築学科	59 単位以上	77 単位以上	136 単位以上
	都市基盤工学科	62 単位以上	75 単位以上	137 単位以上
	応用物理学科	65 単位以上	67 単位以上	132 単位以上
	情報工学科	53 単位以上	92 単位以上	145 単位以上
	バイオ工学科	49 単位以上	74 単位以上	135 単位以上
	知的材料工学	64 単位以上	74 単位以上	138 単位以上
環境都市工学科	63+2 単位以上	75+2 単位以上	140 単位以上	
生活科学部	食品栄養科学科	59	89	148 単位以上
	居住環境学科	48	95	143 単位以上
	人間福祉学科	44	86	130 単位以上
医学部	医学科	50	提供科目の全て	—
	看護学科	22 単位以上	103 単位以上	125 単位以上

【分析結果とその根拠理由】

教育課程の編成に当たっては、4年間（医学部医学科は6年間）一貫教育の趣旨の下、全学共通教育科目、専

門教育科目の区分の中で導入教育（初年次教育）から卒業研究まで、段階的、発展的な学業の進展が可能となるように履修制度を設定している。それぞれの科目区分における授業科目も、教育目標を達成できるよう適切に配置されている。また、必修科目、選択科目などの配置については、履修体系全体のバランスを考慮して配分している。以上の点から、本学の教育目的に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程の体系的性が確保されている。

観点5-1-②： 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

【観点に係る状況】

全学共通科目は、「大学生として必要な知識を修得すること、自主的・総合的な判断力を養成すること、社会人として必要な教養を身につけること」を目標としており、科目区分として総合教育科目、基礎教育科目、外国語科目および健康・スポーツ科目で構成されている。各科目区分の科目ごとの目的は資料5-1-2-Aに示すとおりである（『平成20年度全学共通科目シラバス・履修案内』も参照）。

専門教育科目は、前掲資料1-1-1-Dに示した各学部の教育目標を踏まえて設定されている（各学部シラバス・履修概要も参照）。

資料5-1-2-A 全学共通科目の科目区分ごとの目的

科目区分	目的
総合教育科目	大学教育全般の基礎となる学習・研究能力の育成、広い視野に立った総合的な判断力の育成、現代社会に生きる人間に求められる普遍性をもつ教養の修得などを目的としていて、特に専門に偏ることがないように、出来るだけ学問的視野を広げ、幅広い知識と教養を身につけるように設けられ、低学年のみの集中履修でなく、全在学期間を通して履修できるように配慮している。
基礎教育科目	主として理科系の学部における専門教育のための原点であり、広い意味での基礎として体系的習得が望まれている。位置付けとしては専門教育に直接つながる専門基礎教育とは異なり、基礎的学問分野をそれ自身の体系として学習し、目先の科学技術にとらわれない、長期的視野に立つ創造の原動力となることを目的とする。
外国語科目	学問研究のための情報交換や将来の職業上の必要性を考慮し、それに応じた語学力の養成、外国人とのコミュニケーション能力の開発、異文化の正確な理解を目標として総合的な見地から行われている。
健康・スポーツ科学科目	健康と体力増進に関する科学的知識と個人に応じたその実践方法を修得すること、生涯を通してよりスポーツに親しみ楽しむことができるように、スポーツの知識を修得すること、個人の体力や能力に応じたスポーツ実践能力を高めることによって健康的で活動的なライフスタイルを形成し、豊かな社会生活を営むうえでの資質を育成することを目的とする。

【分析結果とその根拠理由】

全学共通教育及び専門教育ともに、教育理念・目標を明確に定めて教育課程を編成し、その趣旨に沿った授業科目を提供している。専門教育では各学部・学科の教育目標に応じた特徴的な教育科目を含む幅の広い授業科目を開設しており、その内容は各学部・学科の教育課程の編成の趣旨に沿ったものとなっている。以上のことから、授業の内容は全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものとなっている。

観点5-1-③： 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映した

ものとなっているか。

【観点に係る状況】

全学共通科目の担当教員は、総合教育科目が全学部・研究科の教員から、基礎教育科目が理学部教員を中心に、外国語科目は文学部の語学系教員を中心に、健康・スポーツ科学科目が都市健康・スポーツ科学研究センター教員を中心に配置されていて、授業目的を達成するための体制がとられている。これらの科目は、その履修によって各学問領域の課題や研究成果などを知るとともに、基本命題や先端的研究に触れる機会を提供している。

専門教育科目は、各授業科目に最も適合する専門分野の教員を配置し、教員各自の研究活動の課題や成果、学会活動を含めて、各学問分野の基礎的、および先端的研究内容が授業の一部に盛り込まれている（資料5-1-3-A）。

資料5-1-3-A 授業担当教員の研究分野と、担当専門教育科目授業・内容の例 <学>=学士課程

担当教員 (学部)	研究分野・課題	担当授業・内容
西倉 高明 (商学部)	基軸通貨・ドルの発展と浸食及びヨーロッパ通貨統合とユーロ誕生の分析	国際金融論、国際通貨体制論：国際金融の基本原則を応用して、マルクの Vehicle Currency 化、基軸通貨化、ドルの侵食のプロセスを解説し、ユーロ誕生後のドルとユーロの2極通貨体制を論じる。
海老塚 明 (経済学部)	貨幣と制度の経済学、レギュレーション理論に基づく日本資本主義分析	経済原論1A：マルクスとケインズの知的遺産を継承した、かつ貨幣的側面と社会制度的側面とを含んだ、「制度の経済学」の概要を講義する。
桐山 孝信 (法学部)	新世界秩序形成過程における国際機構の役割、国際法学における管轄権配分論からガバナンス論への転回に関する研究、民族自決権の今日的意義	国際組織法：グローバル化が進展する中で、それを推進するにせよ規制するにせよ、国際組織とりわけ国際連合の役割は無視することができなくなっている。本講義では、「平和・人権・開発」をキーワードにして、それらの課題に対する国連を中心とした国際組織の役割について考察する。
谷 富夫 (文学部)	那覇都市圏の過剰都市化に関する社会学的研究、民族関係と外国人労働者問題の国際比較、民族関係の可能性に関する都市社会学的研究、都市コミュニティ論、現代宗教の社会構造論的研究	社会学研究法Ⅱ<学>：都市社会学、民族関係論、宗教社会学等の実証研究を題材に、質的研究の調査技法と分析技法を概説する。
今吉 洋一 (理学部)	タイヒミュラー空間とその応用	複素解析 I, II：複素関数（複素変数・複素数値関数）の微分積分の入門的な講義。「タイヒミュラー空間」は、複素解析の最先端分野の一つで、非常に多くの分野と関係して研究が盛んに行われている。物理学では弦理論と深い関連がある。
濱 裕光 (工学部)	三次元動画画像処理・理解、ビデオ検索、視覚情報処理、高度道路交通システム、イメージインデキシング	画像工学<学>：画像工学は、文字・図形・映像など視覚に訴える情報を扱う学問であり、広範囲の工学分野と関連している。コンピュータによるデジタル画像処理は、画像強調、特徴抽出、表示および符号化に大別される。講義を通じて、画像工学で取り扱われる各種技術の基本を習得する。
西沢 良記 (医学部)	慢性腎不全とその合併症の発症・進展の病態解明と治療/予後に関する研究、糖尿病血管合併症の発症・進展の病態解明と治療に関する研究、血管・骨の分子細胞学の基礎/臨床研究	内分泌・代謝に関する科目＝「内分泌総論」「糖尿病総論」「糖尿病分類・診断」「肥満」<学>；医学序論での糖尿病に関する科目「インスリンの発見と糖尿病」<学>

小西 洋太郎 (生活科学部)	低利用食料資源の食品栄養学、食品成分の機能性に関する研究、高等植物における澱粉代謝	食品機能化学<学>：食品の機能成分（栄養素、色・味・香りの成分、生理活性物質、成分間反応など）の化学的構造と化学的性質について講義している。 食品学<学>：動物性食品、植物性食品について、組織構造、成分、機能性成分など個々の食品の特性と機能性について講義している。
河野 あゆみ (医学部看護学科)	在宅高齢者における閉じこもり・介護予防に関する研究、在宅看護ケア及びケアシステムに関する研究	在宅看護論<学>; 健康障害をもちながら在宅で生活する人々とその家族の生活の質の向上を目指した看護を実践するために必要な基本的な考え方と基礎知識を理解することを目的とする。国内外の動向をふまえて、在宅ケア・在宅看護の理念や機能、対象の特徴、歴史や社会的背景を理解し、わが国の在宅ケア・在宅看護に関連する制度やケアシステムを体系的に学ぶ。
野口 道彦 (人権問題研究センター)	部落問題をめぐる社会関係、被差別カーストをめぐる社会関係、現代社会における差別意識の構造	現代の部落問題<学>; 部落差別はなぜ残っているのか、日本の社会の現実と構造を解き明かし、具体的な差別事件を通して、「部落」「部落民」とは何かを考え、差別を無くすには何をしたらよいかを考え学ぶ。
矢野 裕俊 (大学教育研究センター)	中等教育の国際比較、生涯学習社会における高等教育のあり方	ライフサイクルと教育<学>; 大阪市大でどう学ぶか<学>; 1 回生セミナー<学>
井狩 幸男 (英語教育開発センター)	脳内における言語処理、第一言語獲得過程に関する研究、第一言語獲得の第二言語習得への応用に関する研究	言語情報論演習 II ; 言語獲得研究用に Web 上に構築されているデータベース(CHILDES) を使い、電子データの収集方法及び分析方法に習熟すること、並びに、第一言語獲得のメカニズムについて考察することを目的とする。

【分析結果とその根拠理由】

全学共通科目では、総合教育科目、基礎教育科目、外国語科目などの履修によって、各学問分野の基礎的な課題や研究成果の概要を学習できるようになっている。専門教育科目ではそれぞれの学問領域の研究内容や先端的な研究成果の内容が反映されている。

以上のことから、授業の内容が全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の内容を反映したものになっている。

観点 5-1-④： 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他学部の授業科目の履修、他大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施、編入学への配慮、修士（博士前期）課程教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。

【観点に係る状況】

本学では、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請に対応した各種の教育課程の編成に取り組んでおり、その中のいくつかは、文部科学省のGPに採択されている（資料5-1-4-A）。また、全学共通科目の総合教育科目Aは人間の生存や市民生活等に直接かわり、現代的で実際的な問題を多面的に扱う科目から構成されている。

また、学則第21条により、他大学などの授業科目の履修を、第22条により大学以外の教育施設による学修を

認めている。また、第14条により、外国の大学における修学成果の認定を行っている。第13条においては、他学部、他学科への転学・転学科を認めている。

他大学との単位互換では、大阪府立大学・大阪商業大学との3大学単位互換協定に基づく単位互換制度、大学コンソーシアム大阪で実施している34大学間の単位互換制度などを取り入れている（別添資料5-1-4-1、2）。その他、独自の単位互換制度を取り入れている学部・研究科もある（資料5-1-4-B）。

補充教育としては、全学共通教育、専門教育のいずれにおいてもティーチングアシスタントによる支援を行っている。留学生には1人ずつにチューターを付けて、学習方法から履修指導まできめ細かい対応を行っている。また、英語力を高めたい学生のために、英語教育開発センター内にEnglish caféを設け、ネイティブスピーカー教員が指導・相談に当たっている。

編入学者に対しては、既修得科目審査による単位認定や、一定の枠内での単位一括認定、個別の履修指導などを行っている（資料5-1-4-C）。

また、成績優秀者に対しては、学部3年次修了から大学院修士課程への「飛び級制度」を設け、前期博士課程一般選抜による出願選考を経て、合格者を出している。理学部で平成19年度に2名、平成20年度1名、工学部で平成17年度に1名、平成20年度に2名の実績がある。

資料5-1-4-A 各種GP採択状況

公募プログラム名	年度	採択学部・研究科等	採択プログラム名
現代的教育ニーズ取組支援プログラム	平成17年度	生活科学部	QOLプロモーター育成による地域活性化
現代的教育ニーズ取組支援プログラム	平成19年度	商学部	インタラクティブ型キャリア教育方法の確立—BRCを通じた経営学系(商学部)の専門教育とキャリア教育の融合—

資料5-1-4-B 学部・部局独自の単位互換制度の実績表

制度の種類	実施状況	根拠
他学部の授業科目履修	商学部、経済学部、法学部、文学部専門科目の相互履修。	学部間の合意による。
他大学の授業科目履修	大阪府立大学工学部8学科より23科目の提供を受け、大阪市立大学工学部4学科より14科目を提供（平成19年度の場合）。	大阪府立大学工学部—大阪市立大学工学部間履修単位互換に関する協定による。
外国の大学の授業科目履修	経済学部・大学院経済学研究科と韓国の全南国立大学経営学部との相互履修。学部では30単位を限度、大学院では10単位を限度とする。	経済学部・大学院経済研究科と韓国の全南国立大学経営学部との学生交流協定に基づく。

資料5-1-4-C 編入学者に対する配慮の例

学部	編入学の実績
法学部	既修得科目審査による単位認定を実施しており、その旨を法学部便覧に記載し周知を図っている。
文学部	文学部第1部編入学（定員6名）、第2部編入学（学士入学）（定員若干名）では、ともに2年の在学期間で卒業できるカリキュラムとしている。
医学部看護学科	4年制大学卒業者を対象とした2年次編入（定員10人）では3年の在学期間で、看護師免許を持つ者を対象とした3年次編入（定員20人）では2年の在学期間で卒業可能なカリキュラムであり、看護学士の資格とともに、前者は看護師・保健師の国家試験受験資格、後者は保健師の国家試験受験資格を得ることができる。2年次編入生では最大35単位、3年次編入生では最大80単位を既修得単位として認定している。また、編

入生に対しては各semester開始前に教務ガイダンスを実施している。

別添資料5-1-4-1 大阪市立大学、大阪商業大学間単位互換協定書 大阪市立大学、大阪府立大学間単位互換協定書
別添資料5-1-4-2 大学コンソーシアム大阪 単位互換包括協定書

【分析結果とその根拠理由】

他学部・学科の授業科目の履修、他大学との単位互換、補充教育、留学生や編入学者への配慮、飛び級制度の実施などを行っていることから、本学では学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請などに対応した教育課程の編成に組織全体として制度上では配慮している。しかしながら、学部間で実施状況に差があり、個別対応では実績はあるが量的な拡充が望まれる。

観点5-1-⑤： 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

全学共通科目および各専門科目において、適正なカリキュラムの策定を行っている。また、4年間一貫教育としての全学共通科目・総合教育科目の履修を容易にするため、特定曜日の5時限目に他の科目を設定しない制度を実施している。

また、履修登録できる科目数・単位数の上限を学部ごとに設定している（資料5-1-5-A）。また、入学時および各学年の年度初めに、学部・学科ごとのガイダンスにより履修指導を行って、授業時間外の学習時間の確保を促すなどの単位の実質化を図っている。商学部では成績を点数化して卒業要件に科目平均の点数の下限を設けるGPA制度の導入を行っている。

資料5-1-5-A 履修単位数の上限設定

学部	学年学期	科目：年間履修上限単位数
商学部	1・2年次	総合教育科目：5科目まで
経済学部	1・2年次	総合教育科目：前期3科目、年間5科目以内
法学部	1年次前期	総合教育科目：6科目以内
文学部	1年次	総合教育科目：前期5科目、年間8科目以内
理学部	1・2年次	総合教育科目：前・後期各3科目（6単位）以内
生活科学部	1年次	総合教育科目：前期3科目（6単位）、年間5科目（10単位）以内

【分析結果とその根拠理由】

本学では、適正なカリキュラムの策定、時間割設定の工夫、履修登録科目・単位数の上限設定、年度当初のガイダンスにおける履修指導など、適正な履修を促す取り組みを行っており、単位の実質化への配慮は十分なされている。

観点5-1-⑥： 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を有して

いる場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

【観点に係る状況】

本学では、商学部・経済学部・法学部・文学部において、夜間（第2部）のコースを設けている。第2部では、夜間の授業（18:00以降）だけで卒業に必要な科目が履修できるようにしている。また、平成17年度に標準修業年限を5年から4年へ改めた。さらに、第2部の学生への配慮の1つとして、第1部授業の第5限目に当たる時間帯（16:20～17:50）に、第2部の学生が受講可能な授業を設けている。

【分析結果とその根拠理由】

夜間（第2部）の学生に対しては、夜間に提供される授業だけで4年間で卒業できるカリキュラム・時間割を設定しており、この課程に在籍する学生に配慮した時間割等の設定がなされている。

観点5-2-①： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用、TAの活用等が考えられる。）

【観点に係る状況】

全学共通教育、専門教育ともに、講義、演習、実験、実技など多様な形態で授業を開講している（資料5-2-1-A、B）。また、全学共通科目、専門教育科目のいずれでも、教育目的・目標の実現のために、適切な人数で、双方向型授業形態を取り入れて授業が行われている。

全学共通教育では、特に初年次教育の一環として、総合教育科目の中に少人数のセミナー形式で対話・討論型で授業を行う「1回生セミナー」が試行的に開講されていて、選択した一部の学生に限られるが大学での学習方法などを学ぶ機会が用意されている。また、平成16年度より、パソコンなどからのプロジェクター機能を有する教室となった新しい学舎（全学共通教育棟）が完成し、多様なメディアを高度に利用した授業に対応できるよう整備されている。

専門教育では、各専門分野の特色に見合った形態の授業が提供されている（資料5-2-1-B）。いずれの授業も少人数教育が実施されている。各学部・学科でも、初年次教育が演習やゼミナールなどの科目の中で実施されていて、総合的な学習法による指導がされている。また卒業研究・卒業論文などでは、学生の研究テーマに関連した資料の収集、研究計画の立案、研究方法の開発、研究の遂行と結果のまとめなど、対話・討論型授業を基本に行われている。

資料5-2-1-A 全学共通教育科目における講義・演習・実験などの科目数・クラス数

区分	講義	演習・セミナー・語学	実験・実習・実技
総合教育科目	102 (152)	26 (28)	
基礎教育科目	58 (100)		15 (22)
語学 (外国語)		161 (719)	
健康・スポーツ科学	3 (6)		16 (53)

※（ ）内がクラス数

※ 語学の中には、留学生向けの日本語も含まれる。

資料5-2-1-B 各学部専門教育科目における講義・演習・実験などの科目数・実質開講数

区分 学部	講義	演習	ゼミナル	語学・ 外国語	購読	実験	実習
商学部 第1部	198	1	4	6			
〃 第2部	171		2	2	1		
経済学部第1部	54(54)	6(116)		1(1)			
〃 第2部	40(40)	7(34)		1(1)			
法学部 第1部	53(38)	5(30)		4(5)			
〃 第2部	63(26)	2(4)		4(3)			
文学部 第1部	214	86		19	23	4	13
〃 第2部	81	49		6	3		4
理学部	172	29(59)	5		1(15)	10(24)	29
工学部	326	59		2	2	19	11
生活科学部	149	17	44			16	34
医学部医学科	553			2			400
医学部看護学科	76(51)	25		1	1		13

※ () 内が実質開講数

※科目数の中には、不定期に開講される科目も含まれている。

【分析結果とその根拠理由】

全学共通教育、専門教育ともに授業科目を講義、演習、ゼミナル、実験・実習などの多様な形態でバランスよく開講していて、本学の特色としての少人数教育を実現している。対話・討論型の双方向授業にも積極的に取り組まれている。以上の点から、本学においては教育の目的に照らして、講義、演習、実験・実習などの授業形態の組み合わせが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされている。

観点5-2-②： 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点到る状況】

全学共通教育および各学部の専門教育とも全授業科目にわたってシラバスを作成している。シラバス作成に当たっては、全学共通教育科目は各科目区分ごとの教科会議の、また各専門教育科目は各学部・学科の教務委員会の統括の下に、書式・様式などを統一している。これらシラバスは新入生に対して配布しているほか、一部をウェブサイトで公開している。

全学共通教育では英語表記を含む科目名、開講期・曜日・時限、担当教員名、科目の主題と目標、授業内容・授業計画、評価方法、受講生へのコメント、教材などの統一した項目で学生への理解の浸透を図っている。各専門教育においても、上記に準じた項目がシラバスに掲載されている。

シラバスの活用については、入学時におけるオリエンテーションでの履修指導や、学科ガイダンスにおいて説明し、履修届出のスムーズな運用につながっている。

「全学共通科目シラバス・履修案内」 <http://www.osaka-cu.ac.jp/campus/data/syllabus2008.pdf>

【分析結果とその根拠理由】

全学共通科目、専門教育科目ともに、教育課程の編成の趣旨に沿って統一された様式でシラバスを作成し、学生に周知している。また、履修指導の際などに活用している。以上のことから、本学においてシラバスが適切に作成され、活用されている。

観点5-2-③： 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

【観点に係る状況】

自主学習への配慮として、シラバスに参考書・推薦書などを提示している。また、全学共通教育が中心に行われるキャンパス域に、自習室、e-learning室、English café等を設置し、自主学習への環境に配慮している。さらに、本学学術総合情報センターの閲覧室（1223席）が広く開放され、自学自習ができる120台のコンピュータを設置するとともに、ビデオライブラリーなどの教材が利用できる。

学力や大学生活に不安を抱える学生については、大学教育研究センターが「学生相談窓口」を開設して相談に当たっている。また、全学共通教育、専門教育のいずれでもティーチングアシスタントによる支援を行っている。留学生には全員にチューターがついて、勉学上の相談にのっている。

各学部・学科の中には、個別の学生の履修状況を把握するとともに、担任教員制度を取り入れているところもあり、保護者との連絡・連携も図っている。

【分析結果とその根拠理由】

全学共通教育、専門教育ともに、シラバスに参考書・推薦書などを掲載し、自主学習のための施設も確保されている。学生相談窓口、担任教員制度などを通して、基礎学力に不安を抱える学生への対応にも取り組んでいる。以上のことから、本学においては、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われている。

観点5-2-④： 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

【観点に係る状況】

該当しない。

【分析結果とその根拠理由】

該当しない。

観点5-3-①： 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

【観点に係る状況】

全学共通教育についてはその理念と目的、および成績評価基準が『全学共通科目シラバス・履修案内』に記載されている。専門教育についてはその理念と教育目標、および成績評価基準・卒業認定基準などは、各学部履修規程に明記されている。また成績評価方法などは全学共通教育および各専門教育に関するシラバス・履修概要などにより学生に周知されている。成績はA、B、C、Eの4段階、または100点満点の点数で表している。商学部では、GPA制度の導入がなされている。

別添資料5-3-1-1 全学共通教育の履修案内

別添資料5-3-1-2 各学部履修規程等（各学部の履修概要より抜粋）

【分析結果とその根拠理由】

全学共通教育および各専門教育における成績評価基準は、各履修概要・履修案内などに、成績評価方法は各シラバスに、卒業認定基準は各学部履修規程に明記されており、それぞれ学生に周知されている。以上のことから、本学では教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され学生に周知されている。

観点5-3-②： 成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

【観点到係る状況】

本学の成績評価は、全学共通科目に関しては『大阪市立大学全学共通教育履修規程』、専門教育科目に関しては各学部の履修規程に基づき、試験、報告書、論文および授業の出席状況などを総合的に判断して、A、B、C、E、または100点満点の点数によって行われている。各授業科目の内容に応じて評価がなされ、シラバスにも評価基準が明記されている。卒業認定は、各学部の履修規程に明記され、各学部教授会が実施している。

【分析結果とその根拠理由】

成績評価は、規程に基づき4段階評価または100点を満点とする点数で行われている。卒業認定は、規程に基づき各学部教授会が実施している。以上のことから、本学における成績評価基準や卒業認定規定に基づいて、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されている。

観点5-3-③： 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

【観点到係る状況】

現時点では、全学共通教育および各学部専門教育に関する履修規程などに、成績評価等の正確さを担保する措置は明文化されていないが、全学共通教育科目および各専門教育科目の成績は、すべて学術情報総合センターにデータベース化されていて学部により一元管理されているので、担保する措置への対処が可能な状況にある。また授業科目の評価資料の保管等により、成績・評価結果に疑義のある学生には、教務担当窓口を通じて担当教員が直接説明を行って対応している。

【分析結果とその根拠理由】

現時点では成績評価等の正確さを担保する制度上の整備に課題が残るが、実態としては学生への対応はなされている。成績評価結果は全学共通教育、各専門教育ともにデータベース化されて一元管理されているので、学生への周知および学生からの疑義に対する対応制度を明確にすれば、その正確さを担保することが可能な段階にある。

＜大学院課程＞

観点 5-4-①： 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっているか。

【観点に係る状況】

本学における大学院研究科は、それぞれの学問分野、職業分野における人材育成の目標に対応した体系化された教育課程により、必要とする知識・技術の習得や、能力の養成が行えるように編成されている（資料 5-4-1-A）。各研究科・専攻とも必修科目・選択必修科目・自由選択科目、課題研究指導科目などに相当する科目を指定した教育課程編成を行っている。

資料 5-4-1-A 研究科の教育課程の構成、人材育成の目標、学位

研究科等	博士課程	人材育成の目標（養成しようとする人材像）	学位
経営学研究科	前期 2 年の課程：（共通科目 4、分野専門科目 8、分野専門演習 8 を含む 30 単位以上、修士論文）	<ul style="list-style-type: none"> 経営諸科学に関する専門知識と研究能力を有する人材の育成 ビジネスとビジネス社会に関する課題発見能力・政策提言能力・変革マインドを兼ね備えた高度専門職業人の育成 	修士（グローバルビジネス） 修士（経営学） 修士（商学）
	後期 3 年の課程：（分野専門演習 12 含む 18 単位以上、博士論文）	<ul style="list-style-type: none"> 経営諸科学に関する高度な専門知識を有する自立した研究者の育成 民間部門・公的部門・非営利組織などの学問的諸課題について、高度な研究を推進する研究者の育成 	博士（グローバルビジネス） 博士（経営学） 博士（商学）
経済学研究科	前期 2 年の課程：（一般コース：基礎科目 4、分野科目 12、前期研究指導 1, 2 を 8 単位を含む 30 単位以上、修士論文； 修士専修コース：基礎科目 6、分野科目 12、ワークショップ 4 単位を含む 30 単位以上）	<ul style="list-style-type: none"> 高度な経済学的知識を習得したうえで種々の現実問題に取り組む、問題の解決に資することができる総合的能力をもったジェネラル・エコノミストの育成 国内外における経済関係領域において、専門的知識と主体的行動力を生かして十分活躍できる人材の育成 	修士（経済学）
	後期 3 年の課程：（後期研究指導 1, 2, 3 各 4 単位、分野科目 8 単位を含む 20 単位以上、博士論文）	<ul style="list-style-type: none"> より高度な専門分野の研究に特化しつつも、広い視野と現実的な感覚を豊かに持つアドバンスト・エコノミストの育成 国際的な経済活動の舞台において専門的知識と豊富なキャリアを生かして十分活躍できる人材の育成 	博士（経済学）

法学研究科	〔法学政治学専攻〕 前期 2 年の課程：(前期博士課程授業科目より特別研究 14 単位を含む 30 単位以上、修士論文)	<ul style="list-style-type: none"> ・比較法的・歴史的・基礎法的研究能力を有する法学研究者の育成 ・高度の研究能力を有する政治学研究者の育成 ・法学政治学に関する高度の能力を有する職業人の育成 	修士 (法学)
	後期 3 年の課程：(後期博士課程授業科目より特別研究 12 単位を含む 24 単位以上、博士論文)		博士 (法学)
	〔法曹養成専攻(法科大学院)〕 修業年限 3 年：(必修科目 60、選択必修科目 26、自由選択科目 8 の 94 単位)	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい法的課題に果敢にチャレンジする精神を持ち、現にある法律の解釈にとどまらない批判的精神を有し、さらに、紛争当事者の苦悩に共鳴できる豊かな人間性を有する法曹の育成 ・「企業の法的ニーズ」、あるいは「社会的弱者を含む市民の日常的法的ニーズ」や「国際取引や外国人を当事者とする法的ニーズ」に応える人材の育成 	法務博士 (専門職)
文学研究科	前期 2 年の課程：(共通科目 2 ないしは 4、総合研究科目 4 を含む分野専門科目 24 ないしは 22 以上、研究指導科目 4 単位合計 30 単位以上、修士論文)	<ul style="list-style-type: none"> ・人文科学や行動科学の分野において、先端的知識と方法を身につけ独創的研究をみずから行いうる人材の育成 ・地域の教育に貢献し、都市が抱えるさまざまな問題の解決に応えうる高度専門職業人の育成 ・生涯学習への意欲をもち、人間、社会、文化、言語に対する深い理解を通して、国際社会・地域社会においてさまざまな文化的活動を担うことのできる高度教養人の育成 	修士 (文学)
	後期 3 年の課程：(分野専門研究指導科目 12 単位以上 (アジア都市文化学専攻はさらに特講科目 4 単位以上)、博士論文)	<ul style="list-style-type: none"> ・人文科学・行動科学の最先端の研究課題を創造的に探究する高度な研究能力を備えた研究者の育成 ・国内外の教育研究組織や機関と連携し、人文科学・行動科学の国際的、学際的な研究を主導的に推進する研究者の育成 	博士 (文学)
理学研究科	前期 2 年の課程：(授業科目 10 以上、前期特別研究 12、演習科目 8 あわせて 30 単位以上、修士論文)	<ul style="list-style-type: none"> ・鋭い問題意識と解決能力をもち、先端科学・技術の発展と応用展開を推進できる研究者・高度専門的職業人の育成 ・中高教員などの教育職や各省庁、地方公共団体及び民間企業における IT、情報、物理、化学、製薬、バイオ、環境などの分野で、研究・開発の中核として活躍できる人材の育成 	修士 (理学)
	後期 3 年の課程：(後期特別研究 8、ゼミナール 2 単位以上あわせて 10 単位以上、博士論文)	<ul style="list-style-type: none"> ・最先端科学の研究課題を先導的に推進し、世界にはばたく研究者・高度専門的職業人の育成 ・大学、国公立や民間の研究機関及び企業の研究開発のなかで、基礎及び応用研究をリードする研究者、世界を舞台に活躍できる人材の育成 	博士 (理学)
工学研究科	前期 2 年の課程：(指導教員提供科目 2、前期特別研究 8。特別演習科目 8 を含む 30 単位以上、修士論文)	<ul style="list-style-type: none"> ・工学の各専門分野における技術者及び研究者として、より深い専門知識と応用力を有する人材の育成 ・工学的課題を発見する能力及びその課題を解決する能力を備えた人材の育成 ・高度なコミュニケーション能力を備え、国際的に活躍できる人材の育成 	修士 (工学)

	後期 3 年の課程：(後期特別研究 4、ゼミナール 2 を含む 6 単位以上、博士論文)	<ul style="list-style-type: none"> 高度な研究開発能力を備え、研究・教育の中核を担い、社会に対して主体的に貢献できる人材の育成 工学の各専門分野において独創的な研究開発を推進できる人材の育成 工学の各専門分野における創造性と問題解決能力を有し、産官学の研究開発領域で十分な指導力を発揮できる人材の育成 	博士 (工学)
医学研究科	[医科学専攻修士課程] 2 年の課程：(専門教育科目 12、特別研究科目 8、共通教育科目 10 単位を含む 30 単位以上、修士論文または課題研究)	<ul style="list-style-type: none"> 最先端の講義あるいは臨床実習を通じて、より高度な医学知識や技術を修得する医師以外の医療職者、研究者、企業人の育成 	修士 (医科学)
	博士 4 年の課程：(専門教育科目 12、研究指導 8、ゼミナール 2、共通教育科目 3、全科目から 5 単位以上を含む合計 30 単位以上、博士論文)	<ul style="list-style-type: none"> 最先端研究を先導的に推進し、独創性に富み、世界的に活躍する医学研究者の育成 大学、研究機関における基礎的あるいは臨床的研究をリードする指導者の育成 	博士 (医学)
看護学研究科	2 年の課程：(看護理論 2、看護研究 2、専門教育の演習 4、特別研究 I 4、特別研究 II 4 を含む 16 単位以上、専門教育の 2 分野に応じ選択履修 14 単位以上、合計 30 単位以上、修士論文)	<ul style="list-style-type: none"> 看護学の進歩と看護教育の発展を推進できる教育者・研究者の育成 高度な看護実践能力と看護実践の場で教育・指導的役割を担う高度専門職の育成 	修士 (看護学)
生活科学研究科	前期 2 年の課程：(前期特別研究 10、生活科学論ゼミナール 2 単位を含む 30 単位以上、修士論文)	<ul style="list-style-type: none"> 現代社会の生活問題を学際・複合的に解明し、問題解決能力をもった研究者や高度専門職業人の育成 	修士 (生活科学または学術)
	後期 3 年の課程：(前期課程を含んで 30 単位以上、または後期特別研究 10 単位以上、博士論文)	<ul style="list-style-type: none"> 理論と実践の両面から生活科学研究の最先端を担う研究者の育成 	博士 (生活科学または学術)
創造都市研究科	修士課程 (2 年)： (基礎科目 2、中核科目 17、探求科目 9、展開科目 4 を含む 32 単位以上、修士論文)	<ul style="list-style-type: none"> 社会の第一線で活躍する社会人に対し、高度の学問知識と問題解決の高い能力を獲得させる 各研究分野ごとに明確な育成目標を掲げ、企業・公共団体・非営利団体の各分野でイノベーションを遂行する人材を育成 社会経済の指導者に必要な人格を磨き、将来を見通す見識とリーダーシップを涵養 	修士 (都市ビジネス) 修士 (都市政策) 修士 (都市情報学)
	博士課程 (3 年)： (特殊講義科目 2、演習科目 4、研究指導科目 12 を含む 18 単位以上、博士論文)	<ul style="list-style-type: none"> 産業振興、公共政策、地域再生、都市情報基盤整備などの都市のかかえる諸課題に対し、卓越した研究能力と創造的な問題解決能力を持った実務的な研究者、「実践的な知」「役立つ知」の創造を担うことができる人材の育成 国内外の諸都市の諸課題に対し、国際的、学際的な研究・交流をすすめ、実践上の卓越した知見の創造に貢献することができる研究者の育成 	博士 (創造都市)

【分析結果とその根拠理由】

大学院の教育課程は、授与する学位および目標とする人材の育成に対応して、教育目的や研究の特性に立脚して多様かつ系統的な授業科目が提供されており、多様で高度化する学術内容の進展に対応するとともに、大学院学生の自主的選択が十分可能となるような履修制度となっている。

以上のことから、本学における大学院では、教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待に十分こたえられるものとなっている。

観点 5-4-②： 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

【観点に係る状況】

各研究科・専攻は、それぞれの教育目的に応じた多様な授業科目を体系的に編成している。その内容は、分野の特性に合わせて講義、演習、実習、ゼミナール、特別研究、研究指導などとして開講され、それぞれの教育課程の編成に沿った内容を提供している。(各大学院研究科シラバス参照)

【分析結果とその根拠理由】

各研究科・専攻の教育課程では、それぞれの教育目的および教育・研究分野の特性に応じて編成された教育課程に対応する内容の授業が配置されている。以上のことから、本学の大学院における授業の内容は、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものとなっている。

観点 5-4-③： 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものであるか。

【観点に係る状況】

各研究科・専攻における各科目は、その学問領域を研究分野としている教員が担当しており、担当教員の研究活動の成果を反映したものとなっている。資料 5-4-3-A に担当教員の研究分野と授業内容の例を示す。

資料 5-4-3-A 授業担当教員の研究分野・課題と担当授業内容例 <院>=大学院課程

担当教員(研究科)	研究分野・課題	担当授業・内容
狩俣 正雄 (経営学研究科)	リーダーシップ、コミュニケーション、NPOのマネジメント、障害者雇用の研究	企業形態論：会社法で規定される株式会社や合同会社などの企業形態だけではなく、社会的企業やNPO（非営利組織）などについても議論し、さらにCSRやコーポレート・ガバナンスの問題、日本的経営の動向を検討して、21世紀型企業のあり方を議論する。
田畑 理一 (経済学研究科)	ロシアとブラジルの経済開発の比較研究、環日本海経済交流(北東アジア地域経済交流)研究、ロシア経済の市場経済移行、再開発研究	ロシア経済論研究：比較経済制度論、及び比較経済開発論の観点から、旧計画経済の市場経済化、移行経済について考える。
高田 昌宏 (法学研究科)	民事証拠法に関する研究、消費者集団訴訟に関する研究、非訟事件に関する研究	民事訴訟法<院>; O. Jauernig, Zivilprozessrecht (2007)をテキストとして使用し、ドイツと日本の民事訴訟法及び民事訴訟法理論の比較検討を行う。

<p>栄原 永遠男 (文学研究科)</p>	<p>日本古代地域史の研究(難波, 紀伊, 摂津, 河内, 和泉, 近江)、日本古代流通経済史の研究、正倉院文書の研究</p>	<p>日本史学研究 I 《院》; 同研究演習 1 《院》 正倉院文書に含まれる地域史料、経済関係史料に留意しながら研究成果を教授し、復原、読解、史料としての利用法を示す。</p>
<p>畑 徹 (理学研究科)</p>	<p>超流動ヘリウム、冷凍機開発、核磁性</p>	<p>固体低温物性<院>; 超低温に於ける核磁性の最先端の研究成果に基づく講義。内容的には、固体ヘリウム3で見出された多体交換相互作用による反強磁性転移の特徴。Cu, Ag 核磁性における双極子相互作用と RK 相互作用の拮抗による磁気転移など。</p>
<p>岡田 博 (植物園)</p>	<p>被子植物の種多様性と種分化, 湿潤熱帯地域における種多様性の解明</p>	<p>進化植物学<院>; 前期特別研究<院>; 後期特別研究<院>; 被子植物の多様性について様々なアプローチで解説している。</p>
<p>谷池 義人 (工学研究科)</p>	<p>自然風中で大屋根建物に作用する鉛直方向の非定常風力、建物まわりの流れ、圧力及び渦度場に関する研究、高層建築物の空力不安定振動に関する研究</p>	<p>風工学特論<院>; 大阪を中心とする関西地域に於いては、過去数十年間に第二室戸台風や伊勢湾台風等の巨大台風の襲来を度々受け、その都度壊滅的な被害を被ってきた。台風や竜巻等の烈風に対して、一般の住家や公共の土木・建築構造物及び多数の人々が居住する高層建築物の耐風安全性を確保し、さらに鉄塔・電柱・高架線等のライフライン施設の破壊を未然に防ぐことが、都市防災の重要な課題である。本授業では、この課題に沿って、建築・土木構造物を安全かつ合理的に耐風設計する上で必要となる風工学について講義する。</p>
<p>西沢 良記 (医学研究科)</p>	<p>慢性腎不全とその合併症の発症・進展の病態解明と治療/予後に関する研究、糖尿病血管合併症の発症・進展の病態解明と治療に関する研究、血管・骨の分子細胞学の基礎/臨床研究</p>	<p>代謝内分泌病態内科学・同演習<院>; 発表表現演習<院>; 臓器器官病態内科学セミナー<院></p>
<p>圓藤 吟史 (医学部)</p>	<p>産業疫学、職業性中毒、環境化学発癌</p>	<p>産業医学・同演習<院>; 発表表現演習<院>; 都市医学セミナー<院></p>
<p>白田 久美子 (看護学研究科)</p>	<p>手術療法を受けるがん患者の QOL 向上をめざした看護ケアに関する研究</p>	<p>急性看護学特論<院>; 急性看護学援助特論<院>; 専門演習<院>; 特別研究 I <院>; 特別研究 II <院>; 先端的な医療や手術などの侵襲的な治療を受け、重要な生体機能に多大な障害をもたらし、生命の危機的状況に陥っている人々に対する看護について行う。</p>
<p>宮野 道雄 (生活科学研究科)</p>	<p>日常生活における居住環境の安全、自然災害に対する地域防災</p>	<p>住居安全工学特論<院>; 自然災害に対する住宅の防災・安全および災害時の人間行動や日常生活における住宅の安全について講じる。</p>
<p>宮側 敏明 (都市・健康スポーツ研究センター)</p>	<p>持続運動中の体温調節に及ぼす放射熱の影響、夏期暑熱環境下における運動時の体温、発汗量、飲水量、種々水中歩行中の呼吸循環機能、水中トレッドミル歩行時の生体反応に及ぼす水温の影響</p>	<p>運動環境生理学・同演習<院>; 発表表現演習<院>; 都市医学セミナー<院></p>
<p>明石 芳彦 (創造都市研究科)</p>	<p>イノベーションとアントレプレナーシップ、日本企業のイノベーションスタイルと生産技術・産業組織、技術革新・市場支配力と動的競争、企業家社会、日本の特許・実用新案活動と技術革新の型、製造力水準の連関</p>	<p>技術経営論<院>; 産業組織と競争戦略<院>; ベンチャー経営基礎論<院>; 産業組織論<院>; 研究方法論<院><修士課程では、特別研究 I、特別研究 II、課題研究 I、課題研究 II、課題研究 III、アントレプレナーシップ・ワークショップ I II、博士課程では、研究指導 I、研究指導 II、研究指導 III、事業創造演習、事業創造</p>

		特殊講義 I 「事業創造戦略システム」 >
佐々木 雅幸 (創造都市研究科)	創造都市と創造産業に関する国際比較研究	創造都市論<院>; 都市文化経済論<院> 都市経済政策ワークショップ II <院>
水内俊雄 (都市プラザ)	都市社会地理学、地理思想史研究	人文地理学特殊研究 I <院>; 人文地理学特殊研究演習 I <院><修士課程では、特別研究 I、特別研究 II、課題研究 I、課題研究 II、課題研究 III、博士課程では、研究指導 I、研究指導 II、研究指導 III、都市政策演習、都市政策特殊講義 I 「都市経済政策」 >
中野 秀男 (学術情報総合センター)	インターネット技術やセキュリティ技術の基礎と応用	情報基礎<全学共通教育>; 情報ネットワーク論<院>、情報システム論<院>、情報セキュリティ論<院>、公共情報システム論<院>

【分析結果とその根拠理由】

各研究科における教員の研究活動と各担当授業内容は密接に関連しており、その研究活動の成果は各研究科の特性に応じて授業内容に反映されている。このことより、授業内容が全体として教育の目標を達成するための基礎となる研究活動を反映したものとなっている。

観点 5-4-4-④： 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点到に係る状況】

大学院課程では学生の自主的、主体的な学習への取り組みが前提となる。また、大学院授業では少人数教育、1対1の対面授業形態が、理系の研究科及び文系の一部研究科に取り入れられている。単位の实質化への配慮として、自主的な学習を促す環境設定および履修指導の充実を図っている。

各研究科では大学院学生の研究・学習スペースの確保、全学生に各1台を基本とするパソコンの設置、図書・文献利用の環境の整備・充実、シラバスの改善に努めている(表5-4-4-A)。授業ではゼミ形式、講読形式などを多く取り入れ、また研究科・専攻独自の取組もなされている(表5-4-4-B)。

資料5-4-4-A 単位の实質化を促す環境設定などの状況

項目	状況	研究科
シラバス	授業科目ごとに、到達目標・参考文献などが明記されている。	全研究科
研究・学習スペース	大学院学生は配属された研究室で各自の机・スペースが与えられ、自主学習・研究に使用できる。	全研究科
共有設備	院生室が専攻ごとに用意されていて、自由討論や課題に関する議論ができる環境となっている。	全研究科

資料5-4-4-B 単位の实質化を図るための研究科・専攻独自の取組事例

研究科	取組事例
経営学研究科	講義科目は試験もしくは研究報告書の提出によって、演習科目は研究報告書の提出によって単位を認めている。研究報告書の字数を8000字以上と定めている。
経済学研究科	「研究指導」による院生への個別指導、「助言教員」による助言の制度、全教員によるオフィスアワー制度を設

	けている。また、経済学会の定例・特別研究会への院生の参加を促している。
法学研究科	ほとんどが参加者数名以内の双方向授業となっており、厳格な指導が行われている。
文学研究科	シラバスで、授業科目ごとに、主題と目標、授業内容・計画、評価方法、受験生へのコメント、参考文献・教材が明記されている。また、各専修・各教員が、授業の他に必要に応じて自主的な研究会を開催し、大学院学生の研究能力の向上に努めている。
理学研究科	実験系研究室では、特別研究において安全教育の徹底を図っている。とくに物質分子系専攻では前期博士課程1年次に科目「科学の倫理と安全」(前期集中)を必須科目とし、履修後特別研究を行うことにしている。
工学研究科	各科目について15回分の詳しい内容を記載したシラバスを整備し、授業の形態、学習の目標と評価方法などを合わせて提示しており、自主学習に取り組みやすい履修環境を整備している。また前期・後期特別研究については指導教員ごとに具体的な研究内容を示し、学生が取り組みやすい環境を設定している。
医学研究科	シラバスに授業目標・参考文献等が記載されている。また、所属する専門分野において、院生各自の机・スペース・PC等が整備され、研究に必要な資料等も設置されている。
看護学研究科	社会人が多くを占めるため、一部の授業科目の休日開講など、社会人大学院学生にも配慮した時間割を作成している。
生活科学研究科	一方向の授業は少なく、学生が調べてきた課題を発表する等、参加型で進められている授業が多い。学生は授業時間外の多くの時間をその準備に充てている。また、授業の中では参考文献を紹介し、学生自らが原著・文献を調べることを薦めている。また、大学院教育改革支援プログラム「地域ケアを担う Ph.D. 臨床栄養士の養成—病院と地域をつなぐ管理栄養士のエキスパート教育プログラム—」では医学部の授業聴講や医学部附属病院でのインターン研修、生活科学研究科の他コースの科目履修が義務付けられており、チーム医療の現場で力を発揮できる能力の涵養を目指している。
創造都市研究科	修士・博士課程ともに、演習系科目でも複数指導と個別指導とを組み合わせている。また修士課程の成績評価に当たっては、出席を重視するとともに、試験・レポートなどで到達度をチェックし、総合的に評価している。

【分析結果とその根拠理由】

大学院課程における単位の実質化への取り組みとして、研究・学習スペースの確保、文献利用の利便性、シラバスの改善など、自主的な学習を促す環境整備が進められている。以上のことから、単位の実質化への配慮がなされている。

観点5-4-⑤: 夜間において授業を実施している課程(夜間大学院や教育方法の特例)を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

【観点に係る状況】

社会人大学院学生への配慮として、授業の夜間開講や、必修科目開講時間の繰り下げなどを行っている(資料5-4-5-A)。

資料5-4-5-A 夜間の授業の状況

研究科	状況
経営学研究科前期博士課程	社会人大学院学生の便宜を図るため、前期課程共通科目を夜間に開講している。演習科目および講義課目の一部も夜間に開講している。
創造都市研究科	平日第1時限目(18時半～)には必修科目を設定しておらず、その旨を履修便覧に記載している。また、土曜日に授業を開講している。
医学研究科	社会人学生の便宜を図るため、修士課程においては大半の講義を夜間に開講している。また、博士

課程においても、一部の講義を夜間に開講している。

【分析結果とその根拠理由】

社会人学生の在籍する研究科では、必要に応じて当該学生のための授業時間の調整などを行っている。以上から、当該学生に配慮した適切な時間割の設定が成されている。

観点5-5-①： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。(例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用等が考えられる。)

【観点に係る状況】

各研究科では、それぞれの教育目的に応じ、学問領域・研究分野の特色に見合った形態の授業が提供されている(資料5-5-1-A、B)。前期博士(修士)課程では各専門分野の導入を図る講義、演習科目が配置され、次のステップとして学位論文の課題研究指導に関するゼミナールや特別研究などを履修するように工夫されている。いずれも少人数、対話・対面形態の授業であり、実質的な指導が行われている。

資料5-5-1-A 前期博士(修士)課程における講義・演習・実験・実習などの科目数(クラス・ゼミ数)

区分 研究科	講義	演習・ゼミナール	実験・実習
経営学研究科	41	78	
経済学研究科	49(49)	36(36)	
法学研究科	23	23	
法科大学院	42	33	14
文学研究科	127	117	
理学研究科	141	15(81)	
工学研究科	98+特別講義(16)	各教員(98)	
医学研究科	100	9	
看護学研究科	27	6	1
生活科学研究科	137	70	5
創造設計研究科	143	56	

※科目数の中には、不定期に開講される科目も含まれている。

資料5-5-1-B 後期博士課程における講義・演習などの科目数(クラス・ゼミ数)

区分 研究科	講義	演習・ゼミナール
経営学研究科	34	23
経済学研究科	36(36)	36(36)
法学研究科	23	23
文学研究科	7	16
理学研究科	0	15(60)

工学研究科		各教員担当
医学研究科	72	155
生活科学研究科	0	22
創造都市研究科	10	10

【分析結果とその根拠理由】

前期博士課程、後期博士課程ともに授業科目を講義、ゼミナール、演習などの多様な形態でバランスよく開講していて、教育内容に応じた学習指導法の工夫が成されている。特に研究指導において1対1の対面教育が実現していて、対話・討論型の双方向授業にも積極的に取り組んでいる。以上のことから、授業形態の組合せはバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされている。

観点5-5-②： 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点到に係る状況】

全研究科が各研究科または専攻ごとの大学院教務担当委員会にてシラバスを作成しており、ガイダンス時などに学生に配布されている。シラバスには、授業内容・計画のほか、評価方法、教員の連絡先やオフィスアワーなどが記され、学生の履修や学習に関わる多くの場面で活用されている（資料5-5-2-A）。

資料5-5-2-A 各研究科大学院授業のシラバス作成および学生への周知状況

研究科	取組
経営学研究科	全科目のシラバスを作成し、冊子として学生に配布している。また、ホームページでも公開して学生への周知を図っている。
経済学研究科	全科目のシラバスを作成し、学生に配布している。シラバスでは、授業計画（毎回の講義・演習のテーマ）を明示して、学生の予習に役立つようにしている。
法学研究科	全科目のシラバスを作成し、冊子として学生に配布している。また、ホームページでも公開して学生への周知を図っている。
文学研究科	学生に配付するシラバスには、履修規程、科目表、科目要綱（主題と目標、授業内容・計画、評価方法、受講生へのコメント、参考文献、教材）、「課程博士論文に関する文学研究科ガイドライン」、教員名簿（電話番号、メールアドレス）を記載している。学生はシラバスを活用して、履修科目の選択、教員との質疑応答などに役立っている。
理学研究科	理学研究科履修概要の中に前期博士課程のシラバス、後期博士課程のシラバスを掲載している。履修概要は大学院生全員に配布している。非常勤講師による集中講義の日時と内容は、専攻にかかわらず大学院学生にメールで周知している。
工学研究科	全科目のシラバスが作成され、学生にシラバス集として配布している。一部の学科では、インターネットを通じてホームページで公開しており、平成20年度内には全学科、全専攻のホームページで公開予定である。シラバスは学生が毎回の講義内容を見て予習に役立っているほか、成績評価の方法、基準をシラバスで公表・告知する、一部の教員のメールアドレス、電話番号を記載する方法で活用されている。
医学研究科	シラバスには、授業科目一覧・修了要件の他に科目ごとの授業内容・授業目標・評価方法・担当教員の連絡先等を記載し、学生に配布している。
看護学研究科	シラバスには授業科目名、担当教員名、開講年次、単位数および時間数、授業概要、授業内容、学習目標、テキストおよび参考書、評価方法、アドバイス、教員のオフィスアワー、メールアドレスが記載されている。学生は履修科目の選択など、学習に関わる多くの場面で活用されている。

生活科学研究科	コースごとに、前期博士課程・後期博士課程院生に対するシラバスを毎年作成し、その年度の開講科目に関する講義目的、講義計画、評価方法、参考書、受講生へのアドバイスなどを記載している。内容および形式を統一し、各大学院生全員に配布している。
創造都市研究科	シラバスには、教育カリキュラムの仕組み、修士論文の選択肢に応じた履修方法を記載しているとともに、授業科目ごとの目的や各回講義内容の明示を全教員が作成している。全学生への印刷物での配布と同時に研究科ホームページへの掲載で周知をはかっている。

【分析結果とその根拠理由】

各研究科ごとに統一した様式でシラバスが作成されており、掲載内容を工夫・充実させることで、学生の円滑な履修はもちろん自主的学習を促すためにも活用されている。以上のことから、本学の大学院課程においては、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されている。

観点 5-5-③： 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

【観点に係る状況】

該当しない。

【分析結果とその根拠理由】

該当しない。

観点 5-6-①： 教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われているか。

【観点に係る状況】

大学院課程における研究指導は、大学院学則および各研究科の規程に基づいて行われる。専門分野の教育目的および研究内容に応じて、指導教員を定め、それぞれの分野における学位取得と養成する人材育成に向けた指導が行われている。

資料 5-6-1-A 研究指導に関する大学院学則（抜粋）

<p>(研究指導)</p> <p>第19条 学生は、学位論文の作成等にあたり、担当教員の研究指導を受けるものとする。</p> <p>2 研究科教授会は、教育上有益と認めるときは、学生が、他の研究科等において研究指導を受けることを、その研究科等との協議を経て承認することができる。</p> <p>3 学生が、国内の他の大学院又は研究所等において研究指導を受けることが教育上有益と認められるときは、研究科教授会の議を経て、その大学院又は研究所等と協議の上、学長がこれを承認することができる。</p> <p>4 前2項の規定による研究指導を修士課程の学生について認めるときは、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。</p> <p>5 第2項及び第3項並びに第9条の規定により受けた研究指導については、これを当該学生の属する研究科において受けたものとみなすことができる。</p>

http://www.osaka-cu.ac.jp/about/commons/rule/reiki_honbun/ax02100041.html

資料5-6-1-B 各研究科の研究指導に関する規程等

研究科	研究指導に関する規程等
経営学研究科	前期博士課程入学の院生には、学際分野5領域（戦略経営、経営情報、国際ビジネス、産業創造、パブリック・環境経営）と学問分野4領域（経営、会計、金融・流通、産業・地域）をマトリックス型科目体系として示し、自らが専攻したい科目がどの領域にあたるのかを明示している。前期博士課程1年次の前期終了までに指導教員を確定することで入学後の問題意識の変化に対応している。
経済学研究科	市場・制度経済研究分野、経済主体・ケイパビリティ研究分野、地域・グローバル経済研究分野の3領域に専門的教員を配置している。また、シラバスに「研究指導」の規程を掲載し、本研究科の研究指導の方針を説明している。
法学研究科	学生便覧に履修規程を掲載している。
文学研究科	履修規程において、研究指導に関わる次の規定を定めている。 <ul style="list-style-type: none"> ・各専攻所定の共通科目、分野専門科目、当該専門分野の研究指導科目のほか、他専攻の分野専門科目を4単位を超えない範囲で履修することができる。 ・研究科教授会が教育上有益と認めるときは、学生が他の研究科、国内の他の大学の大学院ならびに外国の大学の授業科目を履修することができる。修得した単位数については10単位を超えない範囲で、これを研究科当該専攻において修得したものとみなし課程修了に要する単位に含めることができる。
理学研究科	履修規程に研究指導に関する条項を定めている。学生の研究課題に応じて、副担当指導教員を選び、複数教員指導体制を整えている。
工学研究科	<ul style="list-style-type: none"> ・各学科、各専攻における授業教科に関しては、専門分野あるいは造詣の深い教員を配置している。 ・各学科、各専攻の特徴的な演習・実習科目（例えば機械系の機械工作実習、情報系のコンピュータ演習、化学系の化学実験の方法、建築系の設計演習など多数）を通じて、各専門分野の教育課程に沿った指導を行っている。 ・実務・実技など、教員が対応しにくい科目は非常勤講師が担当することにより、確実に対応ができるようにしている。
医学部医学科	各専門分野の教授が研究指導に当たっている。また、教育上有益と認められる時は、他の大学院・研究所において研究指導を受けている。
医学部看護学科	大学院設置申請し認可された内容に基づき、研究指導を実施している。（看護学研究科は平成20年度開設のため、今後、分析を継続。）
生活科学研究科	前期博士課程・後期博士課程院生に対して、各コースの目的、コースごとの開講科目一覧、履修規程、学位論文取扱内規、教員研究テーマ、その他の注意事項などが掲載された履修概要を大学院生全員に配布している。さらに、後期博士課程院生に対しては、オリエンテーション時に、研究計画、学位論文執筆スケジュールと指導体制、審査基準、学位論文審査に関する手続き、その手続きに関する申合せ、申請・審査関係書類の書式の見本、学則（抄）、研究科履修規程などが掲載された「博士論文執筆の手続きと資料」を配布している。そして、それら履修概要や博士論文執筆の手続きと資料に沿って、各指導教員が大学院生を適切に研究指導している。
創造都市研究科	チームティーチングを実施しており、教員同士の頻繁な話し合いを通じて指導方針や成績評価基準を確認し合っている。

【分析結果とその根拠理由】

大学院課程における研究指導は、大学院学則および各研究科の規程に基づいて行われており、各学問・研究分野の特性に応じて、適切な研究指導が実施されている。以上のことから、教育課程の趣旨に添った研究指導が行われている。

観点5-6-②： 研究指導に対する適切な取組（例えば、複数教員による指導体制、研究テーマ決定に対する適切な指導、TA・RA（リサーチ・アシスタント）としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練等が考えられる。）が行われているか。

【観点到に係る状況】

各研究科・専攻においては、個々の学生に対して、指導教員を決めて責任体制を明確にしている。また、各研究科・専攻・コースにおいて、セミナーや課題の進捗状況の発表の機会など、多様な指導科目・方式により複数教員による指導体制が取られている。

研究テーマを決めるに当たっては、学生の希望や主体性を尊重しながら、指導教員の責任の下、複数教員により決定される。

また、後期博士課程の学生をTA・RAとして雇用することにより、学士課程の学生に対する効果的な学習支援や教育補助活動を通じた教育能力の育成・研究能力の育成を図っている。さらにTA枠を全学共通教育において前期博士課程の学生に拡大する試みもなされ、教育的機能の訓練の機会を広げている。

資料5-6-2-A 各研究科の研究指導に関する取組やTA・RAなどの状況

研究科	研究指導に関する取組など
経営学研究科	前期博士課程では、1年次前期終了時までに研究指導教員を決定する。研究指導教員の研究演習及び関連する科目の研究演習の履修を通して、研究の助言・指導を行っている。 修士課程社会人プロジェクト研究では、学際領域専門演習科目担当教員2名のうち1名を研究指導教員とする。研究指導教員ともう一人の学際領域担当教員の学際研究演習の履修を通して研究の助言・指導を行っている。 後期博士課程では、指導教員1名、助言教員2名、計3名によって研究指導を行っている。 大学院社会人プロジェクトや学部現代GP関連授業において毎年TAを配置し、学生に対して研究補助・相談を通して、教育者としての能力を高めるための教育実習としている。
経済学研究科	前期博士課程一般コース、後期博士課程では、指導教員1名、助言教員2名、計3名による研究指導を行っている。前期博士課程専修コースでは、1名の助言教員をはじめとする複数教員による「ワークショップ」方式による研究指導を行っている。
法学研究科	RAは平成19年度、20年度各1名、TAは19年度2名、20年度1名の実績がある。
文学研究科	複数教員による指導科目として「総合研究」を設けている。また「研究指導」科目で論文指導を丁寧に行っている。自主的に研究会を開いて院生の学術能力を高めることに努力している専修・教員も少なくない。各専修では、毎年院生をTAとして雇用し、学生に対する研究補助を通じて、自身の研究・教育能力を高めさせている。
理学研究科	各専攻において定められた基準によって、多くの場合大講座内の複数教員による指導体制で研究指導がなされている。後期博士課程に進んだ大部分の学生が、TAとして教育的機能の訓練をつんでいる。
工学研究科	<ul style="list-style-type: none"> TAの人数：平成19年度40名（うち、博士課程24人、修士課程16人） 主に後期博士課程の大学院生の中からTA希望者を広く募集し、教員と一体となって学部生の指導に当たっている。その課程を通して貴重な教育経験を積んでいる。 学部4回生での卒業研究、前期博士課程での2年間の前期特別研究を通して、できるだけ一貫したテーマで研究できるように指導している。テーマの選定に当たっては、学生の意思を尊重しつつ、学生の適性も考慮に入れて、慎重に行っている。 TAによる工業高校出身者への数学の補講を通して教育経験を積むようにしている。また、TAによる学

	<p>生実験補助などを通じて、指導能力の涵養、教育スキルの向上を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間発表会を催して、動機付けを高めている学科、専攻もある。また、各研究室（分野）で、発表の場を設け、発表の訓練、論理的に説明する訓練などを行っている。 ・教員同士の議論を学生にも聞かせて、研究の心構えなども伝えるよう工夫している専攻もある。 ・社会人ドクターの学生に対しては、本務と本研究科での研究テーマができるだけつながるような工夫をしており、強い動機付けを行うと同時に研究や議論の時間にも配慮している。
医学研究科	<p>毎年、数十名の院生がTAとして採用され、学部学生に対する授業や実習の補助を行うことにより自身の研究能力を高めている。また、数名のRAも採用され研究を行っている。</p>
看護学研究科	<p>1年次4月に研究指導教員が、10月に副研究指導教員が決定し、1月に研究計画書、倫理審査申請書が学生から提出される。大学院設置申請書類に記載された指導課程に基づき、研究指導を実施している。履修規程では、必要に応じて複数の教員等の協力により指導を行うことができると定められている。TAに関して、看護学研究科は後期博士課程が設置されていないため採用枠が認められていない。（看護学研究科は平成20年度開設のため、今後、分析を継続する。）</p>
生活科学研究科	<p>学部授業や実習のTAとしての経験を博士課程修了までにほぼ全員が経験できるようにしている。TAについては、個別に教員との打ち合わせを行い、具体的なTAの内容を指導している。RAについては、院生の研究テーマとの整合性を考慮しながら、RAの指導を行っている。TAについては、昨年度、博士課程の半数程度の者が採用され、RAは、数名程度が採用されている。</p>
創造都市研究科	<p>修士課程、博士課程ともに複数指導教員体制を採用している（論文作成研究指導3名体制をとるとともに、演習科目においても複数指導体制をとる）。修士課程において課題研究・特別研究など豊富な研究指導科目を設けている。博士課程では論文提出に至る過程で研究計画書ないし進捗状況書の提出（1、2年次に年2度）、論文構想発表会（2年次末）、予備論文の提出（3年次初め）などを求め、論文作成を担保している。博士課程学生のTA採用等によって修士課程における教育の質の充実を図るとともに、博士課程の学生の教育能力の養成を図っている（TAの実績；6名、講義科目及び演習系科目を中心に計726コマ（1コマ=50分））。</p>

【分析結果とその根拠理由】

複数の教員による指導体制が採られ、テーマの決定や中間審査的発表会などで適正な指導が行われている。また、TA・RAに雇用して、教育能力、研究能力の育成が図られている。以上のことから、研究指導に対する適切な取組みが行われている。

観点5-6-③： 学位論文に係る指導体制が整備され、機能しているか。

【観点に係る状況】

各研究科では、複数の教員による学位論文の指導体制が整備され、また中間発表などでテーマの選定や課題の進捗状況に対する適正な指導が行われている。研究科によっては、論文指導に関わる科目が設けられ、履修が必修化されている（資料5-6-3-A）。学位論文の提出に際しては、指導教授を主査とし、複数の副主査教員による予備審査を経て論文提出の可否が検討され、論文完成への助言がなされて、実質的な論文指導が行われている。その後、最終審査会・公聴会を経て研究科教授会で提出論文の採否が議決される。

資料5-6-3-A 各研究科の学位論文に係る指導体制等

研究科	研究指導に関する体制・規程など
経営学研究科	<p>修士論文：研究指導教員及び履修した関連研究演習の担当教員による助言と研究指導によって、論文作成指導を行っている。</p>

	博士論文：入学年の4月末日までに提出される「研究計画書Ⅰ」「研究指導教員および研究助言教員希望届」をもとに、研究指導教員と研究助言教員2名が決定される。3名の教員が論文提出申請の条件を満たすための助言を行う。「研究計画書Ⅱ」の提出後、論文提出予定年度の4月末日までに博士論文提出申請を行う。博士論文申請には「学位論文作成計画書」と条件論文（2本以上の公表論文等）の提出を課している。申請がなされると、3名の指導教員から構成される論文指導委員会を設置して論文作成の指導を行う。
経済学研究科	修士論文：上記3名の教員による指導の下、「前期研究指導1」「前期研究指導2」の履修、研究経過報告書の提出などを経て、作成される。 博士論文：上記3名の教員による指導の下、「後期研究指導1」「後期研究指導2」「後期研究指導3」の履修、研究経過報告書の提出、査読付論文の作成などを経て、作成される。
法学研究科	内規として「課程博士 審査規程」がある。
文学研究科	「論文指導」科目を設け、学位論文提出に向けて指導する体制を整備している。
理学研究科	各専攻において定められた基準によって、多くの場合大講座内の複数教員による指導体制で論文指導がなされている。
工学研究科	マンツーマンの指導体制の下できめ細かい研究指導を行っている。近年、学生気質は大きく変化しており、研究面に限らず、日常生活も含めて複数教員（主任、研究科教務委員など）が相談・指導できる体制をとっている。 ・修士、博士の学位判定に関しては、主査、副主査体制を取っている。 ・審査手順、手続き、基準の明確化を計っている。 ・各専攻には博士課程の教育・研究指導ができる十分な数の教員が配置されているので、学位論文に関する指導体制が整備され、機能していると言える。
医学研究科	各専門分野の教授が学位論文の指導を行っている。また、教育上有益と認められるときは、他の大学院・研究所において学位論文の指導を受けている。 学位論文の要件・審査日程等は医学研究科HPに掲載している。
看護学研究科	研究指導教員は学生の希望に基づき専門領域の教授が担当し、必要に応じて副研究指導教員が加わる。履修に関しては研究指導教員が個別にガイダンスを行い、研究に関しては各学生の個性に応じて研究指導教員が指導する。（指導体制は整備されている。看護学研究科は平成20年度開設のため、今後、分析を継続）
生活科学研究科	博士論文指導については、『博士論文執筆の手續と資料』に基づき、各教員が論文計画書の作成を指導し、その計画に沿って、原著論文の作成、博士論文の作成の指導を行っている。また、博士論文提出にあたっては、明確な博士論文提出基準を設け、その基準に従って、論文作成を行うように指導している。最終的な論文作成にあたっては、主査、副査らが論文審査を行う前に、適宜、指導し、論文完成を目指し、丁寧な指導を行っている。
創造都市研究科	修士課程においては、学生の研究課題に応じて主たる指導教員を決定して指導に当たっているが、中間発表会など進捗状況を分野教員全員で把握し、必要に応じて複数指導体制を形成している。論文指導の時間は、「特別研究Ⅰ・Ⅱ」、「課題研究Ⅲ」という科目を設定して確保している。 博士課程においては、主たる指導教員のほか副指導教員2名を決定する制度を設けて、教員相互の連携の下に指導を行っている。通常の指導のほか、論文構想発表会、予備論文審査会などの準備段階を設定して、審査論文提出の要件を満たしているかどうか、点検を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

学位論文の指導は複数の教員により組織的に行われており、テーマの設定から課題の進捗状況のチェック、予備審査を通した指導・助言など、体制が整い機能している。以上のことから、学位論文に係る指導体制が整備され、機能している。

観点5-7-①： 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知され

ているか。

【観点に係る状況】

修了認定基準は、大阪市立大学大学院学則に定められており、オリエンテーションなどで周知されているほか、ウェブ上でも公開されている（資料5-7-1-A）。また、各研究科ごとに、成績評価基準・修了認定基準の細部を定め、各研究科の履修概要などで周知を図っている。

資料5-7-1-A 大学院学則の課程修了に関する規程（抜粋）

（課程修了の認定）

第20条 修士課程において2年以上在学して、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び試験に合格した者は、修士課程を修了した者と認める。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 当該研究科において適当と認めるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって前項の修士論文の審査に代えることができる。

3 医学研究科を除く研究科の博士課程において5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学して、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格した者は、博士課程を修了した者と認める。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者については、3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

4 第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了の要件については、前項中「5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「修士課程における在学期間に3年を加えた期間」と、「3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「3年（修士課程における在学期間を含む。）」と読み替えて、同項の規定を適用する。

5 法第68条の2第1項の文部科学大臣の定める学位を有する者又は第6条第2項第2号から第5号までに掲げる者が後期博士課程に入学した場合において、その者が後期博士課程に3年（法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とする専門職学位課程を修了した者にあつては、2年）以上在学し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格したときは、前2項の規定にかかわらず、その者を博士課程を修了した者と認める。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者については、1年（修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該修業年限に相当する期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。

6 医学研究科の博士課程において4年以上在学して、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格した者は、博士課程を修了した者と認める。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。

7 法学研究科長は、専門職学位課程において3年以上在学し、かつ、所定の単位を修得した者に対し、法学研究科教授会の議を経て修了を認定する。

（在学年限）

第21条 在学年限は、修士課程については4年とし、後期博士課程については6年とし、医学研究科の博士課程については8年とする。

2 専門職学位課程の在学年限は、6年とする。ただし、第17条第2項又は第18条の規定により専門職学位課程に在学したものとみなされる期間があるときは、6年から当該期間を減じた期間とする。

http://www.osaka-cu.ac.jp/about/commons/rule/reiki_honbun/ax02100041.html

資料5-7-1-B 各研究科・専攻の成績評価基準・修了認定基準に関する規程等

研究科	成績評価・修了認定基準、または関連する規程など、及び周知方法
経営学研究科	「経営学研究科要覧」に明記している。さらに、ホームページに掲載して学生に周知している。
経済学研究科	前期博士課程一般コース、専修コース、後期博士課程ともに、「経済学研究科要覧」に修了認定基準について詳細かつ明確に記載している。
法学研究科	学生便覧に履修規程を掲載している。法科大学院についてはHPで周知している。
文学研究科	シラバスに「評価方法」の項目を設け、学生に成績評価の基準を提示している。文学研究科として策定され、学生に周知されている。
理学研究科	成績評価法は「理学研究科履修概要」内の各科目シラバスに明記されている。各専攻において定められた学位論文提出のガイドラインは、指導教員やガイダンスにおいて学生に周知されている。ホームページへの掲載を準備中である。
工学研究科	<ul style="list-style-type: none"> ・前期博士課程、後期博士課程ともに学位取得の修了要件および科目の成績評価基準は年度初めに学生・大学院生に配布するシラバスに明確に記述されている。 ・各学科、各専攻とも履修規定の変更の際は、教務委員会および教授会で審議し、承認を得ている。 ・工学研究科修了認定基準は大阪市立大学大学院工学研究科履修規程（昭和52年2月制定）の第4条および第7条に明確に規定されており、本履修規程は大学院入学時に学生に配布する履修要覧に記載されている。工学研究科履修規程に基づいて各専攻が定めた修了要件についても、履修要覧に明確に記述されている。 ・博士の認定基準については、別途、工学研究科内の申し合わせにより規定されている。
医学研究科	「大学院医学研究科の授業科目、単位数、及び履修方法等に関する内規」並びに「大学院医学研究科の課程修了の認定に関する内規」に規定している。（シラバスに掲載）
看護学研究科	<p>成績評価基準は教育目的に則って、各授業科目のシラバスに明記されている。学位申請資格、研究倫理審査、審査委員会、最終試験等については教育要項に明記されている。</p> <p>（看護学研究科は平成20年度開設のため、今後、組織として教育目的に応じた成績評価基準や修了認定基準を策定する予定である。）</p>
生活科学研究科	成績評価基準や卒業認定基準は履修概要に示されており、成績の評価方法はシラバス中に科目別に明記されている。（既述のものと同じ）
創造都市研究科	修士課程、博士課程とも学位取得の要件について、入学時にその詳細を明記した履修便覧を配付し、ガイダンスを行っている。履修便覧には履修上の諸規定を記載し、2008年度より講義、演習科目について、その評価方法と基準をシラバスに明記している。

【分析結果とその根拠理由】

大学院課程の修了認定基準は、大学院学則により定められており、成績評価基準などの細部は各研究科ごとに定められ、入学時でのオリエンテーション等で周知されている。以上のことから、成績基準および修了認定基準は組織として策定され、学生に周知されている。

観点5-7-②： 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

各研究科等の大学院課程における成績評価・単位認定は、各研究科・専攻の専門性に対応して、学生の学習状況や研究の進捗状況について多面的に行われている。修士論文の可否判定および修了認定は、大阪市立大学大学院学則（資料5-7-2-A）、および学位規程（資料5-7-2-B）に基づき、各研究科・専攻の審査を経て、

研究科教授会等において行われる。各研究科ごとの成績評価、単位認定、修了認定の実施状況を、資料5-7-2-Cに示す。

資料5-7-2-A 大阪市立大学大学院学則（抜粋）

（課程修了の認定）

第20条 修士課程において2年以上在学して、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び試験に合格した者は、修士課程を修了した者と認める。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 当該研究科において適当と認めるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって前項の修士論文の審査に代えることができる。

3 医学研究科を除く研究科の博士課程において5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学して、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格した者は、博士課程を修了した者と認める。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者については、3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

4 第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了の要件については、前項中「5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「修士課程における在学期間に3年を加えた期間」と、「3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」と読み替えて、同項の規定を適用する。

5 法第68条の2第1項の文部科学大臣の定める学位を有する者又は第6条第2項第2号から第5号までに掲げる者が後期博士課程に入学した場合において、その者が後期博士課程に3年（法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とする専門職学位課程を修了した者にあつては、2年）以上在学し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格したときは、前2項の規定にかかわらず、その者を博士課程を修了した者と認める。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者については、1年（修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該修業年限に相当する期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。

6 医学研究科の博士課程において4年以上在学して、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格した者は、博士課程を修了した者と認める。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。

7 法学研究科長は、専門職学位課程において3年以上在学し、かつ、所定の単位を修得した者に対し、法学研究科教授会の議を経て修了を認定する。

（在学年限）

第21条 在学年限は、修士課程については4年とし、後期博士課程については6年とし、医学研究科の博士課程については8年とする。

2 専門職学位課程の在学年限は、6年とする。ただし、第17条第2項又は第18条の規定により専門職学位課程に在学したものとみなされる期間があるときは、6年から当該期間を減じた期間とする。

http://www.osaka-cu.ac.jp/about/commons/rule/reiki_honbun/ax02100041.html

資料5-7-2-B 大阪市立大学 学位規程（抜粋）

（学位授与の要件）

第3条 前条第2項の学位は本学を卒業した者に対して授与し、同条第3項及び第4項の学位は、本学大学院修士課程、前期博士課程、後期博士課程又は医学研究科の博士課程に所定の年限以上在学して、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導をうけたうえ、学位論文の審査及び試験に合格し、課程を修了した者に対して授与し、法務博士（専門職）の学位は、本学大学院法学研究科法曹養成専攻に所定の年限以上在学して、所定の単位を修得し、専門職学位課程を修了した者に対してこれを授与する。

2 博士の学位は、前項の規定にかかわらず、本学大学院の課程を修了しない者であっても、本学大学院に学位論文を提出してその審査及び試験に合格し、かつ、専攻学に関し前項により学位を授与された者と同等以上の学力があると認められた者に授与する

ことができる。

(課程を修了する者の学位論文の提出)

第4条 本学大学院の課程の修了認定をうけようとする者の学位論文は、当該研究科長に提出するものとする。

2 前項の学位論文を提出し得る者は、本学大学院修士課程、前期博士課程、後期博士課程又は医学研究科の博士課程に各研究科教授会の定める年限以上在学している者で、所定の単位を修得した者又は学位論文審査の終了までに所定の単位を修得し得る見込みのある者で、かつ、必要な研究指導を受けた者でなければならない。

(課程を修了しない者の学位授与の申請)

第5条 第3条第2項により博士の学位の授与を申請する者は、学位申請書に学位論文、論文目録、論文内容の要旨、履歴書及び学位審査手数料を添え学長に提出するものとする。ただし、本学大学院博士課程に所定の年限以上在学して、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ退学した者が、退学した日から1年以内に博士の学位の授与を申請したときは、学位審査手数料を免除する。

2 前項の学位授与の申請があったときは、学長は研究科教授会の議を経てこれを受理する。

3 学長は、前項により学位授与の申請を受理したときは、その学位の種類に応じて当該研究科教授会に審査させる。

4 受理した学位論文及び学位審査手数料は、還付しない。

(学位論文)

第6条 修士又は博士の学位論文は、1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 前項の論文は、修士の場合は、1部、博士の場合は、3部とする。

3 修士又は博士の学位論文審査のため必要があるときは、研究科教授会は、資料等を提出させることがある。

(学位論文の審査及び試験)

第7条 修士又は博士の学位論文の審査及び試験は、各研究科教授会において審査委員会を設けて行う。

2 審査委員会は、研究科教授会において当該研究科所属教員の中から選出された3名以上の審査委員(内1名は、主査)をもって組織する。

3 研究科教授会において必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、他の研究科等又は国内の他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

4 試験は、学位論文を中心とし、これに関連ある科目について行う。

(学力の確認)

第8条 審査委員会は、第3条第2項により学位の授与を申請する者に対しては、学位論文の審査及び試験と併せて学力の確認を行うものとする。

2 学力の確認は、学位申請者が本学大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力を有するか否かについて口述試験及び筆記試験により行い、外国語については2種類を課する。ただし、研究科教授会(医学研究科を除く。)が学歴、業績等により学位申請者の学力の確認を行い得ると認めたときは、試験の全部又は一部を省略することができる。

3 本学大学院後期博士課程又は医学研究科の博士課程に所定の年限以上在学し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、所定の単位を修得して退学した者が、第3条第2項により学位の授与を申請したときは、各研究科教授会の定める年限内に限り学力の確認を省略することができる。

http://www.osaka-cu.ac.jp/about/commons/rule/reiki_honbun/ax02101461.html

資料5-7-2-C 各研究科の成績評価、単位認定、修了認定の実施状況

研究科	研究指導に関する規定など
経営学研究科	修士論文は主査1名、副査2名、計3名の審査委員会を設置して点数表記での成績評価と審査報告書を作成し、さらに3名の口述委員を選考して口述試験を行って教授会の審議を経て可否を判定している。博士論文については主査1名、副査2名、計3名の審査委員会を設置し、公聴会の開催を行って教授会の審議を経て可否で判定している。
経済学研究科	「研究指導」と修士論文については「優(80~100)」、「良(79~70)」、「可(69~60)」によって、博士論文については「合」「否」によって評価・判定している。

法学研究科	修士修了認定は指導教員による教授会での報告を受け、可否を決定している。博士については、内規に「課程博士」審査規程がある。
文学研究科	「課程博士論文に関する文学研究科ガイドライン」を定め、学位論文につき、「既発表の論文2篇以上。そのうち1篇はレフェリー制付き学会誌・専門誌掲載論文。」などの基本要件を定めている。学位論文に関する評価基準は適切に実施されている。
理学研究科	成績評価法は科目ごとに定められている。学位論文提出のガイドラインは各専攻において定められている。統一的ガイドラインを作成中である。
工学研究科	<ul style="list-style-type: none"> 博士論文の審査及び試験に関しては工学研究科の申合わせの中で明文化されており、各指導教員から学生に周知されている。ただし、申合わせにある「査読付きフルペーパーで、第1著者である論文1編以上を必要とする」は最低基準を定めたもので、第1次審査などにより学位水準の維持向上を図っている。 各学科の修了認定会議、専攻長会議での修了認定会議を経て最終的には教授会で承認される。 学部、大学院を問わず、成績評価、単位認定、修了認定は規定に従って適切に実施されている。
医学研究科	「大学院医学研究科の授業科目、単位数、及び履修方法等に関する内規」並びに「大学院医学研究科の課程修了の認定に関する内規」の規定に従い実施している。(シラバスに掲載)
看護学研究科	看護学研究科は平成20年度新設のため、成績評価、単位認定、修了認定はまだ実施されていない。
生活科学研究科	<p>学位論文の審査基準は以下のとおりである。論文としての完結性、一貫性、完成度を確保していることが基本条件であり、さらに独創性・新規性・有用性・体系的・論理性・実証性・論証性・普遍性などの価値があることと、それらの水準の高さが基準となる。また、研究能力と学識を有することを示す客観的資料として、論文審査のある学術誌に第1著者として投稿論文が一定編数以上掲載されたか、掲載が決定していることを評価の参考とする。以上のことを踏まえて総合的に評価する。</p> <p>全学行事として成績優秀者に対する学友会顕彰事業があり、また授業料減免審査に際しては成績も審査対象となっている。そのため、各コースごとの適切な成績評価と順位付けは必須であり正確に実施されている。</p> <p>成績評価・単位認定方法が明示された資料としては研究科のシラバスがある。また、投稿論文数の評価基準は『博士論文執筆の手続きと資料』に詳述している。</p>
創造都市研究科	成績評価・単位認定については、担当教員(複数)によってシラバスに示した基準によって行われている。修了認定は論文審査委員会報告を受け、教授会によって行われる。博士学位認定においては、査読論文2本以上学会誌掲載(1本は大学紀要を認める)という要件を求め、認定の質を担保している。

【分析結果とその根拠理由】

大学院課程における成績評価は、各研究科の専門特性に応じて学生の学習状況や研究の進捗状況を多面的に考慮して行われている。修了認定は大学院学則、学位規定、各研究科の規定などにに基づき、提出論文の内容、最終試験及び修得単位数に基づき、各専攻の審査及び各研究科委員会を経て、厳正に実施されている。以上のことから、成績評価や修了認定基準によって、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されている。

観点5-7-③： 学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能しているか。

【観点に係る状況】

学位論文の審査体制、最終試験及び学位授与の議決については、大阪市立大学大学院学則(資料5-7-3-A)、および大阪市立大学学位規程(資料5-7-3-B)により整備されている。実際の審査委員の選出方法、学位授与過程などは、各研究科における内規や細則等で整備され、予備審査、本審査など、いくつかの段階の手続きを経て審査され、最終的には研究科教授会が議決する(資料5-7-3-C参照)。

資料5-7-3-A 大阪市立大学大学院学則 (抜粋)

(学位論文の審査及び試験)

第22条 学位論文の審査及び試験は、提出された学位論文を中心とし、それに関連のある科目について行う。

2 学位論文の審査及び試験の可否は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条第1項の規定に基づき学長が別に定める審査委員会の報告に基づいて研究科教授会が決定する。

3 研究科教授会において必要があると認めるときは、他の研究科等又は国内の他の大学院若しくは研究所等の教員等を前項の審査委員会に加えることができる。

http://www.osaka-cu.ac.jp/about/commons/rule/reiki_honbun/ax02100041.html

資料5-7-2-B 大阪市立大学 学位規程 (抜粋)

第6条 修士又は博士の学位論文は、1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 前項の論文は、修士の場合は、1部、博士の場合は、3部とする。

3 修士又は博士の学位論文審査のため必要があるときは、研究科教授会は、資料等を提出させることがある。

(学位論文の審査及び試験)

第7条 修士又は博士の学位論文の審査及び試験は、各研究科教授会において審査委員会を設けて行う。

2 審査委員会は、研究科教授会において当該研究科所属教員の中から選出された3名以上の審査委員(内1名は、主査)をもって組織する。

3 研究科教授会において必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、他の研究科等又は国内の他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

4 試験は、学位論文を中心とし、これに関連ある科目について行う。

第10条 審査委員会は、修士又は博士の学位論文の審査、試験及び学力の確認が終了したときは、論文内容の要旨、審査結果の要旨、試験の結果の要旨及び学力の確認の結果の要旨に修士又は博士の学位授与に値するか否かの意見書を添え、研究科教授会に報告しなければならない。ただし、修士論文の内容の要旨、審査結果の要旨及び試験の結果の要旨は省略することができる。

2 研究科教授会は、前項の報告にもとづいて学位を授与できるか否かを判定する。

3 学位授与の判定を行うには、研究科教授会構成員の3分の2以上が出席し、無記名投票によりその3分の2以上の同意を必要とする。

4 前項により学位を授与できるものと判定したときは、研究科長は、論文内容の要旨、審査結果の要旨、試験の結果の要旨及び学力の確認の結果の要旨を添えて判定書を学長に提出しなければならない。ただし、修士の学位については、判定書のみとすることができる。

5 研究科教授会において、第3条第2項による博士の学位を授与できないものと判定したときは、その旨を学長に報告するものとする。

http://www.osaka-cu.ac.jp/about/commons/rule/reiki_honbun/ax02101461.html

資料5-7-3-C 各研究科の学位論文審査体制

研究科	学位論文の審査体制
経営学研究科	修士論文については主査1名、副査2名、計3名の審査委員を選出して審査委員会を設置している。審査委員会の結果を受けて教授会で審議している。課程博士論文については主査1名、副査2名、計3名の審査委員を選出して審査委員会を設置している。審査委員会の指導の下で公聴会を開催し、論文審査と公聴会の結果に基づいて教授会で審議している。論文博士論文については主査1名、副査2名、計3名の審査委員を選出して予備審査委員会を設置している。予備審査委員会の報告を受けて、同じく主査1名、副査2名、計3名の審査委員を選出して審査委員会を設置している。審査委員会の報告を受けて教授会で審議している。公聴会は義務付けていない。
経済学研究科	いずれの論文についても「大阪市立大学学位規程」に基づいて審査しているが、経済学研究科固有の体制は以下のとおり。

	<p>修士論文：研究科教授会から選出された、指導教員を含む3名によって構成される審査委員会。</p> <p>課程博士論文：研究科教授会から選出された3名によって構成される審査委員会。審査委員会主催による公聴会の開催。</p> <p>論文博士論文：研究科教授会から選出された3名によって構成される予備審査委員会。研究科教授会から選出された3名によって構成される審査委員会。</p>
法学研究科	内規として「課程博士」審査規程がある。
文学研究科	博士論文審査会を設置し、学位審査委員会に審査を付託する体制を整備している。
理学研究科	各専攻において定められた基準によって、主査、副主査候補を選び、理学研究科教授会で選出している。直接指導の教員以外に、専門分野の近い（多くの場合大講座内の）教員が審査に参加する。
工学研究科	<ul style="list-style-type: none"> ・修士では、主査、副主査（2名以上）で審査。 ・修論審査会（公聴会）で審査、報告書は全て専攻長会議を経て教授会で承認される。修士論文は、原則として主査1名と副査2名が審査に当たるが、講座内の全教員が出席する修士論文発表会においても慎重な審査が行われている。 ・博士論文は、主査、副主査（2名以上）で審査。 ・博士論文公聴会、口頭試問を経て、博士論文の審査結果は、教授会で報告、投票により決定される。博士論文は、原則として主査1名と副査2名が審査に当たるとともに、学位公聴会においても厳正な審査が行われている。審査委員の構成については、申合わせの中で次のように明文化されている。「博士論文審査委員会は、博士課程の研究指導適格者と認められた工学研究科教員3名以上で構成し、内2名は教授とする。必要があるときは、工学研究科教員または工学研究科以外の者1名を副主査として加えることができる。」
医学研究科	<p>修士論文：主査1名、副査2名による審査の後、教授会において審査結果を報告・審議し学位が授与される。</p> <p>博士論文：主査1名、副査2名により審査の後、教授会において審査結果を報告し投票の後、学位が授与される。</p>
看護学研究科	<p>修士論文の審査委員会は3名以上の委員によって構成される。</p> <p>（看護学研究科は平成20年度開設のため、学院論文の審査はまだ実施されていない。）</p>
生活科学研究科	主査1名、副査2名以上（学外者を含む場合あり）による審査、公聴会を経て規程に基づき学位が授与されており、適切に機能していると考えられる。（既述のものと同じ）
創造都市研究科	修士課程では、主査、副査（2名）で論文審査を行う。分野ごとに論文発表会などを行うことが慣行となっている。博士課程では、主査、副査（2名以上）で審査。副査には自領域外の教員を当てることによって、第3者の立場から審査を担保している。審査委員会が、公聴会、口頭試問、論文審査を経て、教授会に審査結果を報告。

【分析結果とその根拠理由】

学位論文審査の体制が整備され、厳正な審査が実施されている。したがって、学位論文に係る適切な審査体制が整備されている。

観点5-7-④： 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

成績評価の正確性を担保する措置としては、成文化した規定などは整備されていないが、各研究科ごとに学生が担当教員に直接申し出るか、担当委員または学務係窓口申し出ることにより対処している（資料5-7-4-A）。

資料5-7-4-A 各研究科の成績評価等に関する規定等

研究科	成績評価等に関する規定など
経営学研究科	論文審査結果については教授会で審議され、公表される。博士論文については公聴会開催を義務付けている。学生による審査結果の異議申立てについては、特に内規はなく今後の検討課題である。
経済学研究科	成績等をめぐる学生からの異議申し立てについて、これまでは大学院教務委員が受理し、関係する教員と対応を図ってきたが、組織的な異議申し立て制度の確立は今後の課題として残されている。
法学研究科	法科大学院では異議申し立て制度について規定があるが、学部、研究科では制度化されていない。
文学研究科	とくに内規には定めていない。問題が生じた場合には、適宜、個別に対応している。成績評価等の正確さを担保する措置については、検討中である。
理学研究科	各専攻の大学院を担当する委員会が窓口となって、成績評価や論文審査の異議申し立てを受けている。統一的異議申し立て制度は今後の課題である。
工学研究科	各教員は試験の答案やレポートなどを保管し、学生の異議申し立てにいつでも対応できるようにしている。具体的には、答案などを前にして（学生にも採点結果を見せ）、理由を説明し、学生に納得してもらっている。現在、8学科がJABEE認定を受けており、JABEEの基準に沿っている。残りの2学科もJABEEの基準に準じた成績評価を行っており、成績評価等の正確さを維持している。ハラスメント相談委員が決められており、問題が生じれば迅速に対応が取れる体制を取っている。
医学研究科	特に内規に定めはないが、問題が生じた場合は適宜個別に対応している。
看護学研究科	成績や論文審査に対する異議申し立てなどの制度や手続きは未整備である。今後、検討する予定である。
生活科学研究科	論文審査結果に関する異議申し立ての制度は未だ検討中である。
創造都市研究科	異議申し立て制度について文書での定めはないが、学生からの成績評価等に関する問い合わせを受け付けており、各教員が個別に説明している。論文審査の異議申し立ても実質上、受け付けている。成績評価の基準は設けているが、異議申し立てに関する明確な対処基準はないのが実情である。

【分析結果とその根拠理由】

成績評価などへの疑義申し立てに関する窓口と対応は、各研究科ごとに対処されており、成績評価等も正確性を担保する措置は一応講じられていると言えるが、さらに統一した制度化へ向けた整備が必要である。

＜専門職大学院課程＞

観点5-8-①： 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されているか。

【観点に係る状況】

本学が有する専門職大学院は法学研究科法曹養成専攻（以下、法科大学院という）であり、大阪市の市域に設置される唯一の法科大学院として、大都市であるがゆえに発生する様々な法的問題に即応できる高度な法的能力を備えた、真のプロフェッションとしての法曹の養成を教育目的とする（資料5-8-1-A）。

法科大学院を修了した学生には、国際的に通用する「法務博士（専門職）」という学位が与えられる。また、「新司法試験」の受験資格も与えられる。法科大学院の教育課程は、法曹養成の教育目的、法務博士（専門職）の学位授与を踏まえて、体系的に編成され、そのカリキュラムは、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の4分野から構成される（資料5-8-1-B）。

資料5-8-1-A 法科大学院の教育目的（法科大学院設置の趣旨）

「どのような法曹を養成するのか」

大都市において発生する法的問題は、大都市を主たる活動拠点とする企業の経済活動にかかわる問題、様々な社会的弱者を含む、大都市に住まう市民の日常生活にかかわる問題、そして、大都市が経済および社会のグローバル化の最先端に位置することに伴う国際的な問題に大別される。

大阪市立大学ロースクールは、上記の理念および目的を踏まえたうえで、これら3つの法的問題領域を念頭に置き、以下のような3つのタイプの高度の専門性を備えた法曹の養成を目指す。

第1は、複雑化しかつ多面化する企業の法的ニーズに十全に応えるとともに、その企業活動が法の枠を超えることのないような的確なアドバイスを提供することのできる、取引法、財産法、金融法、民事手続法、経済法、知的財産法等の諸分野についての深い造詣を有する法曹である。

第2は、日本国憲法の人権擁護の精神を十分に内面化したうえで、市民の日常生活に深くかかわる取引法、財産法、金融法、家族法、民事手続法、刑事法、労働法等の諸分野に精通し、なおかつ、社会的弱者への深い理解と共感をもって、頼りがいのある法的アドバイザーとして依頼者に接するとともに、民事法律扶助事件、国選弁護事件、消費者被害の救済、外国人労働者の権利保護等の様々な分野で、公益的活動に積極的に取り組む法曹である。

第3は、経済および社会のグローバル化の進展に伴って多発している国際取引にかかわる紛争や外国人を当事者とする紛争に的確に対応することのできる、国際取引法、国際私法、国際人権法、外国法などについての深い造詣を有する法曹である。

<http://www.law.osaka-cu.ac.jp/lawschool/gaiyou01.html>

資料5-8-①-B 法科大学院の教育内容（カリキュラムの全体像等）

●カリキュラムの全体像

・法律基本科目

公法系科目、民事法系科目、刑事法系科目にさらに細分化される。この科目群では、全ての法曹に不可欠な法的知識と考え方を身に付けるための基本的な科目が用意されている。

・法律実務基礎科目

法曹としての責任感や倫理観を涵養するための科目、法曹としての専門的技術の基礎を身に付けるための科目からなる。弁護士等の実務家による実践的な科目である。

・基礎法学・隣接科目

現行法を相対化し、批判的に検討することのできる能力を陶冶し、政治や社会の中における法の機能や役割を深く理解する能力を養うための科目からなる。

・展開・先端科目

より専門的な法的能力を深め、グローバル化した現代社会に発生する新たな法的問題に適切に対応する専門的能力を高めるための科目からなる。

●教育理念とカリキュラムの関連

大阪市立大学ロースクールでは、法律基本科目に属するほとんどの科目を必修科目とし、全ての法曹に不可欠な法的知識と考え方を全ての学生に確実に身に付けさせ、加えて、展開・先端科目に属する多数かつ多様な科目を選択必修とし、現代社会に発生する新たな法的問題に適切に対応する専門的能力を高めるための教育を行う。特に、大都市大阪で法実務を行っている実務家を教員として迎え、大都市で発生する様々な紛争事例を生きた教材として扱い、先端的な法的問題に対応する能力も養うことができるようにしている。

また、現行法についての十分な知識のみならず、現行法を相対化し、批判的に検討することのできる能力を高めるため、基礎法科目や外国法科目を充実させ、かつ、その履修を学生に推奨する。これにより、現行法についての十分な知識とそれを適切に活用することのできる能力のみならず、現行法を固定的で万能なものとするのではなく、法の発展に寄与することのできる「善き法律家」の育成を目指す。

加えて、大阪市立大学ロースクールでは、法曹倫理を必修とし、かつ、ロイヤリング、エクスターンシップを正規の授業科目として取り入れ、学生が、市民の日常生活の中で生じる生の紛争と紛争当事者にじかに接する機会を提供する。これにより、善もなせば

悪もなす人間と言う存在への深い関心と愛着をもちつつ、社会正義の実現にコミットすることができる「市民のための」「善き隣人」としての「善き法律家」を育てる。

<http://www.law.osaka-cu.ac.jp/lawschool/cu01.html>

【分析結果とその根拠理由】

本学法科大学院においては、高度の専門性をもつ法曹の養成という明確な教育目的をもって、法律の理論と実務を架橋する適切な授業科目が配置されており、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目から構成されるその教育課程は体系的に編成されたものとなっている。

以上により、教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されている。

観点 5-8-2②： 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

【観点に係る状況】

法科大学院の教育目的を踏まえ、法理論と法律実務の架橋を図るため、特徴ある授業科目を設定・配置するとともに、授業内容にふさわしい研究者教員ないし実務家教員を担当者として配置して、多様な双方向的・多方向的授業を実施している（資料 5-8-2-A、B）。

資料 5-8-2-A 法科大学院の教育内容（教育内容の特徴）

● 法理論と法律実務の架橋

大阪市立大学ロースクールでは、現行法とそれに基づく法律実務を正確に理解するとともに、それらを相対化し、批判的に検討することができる能力を育てるため、法律実務をふまえ、法律実務を意識しつつ、法律実務を客観化・相対化することのできる法理論教育を重視する。そのため、法律基本科目群のほとんどの科目では、主に、研究者専任教員が、実務家専任教員の協力を得つつ、法理論教育を担当する。

また、実務家専任教員による法律実務基礎科目の中の必修科目と選択必修科目を多くの学生が履修することにより、学生は、今行なわれている実務を正確に理解することができる。その際、法律実務基礎科目は、法律実務を意識した法理論教育を十分に受けた学生が履修するため、現行法と現行の法律実務を客観化し相対化することのできる視点をもちつつ授業にのぞむことができる。

さらに、展開・先端科目に属する科目の中では、大都市大阪で法実務を行っている実務家専任教員によるものが用意され、大都市で発生する様々な紛争事例を生きた教材として扱い、実務家の視点を重視した先端的な授業の中で実務家としての能力を養うこともできる。

加えて、研究者教員と実務家教員とが研究会を開いて、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の授業内容・教材等について検討を加え、法理論教育と法律実務教育の基礎とを適切に架橋できる方法を開発しつつある。

<http://www.law.osaka-cu.ac.jp/lawschool/cu01.html>

資料 5-8-2-B 法科大学院の教育方法

● 教育方法

授業の形態は大きく講義と演習の2つに分けられる。

講義：原則 50 人程度の規模で、学生が十分に予習をしてきたことを前提に行なわれる。講義方法は、教員が一方向的に講義するのではなく、ケースメソッド等を多用し、教員と学生、学生同士の質疑応答・議論の要素も含めて、学生が多様な見解に触れることのできる、双方向的・多方向的なものとなる。講義における評価方法も、試験の成績のみならず、日常の授業への積極的参加の程度等の要素も含める等、多様な要素を考慮する。

演習：原則 25 人程度の規模で、ケースメソッド等を多用して、教員と学生、学生同士の質疑応答・議論を中心に、学生が多様な見解に触れることのできる、双方向的・多方向的なものとなる。演習の評価方法は、様々な形態の試験やレポート、日常の授業への積極的参加の程度等を組み合わせた形で行われる。

授業を担当する教員は、原則としてオフィスアワー等を設け、授業時間以外においても、受講生等の質問を受け付けたり、必要な指導を行うための制度等を用意する。これも重要な教育と位置づけられる。

● 多様性のある双方向的・多方向的授業を実現するための工夫

多様な見解が示されうる双方向的・多方向的な授業を実現するためには、最低限、一定数以上の学生が授業に参加する必要がある。

法律基本科目、法律実務基礎科目はそのほとんどが必修であったり、選択必修であっても履修する学生が多数見込まれる。また、展開・先端科目のいくつかのものも十分な履修者が見込まれる。これらの科目の授業では、双方向性・多方向性・多様性が十分保たれると考えられる。

ところが、時間割の同じ時間帯に競合する複数の他の授業科目を配置しない等の工夫をしても、基礎法学・隣接科目や展開・先端科目は、多くの科目が提供されているため、履修者が分散し、授業科目によっては必ずしも十分な学生の参加が得られず、結果として、多様な見解が示されうる双方向的・多方向的な授業を実現するための条件が整わないものも予想される。

さらに、基礎法学・隣接科目と展開・先端科目のうちいくつかの科目は、多様性のある双方向的・多方向的な授業を実現するための条件として、一定数以上の履修者を確保するため、隔年開講とする。

隔年開講とされる科目は、2年に一度の開講となるが、複数の学年に所属する学生が一定数以上参加することが予想され、結果として、多様な見解が示されうる双方向的・多方向的な授業の条件が整えられる。

もちろん隔年開講の科目であっても、学生に適切な履修の機会を与えるため、カリキュラム・時間割等の編成で十分配慮し、学生に対する履修指導も行う。

<http://www.law.osaka-cu.ac.jp/lawschool/cu01.html>

【分析結果とその根拠理由】

本学法科大学院においては、専門法曹の養成という教育目的を踏まえ、特徴ある授業科目を設定するとともに、研究者教員および実務家教員による双方向的・多方向的授業が行われており、その授業内容は、全体として教育課程の編成趣旨に沿ったものになっている。

観点5-8-3③： 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものであるか。

【観点到に係る状況】

法科大学院の授業担当者は、担当科目に関連する研究活動を通じて、教育目的の実現に必要な知見の水準を確保するとともに、各々の分野において得た高水準の知見を授業内容に反映している（資料5-8-3-A）。

資料5-8-3-A 法科大学院における担当授業科目と担当者の研究内容の対応例

担当者名	担当授業科目	主な研究内容と研究業績
高橋 眞	民法Ⅳ（家族法の基礎）、民法総合演習Ⅰ（民事取引法総合演習）	民法学。民事における安全配慮義務の研究、保証・担保の法理の研究、損害賠償の法理の研究を行う。近年の研究業績は、『損害概念論序説』（有斐閣・2005年）、『民法4債権総論』（共著、有斐閣・2004年）など。
松本 博之	民事訴訟法Ⅰ（判決手続の基礎）、民事訴訟法Ⅱ（複雑な訴訟・上訴）	民事訴訟法学。民事訴訟における事案解明の研究、自白の研究、証明責任の研究を行う。近年の研究業績は、『民事訴訟法〔第3版〕』（共著、弘文堂・2003年）、『証明責任の分配〔新版〕』（信山社・1996年）など。
高見 秀一	刑事訴訟法総合演習、刑事訴訟実務の基礎、刑事模擬裁判	実務家教員（特任教員）。弁護士。刑事法の法曹実務教育を専門分野とする。近年の業績として、『コンメンタール公判前整理手続』（共著、現代人文社・2005年）、『秘密交通権の確立』（共著、現代人文社・2001年）

		など。
阿部 昌樹	法社会学	法社会学。市民運動と法の動員に関する研究、地方分権の法的側面に関する研究、近年のアメリカ合衆国における法理論の展開についての研究を行う。近年の研究業績は、『法社会学の可能性』（共編著、法律文化社・2004年）、『法と社会へのアプローチ』（共編著、日本評論社・2004年）など。
平 覚	国際経済法、国際取引法	国際法学。貿易価値と環境価値の調整の研究、GATT/WTO法の国内的实施に関する研究、国際法上の主権免除理論の研究を行う。近年の業績として、「WTO紛争解決手続における多数国間環境条約の位置づけ—適用法としての可能性を中心に—」（RIETI Discussion Paper Series 07-J014、2007年）、『国際経済法』（共著、有斐閣・2003年）など。

【分析結果とその根拠理由】

本学法科大学院における授業担当者は、担当授業科目に関係した分野で充実した研究活動を行っており、その研究で得た高度の知見に基づき、授業内容を組み立てている。それゆえ、本学法科大学院の授業内容は、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっている。

観点5-8-④： 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点到係る状況】

学生に対し、授業時間外の学習時間を確保し、適切な時間割を設定できるよう、年度ごとの履修単位を制限するとともに、入学時のガイダンスを実施し、履修モデルを提示している。また、休講に対しては補講措置を確実に実施して、15週間の授業時間を厳密に確保している。さらに、学生の自主的な修学を促すため、シラバスで授業の内容・方法を周知させるとともに、オフィス・アワーを設ける等の工夫によって、教員による履修相談・履修指導の機会を日常的に確保している。また、自習室、資料室も提供・整備されている（資料5-8-4-A）。

資料5-8-4-A 法科大学院の指導体制の特徴と自習環境の整備状況

特徴的な指導体制
<p>(1) 入学時のガイダンス 入学時にガイダンスを行う。その際、学生に、複数の履修モデルを示し、選択必修科目や自由選択科目のなかには、履修することが望ましい時期があること、いくつかの科目をセットで履修することが教育効果をより高めるものがあること、また、本専攻の養成したい法曹像をふまえた3つの履修モデル等を説明し、より適切な履修方法について説明する。</p> <p>(2) 登録可能な単位数の制限 履修科目の登録の上限は、1つの学期について22単位を原則とする。ただし、1年間（前期と後期の合計）の履修科目の登録の上限は、1回生および2回生については36単位、3回生については38単位を原則とする。</p> <p>(3) 隔年開講科目の履修指導 多様な見解が示されうる双方向的・多方向的な授業を実現するために導入された隔年開講科目は、2年に一度の開講となる。そのため、どの科目が隔年開講であり、どの科目がどの年次から履修が可能であるのかについて、十分な説明と指導を行っている。</p> <p>(4) 履修相談・履修指導 法科大学院の教務委員等が履修相談・履修指導の窓口となり、学生が履修方法等についていつでも相談し、指導を受けられるようにするため、教務委員等のオフィス・アワー等を決めている。</p>

(5) 教科の相談・指導

各教科についても、学生からの相談等を受け付けるため、各教科の担当教員もオフィス・アワー等を決めて、相談や指導にあたる。

自習環境

(1) 自習室

自習室には、学生一人について、机（片袖付き）が整備され、両脇および対面の机との間には間仕切り（パーティション）が設けられ、共用パソコンとプリンターが設置されている。また、学生にはLANカードが貸与されるので、各自のノートパソコンを持ち込み、自習室内に整備された無線LANによりインターネットを利用することができる。

自習室の利用時間は、平日および土曜日は、原則として、午前8時50分より午後9時50分まで、日曜および祝日は午前8時50分より午後7時50分まで（なお、年末年始および入学者選抜試験日等については別途制約がある）。

(2) 資料室

法科大学院専用の資料室をもち、授業の予習・復習に必要な、基本書、法律雑誌のバックナンバー、判例集等を揃えている。

【分析結果とその根拠理由】

本学法科大学院においては、学生に対する履修指導が多様な方法により工夫、実施されているほか、自主的な修学を促す施設・設備面でも充実している。

以上により、学生が修得すべき単位の実質化への配慮がなされている。

観点 5-8-⑤： 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

【観点到係る状況】

該当しない。

【分析結果とその根拠理由】

該当しない。

観点 5-9-①： 教育課程や教育内容の水準が、当該職業分野の期待にこたえるものになっているか。

【観点到係る状況】

本学法科大学院では、法律実務を意識しつつ、法律実務を客観化・相対化することのできる法理論教育を重視するため、法律基本科目群のほとんどの科目では、主に研究者教員が、実務家教員の協力を得つつ法理論教育を担当するとともに、法律実務基礎科目の中の必修科目と選択必修科目は実務家教員が担当している。さらに、展開・先端科目の中には大阪という大都市で法実務を行っている実務家教員によるものが用意され、大都市で発生する様々な紛争事例を生きた教材として扱っている。

また、研究者教員と実務家教員とが研究会を開いて、各科目の授業内容・教材等について検討を加えている。

【分析結果とその根拠理由】

本学法科大学院は、専門法曹という特化した職業分野における期待をよく把握し、それを常に意識した教育課程を編成し、かつ教育内容の水準を維持している。

以上により、教育課程や教育内容の水準は、当該職業分野の期待にこたえるものになっている。

観点5-10-①： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。(例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用等が考えられる。)

【観点到係る状況】

法曹養成という本学法科大学院の教育目的に沿って、専門法曹としての知識・スキル等の獲得につながる実践的な授業科目を中軸にして科目編成し、その授業形態も、少人数教育を徹底した講義と演習を適切に組み合わせたものとなっている(資料5-10-1-A、B)。演習のほか、講義においても授業科目の特性により、対話・討論型の双方向的授業が行われる。このほか、法律事務所を派遣先とするエクスターンシップも授業科目として行われ、現実の法律実務を学ぶ格好の機会となっている。

法科大学院のカリキュラムについては、<http://www.law.osaka-cu.ac.jp/lawschool/curriculum.html>を参照。

資料5-10-1-A 法科大学院の授業形態の特徴

講義	演習
原則50人程度の規模で行う。講義方法は、学生が十分に予習をしてきたことを前提にして、教員が一方的に教示するのではなく、ケースメソッド等多用し、教員と学生、学生同士の質疑応答・議論の要素も含めて、学生が多様な見解に触れることのできる、双方向的・多方向的なものとする。	原則25人程度の規模で行う。ケースメソッド等多用して、教員と学生、学生同士の質疑応答・議論を中心に、学生が多様な見解に触れることのできる、双方向的・多方向的なものとする。

<http://www.law.osaka-cu.ac.jp/lawschool/cu01.html>

資料5-10-1-B 法科大学院における必修科目の授業形態(科目を単位とする開講数)

科目	講義	演習
公法系(憲法・行政法等)	3	2
民事法系(民法・商法・民事訴訟法など)	6	6
刑事法系(刑法・刑事訴訟法など)	3	2
法律実務基礎科目	3	—

【分析結果とその根拠理由】

本学法科大学院においては、講義・演習の授業形態が適切に組み合わせられたカリキュラムが学生に提供され、演習はもちろん講義でも双方向的・多方向的授業が行われて、専門法曹養成という教育目的に照らし、効果的なものとなっており、法科大学院の教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされている。

観点5-10-②： 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点に係る状況】

本学法科大学院が作成するシラバスには、授業科目名、担当教員名、講義等の内容、講義等の計画（各開講日のテーマ等）、教材等、評価方法が記載される。とくに、各開講日のテーマを事前に学生に周知させることにより、十分な予習の機会を確保させている。

このシラバスに基づいて、入学者に対する履修ガイダンスのほか、各学期の開始前に在学学生に対しても履修ガイダンスが、すべての提供科目について担当教員によって実施される。

【分析結果とその根拠理由】

本学法科大学院においては、各開講日のテーマ等を明らかにする詳細なシラバスが作成され、各教員による履修指導に活用されている。

以上により、本学法科大学院では教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されている。

観点5-10-③： 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

【観点に係る状況】

該当しない。

【分析結果とその根拠理由】

該当しない。

観点5-11-①： 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

【観点に係る状況】

本学法科大学院の履修規程第16条により、授業科目の評価を100点満点法で行う場合は、60点以上を合格、59点以下を不合格としている（資料5-11-1-A）。成績評価のあり方については、FD委員会主催の教員懇談会で継続的に議論がなされてきた（FD委員会の役割について、資料5-11-1-B）。この懇談会において、教員間の成績評価の不平等をなくすため、各担当教員の裁量の幅をできる限り収束させる目的で、教員間で一定の事項を確認している。

本学法科大学院における履修規程上の成績評価基準および各担当教員の採用する成績評価の基準については、履修規程およびシラバスを冊子にして配布することにより学生に周知されており、ホームページ上にも一部を掲載している（<http://www.law.osaka-cu.ac.jp/lawschool/cu02.html>）。

資料5-11-1-A 法曹養成専攻履修規程（抜粋）

(履修した授業科目の単位認定方法)

第14条 履修した授業科目の単位認定は、担当教員が予め示した履修概要(シラバス)の基準によって行う。

2 学生は、一度単位を修得した授業科目については、再び履修して単位を修得することができない。

(成績の評価及び表示)

第16条 授業科目の評価を100点満点法で行う場合は、60点以上を合格、59点以下を不合格とし、次のように表示する。

AA : 100 ~ 90点、A : 89 ~ 80点、B : 79 ~ 70点、C : 69 ~ 60点、F : 59点以下

2 授業科目の評価を合否判定法で行う場合は、60点以上を合格、59点以下を不合格とし、次のように表示する。

合格 : 100 ~ 60点、不合格 : 59点以下

資料5-11-1-B 法曹養成専攻FD委員会規程 (抜粋)

(任務)

第4条 委員会は、本専攻におけるFD活動(教員の職業的な資質向上のための活動)を支援するため、次の事項を審議し、必要な場合には適切な施策を講じる。

- (1) 授業運営の改善に関する事項
- (2) 適正な成績評価に関する事項
- (3) 学生との意思疎通に関する事項
- (4) 成績向上のための措置に関する事項
- (5) 専攻長又は専攻会議によりFD委員会に付託された事項
- (6) その他FD活動に関する一切の事項

【分析結果とその根拠理由】

本学法科大学院においては、成績評価基準や修了認定基準について履修規程に定めるほか、FD委員会の活動等を通して組織的に基準の具体的内容を検討するとともに、その検討の成果を教員全員で確認しあっている。また、各基準についてシラバスやホームページを通して学生に周知している。

以上により、本学法科大学院では、教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されている。

観点5-11-②： 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

各授業科目の修得単位の認定は、その授業担当者が行っている。シラバス等において事前に開示した成績評価基準に基づいて、期末試験、授業における議論への参加状況、出席状況などを総合的な評価の対象とする。

本学法科大学院の課程を修了するためには、修業年限である3年以上(法学既修者は2年以上)在学し、所要の科目を履修して、94単位以上の所定の単位を修得することが必要となる。以上の修了要件に基づき、修了認定のための専攻会議において個別の審査を行う。

資料5-11-2-A 法科大学院履修規程 (抜粋)

(修業年限)

第5条 修業年限は、3年とする。

2 第22条第3項の規定により、修業年限の短縮が認められた者については、当該判断による。

3 第 25 条の規定に定められた法学既修者(本専攻において必要とされる法律学の基礎的な学識を有すると認められる者)については、修業年限を 2 年とする。

(課程修了に必要な授業科目及び単位)

第 9 条 課程修了に必要な授業科目及び単位は、次に定めるとおりとする。必修科目・選択必修科目・自由選択科目の区分は、別表第 1 に定めるとおりとする。

法律基本科目から、	公法系必修科目	10 単位
	民事法系必修科目	32 単位
	刑事法系必修科目	12 単位
法律実務基礎科目から、	必修科目	6 単位
	必修科目以外から	4 単位選択
基礎法学・隣接科目から、		4 単位選択必修
展開・先端科目から、		18 単位選択必修
履修した上記の科目以外の科目から		8 単位
合 計		94 単位

2 平成 19 年度に民法Ⅳを履修した者は、同科目を必修科目として履修したものとみなす。

第 9 条の 2 前条第 1 項の規定にかかわらず、平成 19 年度入学の既修者については、必修科目・選択必修科目・自由選択科目の区分は、別表第 1 の 2 に定めるとおりとする。

第 9 条の 3 第 9 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 18 年度以前の入学者については、課程修了に必要な授業科目および単位数は、次に定めるとおりとする。必修科目・選択必修科目・自由選択科目の区分は、別表第 1 の 3 に定めるとおりとする。

法律基本科目から、	公法系必修科目	10 単位
	民事法系必修科目	34 単位
	刑事法系必修科目	10 単位
法律実務基礎科目から、	必修科目	6 単位
	必修科目以外から	4 単位選択必修
基礎法学・隣接科目から、		4 単位選択必修
展開・先端科目から、		18 単位選択必修
履修した上記の科目以外の科目から		8 単位
合 計		94 単位

2 平成 18 年度以前の入学生が下記の科目の単位を修得した場合は、それぞれ括弧内の科目の単位を修得したものとみなす。

- 民事訴訟法Ⅰ (民事訴訟法)
- 民事訴訟法Ⅱ (民事訴訟法総合演習Ⅰ)
- 民事訴訟法総合演習 (民事訴訟法総合演習Ⅱ)
- 中小企業法 (中小企業法Ⅰ)

3 課程修了に必要な単位として、労働契約法(2 単位)、労働組合法(2 単位) および労働法(4 単位)については、合計で 4 単位までしか認められない。

4 平成 18 年度以前の入学生のうち、休学等の事情により、実質的に平成 19 年度以降に履修を開始する学生については、専攻会議の議により平成 19 年度以降の入学者とみなすことができるものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第 22 条 学生が本専攻入学前に、他の大学院で修得した単位は、本専攻の教育上有益と認められる場合には、30 単位を超えない範囲で、本専攻における授業科目の履修により修得した単位とみなすことができる。

2 前項の判断は、本専攻教務委員がその認定を求める学生と面接した結果を踏まえ、入学直後の専攻会議で決定する。

3 第 1 項の規定により既修得単位を認める際、1 年を超えない範囲で修業期間の短縮を認めることができる。その判断は前項の専攻会議で決定する。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第 23 条 学生が他の大学院において履修した授業科目について、本専攻の教育上有益と認められる場合には、30 単位を超えない

範囲で、本専攻における授業科目の履修により修得した単位とみなすことができる。

2 前項の判断は、本専攻教務委員がその認定を求める学生と面接した結果に基づき、専攻会議で決定する。

(みなし単位の上限)

第24条 第22条及び第23条の規定により、本専攻における授業科目の履修により修得した単位とみなされる単位数の上限は、合わせて30単位とする。

【分析結果とその根拠理由】

本学法科大学院においては、シラバス等で明示した成績評価基準に従って各教員が厳密に単位認定を行う。また、履修規程に明示した修了要件に従い、専攻会議が厳密に修了認定を行う。

以上により、成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されている。

観点5-11-③： 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

【観点到に係る状況】

学生が、自己の成績評価に関する疑義について担当教員の説明を求めることのできる「成績に関する疑義申立制度」を設けている（資料5-11-3-A、B）。

また、FD委員会は、FD活動を支援するため、適正な成績評価に関する事項を審議し、必要な場合には適切な施策を講じるものとされており、年度の各学期の終了時に、成績評価に関する授業担当教員による懇談会を開催し、科目間や担当者間の採点分布に関するデータを共有し、問題点を検討している。

資料5-11-3-A 成績に関する疑義申立制度の概要

「成績に関する疑義申立制度規程」（抜粋、法曹養成専攻規程集より）

(疑義申立事由)

第2条 成績疑義の申立事由として認められるものは、以下の2点である。

(1) 試験を受けた（レポートを提出した）にもかかわらず、成績評価が未受験（レポート未提出）と表示されており、かつ、試験を受けた（レポートを提出した）ことを示す具体的根拠を明確に示すことができる場合。

(2) 受験した科目の成績が不合格（F）であり、かつ、その成績に対する疑義に具体的根拠を明確に示すことができる場合。

(疑義申立手続)

第3条 成績疑義の申立ては、所定の「成績疑義申立用紙」に疑義内容およびその具体的根拠を記入の上、試験成績の本人開示日から原則として3日以内（土、日を除く。ただし、書類提出の期日が別途指定された場合は、その指定された期日以内に提出しなければならない。）に、法学研究科事務室に提出しなければならない。

(回答)

第4条 成績に関する疑義申立てを受けた担当教員は、疑義申立用紙が提出された日から原則として5日以内（土、日を除く）に、所定の回答欄に回答を示さなければならない。

(再度の疑義申立)

第5条 疑義申立てに対する回答への更なる疑義申立ては認められない。

(特別委員会の設置)

第6条 成績に関する疑義の問題が、法曹養成専攻の教育全体に重大な影響があると認められる場合、専攻長の判断により、特別委員会を設置して当該問題に対処する。

資料5-11-3-B 成績に関する疑義申立数

平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
2	0	1	3

【分析結果とその根拠理由】

本学法科大学院においては、成績評価に対する学生の疑義申立制度を整備しており、全体として成績評価等の正確さを期すための取り組みも組織的に行われている。

以上により、成績評価等の正確さを担保するための措置が具体的に講じられている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

<学士課程> ①教養教育にあたる「全学共通教育」において、大学への導入教育と教養教育、および専門への基礎となる教育を組み合わせると共に、専門教育との有機的連携を図り、4年間（医学部医学科は6年間）一貫教育の方針の下、系統的な教育編成を行っていること。②「全学共通教育」においては、基礎教育科目、外国語科目などをコアとなる学部・組織を中心に担当する一方、総合教育科目は全学協力方式で全学的に取り組まれていること。③他学部履修、単位互換制度、習熟度別クラス編成（英語）、編入学制度などに積極的に取り組んでいること。④少人数教育や対話・討論型授業を積極的に取り入れ、学生に対してきめ細かい履修指導を行っていること。⑤履修方法及びシラバス作成に関して、全学的な組織で内容にわたる検討を継続的に行い、統一的な基準作りや学生への周知に積極的に取り組んでいること。⑥成績評価の方法に関して明確な基準を定め、客観性・公平性の確保に努めていること。⑦学生の自主学習を促す教育環境が整備されていること。

<大学院課程> 全ての研究科で、その教育目的にふさわしい内容を持った講義科目、実習・演習科目を設定し、特徴的な専門分野の科目を配置し、履修方法にも工夫を加えて教育課程編成を行っていること。

【改善を要する点】

成績評価や論文審査の結果の異議申し立てに対する対応措置は、実質的には行われているが、統一的異議申し立て制度が確立されておらず、今後の課題である。また、各学部専門教育科目、および各研究科ごとの大学院授業科目に関する規程を、さらに統一した形式で整理すること、履修手続きや授業情報の提供などに、IT化をさらに進めることが要請される。

(3) 基準5の自己評価の概要

本学では学士課程、大学院課程および専門職学位課程のすべてにおいて、教育の目標・目的、学位の種類に応じて教育課程は体系的に編成されており、授業内容は各教員の研究の成果を反映して教育課程の趣旨に沿ったものである。

学士課程においては、学則および全学共通科目履修規程、各学部履修規程に基づき、卒業認定基準が定められている。授業科目は、全学共通科目と各学部専門教育科目から構成され、それぞれの履修規程に基づいて、教養教育から各専門領域を体系的に履修できるように配置されている。教育課程は学生のニーズ、学術の発展動向、社会の要請などに対応しているとともに、講義・演習・実習・実験・ゼミなどの多様な授業形態をバランスよく配置して、少人数教育も実現している。シラバスは全学共通科目および各専門教育科目で共通した基準で作成され、また履修単位数の上限設定や履修モデルの提示、学生からの評価への疑義の対応など、単位の実質化へ

の配慮もなされている。

大学院課程および専門職学位課程においては、大学院学則および学位規程に基づいて学位認定基準が定められている。各学問分野、職業分野の特色や動向、社会的要請などに配慮して、講義・演習などの科目および学位論文作成のための研究指導を適切に配置した教育課程を編成している。また、1対1の対面教育のほかに、関連分野の複数教員による研究指導体制も確立し、個々の提出された学位論文に対しては、主査および複数の副査による学位論文審査体制で厳正な審査が行われ、学位規程に基づいて学位が授与されている。学生が評価への不服を申し立てることへの保障も図られている。

上記基準や授業内容・成績評価基準などは、全学共通科目シラバス・履修案内および各学部・大学院研究科履修概要などに明記するとともに、履修ガイダンス時に説明して学生に周知している。卒業認定や学位認定に際しては、卒論発表会や学位論文公聴会で公開発表の機会を通じて公正厳正な判定を図り、最終的に教授会が判定を行っている。

学生の自主学習を支援するために、教室・自習室を開放し、学術総合情報センターは夜間や土曜日にも利用できる形態をとっている。学士課程ではクラス担任や学年担当教員を設けて、学習面や生活面の相談に当たり、学生への支援体制を整備している。

基準 6 教育の成果

(1) 観点ごとの分析

観点 6-1-1-①: 大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

【観点到係る状況】

本学では、大学全体の教育目標を学則と中期目標に掲載し、その中で学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等について方針を明らかにしている（前掲資料 1-1-1-A、C、1-1-3-A、B）。この大学全体の教育目標と教育方針に基づき、全学共通教育と各学部・研究科では、その教育内容に即した形で教育目標と教育方針をホームページや学部要覧等で明らかにしている（前掲資料 1-1-1-D、1-1-3-C）。

上記の教育目標の達成状況や検証・評価のために、全学的に授業評価アンケートを実施するとともに、単位修得状況等のデータを収集し、それに基づいて授業改善等の取組が行われている。こうした取組は、本学では次のような組織体制によって実施されている。まず、全学共通教育については全学共通教育教務委員会および一定の科目区分ごとに設けられた各教科会議が、教務関係のデータを収集し、分析を行っている。各学部・研究科の教育については、それぞれの教務委員会がこの作業を行っている。さらに本学では大学教育研究センターが、こうした取組に関連した調査研究を行っている。同センターでは全学共通教育について授業評価アンケートを実施し、アンケート結果について分析した報告書を公表している。

専門教育については、各学部の教務委員会やFD委員会が、資料 6-1-1-A に示すように授業評価アンケートを実施し、それに基づいてFD研修会を行うことにより、各学部の教育目標に関わる達成状況の検証・評価に取り組んでいる。

資料 6-1-1-A 各学部・研究科の教育成果の検証・評価の取組事例

学部・研究科	取組事例
商学部	授業評価アンケートの実施。外部評価の実施
法学部	授業評価アンケートの実施とFD研修会による検証・評価
文学部	授業評価アンケートの実施とFD研修会による検証・評価の仕組みを検討中である。平成20年度内にその仕組みに基づいて実施する。
理学部	2、3年ごとに入学時と入学後の成績の追跡調査
工学部	授業評価アンケートの実施とFD研修会による検証・評価
医学部	授業評価アンケートの実施と教員へのフィードバック
生活科学部	授業評価アンケートの実施とFD研修会による検証・評価
創造都市研究科	授業評価アンケートの実施とFD研修会による検証・評価
全学共通教育	大学教育研究センターによる授業アンケートの実施と結果のフィードバック、FD研修会による教育成果の全学的交流と共有

【分析結果とその根拠理由】

大学全体の教育目標を学則と中期目標に掲載するとともに、全学部で教育目標と教育方針をホームページや学部要覧等で公表し、周知を図っている。こうした教育目標の達成状況を検証・評価する委員会として、全学共通教育については全学共通教育教務委員会および教科会議が、専門教育については各学部・研究科の教務委員会が機能している。さらに、大学教育研究センターも授業評価アンケートの実施とその報告書の公表を通じて、教育目標の達成状況を検証・評価する機関として機能しており、重要な役割を果たしている。

以上により、大学としてその目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われている。

観点 6-1-1-②： 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】

単位修得状況については、資料 6-1-2-A に示すとおりである。

学部・大学院の休学者と退学者の状況については資料 6-1-2-B に示すとおりである。卒業者と留年者の状況については資料 6-1-2-C、D、E に示すとおりである。

資格の取得状況については、資料 6-1-2-F に教育職員免許状の取得状況を、資料 6-1-2-G に医師国家試験の合格者数を、資料 6-1-2-H に生活科学部に関わる各種国家試験の合格者数を掲載している。なお、平成 20 年 3 月に最初の卒業生を出した医学部看護学科においては、保健師国家試験合格者が 63 名、看護師国家試験合格者が 45 名で、さらに合格率が 100% であった。

各学部では優れた卒業論文を作成させるため、優秀な卒業論文を選考して表彰したり、工学部の建築系では学外の卒業論文のコンペに応募させるなどの取り組みを行っている。博士課程では、課程博士と論文博士を合わせて毎年 200 前後の博士の学位が授与されている。また、博士論文の審査に際しては公聴会を開催するなどの措置をとっている。博士論文の要旨は、ホームページ (<http://www3.osaka-cu.ac.jp/doctoral/>) で公開し、外部からの閲覧の便宜を図っている。

資料 6-1-2-A 全学共通科目単位修得状況

平成 19 年度前期

区分	科目数	単位修得率(%)別科目数				
		0～ 60%未満	60%～ 70%未満	70%～ 80%未満	80%～ 90%未満	90%～100%
総合教育科目 A	10	1	1	0	2	6
総合教育科目 B	73	2	3	4	8	56
基礎教育科目	76	5	4	10	16	41
外国語科目(英語)	196	0	0	3	14	179
外国語科目(新修外国語)	103	2	0	3	5	93
健康・スポーツ科学科目	33	0	1	1	3	28

(注) 単位修得率 = { 単位修得者数 / (履修者数 - 欠席者数) } × 100

平成 19 年度後期

区分	科目数	単位修得率(%)別科目数				
		0～ 60%未満	60～ 70%未満	70～ 80%未満	80～ 90%未満	90～100%
総合教育科目 A	8	1	0	1	2	5
総合教育科目 B	51	1	5	3	13	56
基礎教育科目	73	3	8	7	17	38
外国語科目(英語)	200	7	1	1	12	179
外国語科目(新修外国語)	138	1	2	0	6	129
健康・スポーツ科学科目	19	0	0	0	1	18

資料 6-1-2-B 学部・大学院の休学者数と退学者数(人)

	平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	休学者	退学者	休学者	退学者	休学者	退学者
学士課程(第1部)	53	65	35	57	46	71
学士課程(第2部)	41	22	32	34	29	24
修士課程	25	30	20	28	29	30
専門職学位課程	2	3	2	8	3	6
博士課程	36	57	34	69	49	93

(注) 博士課程における単位取得退学者も含む。

資料 6-1-2-C 学位授与の状況(人)

		平成17年度	平成18年度	平成19年度
学士課程		1,515(193)	1,443(177)	1,535(186)
修士課程		535	537	509
専門職学位課程		27	71	59
博士課程	課程博士	169	147	131
	論文博士	53	32	48

(注) () 内は、商学部、経済学部、法学部、文学部の第2部の人数で内数を示す。

資料 6-1-2-D 課程ごとの留年者の比率(%)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
学士課程(第1部)	5.7	4.8	4.6
学士課程(第2部)	10.4	8.5	10.2
修士課程	6.1	6.3	5.8
専門職学位課程			2.3
博士課程	21.6	17.8	17.2

(注) 留年者の比率は、在籍学生に占める最低修業年限を超えて在籍している学生の比率を示す。

資料 6-1-2-E 学部(第1部)別の留年者の比率(%)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
--	--------	--------	--------

商学部	7.0	4.8	3.6
経済学部	6.4	5.7	5.5
法学部	6.4	6.0	6.4
文学部	6.8	5.1	4.8
理学部	6.7	5.6	7.0
工学部	5.4	4.8	4.7
医学部（医学科）	3.2	4.4	3.0
生活科学部	2.5	1.8	1.7
計	5.7	4.8	4.6

（注）医学部看護学科は平成20年3月に最初の卒業生を出す。

資料6-1-2-F 教育職員免許状の取得状況（件数）

平成17年度

	中学校		高等学校		養護教諭 1種・専修	計
	第1種	専修	第1種	専修		
商学部・経営学研究科	1		6			7
経済学部・経済学研究科	3		6			9
法学部・法学研究科	4		9			13
文学部・文学研究科	18	2	43	3		66
理学部・理学研究科	12	8	32	13		65
工学部・工学研究科			14	4		18
生活科学部・生活科学研究科	3	1		1		5
計	41	11	110	21		183

平成18年度

	中学校		高等学校		養護教諭 1種・専修	計
	第1種	専修	第1種	専修		
商学部・経営学研究科			3	3		6
経済学部・経済学研究科	3		8			11
法学部・法学研究科	5		13			18
文学部・文学研究科	16	9	41	12		78
理学部・理学研究科	16	10	32	12		70
工学部・工学研究科			14	1		15
生活科学部・生活科学研究科	3	1	4	1	6	15
計	43	20	115	29	6	213

平成19年度

	中学校		高等学校		養護教諭 1種・専修	計
	第1種	専修	第1種	専修		
商学部・経営学研究科	3		11	1		15
経済学部・経済学研究科	3		9			12
法学部・法学研究科	2		3			5

文学部・文学研究科	27	4	51	9		91
理学部・理学研究科	8	12	23	19		62
工学部・工学研究科			6	2		8
生活科学部・生活科学研究	1	2	3	2	7	15
計	44	18	106	33	7	208

資料6-1-2-G 医師国家試験の合格状況

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
受験者数 (人)	75	90	86
合格者数 (人)	70	81	79
合格率 (%)	93.3%	90.0%	91.9%

資料6-1-2-H 各種国家試験の合格者数(生活科学部) (人)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
管理栄養士国家試験	28	26	29
社会福祉士国家試験	17	15	19
精神保健福祉士国家試験	11	6	9

【分析結果とその根拠理由】

単位の修得状況はかなり良好で、全学共通科目では大半の科目で単位の修得率が80%を超えている。学士課程(第1部)では留年者の比率は、この3年間で低下する傾向にある。学部別に見ると、生活科学部の留年者数の比率が低いことが特徴的であり、少人数教育によるきめ細かい教育や、各種国家資格(資料6-1-2-H)の取得を目指した教育の成果が現れている。また、商学部では留年者の比率が3年間で半減しており、全体の留年者比率が低下した大きな要因となっている。商学部では、平成14年度の入学生から各学期に履修できる科目数に制限を設けるとともに、GPA(グレード・ポイント・アベレージ)制度を導入して、学生が少ない科目をきちんと履修するように動機付けを行った。この年度の入学生が卒業期を迎えた平成18年度から留年者の比率は下がり始めており、上記の制度改革が教育上の効果をもたらしたと言える。留年率や休学生、退学者数も比較的低い水準で推移している。

学位の授与状況は、高い水準で推移しており、博士の学位授与者は、毎年200名前後となっている。博士論文の審査に際しては公聴会を開催するなど、審査の透明性と論文内容の水準を確保するための措置をとっている。

また、学部教育の内容を反映して各種国家試験の資格取得も順調である。

以上の理由により、学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業(修了)の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業(学位)論文等の内容・水準から判断して、本学における教育の成果や効果は上がっている。

観点6-1-③: 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】

本学では大学教育研究センターが、全学共通科目を対象とする授業アンケート調査を行っている。平成 19 年度の調査によると「この授業を受けたことによって、授業で扱った内容・分野に対する興味・関心が増し、もっと学びたいと思いました」という質問に対し、約 50%が「そう思う」「強くそう思う」と答え、「思わない」「全く思わない」が約 16%となっている。

専門教育科目については学部ごとに授業アンケートを実施しており、商学部の平成 19 年度アンケート調査結果 (http://www.bus.osaka-cu.ac.jp/ja/aboutus/asesment/course_asesment2007.pdf) によると「この授業を受講して、満足しましたか」という質問に対して、約 70 %が満足したと回答している。また法学部の平成 19 年度前期の授業アンケート調査でも、「この授業の受講は、あなたにとって有意義でしたか」という質問に対して、約 70%の人が有意義であったと回答している。理学部、工学部、生活科学部では、学科ごとに授業アンケートが行われており、理学部化学科のアンケート調査でも、授業の満足度に関して肯定的な回答をしている学生が約 70%となっている。

別添資料 6-1-3-1	2007 年度前期・後期 学生による授業アンケート調査について (大学教育研究センター)
別添資料 6-1-3-2	法学部「授業と学習に関するアンケート」
別添資料 6-1-3-3	理学部化学科授業アンケート結果

【分析結果とその根拠理由】

上記のように、学生に対する授業アンケートによると授業の理解度や満足度、授業内容に対する関心度について、全体として肯定的な評価がなされており、教育の成果や効果が上がっていると判断される。

観点 6-1-④： 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】

学部（第 1 部）の卒業生の就職状況は、資料 6-1-4-A に示したとおり、就職希望者の約 90%が就職している。就職先は資料 6-1-4-B に示したように、学部・大学院ともに民間企業、官公庁が 9 割を占める。理工系の学部では、過半数の卒業生が大学院に進学している。資料 6-1-4-C に各学部における就職・進学の状況を掲載しているが、各学部の教育内容や資格を活かせる場所に就職している。

資料 6-1-4-A 学部（第 1 部）卒業生の就職状況

年度		就職希望者 (人)	就職決定者 (人)	就職率 (%)
16	男	351	325	92.6
	女	273	256	93.8
	計	624	581	93.1
17	男	349	327	93.7
	女	293	276	94.2
	計	642	603	93.9

18	男	351	316	90.0
	女	345	306	88.7
	計	696	622	89.4

(注) 医学部を除く。

資料6-1-4-B 卒業生の就職・進学状況

年度		就職者					進学者等			
		民間企業	官公庁	教員	自営	その他 (研修医等)	計	進学	その他	計
16	学部	524	110	12	0	75	721	358	370	728
	大学院	321	48	39	0	13	421	111	150	261
	計	845	158	51	0	88	1,142	469	520	989
17	学部	552	103	10	3	79	747	374	396	770
	大学院	288	41	39	0	32	400	95	139	234
	計	840	144	49	3	111	1,147	469	535	1,004
18	学部	547	120	6	4	79	757	356	316	672
	大学院	339	35	15	0	22	412	78	88	166
	計	886	155	21	4	101	1,169	434	404	838

資料6-1-4-C 各学部における就職・進学状況

商学部	公認会計士や経営コンサルタントといったスペシャリストのほか、製造業、情報、銀行、証券、保険、流通、商社、新聞・出版広告、国家・地方公務員、公団など、実社会の多方面で活躍している。本学経営学研究科への進学を含め、大学院に進学する人もいる。
経済学部	実際に経済学が仕事に関連することがある金融や公務員はもちろんのこと、製造業、IT関連企業やサービス業などの様々な分野に就職している。大学院に進学する人もいる。
法学部	裁判官・弁護士・検事になるのが最も典型的であるが、これを希望する学生は、法学部を卒業後、法科大学院に進学し、司法試験に合格する必要がある。ただ、それ以外にも、卒業生は様々な領域で、学部で培った法学的・政治学的思考を実地に応用して活躍している。たとえば大学院進学、公務員、マスコミ関係、銀行・保険・証券など活躍の範囲は広がっている。
文学部	文学部では、国語・社会・地理歴史・公民・外国語の教員免許状の他、博物館学芸員の資格を取得することができる。卒業後の進路は、流通業・情報関連産業・教員・学芸員・官公庁・マスコミ等多岐にわたっている。
理学部	過半数の卒業生が大学院に進学して、より高度な学問研究を目指している。各種製造業、官公庁、教員に加えて、ソフトウェア、報道、出版など情報や通信産業からの求人も増えており、卒業後の進路は広範囲である。
工学部	過半数の卒業生が大学院に進学している。また製造業を中心に各方面で活躍している。全学科で教職免許(高校1種・工業)が取得でき、高校教員になる人もいる。
医学部 (医学科)	医師国家試験に合格後、研修医療機関で2年の初期臨床研修を行うことが必要である。さらに、後期臨床研修として専門医(内科系、外科系など)のコースに進むことにより、医師としての臨床経験を積む。また、大学院へ進み、医学博士を取得するコースを選択することもできる。
医学部 (看護学科)	本学の所定の単位を取得すれば、看護師と保健師になるための国家試験受験資格が得られる。また、本学を卒業した人は助産師、養護教諭の養成課程や看護系大学院への進学も可能である。
生活科学部	卒業後は、公務員として児童相談所、福祉事務所、家庭裁判所などに勤めたり、ソーシャルワーカー、発達相談員、カウンセラーなどとして、病院、各種の相談機関、高齢者・障害者福祉施設などに勤めたり、ま

た、高校の福祉科教諭として学校の教員になる人もいる。大学院に進学する人も多い。

【分析結果とその根拠理由】

就職先としては、民間企業、官公庁が大半であるが、教員になるものも少なくない。各学部の教育内容や国家資格の取得等を反映して、卒業生が多種多様な業種に就職していることが分かる。またより高度な教育を求めて大学院に進学している者もいる。このように就職や進学といった卒業(修了)後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、本学における教育の成果や効果は上がっている。

観点 6-1-⑤： 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点到係る状況】

2004 年に工学部機械工学科が行った卒業生アンケートによると、「本学科で履修した内容は、機械工学科の卒業生に対し社会が要求する知識・能力に達するのに十分であると思われるか」という質問に対して、24 名の回答者の内、21 名が十分であると回答している。工学部の他学科や理学部（地質学科）の卒業生アンケートでも大学で学んだ科目について、社会に出て役に立ったという回答が多く見られた。

他方 2007 年に、企業の採用担当者に対して「大阪市立大学の学生に求める資質にかかる調査について」というアンケート調査を行ったが、本学の卒業生について不足が目立つ社会人基礎力はどのようなものかという質問に対して次のような回答が寄せられた。「規律性」「傾聴力」「計画力」「実行力」については、「不足している」とする回答が少ないが、「主体性」「ストレスコントロール力」「働きかけ力」については、「不足している」という回答が顕著に見られた。

別添資料6-1-5-1 工学部機械工学科 卒業生アンケート結果について

別添資料6-1-5-2 大阪市立大学の学生に求める資質にかかる調査について

【分析結果とその根拠理由】

アンケートの回答数が少ないため、上記の評価が卒業生全体の傾向であると判断することはできないが、アンケート結果から見る限り卒業生について教育の成果や効果は十分に上がっていると評価できる。本学は 128 年に及ぶ長い歴史の中で実に多士済々の卒業生を輩出してきており、多くの卒業生は社会の各分野で活躍している。その意味で本学の教育は全体として効果を上げてきたということができる。

ただし、企業の採用担当者によっては、積極性に乏しいという評価もあり、各学部とも社会に積極的に参加する人材の養成を目標に掲げていることから、今後の教育において留意すべき課題である。こうした課題への取り組みとして、現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代 GP）に採択された商学部の「インタラクティブ型キャリア教育」と生活科学部の「QOLプロモーター育成による地域活性化」という教育プログラムをあげることができる。この2つの教育プログラムは、学生の積極性を引き出し、企業や社会への積極的な関与と参加を促す試みである。

商学部・現代GP「インタラクティブ型キャリア教育」について

<http://www.bus.osaka-cu.ac.jp/GP2007/>

生活科学部・現代G P「QOLプロモーター育成による地域活性化」について

<http://gp.life.osaka-cu.ac.jp/>

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

全学共通科目と各学部の専門教育科目において授業アンケートを実施し、それに基づいてFD研修会を開催して、教育効果を上げるための取組を行っている。特に、大学教育研究センターは、毎年全学を対象としたFD研究会を開催し、全学共通教育および専門教育の授業内容の改善と教育効果を高めるために活動しており、大いに評価できる。

こうした取組を通じて、教育効果を高めるための制度改革（GPA制度や履修科目数の制限）が行われ、留年率の低下という形で教育効果が現れている。卒業生の就職や進学状況も全体として良好である。

【改善を要する点】

本学は上述したように、社会の各分野で活躍する有為な卒業生を輩出してきた。しかし、時代と社会が大きく変わる中で、学生や卒業生の意識にも変化が生じてきている。積極的に社会に関わり、リーダーシップを発揮する学生を養成するという点で、やや弱点が見られる。こうした点を改善するためには、本学の長い伝統に安住することなく、新たな教育の発展を図っていく必要がある。こうした課題への取組として、現代G Pに採択された商学部と生活科学部の教育プログラムは、学生の積極性を引き出し、企業や社会への積極的な関与と参加を促す試みである。

平成18年度に本学は法人化されたが、これ以降、各学部・大学院研究科は教育の目標を明確に定め、新たな前進を開始したところである。現代G Pに採択された商学部と生活科学部の教育プログラムは、本学が目指す教育について一定の方向性を示しており、こうした教育プログラムを各学部の教育内容に即して開発し、全学的に展開していくことが今後の課題である。

(3) 基準6の自己評価の概要

本学では、大学全体の教育目標を学則と中期計画に掲載し、その中で学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等について方針を明らかにしている。この大学全体の教育目標と教育方針に基づき、全学共通教育と各学部・研究科では、その教育内容に即した形で教育目標と教育方針をホームページや学部要覧等で明らかにしている。

単位の修得状況はかなり良好で、その結果として留年率や休学生、退学者数も比較的低い水準で推移している。学位の授与状況は、高い水準で推移しており、博士論文の内容は、審査の透明性を確保するとともに、論文要旨の公表により高い水準を維持している。また、学部教育の内容を反映して各種国家試験の資格取得も順調である。

全学共通教育と各学部の専門教育で学生に対する授業アンケートを行い、学生の授業に対する意見を聴取しているが、これによると授業の理解度や満足度、授業内容に対する関心度について、全体として肯定的な評価がなされている。

卒業生の就職や進学の状況については、多くの卒業生が各学部の教育内容や資格を活かせる場所に就職しており、またより高度な教育を求めて大学院に進学している者もいることより、順調に推移していると判断できる。

卒業生に対するアンケート調査からは本学の教育内容について、社会に出て役に立っているとの回答が多く見られたが、就職先の関係者からは、やや積極性に欠けるとの評価が出された。この点については、今後の改善を要する点として一定の方向性を示した。

本学は長い歴史の中で、社会の各分野で活躍する有為な人材を輩出しており、全体として大学の教育は成果が上がっている。

基準7 学生支援等

(1) 観点ごとの分析

観点7-1-①: 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

【観点到係る状況】

新入生全員に対して、入学式の当日にオリエンテーションが行われ(資料7-1-1-A)、翌日は1日を使って各学部、学科別のオリエンテーションが実施されている。また、授業科目の選択や専攻・コースの選択に関して、各学部・学科、研究科独自の履修指導やガイダンス、オリエンテーションを実施している(資料7-1-1-B)。

資料7-1-1-A 全学の新入生を対象としたガイダンス概要(平成20年度)

日時・場所		行事
平成20年4月4日 大阪市中央体育館	10:00~	入学式
	11:00~11:45	人権問題ガイダンス
	11:45~12:30	学術情報総合センター オリエンテーション 学生支援課学生担当 オリエンテーション

資料7-1-1-B 各学部・研究科のガイダンス・オリエンテーション一覧

部局	実施月	実施内容
商学部・ 経営学研究科	4月	入学後の履修ガイダンス(教務委員)
経済学部・ 経済学研究科	4月	新入生向けガイダンス
	11月	2年生を対象に所属コース教員・学生による専門演習選択のためのガイダンス
法学部・法学研究科	4月	新入生向けガイダンス
	11月	2年生対象に、教員による専門演習選択のためのガイダンス
	12月	1年生対象に、コース制選択を中心とした専門科目の選択に関するガイダンス
	12月	主に1年生を対象に、裁判傍聴・法律事務所訪問を実施
文学部・文学研究科	4月	新入生向けガイダンス。2年生から4年生向け、各コース・専修別ガイダンス
	6月、10月	1年生向けの学科・コース決定ガイダンス
	10月	1年生向けの研究室訪問
理学部・理学研究科	4月	新入生向け、履修指導、学科ガイダンス
	3月、9月	各年次生向けのガイダンス(学科主任、学年担任等)
	その他	学科ごとにさまざまなガイダンスあり
工学部・工学研究科	4月	新入生向け、履修指導、学科ガイダンス
	4月、9月	各年次生向けのガイダンス(学科主任、教務委員等)
	その他	学科ごとにさまざまなガイダンスあり
医学部医学科・ 医学研究科	4月	新入生及び在学学生への履修指導・ガイダンス
	随時	各学年のカリキュラムに対し、個別ガイダンス
医学部看護学科・ 看護学研究科	4月、9月	各期授業開始前に学年別に履修ガイダンスを実施(教務委員、事務担当者) 2年次編入生、3年次編入生の入学時には、別個に編入生向けガイダンスを追加し、同時に教務委員による個別相談を実施。
生活科学部・ 生活科学研究科	4月	新入生向けガイダンス
	4月	進級の節目ごとに履修指導・説明(教務担当教員)

	その他	特に、卒論研究のための研究室配属の前には再度研究室別のガイダンスを実施 また学科ごとにさまざまなガイダンスあり
創造都市研究科	4月	入学セレモニー(4月土曜日開催)に続き、教務ガイダンス

【分析結果とその根拠理由】

オリエンテーション、ガイダンスについて各学部・学科・研究科の特性に応じて、適切な時期に実施している。また、新入生に対するオリエンテーションだけでなく、授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが、各学部・研究科の特性に応じて、さまざまな形態で実施されている。以上から、本観点に係る状況は適切である。

観点7-1-②： 学習相談、助言（例えば、オフィスアワーの設定、電子メールの活用、担任制等が考えられる。）が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

資料7-1-2-Aに掲げるように、各学部・研究科において、さまざまな形態をとりながら、オフィスアワーを設定したり、教員のメールアドレスを公開する体制を整えている。担任制に関しても、初年次生に対して担任制を採用するだけでなく、3年生以降は専門科目演習担当者、各年次ごとの担任制を導入している学部研究科もある。また学習相談には常時対応するために、学習相談員を配置したり、教務委員やゼミ担当教員による分担体制をとっている。また、法学研究科法曹養成専攻では、各学期に少なくとも1回、教員の側から学生を呼び出し、学習の進捗状況等について尋ねる制度をとっている。

また、全学的対応として、学術情報総合センターが実施するガイダンスが1年にわたり多様に存在する。4月の新入生向けのガイダンスに始まり、資料・情報の一般的な探し方を説明する講習会に加えて、各データベースについて説明実習する講習会、雑誌論文の探し方に関する講習会などが開催されている（別添資料7-1-2-1）。

資料7-1-2-A 各学部・研究科による学習相談、オフィスアワー、助言体制など

部局名	実施事項
商学部・経営学研究科	①GPAの成績が不振な学生に対して、教務委員、ゼミ担当教員などが分担して、学習相談を実施。 ②2年生までは、初年次教育のプロゼミにおけるゼミ担当者が担任となって、一般学生への個別相談。 ③3年生からはおもに専門ゼミ担当者が担任となり、ゼミを履修していない学生には教務委員が担当。 ④オフィスアワーは、時期を限って利用。それ以外は、メールアドレスを商学部HPの各教員紹介の欄に公開して、電子メールの活用を図っている。
経済学部・経済学研究科	①オフィスアワーや電子メールによる個別対応、個別指導を実施。 ②教務委員、少人数科目担当教員および教務事務職員が学生と日常的に接触。とりわけ教務事務職員は学部学生全員の顔と名前、相談歴、履修・生活状況について把握している。 ③担任制度に近いものとして基礎演習（前期）、イノベティブ・ワークショップ（後期）がある。何れも20名前後のクラスで必修。学生の希望により選択させ、指導教員の下で一つのクラスを形成し、テキストの輪読、討論等を行なうとともに、小論文作成指導を受ける。
法学部・法学研究科	①初年次生全員を対象とした基礎演習を実施し、担当者が事実上「担任」として機能している。 ②3年生以降は専門科目の演習担当者が事実上「担任」として機能している。 ③平成20年4月から、主として2部学生および演習を履修していない学生を対象とした「学習相談員（教員）」を1名配置。

法学研究科法曹養成専攻	<p>①1年生対象に、入学前および入学直後に履修ガイダンス。</p> <p>②各期定期試験終了後、在籍学生の学年ごとの履修ガイダンス。</p> <p>③前期・後期それぞれに個別面談(法曹養成専攻担当教員全員)。</p>
文学部・文学研究科	<p>①学部学生はコース、研究科院生は専修に所属し、その内部できめこまかい指導を受けるので、学習相談、助言の制度化は行っていない。</p> <p>②コースに所属していない1年生に関しては担任を設けて相談、助言に当たっている。</p>
理学部・理学研究科	<p>①全学科で担任制度を設け、1年生の担任には学科主任がなり、2、3年生への進級で担任はそのまま持ち上がる学科がほとんどである(主任が担任を割り振る学科もある)。</p> <p>②4年生時は、特別研究指導教員が担任の任を負う。具体的役割としては履修にあたっての個別指導と学習状況の把握、クラス行事の執行など。学生の学習意欲の把握とコミュニケーションの場の確保に効果がある場合が多い。</p> <p>③学科ごとにメーリングリストを作成し、それによりいっせいに連絡している。</p>
工学部・工学研究科	<p>①全学科で学生相談委員を決めている。1年生の相談委員は、2、3年生への進級でそのまま持ち上がる学科がほとんどである。</p> <p>②4年生時は、卒業研究に配属された研究室の指導教員が学生相談委員の任を負う。具体的役割としては履修にあたっての個別指導と学習状況の把握、クラス行事の執行など。学生の学習意欲の把握とコミュニケーションの場の確保に効果がある。</p> <p>③オフィスアワーは各教員毎に自主的に設けているが、シラバスに明記している学科もある。</p>
医学部医学科・医学研究科	<p>1～3年生は学生6名に1名づつ、4～6年生には学生4名に1名づつの割合で教員がチューターになっている。</p>
医学部看護学科・看護学研究科	<p>①アドバイザー制度を設け、1年生から3年生の学生1人に対し2人の教員を配し、相談しやすい環境を整えている。4年生に対しては卒業研究担当教員が対応する。</p> <p>②各教員のオフィスアワーとメールアドレスを教育要項に掲載し、学生に周知している。</p> <p>③学習等に問題を有する学生に対しては、複数の教務委員が個別に相談する機会を設け、必要に応じて保護者も含めて対応する。</p>
生活科学部・生活科学研究科	<p>①学年毎に担任教員を配置し、学科により異なるが3年生あるいは卒業まで4年間持ち上がりの体制をとっている。</p> <p>②各教員はオフィスアワーや電子メールにより学生と随時対応している。</p> <p>③現代GP科目については履修生のメーリングリストを作成し、学生と教員・学生間の意見交換などにも利用している。</p>
創造都市研究科	<p>①オフィスアワーについては、教授会の申し合わせとして、すべての授業で実施。</p> <p>②電子メール、担任制については、分野によって相違があるが設置し、メーリングリストで学生と教員の情報交換が行われるようになっている。</p> <p>③修士1年生に対して、ひとりずつの教員がアカデミック・アドバイザーとして担当。</p>

別添資料7-1-2-1 学術情報総合センターにおけるガイダンスの実施状況(平成19年度)

【分析結果とその根拠理由】

各学部、研究科において、それぞれの特性に応じた学習相談の対応を行っており、適切である。また各部局だけでなく、学術情報総合センターなどの全学施設による講習会、ガイダンスが頻繁に行われている。この講習会やガイダンスは全学学生を対象としながらも、学生のさまざまなニーズに応えたきめ細かなものであり、高く評価できる。

観点 7-1-③： 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

【観点到に係る状況】

本学では1971年から4年ごとに、学生生活実態調査を実施し、その結果を公表・分析し、学生のニーズを把握してきた。平成19年度に実施された学生生活実態調査は、観点7-3-②に掲げる生活等の状況を尋ねる項目のほかに学習の状況に関する項目が立てられており、学生生活全般に関する学生のニーズを把握するものとなっている(資料7-1-3-Aおよび別添資料7-1-3-1)。また、授業評価アンケートを実施して学生のニーズを把握している部局があるほか、担任制をとっている学部、研究科では日常的な学生との接触により学習支援に関する学生のニーズを把握できる状況にある(資料7-1-3-B)。

また、学術情報総合センターが平成18年度に実施した「センター利用に関するアンケート」は、学生・大学院生のみならず教員、学外利用者も対象としたものであるが、階層ごとに分析がなされており、学生、大学院生の学習支援に関するニーズが把握されている(資料7-1-3-C)。

資料7-1-3-A 2007年度学生生活実態調査質問項目 (学習の状況に関するもの)

①選択した学部・学科・専攻への満足度
②全学共通教育への満足度
③専門的知識についての学習度合い
④幅広い教養についての学習度合い
⑤多面的な思考力についての学習度合い
⑥論理的な思考を表現する力についての学習度合い
⑦社会的倫理観や責任感についての学習度合い
⑧大学以外(専門学校、講座、通信教育など)での教育について
⑨大学以外で教育を受ける理由
⑩授業の予習・復習・課題などの一日平均学習時間
⑪学習のために使用する主な大学施設
⑫学内外で開催される講演会や研究会への参加の有無

資料7-1-3-B 授業評価アンケート、その他の学生ニーズの把握方法の状況

部局	実施内容
商学部・ 経営学研究科	①授業評価アンケートを学部で実施。 ②プロゼミ、専門ゼミの担当者による相談を通じてニーズを把握。
経済学部・ 経済学研究科	①オフィスアワーの活用や基礎ゼミ担当者による相談を通じてニーズを把握
法学部・ 法学研究科	①授業評価アンケートを学部、大学院法曹養成専攻で実施。 ②基礎ゼミ、専門ゼミ担当者、学習相談員による相談を通じてニーズを把握。
文学部・ 文学研究科	①学部学生はコース、研究科院生は専修に所属し、その内部での指導を通じてニーズを把握。
理学部・ 理学研究科	①授業評価アンケートを学部では数学科を除き実施。大学院では一部で実施。 ②学年担任による相談を通じてニーズを把握。
工学部・ 工学研究科	①授業評価アンケートを学部・研究科とも実施。 ②学年相談委員や学科主任による相談を通じてニーズを把握。
医学部医学科・ 医学研究科	①授業評価アンケートを学部では全ての講義、BSLに関して実施。 ②チューターとなっている教員を通じてニーズを把握。

医学部看護学科・ 看護学研究科	①授業評価アンケートを全ての講義、演習に関して実施。 ②アドバイザーとなっている教員、演習科目や実習科目の授業担当教員を通じてニーズを把握。
生活科学部・ 生活科学研究科	①授業評価アンケートを学部では一部の学科で実施。 ②現代 GP の授業を通じて、学部および研究科の QOL 向上に必要と学生が要望するものをグループ討議させ、ニーズとして取り込む試みを行っている。
創造都市研究科	①授業評価アンケートを実施 ②各分野で拡大分野会議の開催(年1から2回)が義務つけられており、これに基づき、学生のニーズが把握されるような仕組みができています。また、学生委員会から経営委員会への要望が各分野、各教員に伝えられるようになっています。

資料 7-1-3-C 学術情報総合センターの利用に関するアンケート調査最終報告

http://libweb.media.osaka-cu.ac.jp/houkoku_honbun071023.pdf (本文編)
http://libweb.media.osaka-cu.ac.jp/houkoku_shiryu071023.pdf (資料編)

別添資料 7-1-3-1 学生生活実態調査報告書 2007 年度

【分析結果とその根拠理由】

平成 19 年度実施のアンケート調査で 10 回目を迎える本学の学生生活実態調査は、学生の生活状況を把握し、そのニーズを理解するために適切であるだけでなく、本学の特筆すべき継続的の事業となっている。また授業評価アンケートや担任による学生からの相談も各学部、研究科が実施しており、学生の学習支援に関するニーズを把握するために適切である。学術情報総合センターによるアンケートも、学習支援に関する別の観点からのニーズの把握になっており適切である。

観点 7-1-④： 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

該当しない。

【分析結果とその根拠理由】

該当しない。

観点 7-1-⑤： 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、社会人学生、障害のある学生等が考えられる。）への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

【観点に係る状況】

留学生に対する学習支援について述べると、平成 19 年度の新入留学生は、学部生 27 名、大学院生 62 名である。全学に留学生委員会を設置し、留学生の奨学支援や日本語補講、チューター、などに関する事項を審議する（資料

7-1-5-A)。審議に基づき、平成19年度は各研究科から大学院生が複数名ずつチューターに任命され（総計38名）、新入留学生に対する学習支援などにあたっている（資料7-1-5-B）。日本語・日本事情などの講義も開講している（資料7-1-5-C）。

障害のある学生に対する学習支援に関しては、本人の意思を尊重し、本人からの申し出に対応することを原則とし、聴覚障害学生のためのノートテイクや資料収集の補助などを行っている（資料7-1-5-D）。

その他、医学部では、乳幼児のいる大学院生も対象にした保育所が整備され、平成20年4月からは病児保育所も設置されることになった。また理学部では、社会人特別選抜で入学した学生に対して、希望により授業の夜間開講を行う制度を有している。創造都市研究科では、社会人学生に対しては土日曜あるいは夏休みに授業や指導を行って、個別的に対応している。

資料7-1-5-A 大阪市立大学留学生委員会規程(抜粋)

<p>第1条 大阪市立大学に、留学生施策の検討および円滑な運営並びに学内の連絡調整を図るため、大阪市立大学教育推進本部規程第6条に規定する教育推進本部の専門委員会として留学生委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 学生担当部長</p> <p>(2) 各研究科から選ばれた教員各1名</p> <p>(3) その他学生担当部長が必要と認めた者</p> <p>第4条 委員会は、次の事項を審議する。</p> <p>(1) 留学生施策に関すること</p> <p>(2) 留学生の受入れに関すること</p> <p>(3) 留学生宿舎に関すること</p> <p>(4) 留学生の奨学援護に関すること</p> <p>(5) 留学生の交流事業に関すること</p> <p>(6) 留学生の日本語補講に関すること</p> <p>(8) 留学生を対象とした相談活動に関すること</p> <p>(9) その他留学生に関し必要なこと</p>
--

資料7-1-5-B 大阪市立大学チューター制度実施要項

<p>1 チューター制度の目的(学部外国人留学生向け)</p> <p>チューター制度は、学部外国人留学生に対して留学生委員会及び担当教員の助言のもとに、原則として大学院生により教育研究について、正規外指導を行い、学部外国人留学生の学習・研究効果の向上及び環境への適用を図ることを目的とする。</p> <p>1 チューター制度の目的(大学院外国人留学生向け)</p> <p>チューター制度は、大学院外国人留学生に対して指導教員の助言のもとに、原則として大学院生により教育研究について、個別に正規外指導を行い、大学院外国人留学生の学習・研究効果の向上及び環境への適用を図ることを目的とする。</p>

資料7-1-5-C 留学生向け講義の案内

<p>本学ホームページ「留学生の方へ」より抜粋</p> <p>7. 「日本語」・「日本事情」の開講(対象:学部学生)</p> <p>留学生の日本語能力の向上や日本理解の促進に役立つよう、「日本語」・「日本事情」を開講しています。これらの科目は、卒業資格に必要な科目になっていますので「履修要覧」などをよく読んで履修してください。</p> <p>問い合わせ先:各学部事務室(学務企画課)</p> <p>8. 日本語補講</p> <p>日本語能力の向上を目指す留学生を対象として、日本語補講を実施しています。(ただし、正規科目ではありませんので、受講し</p>
--

でも単位の取得はできません。)
 ※ 平成18年度は、毎週月曜3・4時限目に開講
 問い合わせ先：学生支援課（留学生担当）

<http://www.osaka-cu.ac.jp/campus/commons/is.html>

資料7-1-5-D 近年の障害のある学生に対する対応一覧（事務局調査による）

学部・研究科	入学年度	障害の内容	具体的な対応（器具の提供、受講補助等）
商学部	平16	聴覚障害（補聴器使用）	本人の申し出により対応する事としている。 入学当初、全学共通科目の英語のリスニングについて、教務部長へ特別措置を依頼
	平18	体幹機能障害2級 （歩行が困難、杖使用）	特になし
経済学研究科	平19	肢体不自由 体幹機能障害1級 肢体不自由 両上肢機能障害2級 （身体障害者等級表による級別1級） （特別製車椅子使用）	① 駐車場の確保 ② 休憩室の確保 ③ 学習補助業務 （ノートテイク、授業における議論の橋渡し、資料収集の補助、リサーチ、介助業務） ④ 演習室内に座席指定 （授業用ベッド等の場所の確保） ⑤ 人工呼吸器の電源確保 ⑥ 専用機の提供 ⑦ 試験時間延長等の特別措置 ⑧ 休憩用ベッドの提供 ⑨ 休憩室に加湿器を提供 ⑩ 介護のため保護者が教室に同席するのを認める
法学部	平19	脳性麻痺による体幹機能障害2級（杖を使用）	特になし
理学部	平18	聴覚障害（両耳平均聴力レベル100db以上） 補聴器使用	① 講義担当者のFMマイクの着用、使用 ② 連絡事項の板書 ③ 緊急連絡時のメール使用
生活科学部 生活科学研究科	平18	体幹機能障害による握力低下・歩行困難（車いす使用）	① 駐車場の確保 ② スロープの設置 ③ 教室等使用しやすい場所に配慮 ④ 障害者用トイレの改修
生活科学部 科目等履修生	平19	両上下肢体幹の機能障害呼吸器障害（ストレッチ式車イス）	① 駐車場の確保 ② スロープの設置 ③ 教室等使用しやすい場所に配慮 ④ 障害者用トイレの改修 学情センターでの対応 ⑤ 付添い人1～2名の入館許可 ⑥ 人工呼吸器にAC電源の使用
	平19	肢体障害（車イス使用）	① 駐車場の確保 ② スロープの設置 ③ 教室等使用しやすい場所に配慮

			④ 障害者用トイレの改修 学情センターでの対応 ⑤ 付添い人1～2名の入館許可
創造都市研究科	平18	就学上の特別措置の希望がないため障害等級等の詳細は不明 (杖の使用)	特になし
第2部(法学部)	平14	聴覚障害 4級 補聴器使用	ノートテイクによる受講補助

【分析結果とその根拠理由】

留学生に対する学習支援については、チューター制度、日本語補講などを通じて適切に行われている。また、上級の留学生がチューターになっている場合もあり、新入留学生への生活支援の役割も果たしている。

障害を持つ学生に対する支援は、本人の意思を尊重してノートテイクなど、個別に対応する慎重な措置がとられており適切である。その他、創造都市研究科では、社会人学生に対して夜間や土日あるいは夏休みに授業や指導を行っており、適切に行われている。

観点7-2-①： 自主的学習環境（例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され、効果的に利用されているか。

【観点に係る状況】

資料7-2-1-Aにあるように、全学的対応として杉本地区に学術情報総合センター（図書館）が、また阿倍野地区に医学分館があり、閲覧座席、グループ学習室、情報機器が設置されている。さらに、全学共通教育棟（杉本地区）にも情報処理室のほか、グループ学習などを目的とする場合、学生支援課への利用申請に基づいて教室の利用が許可される。さらに、平成19年度から始められた英語教育改革に伴い、英語自習のための部屋（English Café）が開設された（PC15台設置）。またこの自習室ではオフィスアワーにはネイティブの講師と英会話を楽しむことができる（別添資料7-2-1-4）。効果的な利用については、平成19年度に実施された学生生活実態調査で、「学習のために使用する主な大学施設」として全体の5割の学生が学術情報総合センターと回答している（別添資料7-2-1-5）。

その他、各学部、研究科でも独自に自習室、情報機器を備え、自主的学習環境を整備している（資料7-2-1-B）。

資料7-2-1-A 自主的学習環境整備状況（全学）

施設	整備状況
学術情報総合センター（杉本地区）	閲覧座席数1175席、グループ学習室5室(48席)、PC120台
医学分館（阿倍野地区）	閲覧座席数396席、グループ学習室3室(16席)、PC40台
全学共通教育棟	情報処理演習など10室(512席、PC512台)

資料7-2-1-B 自主的学習環境整備状況（各学部・研究科）

部局	整備状況
商学部	情報機器室1（PC16、机・椅子16、スキャナー・プリンター・プロジェクター各1）

経済学部	大学院生については、学生一人につき一つの机・椅子を準備
法学部	大学院法学政治学専攻及び法曹養成専攻では、学生一人につき一つの机・椅子を準備しており、またコンピュータ、プリントについても一定数設置している（PC11、プリンター11）
文学部	院生共同研究室1、講義時間以外は院生が自主的に使用できる部屋20
理学部	情報処理室(椅子40、PC40、プリンター4)、学部学生用研究室2（椅子30、PC4）
工学部	学科ごとに整備（自習利用可能な部屋、机、椅子、PC等）
医学部医学科	自習室、スキルスシミュレーションセンターを自由に使うことが可能
医学部看護学科	自習室、演習室（8室）、LL教室（PC45）がある。大学院生については、大学院学生共同研究室と学生1人ごとの机、椅子、ロッカーと共有のPCを設置している。
生活科学部	生活科学部の一部の学科では、学科学生が懇談、学習するための自習室として実習室の利用を認めている。 情報処理室（PC47）
創造都市研究科	(杉本地区)自習室2(椅子14、PC4)、 (梅田地区)情報処理教室(椅子36、PC36)、自習室(椅子16)、学生サロン(椅子24)

資料 7-2-1-A 学術情報総合センター利用案内

http://libweb.media.osaka-cu.ac.jp/japanese/guide_top.html

【分析結果とその根拠理由】

自習室やグループ討論室については、学術情報総合センターおよび全学共通教育棟を中心として全学的対応がなされており、また効果的に利用されていることがアンケート結果からも窺える。また、各学部、研究科では、主として大学院生向けの自習室、討論室が設けられており適切に運営されている。以上のことから学生の自主的学習環境は適切に整備され、効果的に利用されている。

観点 7-2-②： 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

【観点到に係る状況】

大学のホームページでは、各サークルが自主的に作成した活動の実績などを記入したサークル案内を掲載している（資料 7-2-2-A）。また、サークル活動等が円滑に行われるよう、屋外施設、学生会館、体育館を始めサークル部室などを整えている（資料 7-2-2-B）。さらに活動支援のために、毎年サークル活動団体に対する物品補助や、その他学生が主体となって組織し実施する新入生歓迎会（4月）、ポート祭（5月）、府大・市大総合競技大会（6月）、大学祭（11月）、三大学（本学、神戸大学、一橋大学）体育会および研究討論会などへの行事援助、助成を行っており、平成 20 年度は、約 1,800 万円の予算を計上している。また、『Campus Life—学生生活ガイド—08』でも課外活動についての詳しい情報が盛り込まれている（別添資料 7-2-2-1）。

また、学生、教員、卒業生が会員となった大学支援組織の「学友会」が、クラブ・サークル活動への支援のために助成金の交付や優秀な成績を収めたサークルに対して顕彰活動を行っている（資料 7-2-2-C、別添資料 7-2-2-2）。

学部レベルでの支援としては、法学部で、学生を中心とし教員が支援するなかで、無料法律相談所が課外活動として奨励されており、そのために、法学部棟 6 階に相談活動を円滑に行うことができるよう、1 部屋を貸与している（資料 7-2-2-D）。また、経営学、経済学、法学、文学、生活科学研究科では院生協議会が組織され、大学

院生の要望に応えた学長との会見が毎年行われており、できうる限り対処を講じている。創造都市研究科では、学生の発議により学生自治会が設立され、学生相互の交流や大学への要請の窓口になっており、研究科の予算から当該自治会活動に必要な物品の購入を認めている。さらに、学生主導の共同研究への財政補助制度も設けている。

資料7-2-2-A クラブ・サークル・課外活動に関する大学ホームページ

<http://www.osaka-cu.ac.jp/campus/commons/club.html>

資料7-2-2-B 課外活動施設について

(1) 建物

名称	規模
学生会館	
第1学生ホール	1,446 m ²
第2学生ホール	992 m ²
第3学生ホール	469 m ²
体育館	
第1体育館	1,555 m ²
第2体育館	2,654 m ²
水泳プール	50m×20m
武道場	408 m ²
サークル部室	8,773 m ²
音楽練習室 ほか	30 棟
白馬セミナーハウス (山の家)	268 m ² (定員 28 人)

(2) 屋外施設

施設内容	規模	
	数	面積
陸上競技場	1	16,286 m ²
野球場	2	24,422 m ²
サッカー場		陸上競技場併用
ラグビー場		同上
馬場	1	3,661 m ²
テニスコート	9	6,278 m ²
ハンドボール場	1	1,170 m ²
和弓場	1	649 m ²
洋弓場	1	924 m ²

(3) サークル部室について (平成19年10月1日現在)

	部室		サークル数	部室入居 サークル数
	室数	面積		
杉本地区	175 室	4,788 m ²	189	165
阿倍野地区	10 室	224 m ²	29	16
計	185 室	5,012 m ²	218	181

資料7-2-2-C 学友会による課外活動支援状況

学生支援の概要：<http://www.osaka-cu.com/html/shien/gakusei.html>

資料7-2-2-D 大阪市立大学法学部法律相談所ホームページ

<http://www.law.osaka-cu.ac.jp/lawcenter/index.html>

別添資料7-2-2-1 Campus Life-学生生活ガイド-08 56-57頁、62-63頁

【分析結果とその根拠理由】

課外活動の支援についてはホームページで積極的な参加を促し、またそのために施設や物品の援助などを行っている。また大学のみならず「学友会」を通じて、助成金の交付や顕彰活動を行っており、支援が適切に行なわれている。

観点7-3-1①： 学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制（例えば、保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等が考えられる。）が整備され、機能しているか。

【観点に係る状況】

健康に関する相談・支援の機関として、本部キャンパス内に保健管理センターが設置されている。毎年春に定期健康診断を行うほか、看護師が常駐し、平日8時45分から17時15分の間、いつでも健康相談やけがの治療などに応じることができる体制をとっている。また、同所では、月曜日以外の平日には内科の診療が、月曜日・水曜日・金曜日には臨床心理士によるカウンセリングが受けられる。さらに、精神神経科や整形外科の専門医による診療・相談も年6回行われている。（資料7-3-1-A）

進路相談に関する窓口は、各学部学務担当・就職担当教員のほか、民間企業に長く勤務した経験のある学生支援課就職担当課長を中心とした就職担当が全学的な窓口となっている。就職ガイダンスが開催され、述べ4266名の参加数を数える（ガイダンス実施状況）。また文系同窓会である有恒会による就職支援の体制があり、大学HPにリンクしている。また、就職を含めた広い意味でのキャリア・デザイン就職支援が、学友会を中心に実施されている。（資料7-3-1-B）

その他生活に関する相談については、各学部学務担当・相談担当教員のほか、学生支援課学生担当が全学的な窓口となっている。事務担当者用に窓口サービスUPマニュアルを作成し、学生からの相談に的確に対応できるようにしている。また、よくある相談については担当を一覧表にしてホームページに掲載している。（資料7-3-1-C）

セクシュアル・ハラスメントおよびその他のハラスメントについては、全学的にその防止と対策に力を入れており、それぞれ「対応に関する規程」「防止と対応に関するガイドライン」を定め、セクシュアル・ハラスメントおよびその他のハラスメントのそれぞれについて、教員（各研究科）および職員を相談員に指定して、どの相談員に相談してもよいことを前提として対応に当たっている。また特にセクシュアル・ハラスメントについては、専門相談員による窓口も設けている。（資料7-3-1-D）

資料 7-3-1-A 健康に関する相談

保健管理センターの診療日程、健康相談、カウンセリングルーム、授業中の障害事故について以下のホームページで周知
<http://www.osaka-cu.ac.jp/campus/student/health.html>

資料 7-3-1-B 進路相談

学生支援課による就職支援：<http://www.osaka-cu.ac.jp/campus/commons/jobs.html>
 有恒会による学生支援事業概要：<http://www.osaka-cu.com/yukokai/index.php?topic=shien>
 学友会によるキャリア・デザイン就職支援：<http://www.osaka-cu.com/html/shien/gakusei.html>

資料 7-3-1-C 生活相談

学生生活に関する対応窓口について以下のホームページで周知
<http://www.osaka-cu.ac.jp/campus/student/procedure.html>

資料 7-3-1-D セクシュアル・ハラスメントおよびハラスメントに関する相談

・セクシュアル・ハラスメントの防止のために
http://www.osaka-cu.ac.jp/campus/humanrights/sexual_harassment.html
 ・セクシュアル・ハラスメントの防止と対応に関するガイドライン
http://www.osaka-cu.ac.jp/campus/humanrights/sexual_harassment_guideline.html
 ・セクシュアル・ハラスメントに関する専門相談員による相談窓口
http://www.osaka-cu.ac.jp/campus/humanrights/exp_desk.html
 ・ハラスメントの防止のために
<http://www.osaka-cu.ac.jp/campus/humanrights/harassment.html>
 ・ハラスメントの防止と対応に関するガイドライン
http://www.osaka-cu.ac.jp/campus/humanrights/harassment_guideline.html

別添資料 7-3-1-1 窓口サービスUPマニュアル

【分析結果とその根拠理由】

健康、進路、生活の相談、いずれにおいても適切に制度を設置し運営している。進路相談については、学友会や同窓会との連携も作られており、適切である。特にセクシュアル・ハラスメントだけでなく、その他のハラスメントについても、相談にのり適切な対応ができるような全学的な体制を整えていることが特徴である。以上から、学生のさまざまな相談について、必要な相談・助言体制が整備され、機能している。

観点 7-3-②： 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

【観点到る状況】

観点 7-1-③で言及した学生生活実態調査によって、生活支援等に関する学生のニーズを把握している。平成 19 年度に行われた学生生活実態調査の内容について、報告書が作成されている(別添資料 7-3-2-1)。また、学内限定ではあるが、ホームページにも掲示されている。

【分析結果とその根拠理由】

昭和46年から4年ごとに定期的に行われてきた学生生活実態調査は、学生の現状と学生のニーズを把握するうえで大きな役割を果たしてきており、特筆すべき継続的事業と考えられる。また平成19年度に実施されたアンケートは、アンケート項目について学生のニーズがより把握しやすいように改められた。こうした作業をとおして生活支援等に関する学生のニーズは適切に把握されている。

観点7-3-③： 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。）への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等行われているか。

【観点到に係る状況】

留学生の生活支援については、授業料減免措置や奨学金推薦措置、留学生の大学宿舎への入居などについて大学HPで情報を提供し（資料7-3-3-A）、実施している。宿舎については大学宿舎以外にも情報提供している（資料7-3-3-B）。また、「市立大学留学生会」が自主的に設立されており、「留学生支援ボランティアグループ」と「市立大学事務局学術交流課」とともに、4月には「新入留学生歓迎交流会」や学友会主催の日本人学生も交えた「国際交流会」、11月に「留学生生活支援バザー」、12月に「留学生のつどい」と一年を通じてさまざまな行事を実施している（資料7-3-3-C）。

資料7-3-3-A 留学生に対する情報提供ホームページ

<http://www.osaka-cu.ac.jp/campus/commons/is.html>

資料7-3-3-B 留学生宿舎

大阪市立大学留学生宿舎

募集時期：1月中旬（入居者決定は、3月上旬）

宿舎概要：居室数 23室（全室単身者用）

所在地 堺市北区東上野芝町2丁438

入居資格 単身の留学生（ただし、科目等履修生は除く）

私費留学生、正規学生、新入生を優先します。

入居期間 1年以内（3月28日以前に退去）

寄宿料 月額 6,000円

申込先：学生支援課（留学生担当）

その他に、大学を通じて以下の外国人留学生宿舎を斡旋しています。

宿舎の募集時期になりますと、必要事項を掲示板に掲示してお知らせします。

※民間のアパート、下宿等を探す場合は、学生支援課（厚生担当）で相談してください。

<http://www.osaka-cu.ac.jp/campus/commons/is.html>

資料7-3-3-C 留学生のための生活支援

本学ホームページ「留学生の方へ」より抜粋

9. 留学生のための各種行事
 日本文化・歴史・自然等に触れていただく機会として「研修会」、留学生と教職員・留学生支援関係者との交流親睦をはかるために「留学生のつどい」などを開催しています。大学主催の行事のほか、(財)大阪国際交流センターでは、留学生が日本や大阪の文化に触れられるよう、さまざまな文化事業への招待を行っています。また、(財)大阪府国際交流財団では「日本文化理解講座」などを随時開催しています。

各種行事の募集や通知は、その都度留学生掲示板(全学共通教育棟1階 810教室向い)に掲示しますので、多くの行事に参加し、留学時代の良き思い出としてください。

10. 留学生談話室・留学生交流室
 本館地区第2学生ホール2階に留学生談話室を、旧図書館棟1階に留学生交流室を設置しています。いつでも気軽に利用して日本人学生や留学生相互の交流の場にしてください。

申込みについては、利用日の3ヶ月前から学生支援課(留学生担当)で受け付けています。

11. 帰国留学生へのアフターケア
 卒業・修了留学生名簿を作成しますので、卒業後の勤務先、住所等が決まりましたら、学生支援課(留学生担当)にお知らせください。

<http://www.osaka-cu.ac.jp/campus/commons/is.html>

【分析結果とその根拠理由】

多くの留学生に対して授業料減免措置がとられており、抽選ではあるが留学生に対する宿舍の提供がある。また留学生が日本の生活に溶け込めるように留学生会やボランティアグループによる交流活動が行われており、生活支援については適切に行われている。

観点7-3-④： 学生の経済面の援助(例えば、奨学金(給付、貸与)、授業料免除等が考えられる。)が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

奨学金に関する諸制度に関しては、日本学生支援機構による奨学金制度のほか、学部生を対象とした大阪市立大学一般奨学金、大学院生を対象とした若野奨学金および浦上奨学金など本学独自の奨学金制度を設け、さらに民間の奨学金ではあるが文系同窓会の有恒会が出資する奨学金がある(資料7-3-4-A)。これらの情報については、ホームページおよび『Campus Life-学生生活ガイド-08』で公表し、学生への周知を図っている。また民間の各種奨学金についての情報を学生支援課で掲示し、周知を図っている。

授業料減免制度については『Campus Life-学生生活ガイド-08』などで周知を図っており、入学金および授業料について、授業料収入見込み額の7.2%を上限として全学免除、半額免除などの措置がとられている。

資料7-3-4-A 本学独自の奨学金制度案内

本学独自の奨学金
 問合せ先：学生支援課学生担当 TEL:06(6605)2101
 本学独自の奨学金として、次の3種類の奨学金があります。そのほとんどが、本学先輩や大阪市民の暖かい善意により、設けられたものです。

- ・大阪市立大学一般奨学金

大阪市立大学後援会(現：(財)大阪市立大学振興会)の寄付金等により設立された大学振興基金に、市民の寄付金を積立て、その利子の一部を奨学金に充てているものです。対象は、全学生で、経済的理由のため修学困難な者に奨学金を支給し、学生生活の向上を

図ることを目的としています。

支給期間は1年で、返還の必要はありません。

月額 7,500円

・大学院修学援助（若野奨学金・浦上奨学金）

市民の寄付金により、基金を設立し、その利子及び市費を充てているものです。対象は、大学院前期博士課程1回生（医学部は、博士課程1回生）で、学力に優れ、かつ研究心に富みながら、経済的理由のために修学困難な者に対して支給し、学究生活の向上を図ることを目的としています。なお、浦上奨学金は、女子留学生を対象としています。

支給期間は、正規の最短修業年限で、返還の必要はありません。研究科長の推薦により選考を行います。

月額40,000円（ただし、平成19年度以前に採用され継続するものは、月額50,000円）

・（財）有恒会奨学金

本学卒業生の好意により、設立された奨学金制度です。対象は、商・経・法・文学部の第1部2回生（第2部は3回生）で、学業、人物ともに優秀かつ健康であって、学費の支弁が困難と認められる者を有恒会に推薦し、採用されれば奨学金が支給されます。

支給期間は正規の最短修業年限で、返還の必要はありません。「有恒会」と特定する募集は行いませんので、4月の「各種奨学会奨学生の募集」に応募してください。

月額10,000円

<http://www.osaka-cu.ac.jp/campus/commons/scholarship.html>

別添資料7-3-4-1 Campus Life—学生生活ガイド—08 42-47頁

【分析結果とその根拠理由】

日本学生支援機構による奨学金制度のほか、本学独自の3種類の奨学金制度を設けている点は、学生の生活支援にとって高く評価できる。また民間の各種奨学金についての情報についても周知を図っており、適切である。授業料の減免制度は、授業料収入見込み額の7.2%を上限として全学免除、半額免除などの措置がとられており、学生の経済面での支援措置となっている。以上から、学生の経済面の援助は適切に行われている。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

学習相談について、各学部、研究科だけでなく、学術情報総合センターなどの全学施設による講習会、ガイダンスが頻繁に行われ、学生のさまざまなニーズに応えたきめ細かな対応であり、高く評価できる。この学術情報総合センターを中心とした、学生が自主的に学習するシステムはかなりの程度整備されており優れていると判断できる。

昭和46年から4年ごとに学生生活実態調査が定期的に行われていることは、学生の現状と学生のニーズを把握するうえで大きな役割を果たしてきており、特筆すべき継続的事業と考えられる。また平成19年度に実施されたアンケートは、アンケート項目について学生のニーズがより把握しやすいように改められた。以上のことから、生活支援等に関する学生のニーズを適切に把握していると考えられ、優れていると判断できる。

【改善を要する点】

特になし。

（3）基準7の自己評価の概要

授業科目の選択や専攻・コースの選択に関して、新入生全員に対する入学式当日オリエンテーション、および翌日の各学部、学科別のオリエンテーションが実施されているほか、各学部、研究科独自の履修指導やガイダンス、オリエンテーションが適切な時期に実施されている。

学習支援に関して、各学部、研究科において、さまざまな形態をとりながら、オフィスアワーを設定したり、教員のメールアドレスを公開する体制を整えている。担任制に関しても、初年次生に対して担任制を採用するだけでなく、3年生以降は専門科目演習担当者、各年次ごとの担任制を導入している学部研究科もある。また学習相談に常時対応するために、学習相談員を配置したり、教務委員やゼミ担当教員による分担体制をとっている。さらに全学的対応として、学術情報総合センターが、4月の新入生オリエンテーション、資料・情報の一般的な探し方を説明する講習会、各データベースについて説明実習する講習会、ワードやエクセル、統計ソフトの利用に関する講習会、雑誌論文の探し方に関する講習会などを開催している。

生活支援に関して、本学では昭和46年から4年ごとに学生生活実態調査を実施し、その結果を公表・分析し、学生のニーズを把握してきた。平成19年度に実施された学生生活アンケートは、生活状況を尋ねる項目のほか学習の状況に関する項目が立てられており、学生生活全般に関する学生のニーズを把握するものとなっている。また、多くの学部、研究科が授業評価アンケートを実施しているほか、担任制をとっている学部、研究科では日常的な学生との接触により学習支援に関する学生のニーズを把握できる状況にある。

特別な支援を必要とする留学生に対しては、チューター制度による対応や、日本語、日本事情の講義などが行われている。また、上級の留学生がチューターになっている場合もあり、新入留学生への生活支援の役割も果たしている。障害を持つ学生に対する支援は、本人の意思を尊重してノートテーカー制度など、個別に対応する慎重な措置がとられている。

自習室やグループ討論室、情報機器などは、学術情報総合センターおよび全学共通教育棟に十分な施設があり、効果的に利用されていることがアンケート結果からも窺える。また、各学部、研究科にも主として大学院生向けの自習室、討論室が設けられており、自主的学習環境が整えられている。

学生のサークル活動支援に関しては、大学のホームページでサークル案内を掲載している。また、サークル活動等が円滑に行われるよう、屋外施設、学生会館、体育館を始めサークル部室などを整え、さらにサークル活動団体に対する物品補助を行っている。また、学生、教員、卒業生が会員となった大学支援組織の「学友会」が、クラブ・サークル活動への支援のために助成金の交付や優秀な成績を収めたサークルに対して顕彰活動を行っている。

学生の経済面での援助に関して、日本学生支援機構による奨学金制度のほか、学部生を対象とした大阪市立大学一般奨学金、大学院生を対象とした若野奨学金および浦上奨学金、文科系学生を対象とする有恒会（同窓会）奨学金といった本学独自の奨学金制度を設け、これらの情報について、ホームページや『Campus Guide-学生生活ガイド-08』で公表し、学生への周知を図っている。さらに授業料減免制度により、入学金および授業料について、全学生数の7.2%を上限として全学免除、半額免除などの措置がとられている。

以上により、学生のニーズが把握され、さまざまな支援は適切に行われている。

基準 8 施設・設備

(1) 観点ごとの分析

観点 8-1-①： 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

【観点到る状況】

本学は、資料 8-1-1-A に示すように、医学部関係施設を除く各学部・研究科及び全学共通教育施設等が所在する杉本地区、医学部（医学科・看護学科）・医学研究科・看護学研究科・医学部附属病院等が所在する阿倍野地区、文化交流施設・夜間開講の創造都市研究科の関係施設が所在する梅田サテライトキャンパスのほか、いくつかの学外施設から構成されている。これらの校地・校舎等面積は、資料 8-1-1-B に示すように、大学設置基準第 37 条及び第 37 条の 2 に基づいて算出される面積を大幅に上回っている。

資料 8-1-1-A 校地・校舎等面積

単位：㎡

地域等名称	所在する部局等	校地面積	校舎等面積
杉本地区	7 学部・8 研究科、全学共通教育等	243,011	174,413
阿倍野地区	医学部（2 学科）、附属病院等	32,032	173,641
梅田サテライト	文化交流施設、サテライト教室等	263	2,355
植物園・研究所等	植物園、刀根山結核研究所等	258,609	4,008
その他	教員宿舎、艇庫、白馬セミナーハウス等	8,506	2,495
合計		542,421	356,912

資料 8-1-1-B 大学設置基準第 37 条及び第 37 条の 2 に基づき算出される必要面積

校地面積（㎡）		校舎面積（㎡）	
本学	設置基準必要面積	本学	設置基準必要面積
542,421	100,032	356,912	88,437

杉本地区には、共通教育を実施する施設として全学共通教育棟（講義室（計 40 室）、情報処理教室、外国語特別演習室、図形科学演習室、自習室・交流談話室等）及び基礎教育実験棟（各科目ごとの実験室等（計 43 室）、階段教室、会議室等）のほか文系各学部・研究科の共有の講義室（計 37 室）、演習室が 1 号館等（別添資料 8-1-1-1）に、理系各学部・研究科固有の講義室、演習室、実験室等が各学部棟等に配置されている。阿倍野地区には、医学部（2 学科）・医学研究科・看護学研究科の講義室（計 13 室）、演習室、実験・実習室及び附属病院のほかその関連施設が整備されている。また、梅田サテライトには創造都市研究科のサテライト教室等が設置されている。

課外活動施設としては、資料 8-1-1-C のとおり整備しているほか、休日や休暇等に空き教室をサークル等に貸し出している。

資料 8-1-1-C 課外活動施設について

(1) 建物

名 称	規 模
学生会館	
第1学生ホール	1,446 m ²
第2学生ホール	992 m ²
第3学生ホール	469 m ²
体育館	
第1体育館	1,555 m ²
第2体育館	2,654 m ²
水泳プール	50m×20m
武道場	408 m ²
サークル部室	8,773 m ²
音楽練習室 ほか	30 棟
白馬セミナーハウス (山の家)	268 m ² (定員 28 人)

(2) 屋外施設

施 設 内 容	規 模	
	数	面 積
陸上競技場	1	16,286 m ²
野球場	2	24,422 m ²
サッカー場		陸上競技場併用
ラグビー場		同上
馬場	1	3,661 m ²
テニスコート	9	6,278 m ²
ハンドボール場	1	1,170 m ²
和弓場	1	649 m ²
洋弓場	1	924 m ²

(3) サークル部室について (平成 19 年 10 月 1 日現在)

	部 室		サークル数	部室入居 サークル数
	室 数	面 積		
杉本地区	175 室	4,788 m ²	189	165
阿倍野地区	10 室	224 m ²	29	16
計	185 室	5,012 m ²	218	181

附属図書館は、学術情報総合センターとして杉本地区に整備され、延床面積 37,434 m²に図書館機能のほか情報処理関係施設も併せ持っている。また、阿倍野地区には医学分館を設置している。蔵書数は、総計で 2,417,158 冊である。

管理・運営のための事務室・会議室等は、法人及び大学運営本部は杉本地区に医学部・附属病院運営本部は阿倍野地区に配置されている。

施設のバリアフリー化については、杉本地区の各棟にはエレベーターを設置 (計 33 台) しているとともに、車

椅子用のスロープも整備している。そのほか、障害者用トイレ（計56ヶ所）、点字ブロック、点字案内、音声案内、手すり、障害者用駐車場を整備している。これらの対応については、各学部・研究科事務室や人権問題委員会を通じて、随時要望等を把握している。阿倍野地区については、医学関係であるという施設の性格や整備が比較的新しい（いずれの建物も平成5年以降）こともあり、同様のバリアフリー施設は十分に整備されている。

なお、キャンパス整備計画については平成3年7月に「大阪市立大学キャンパス構想」、平成7年3月には「キャンパス構想実現のための調整」を策定し、計画的に整備を進めてきたが、社会経済情勢の変化もあり、計画の実現が困難となり、平成20年3月にキャンパス整備計画検討委員会を設置し、今後のキャンパス整備のあり方について検討を進めている。また、随時、施設の利用状況調査の実施により、利用状況を把握し、施設の有効活用を図るとともに、併せて耐震改修促進法に基づき平成18～19年度に耐震診断を実施し、平成20年度以降には法律の適用対象外施設についても順次耐震診断を実施し、キャンパス整備計画の策定に資することとしている。

別添資料8-1-1-1 教室等施設配置図

別添資料8-1-1-2 キャンパス・バリアフリーマップ

【分析結果とその根拠理由】

本学の校地・校舎面積は、設置基準上の必要面積を大きく上回り、収容定員上も十分な規模となっている。また、本学の教育研究を支障なく遂行するための十分な施設整備を有するとともに、バリアフリー対策も含めた施設の整備については、必要な調査の結果に基づき計画的に整備を進めている。

以上により、本学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・整備が整備され、有効に活用されている。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされている。

観点8-1-②： 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。

【観点に係る状況】

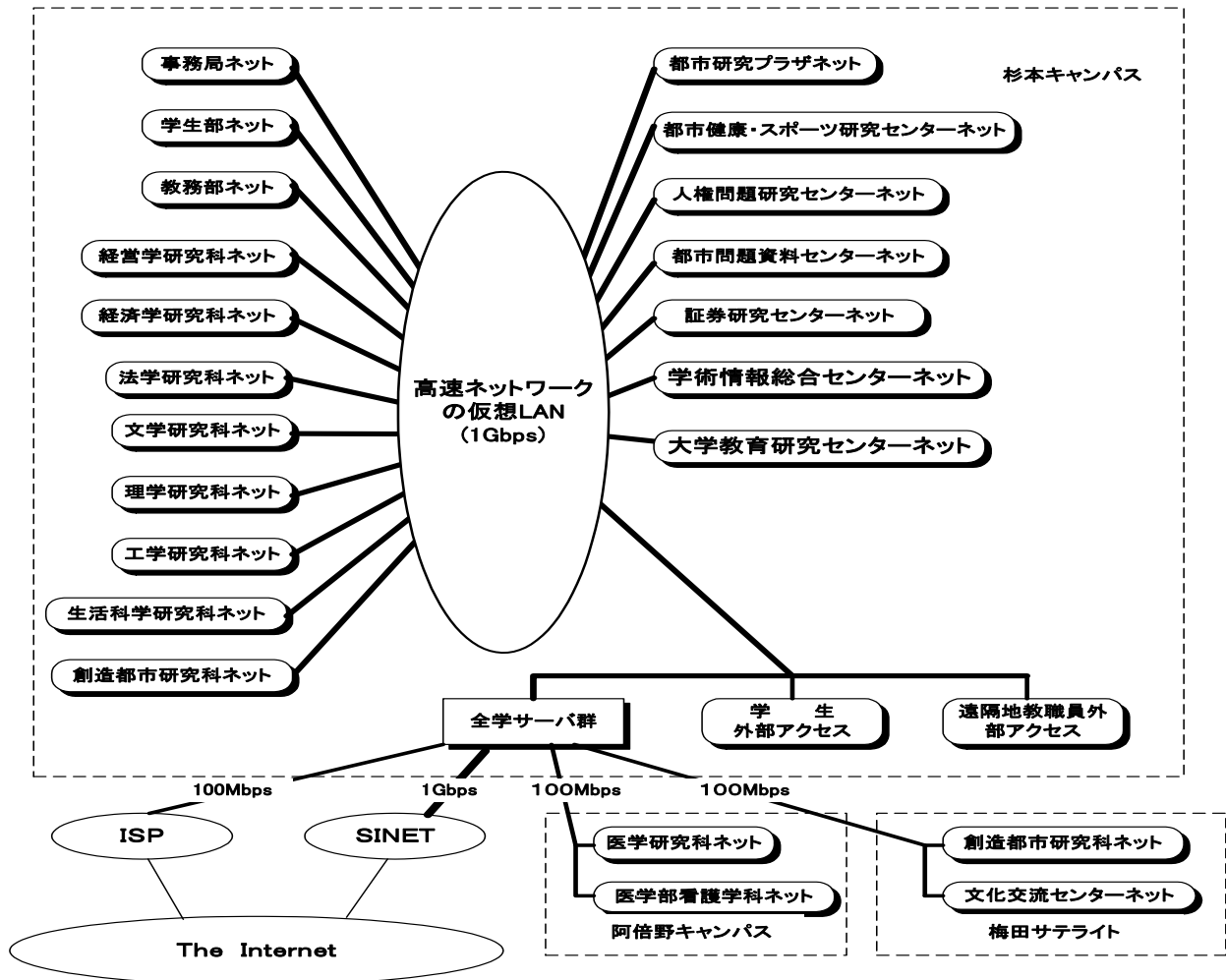
情報ネットワークとしては、大阪市立大学情報ネットワークシステム（OCUNET）があり、各キャンパス内の基幹ネットワークを1Gbpsの高速LANで接続するとともに、杉本キャンパス－阿倍野キャンパス間及び杉本キャンパス－梅田サテライト間を100Mbpsで接続している。また、インターネットへの対外接続については、学術情報ネットワークシステム（SINET）と1Gbpsの高速WANで接続している（資料8-1-2-A）。

利用状況において、特にOPAC（オンライン蔵書検索）の利用件数が、平成18年度が924,359件、平成19年度では1,295,634件となっている。

学内外の情報セキュリティの管理は、平成19年4月16日に施行された大阪市立大学情報セキュリティポリシーに従って実施している。

学術情報総合センターにおいて、授業等で利用するパソコン、各種サーバ、メールシステム等の利用環境を提供している。なお、教育を支援するシステムとしては、教育用情報処理システムを提供するとともに、情報処理教育実験室に学生が自由に利用できるパソコンを120台設置している。また、学生・教職員向け情報コンセントが設置されており、容易に学内ネットワークへ接続できる環境を提供している。（資料8-1-2-B）

資料8-1-2-A ネットワーク構成概念図



ISP:Internet Service Provider (商用プロバイダ)
 SINET:学術情報ネットワーク

資料8-1-2-B 学術情報総合センターの教育用パソコン等の設置状況

部屋名称	パソコン設置台数	情報コンセント
情報処理演習室	51	—
端末室A	51	—
端末室B	51	—
情報処理教育実験室	120	—
メディア室	10	—
自由閲覧室	—	50

【分析結果とその根拠理由】

このように高速のネットワークを整備し、学生・教職員がスムーズにネットワークを利用できる環境を提供しており、OPACやホームページのアクセス件数も増加している。以上のことから、情報ネットワークは有効活用されている。

別添資料 8-1-2-1 平成 19 年度（月別）全学ホームページへのアクセス件数

観点 8-1-③： 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。

【観点に係る状況】

各施設・設備においては、利用規程や運用方針を定めている。これらの利用規程や運用方針は、ウェブ・ページ掲載 (<http://www.osaka-cu.ac.jp/about/commons/rule.html> 参照) や各施設の利用案内パンフレット等の配布により周知している。特に学術情報総合センターの利用については、情報機器の利用方法も含めて新入生に対してガイダンスを行っている。また、新入生に配布している『Campus Life—学生生活ガイド—08』には、学生関係施設の利用方法等について掲載している。

別添資料 8-1-3-1 Campus Life—学生生活ガイド—08 62-63 頁

別添資料 8-1-3-2 田中記念館パンフレット

別添資料 8-1-3-3 文化交流センターパンフレット

別添資料 8-1-3-4 高原記念館パンフレット

【分析結果とその根拠理由】

規程や申合せにより施設・設備の運営に関する方針が規定されている。その内容については、各施設のパンフレットや利用申込書等に掲載するとともに、規程化されているものについてはホームページでも公開しており、構成員及び利用者に周知されている。

観点 8-2-①： 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

【観点に係る状況】

「大阪市立大学学術情報総合センター資料収集基準」、「大阪市立大学学術情報総合センター資料選定基準」、「具体的な選書の指針」及び「大阪市立大学学術情報総合センターにおける雑誌の受入基準」を定めて、資料 8-2-1-A に示す選定方法により、系統的に資料を整備している。

学術情報総合センターで管理する資料は、全学で約 242 万冊（医学分館を含む）であるが、そのうち、約 190 万冊の図書や製本雑誌、視聴覚資料及び約 5,500 タイトルの学術雑誌を中央館である学術情報総合センターにおいて集中管理、配架することにより、利用の便に供し、高い水準の環境を提供している。センター内に配架している資料は、ほとんどが開架方式で、研究者・大学院生用フロア、学生用フロア（社会科学系及び人文科学系／自然科学系フロア）、学術雑誌のフロア、さらに DVD 資料やマイクロフィルム等視聴覚資料を閲覧できるフロア等、用途や目的別に利用しやすいフロア構成としている。また、電子ジャーナルや Web 環境で共同利用できる情報検索用データベースなどの電子的学術資料の整備にも力を入れている。資料の整備状況については、資料 8-2-1-B に示すとおりである。

これらの学術資料の整備により、電子ジャーナルや情報検索用データベースなどの電子的学術情報の利用は、飛躍的に伸びている。利用状況は、資料 8-2-1-C に示すとおりとなっている。

資料 8-2-1-A 資料の選定方法

<p>学術情報総合センター</p>	<p>1 学生用図書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大阪市立大学学術情報総合センター資料収集基準」、「大阪市立大学学術情報総合センター資料選定基準」、「具体的な選書の指針」及び「大阪市立大学学術情報総合センターにおける雑誌の受入基準」に基づいて選書 ・各研究科等から選出した教員で構成する「学術情報総合センター運営委員会図書部会」で学生用図書資料の購入計画を決定した後、主として教員とセンター職員が選書 <ol style="list-style-type: none"> 1) シラバス掲載図書 年度当初にセンター職員が各学部・研究科（医学部・医学研究科を除く）のシラバスについて、掲載図書の重複調査を行い、未所蔵の図書については、全て購入 2) 学生用推薦図書（随時受付） 教員に対して講義や演習に使用する参考資料や関連資料の推薦を依頼し、教員が推薦した図書を購入 3) 新刊図書の定期的選定 ・センター職員で構成する図書委員会のメンバーにより、月2回、書店から持ち込まれる見計図書を選定したり、新刊案内等に掲載されている情報を参考に選書 ・分野ごとに複数の担当者を決めて選書 4) 購入希望図書による選定 学生等からの希望図書を上記の「収集基準」や「選定基準」に基づき、購入の可否を決定 <p>2 研究用図書</p> <p>教員の個人研究費や講座研究費は、当該の教員による選書</p>
<p>医学分館</p>	<p>1 学生用図書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大阪市立大学学術情報総合センター資料収集基準」及び「具体的な選定の指針（医学分館）」に基づいて選書 ・医学分館運営委員会で学生用図書資料の購入計画を決定した後、主として教員と分館職員が選書 <ol style="list-style-type: none"> 1) シラバス掲載図書 年度当初に分館職員が医学部・医学研究科のシラバスについて、掲載図書の重複調査を行い、未所蔵の図書については、全て購入 2) 学生用推薦図書（随時受付） 教員に対して講義や演習に使用する参考資料や関連資料の推薦を依頼し、教員が推薦した図書を購入 3) 新刊図書の定期的選定 教員で構成する図書委員会の委員や医療関連職員、及び分館職員により、年数回、書店から持ち込まれる見計図書や、新刊案内等に掲載されている情報を参考に選書 4) 購入希望図書による選定 学生等からの希望図書を上記の「収集基準」や「選定基準」に基づき、購入の可否を決定 <p>2 研究用図書</p> <p>教員の個人研究費や講座研究費は、当該の教員による選書</p>

資料8-2-1-B 資料の整備状況

	蔵書冊数 (平成19年度末)	単行書受入冊数 (平成19年度)	製本雑誌 受入冊数 (平成19年度)	雑誌受入 タイトル数 (平成19年度)	マルチメディア資料 受入点数 (平成19年度)
学術情報総合センター	2,243,811	19,182	6,771	8,079	578

医学分館	173,347	1,747	279	1,047	58
合 計	2,417,158	20,929	7,050	9,126	636

情報検索用データベース (平成 19 年度)	14 種
Web of knowledge, SciFinder Scholar, PsycINFO, 聞蔵Ⅱ, 日経テレコン など	

電子ジャーナル (平成 19 年度)	約 11,660 タイトル
(内訳 : Science Direct 他 2,860 タイトル EBSCOhost 約 8,800 タイトル)	

資料 8-2-1-C 資料の利用状況

	入館者数 (人) (平成 19 年度)	貸出冊数 (冊) (平成 19 年度)	マルチメディア資料 閲覧件数 (件) (平成 19 年度)	参考調査件数 (平成 19 年度)
学術情報総合センター	455,043	114,411	8,536	4,535
医学分館	107,796	12,122	1,127	1,003
合 計	562,839	126,533	9,663	5,538

	文献複写<依頼> (件) (平成 19 年度)	文献複写<受付> (件) (平成 19 年度)	相互貸借<依頼> (件) (平成 19 年度)	相互貸借<受付> (件) (平成 19 年度)
学術情報総合センター	4,503	6,496	861	1,569
医学分館	3,076	4,592	17	24
合 計	7,579	11,088	878	1,593

(データベースアクセス件数 平成 19 年度)

OPAC (件)	電子ジャーナル (件)	情報検索用 データベース (件)	紀要論文 データベース (件)	所蔵資料 データベース (件)
1,295,634	250,299	78,249	222,417	889,173

【分析結果とその根拠理由】

「大阪市立大学学術情報総合センター資料収集基準」等の基準により、本学学術情報総合センター及び医学分館において系統的に資料を収集・整備している。

また、平成 19 年 1 月に実施された「学術情報総合センターの利用に関するアンケート調査」の結果（前掲資料 7-1-3-C）から、センターへの来館頻度及び図書や雑誌等形態別にみたセンター所蔵資料の利用頻度、充実度の項目をみると、教員、大学院生、学生等どのレベルの利用者とも概ね満足し、十分に活用していることがわかる。

以上により、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

学術情報総合センターは、蔵書数約 240 万冊を有し、その中には貴重な図書も含まれており、また、高度情報処理機能を備えた情報通信システム及びその建物自体ともども全国有数の規模・質を誇る。加えて、学生、教員の利用頻度も高い。

【改善を要する点】

現行のキャンパス整備構想は、平成 3 年 7 月に策定（平成 7 年 3 月改訂）されたもので、その後に生じた、財政状況等の諸課題に対応できていない。平成 20 年 3 月にキャンパス整備に関する調査研究、企画立案等を行うため、「キャンパス整備計画検討委員会」を設置し、検討を開始したが、早期の整備計画の策定が望まれる。

(3) 基準 8 の自己評価の概要

本学の校地・校舎面積は、全体として設置基準に定められる必要面積を大きく上回り、教育研究を支障なく遂行するための十分な施設設備を有するとともに、バリアフリー対策を含めた施設整備を計画的に進めている。しかし一方では、施設の耐震性の問題や老朽化等の対策を含めた今後のキャンパス整備計画の策定が求められており、平成 20 年 3 月にキャンパス整備計画検討委員会を設置し、検討が開始された。

情報ネットワークについては、大阪市立大学情報ネットワークシステム(OCUNET)による高速のネットワークの整備により、学生・教職員がスムーズにネットワークを利用できる環境が提供され、有効に活用されている。

施設・設備の運用に関しては、利用規程や運用方針が定められ、ホームページでの掲載や各施設のパンフレット等により、学生・教職員等の利用者に周知されている。

教育研究上必要な資料については、「大阪市立大学学術情報総合センター資料収集基準」等に基づき、系統的に資料が収集・整備され、利用アンケート調査結果から教員・学生等が十分に活用していることがわかる。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

(1) 観点ごとの分析

観点 9-1-①: 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

【観点到係る状況】

学部学生の学籍、成績、進級・卒業・修了や大学院学生の学籍など、学生個人の学業に関するデータは、教務事務システムとして運用され、これらのデータは学術情報総合センターに設置されているデータベースサーバに保管されている。これらはいずれも、各学部・研究科の窓口業務を担当する学務企画課が管理を担当している。また、教職免許、進路調査、就職先など学生の資格・進路に関するデータは学生支援課で収集管理されている。

教員の授業担当、担当授業のシラバスなど、教育活動の実態を示すデータは、全学共通教育に関しては学生支援課において、また各専門教育・大学院教育においては学務企画課においてデータの蓄積と管理が行われている。また、各教員の教育活動のデータとしては、定期的に刊行される「大阪市立大学研究者要覧」(<http://www.osaka-cu.ac.jp/about/commons/youran/2007/index.htm>) の項目の中で、“担当授業”の項目中に記載されることになっている。これらのデータは全学のホームページサーバに集約されている。

教育および学生支援に係る各種委員会の記録は、資料 9-1-1-A で示すように、学生支援課および各学部の学務企画課が作成し保管している。

なお、本学における教育活動のデータも基本的に公文書として扱われ、公立大学法人大阪市立大学公文書管理規則により管理されている。各種データの保存年限は、当規則（資料 9-1-1-B）により定められている。

資料 9-1-1-A 教育の状況・活動の実態を示すデータの収集・蓄積

(1) 教務情報

事項	データの内容	管理部門
入学試験	受験記号・番号、氏名、科目別得点、順位、合否判定	大学運営本部学務企画課および学生支援課
入学者・学籍	受験番号、入学種別、入学年月、学部・学科、氏名、生年月日、出身校、クラス分け テスト成績	
成績	履修登録データ、科目別成績、単位、読み替え単位	
進級・卒業判定	進級・卒業データ、課程修了データ、学位審査データ、学位記データ	
カリキュラム	教室データ、授業科目コード、時間割コード、教員コード、シラバス	
その他	教職免許、学生証、進路調査、就職データ	

(2) 教育と学生支援に関する全学委員会記録

委員会名	記録事項	記録および管理担当部門
教育研究評議会	教育と研究に関する主な、または重要な事項	大学運営本部学務企画課 大学運営本部学生支援課
教育推進本部会議	教育に関する主な、または重要な事項	
全学共通教育教務委員会	全学共通教育に関する事項	
学部・大学院教育教務委員会	専門教育および大学院教育に関する全学的事項	
入試委員会	入学試験の在り方・制度に関する事項	
入試実施委員会	入学試験の実施に関する事項	
教職課程委員会	教職課程に関する事項	

英語教育開発センター運営委員会	英語教育のカリキュラム開発と人事、その他英語教育全般に関する事項	
学生担当委員会	学生の生活、サークル活動、就職などに関する事項	
留学生委員会	留学生に関する事項	
情報教育推進委員会	情報処理教育と情報ネットワークに関する事項	学情センター運営課
各学部教務委員会	各学部専門教育および大学院教育に関する事項	大学運営本部学務企画課
学部・研究科教授会	各学部における教育と研究に関する事項	

資料 9-1-1-B 公文書管理規則

<p>公立大学法人大阪市立大学公文書管理規則（抜粋）</p> <p>（公文書の保存期間）</p> <p>第34条 公文書の保存期間は、別表第2の左欄に掲げる公文書の区分に応じ、同表の右欄に定める期間とする。</p> <p>2 主管課長は、公文書の保存期間を前項の規定に定める期間を超えて定める必要があるときは、前項の規定にかかわらず、当該公文書の保存期間を別に定めることができる。</p> <p>3 前2項の公文書の保存期間は、当該公文書の完結日（当該公文書に係る事案の処理が完結した日をいう。以下同じ。）の属する会計年度の翌年度の4月1日（暦年ごとに編集した公文書にあつては当該公文書の完結日の属する年の翌年の4月1日、保存期間が1年未満の公文書にあつては、当該公文書を作成し、又は取得した日）から起算する。</p>

別添資料 9-1-1-1 公立大学法人大阪市立大学公文書管理規則別表

【分析結果とその根拠理由】

教育の状況・活動の実態は、学生支援課、学務企画課などを窓口として適切に収集・蓄積されており、学術情報総合センターにデータベースとして集約されている。また教育に関係する各種委員会の記録も管理担当部門で記録・保管されている。以上のことから、教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料が適切に収集され、蓄積されている。

観点 9-1-1-②： 学生の意見の聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。）が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

【観点に係る状況】

学生の意見聴取に関する取組みでは、全学共通科目に関しては大学教育研究センターが組織的に授業評価アンケート調査を行い、その結果は定期的に刊行物として発行していて、教育改善および自己点検・評価に反映させている。また、学生からの意見を直接届けられる目安箱を設置し、要望とそれへの回答を掲示などにより公開しているが、利用頻度は低い。

各学部における専門教育科目に対しても、殆どの学部で授業評価アンケート調査を実施していて、教育改善および自己点検・評価に反映させている。大学院授業科目でも、各研究科独自に学生の意見聴取や自己点検・評価活動が行われている。大学院教育においては、少人数・対面ゼミ形式や、1：1の授業・研究指導により、学生からの要望は直接汲み取られている。（資料 9-1-2-A）また、授業評価アンケート以外の授業改善への学部・研究科での取組みも独自に行われている。（資料 9-1-2-B）

資料9-1-2-A 授業評価アンケートと自己点検・評価への反映

【学部・研究科での取組み（専門教育科目、大学院科目）】

学部・研究科	取組み
商学部・ 経営学研究科	学生による授業評価アンケートを数年来続けている。アンケート実施責任者が、各専門科目の担当者に授業中にアンケート用紙を配布してもらい、集計・検討を行う。評価結果は授業担当者にフィードバックし、授業改善に利用してもらうとともに、自己評価報告書に記録している。
経済学部・ 経済学研究科	教務委員、大学院教務委員は様々な機会を活用して学生の授業に対する要望の把握に努めている。アンケートやコミュニケーション・カードの実施・運用を科目担当者の裁量で行っている。
法学部・ 法学研究科	学生による授業評価アンケートを行っている。その結果は学部全体のもの、担当講義毎のものに分けて集計し、前者は各教員に配布し、後者は講義担当教員にのみ配布している。平成19年度のFD集会では、配布されたアンケート結果をもとにした意見交換を教員間で行った。その内容を議事録として残している。法科大学院でも1,2,3年次生に実施している。前・後期業終了後次期ガイダンス時に配布回収している。これ以外にも、個々の教員が独自で授業評価アンケートなどを実施している。
文学部・ 文学研究科	専門教育については授業評価アンケートは実施していないが、平成22年度までに授業への要望調査を行う予定である。授業担当教員が指導を通じて、授業への要望の把握に努めている。
理学部・ 理学研究科	専門教育に関する学生による授業評価アンケートは、物理学科、化学科、地球学科で数年来実施している。学科ごとに統一した様式ですべての学年ですべての専門科目の授業で実施している。大学院については、一部を除きアンケートは実施していない。
工学部・ 工学研究科	全科目について、学部・大学院ともに教科ごとに授業評価アンケートを実施している。複数教員で担当している科目については、教員ごとに実施している場合もある。
医学部・医学科、 医学研究科	授業評価アンケートを学部ではすべての講義・BLSに関して実施し、結果は各教員にフィードバックしている。教員評価の一環として、毎年“Teacher of the Year”の表彰を行っている。
医学部看護学科・ 看護学研究科	専門教育についてはすべての講義・演習で、授業科目ごとに受講者全員に授業評価アンケートを実施している。学生は前・後期授業の最後に無記名で20項目からなるアンケートに5段階で評価する。各教員には項目ごとの平均値と授業科目全体の平均値を通知し、授業改善を促している。
生活科学部・ 生活科学研究科	一部の学科では、すべての授業において受講者全員の学生による授業評価アンケートを実施している。前・後期授業の最後に20項目から成るアンケートに無記名で回答させている。結果は集計したうえ授業改善に役立てている。カリキュラムなどを含めた要望を受け付けるために、学生意見箱を設置し、さらに卒業時にアンケートをとっている。
創造都市研究科	研究科設置時から講義ごとに授業アンケートを実施している。最終講義日に授業内容・担当教員の評価などを5段階評価で無記名で答える調査をし、その結果を学生にも公開し、改善及び情報の共有を図っている。また、結果を教員研修会などの機会に全体で共有して改善に努めている。

資料9-1-2-B 授業評価アンケート以外の授業改善への学部・研究科での取組み例

（専門教育科目、大学院科目）

学部・研究科	取組み
商学部・ 経営学研究科	『ビジネス・エッセンシャルズ・シリーズ』（全7冊）という学部の概論科目のテキストを共同で執筆する中で、各教員の授業内容について相互に点検・評価する機会を得ている。
経済学部・ 経済学研究科	学部の紀要である『経済学雑誌』の『別冊講義資料』（毎年度、前期と後期の2回発行）には、学部と大学院の各授業のための導入的解説、資料、図表等が掲載されているが、これは、教員どうしが互いの授業内容から学ぶための資料としても活用されている。
理学部・ 理学研究科	地球学科では、担当した全科目におけるコマ数・履修者数・授業評価アンケート結果などを数値化した資料に基づき各教員の教育貢献度評価を行っている。

工学部・ 工学研究科	一部の学科、専攻では適宜FDに関する会議を開催し、授業改善に役立てている。
医学部・医学科、 医学研究科	医学部医学科の一部専門教育科目においては、学生からの希望や提出されたレポートの内容を踏まえて、個々の授業において授業内容や方法の改善を行っている。
生活科学部・ 生活科学研究科	一部の学科では、教員による授業研究を行っている。各教員が担当する科目の講義内容や成績評価の仕方、授業評価結果などを発表し、他の教員からの指摘を受けて授業内容などの改善を図っている。
創造都市研究科	授業評価アンケートよりも評価対象をもう少し広げ、教育体系全般についての感想・評価を行う「修了生アンケート」を実施している。

【分析結果とその根拠理由】

全学共通科目に対する学生からの意見聴取として、授業評価、満足度評価などを組織的、継続的に行っており、調査結果の担当教員へのフィードバックもなされている。ほとんどの各学部・研究科では、授業に対する学生からのアンケート調査を実施しているほか、学生との密接な接触の機会に多角的に学生の意見を聴取していて、それらを教育改善に反映させている。以上のことから、学生の意見聴取が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されている。

観点 9-1-3-③： 学外関係者（例えば、卒業（修了）生、就職先等の関係者等が考えられる。）の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

【観点に係る状況】

各学部・研究科は外部評価の実施などを通して、学外関係者の意見を聴取し、その結果を各学部・研究科の自己点検評価に反映させている。一部では就職先・実習先・卒業生へのアンケートなども行っている。また各学部・研究科はこうした結果を外部評価報告書や調査報告書などとして公開している。（資料 9-1-3-A）

資料 9-1-3-A 各学部における学外関係者の意見の聴取と反映への取組み

学部・研究科	取組み内容
商学部・ 経営学研究科	商学部は実業界で活躍する卒業生 7 名をアドバイザーとして、数年に 1 度アドバイザーボードを開いて忌憚のない意見を聴取して記録に残している。また、外部評価報告書も定期的にまとめている。
経済学部・ 経済学研究科	卒業生との懇談の機会を度々設けている。実業界で活躍するOBなどによる「経友会講座」を企画し、その講義での実業界の実情を学生に伝える過程を通じて、学が医者の意見を聴取している。
法学部・ 法学研究科	法曹養成専攻では、修了生にもアンケートをとっている。
文学部・ 文学研究科	文学研究科は平成 14 年 6 月と平成 19 年 3 月の 2 回外部評価を受け、外部評価委員（学外関係者）から教育に関して意見を聴取した。その結果は報告書として公開されている。 http://www.lit.osaka-cu.ac.jp/lit/archives/gaibuhyoka2007.pdf
理学部・ 理学研究科	平成 17 年度に実施された第 2 回理学研究科・学部自己点検評価の報告書を平成 18 年 6 月にまとめた。平成 17 年度では海外の委員 9 名を含む外部の委員 38 名による評価を受けた。
工学部・ 工学研究科	卒業生を対象とした授業改善に関するアンケート、外部評価委員会の開催、オープンキャンパス時の来訪者アンケート実施、大阪府下の工業高校の校長との懇談会。
医学部医学科、 医学研究科	医学科では、学外病院実習における指導・評価を円滑に実施するために、学外病院の指導者による「臨床教授・准教授会議」を設置運営している。

医学部看護学科・看護学研究科	学外関係者の意見として、実習協力施設との日常的な意見交換や実習終了後の全体評価を通じて聴取している。得られた意見に基づき、実習指導体制の見直しや学習環境の改善につとめ、学生へのフィードバックと学習内容の充実を図っている。
生活科学部・生活科学研究科	一部の学科では、毎年デザインフォーラムを開催し、非常勤講師のほか多くの卒業生などが参加し、デザイン教育についての意見を交換する場として機能している。また数年ごとに卒業生や関連業界、行政関係者によるステークホルダー懇談会を実施している。
創造都市研究科	設置時より平成 17 年まで経営評価委員会（外部）にて研究科の基礎課題について外部評価を実施しその改善に取り組んでいる。外部関係者の意見聴取は分野ごとに、卒業生・修了生との交流の中で適宜実施している。

【分析結果とその根拠理由】

各学部・研究科などは外部評価の実施などを通して学外関係者の意見を聴取し、教育の状況に関する自己点検評価に反映させている。しかしながら、就職先アンケート、卒業・修了者調査などの実施への取組みは必ずしも全学部・研究科で統一的・組織的に行われてはいない。大学全体としては、学外関係者の意見が教育の状況に関する自己点検評価に適切な形で反映されている。

観点 9-1-④： 評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が行われ、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

【観点到に係る状況】

全学共通科目においては、全学共通教育教務委員会のもと各教科科目に教科会議が組織され、教育課程の見直しなどの改善への取組みが行われている。具体例として、各学部および学生アンケートなどの授業評価をもとにして、平成 19 年度から英語教育の課程を、少人数・習熟度別・ネイティブスピーカーによる授業を原則とする内容に変革した。また、初年次教育検討委員会の報告に基づき、平成 20 年度より初年次教育運営委員会を設置した。

各学部・研究科は、自己評価委員会などの組織のもとで、教育活動に関する自己点検評価を行い、部局ごとの自己評価報告書を作成する体制を構築している。さらに外部評価の受審や、自己点検過程における教育課程の見直し、教育方法の改善などに取組んでいる。資料 9-1-4-A に、部局ごとの評価結果のフィードバックの例を示す。

資料 9-1-4-A 各学部における評価結果のフィードバックの取組み

学部・研究科	取組み内容
商学部・経営学研究科	毎年の年度計画の検討と、授業評価アンケートの結果などに基づき、PDCA サイクル（計画・実行・評価・改善のプロセス）を実施している。
経済学部・経済学研究科	「経友会講座」はOBと現職教員によって年度毎にその達成度チェックを受けた上で逐年更新され、在学生に対する産業界の最新情報の提供として機能している。 平成 18 年度末に 4 年次の学部学生に対して実施した当学部のカリキュラムに関するアンケート調査の結果を平成 19 年度初めの学部FD研修会で検討したうえで、平成 20 年度の入学生からは、1 年次前期と 2 年次後期に開講される「イノベティブ・ワークショップ」の導入をはじめとして、少人数教育の充実を図った。
法学部・法学研究科	授業評価アンケートの結果を、学部全体のもとと担当講義毎のものに分けて集計し、前者は全教員に、後者は講義担当教員にのみ配布している。 平成 19 年度FD集会では、アンケート結果をもとに意見交換が教員間で行われ、意見交換の結果を学生に対して公表した。学生への議論結果の公表は、「再フィードバック」であり、教員と学生との相互関係のなかで

	「教育の質の向上、改善のための取組」を行っている。
文学部・ 文学研究科	外部評価で指摘された問題点について、各コース（学部）、各専修（大学院）ごとに、改善のための方策を検討し、学生・院生と協議している。
理学部・ 理学研究科	授業評価アンケート結果は教室で回覧したり（物理学科）、データを整理して毎年作成する冊子に掲載して配布したり（化学科）、ホームページに掲載したりしてフィードバックしている。また、担当した全科目におけるコマ数・履修者数・授業評価アンケート結果などを数値化した資料に基づき各教員の教育貢献度評価を行っている学科もある。
工学部・ 工学研究科	各学科での卒業生を対象とした授業改善に関するアンケートを実施したり、外部評価委員会を開催したりしている。また工学部として、オープンキャンパス時の来訪者アンケートを実施し、学部教務委員会にて結果を集約している。
医学部医学科・ 医学研究科	医学科では、授業アンケートの評価結果を踏まえ、各教員にフィードバックし、毎年“Teacher of the Year”の表彰を行っている。学外の病院実習における指導・評価についても実習評価アンケート実施し、学外病院の指導者である「臨床教授・准教授」による会議を開催し、評価結果をフィードバックしている。
医学部看護学科・ 看護学研究科	実習協力施設との日常的な意見交換や実習終了後の全体評価を通じて、学外関係者の意見を聴取している。得られた意見に基づき、実習指導体制の見直しや学習環境の改善につとめ、学生へのフィードバックと学習内容の充実を図っている。
生活科学部・ 生活科学研究科	平成 15 年度に研究科独自で研究科組織に関する外部評価を受け、その結果を教授会の場で議論し、改善への方策を検討した。
創造都市研究科	評価結果や研究科全体の課題を共有し、改善にむけた取り組みを議論している。具体的な教育課程に関する見直しについては教務委員会を中心に議論し、これまでもさまざまに実施してきた。

別添資料 9-1-4-1 全学英语教育検討委員会最終報告 別添資料 9-1-4-2 初年次教育検討委員会答申

【分析結果とその根拠理由】

各学部・研究科では評価結果をフィードバックし、教育の質の向上と改善への取組みが継続的に行われている。部局ごとに取組み手法は多様であるが、大学全体としては、全学評価委員会において、教育の質の向上、改善の検討が行われ、教育課程の見直しなどについて具体的かつ継続的な方策が講じられている。

観点 9-1-⑤： 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

【観点に係る状況】

全学共通教育に関しては、授業評価結果の個別データだけでなく、集計データも担当教員に周知している。また、アンケート結果の分析を行い、教育活動の改善に結び付けている。各学部・研究科では、専門教育・大学院教育に関して独自の取組みを行い、個々の教員の授業内容、教授技術などの改善を図っている。資料 9-1-5-A に「学部・研究科における個々の教員への授業改善の取組み」の例を示す。

資料9-1-5-A 学部・研究科における個々の教員への授業改善の取組み

学部・研究科	取組み内容
商学部・ 経営学研究科	授業評価アンケートの結果は 5.4.3.2.1 の数値で表され、各種項目の改善指標としている。改善の実施方法等については各教員の自発性に委ねられている。
経済学部・ 経済学研究科	教員に対する評価結果のフィードバックへの対応は、目下、科目担当者個人の裁量にゆだねられている。そこで、個々の教員による授業改善への取組みを支援する組織的な仕組みとして、各教員が作成した教材を当学部・研究科の教員が共有しうるウェブ・スペースをホームページ上に設けるとともに、少人数科目において全教員が共通に使用しうるようなコースウェアを作成する予定である。研究科の組織的なフィードバックシステムの構築は今後の課題である。
法学部・ 法学研究科	授業評価アンケートの結果を教員に配布し、これに基づく意見交換会を開催している。個々の教員はこれらに基づき授業内容・教材などの改善を行っている。
文学部・ 文学研究科	評価結果は各コース・各専修を通じて各教員に周知され、個々の教員はそれにもとづいて授業改善の努力を行っている。
理学部・ 理学研究科	地球学科では、授業評価で指摘された改善すべき点について各教員が対策を提示している。化学科では授業科目「化学セミナー」についてアンケートに基づいてシラバスの内容を随時改訂している。
工学部・ 工学研究科	アンケートの授業評価で指摘された改善すべき点については、各教員が対応しており、授業方法の改善やシラバスの内容を随時改訂している。
医学部医学科・ 医学研究科	医学科においては、授業アンケートの結果を教員にフィードバックし、個々の教員はこれらの結果に基づき授業内容・教材などの改善を行っている。JABEE 受審時の指摘事項に関し、学科として継続的改善に努めている。
医学部看護学科・ 看護学研究科	個々の教員は、フィードバックされた評価結果に基づいて、カリキュラム構成、授業内容、教材、教授技術などの改善を行っている。さらに講義を補足するように視覚的な教材を併用して、学生の理解を進めている。
生活科学部・ 生活科学研究科	平成 16 年度に教員の業績等に関する外部評価を受けたが、その結果を個人に返し、各教員が改善に向けて努力するよう指示を行った。
創造都市研究科	授業評価を活用し、教員独自でさまざまな改善に取り組んでいる。研究科全体で個人の取組みを評価・共有する必要がある。

【分析結果とその根拠理由】

全学共通教育ではデータを教員に周知し、個々の教員の教育活動の継続的な改善に結び付けている。専門教育および大学院教育においては、各学部・研究科独自に行う評価活動が教員にフィードバックされ、それに基づいて教員が改善への取組みを行っている。以上のことから、個々の教員は学生による授業評価の結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、授業技術等の継続的な改善を行っている。

観点 9-2-①： ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。

【観点到る状況】

本学のFD活動は、全学的な取組みと各学部・研究科ごとの取組みがなされている。全学的な取組みは大学教育研究センターの企画・立案の下で行われているが、それは①「FD研究会」、②「教育改革シンポジウム」、③「授業デザインワークショップ」の3つのカテゴリーで、いずれも年1回実施されている。これら企画で行われた特別講演などは、講演録として全教員に冊子にして配布されている。各企画における課題、講演題目などの例を、資料9-2-1-Aに示す。FD研究会や教育改革シンポジウムの折には、毎回参加教員に対してアンケート

ト調査を行い、取組み課題に対する意見や、今後取組むべき課題についての提言を集積している。

各学部・研究科は独自にそれぞれの分野の特色を活かすFD活動に取り組んでいる。その取組み例を、資料9-2-1-Bに示す。

資料9-2-1-A 全学FD活動と主な課題例（平成19年度）

カテゴリー期日	内 容	講師・発表者
FD研究会		
平成19年11月1日	・基調講演「学士課程教育のあり方について」 ・事例発表	絹川正吉（国際基督教大学前学長） 本学教員
教育改革シンポジウム		
平成19年8月1日	基調講演「学士課程におけるカリキュラム開発と単位制度実質化 ー北海道大学と東京工業大学における理系教育改革の経験から」	小笠原正明（東京農工大学大学教育センター教授）
	基調講演「大学教育の質保証のための教育システム作り ー単位制度と成績評価」	館 昭（桜美林大学大学院国際学研究科教授）
授業デザインワークショップ		
平成19年7月6日	学部横断型で実施する初年次教育科目について	本学教員

資料9-2-1-B 各学部・研究科におけるFD活動の取組み

学部・研究科	取組み内容
商学部・ 経営学研究科	学部教育の課題として何が当面必須であるか常に議論し、必要策を講じている。その成果として6つのコース概論科目教科書である『ビジネス・エッセンシャルズ・シリーズ』（全7巻）を編集した。
経済学部・ 経済学研究科	FD委員を配置するとともに、少人数教育のあり方をめぐるFD研修会を年2-4回の頻度で実施している。
法学部・ 法学研究科	平成18年度：6月6日に「高学年教育の方法と枠組み」を課題として、初年次教育のあり方を含めてFD集会を開催した。 平成19年度：9月11日に「前期授業アンケートの集計結果」をテーマとしてFD集会を開催した。 いずれも事前に教員全員および学生にアンケートを行い、学生や教職員のニーズを反映させている。
文学部・ 文学研究科	文学部FD委員会を中心として、3回にわたって次のような文学部・文学研究科FD研修会を実施した。 ・第1回研修会：「文学部・文学研究科教育促進支援機構」が展開してきた教育支援・研究支援・進路支援など多岐にわたる活動実績を総括し、本機構が学生支援に果たす意義とこれからの課題を検討した。 ・第2回研修会：講師を招聘してGPAに関する研修会を開催し、学生の成績評価においてGPAの果たす意義と課題について研修した。 ・第3回研修会：主に大学院学生を対象にした教育支援事業「国際発進力育成インターナショナルスクール」をFD研修会として共催し、学外の講師を招聘して英語でのプレゼンテーション能力育成をめぐる講演と討論が行われた。この研修会には学部学生も参加し、英語による国際発信力に関して大きな啓発を受けるものとなった。
理学部・ 理学研究科	研究科内にFD委員会を設置している。学科としては、地球学科教育点検委員会が公開授業を実施し、終了後意見交換を行っている。物質科学科や化学科では国内外から招聘した教員による公開授業を実施している。その他集中講義に招聘した教員に通常授業の1コマ担当を依頼し他機関の教授法などに接する機会を持つ例もある。

工学部・ 工学研究科	学科、学部、全学のFD集会に対し、JABEE水準での申し合わせ（全教員がやむを得ない場合以外、積極的に参加）で対応している。
医学部医学科・ 医学研究科	教員全員参加による学内での医学教育ワークショップを実施している。その経験を踏まえ、学外での医学教育ワークショップに一部の教員を継続的に参加させている。
医学部看護学科・ 看護学研究科	研究科内にFD委員会を設置している。FD委員会の企画により平成19年度から看護学科FD研修会を開始し、平成20年2月26日には「FDについてー義務化時代のFDのあり方を考えるー」、3月11日には「私の授業の工夫」、6月4日には「相互研修型のFDを目指して」のテーマでFD研修会を開催した。
生活科学部・ 生活科学研究科	一部の学科では定期的に授業研究会を開き、授業の内容や方法を議論して意見交換を行っている。
創造都市研究科	年に2回程度、教員研修会を開催し、評価結果を活用した改善への取り組みや研修を実施している。

【分析結果とその根拠理由】

全学的取組みとしては、大学教育研究センターに大学教育に関して専門的に研究・開発を行っているスタッフを配置し、学生のニーズや大学教育における今日的課題の分析を踏まえて、FD活動を実施している。またFD活動への参加者に対して意識調査とニーズを掘り起こすアンケート調査を継続的に実施して、次回以降の企画に反映させている。各学部・研究科における独自のFD活動においては、多様な取組みが行われている。大学院教育全体に関するFD活動や、FD活動の統一性・継続性などには課題が残るが、学科・コース・専攻などの小規模組織の小回りが効く利点を活かして、学生のニーズや教員の意識をより細かく把握したFD活動がなされている。以上のことから、FD活動においては、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されている。

観点9-2-②： ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

【観点到に係る状況】

毎回100名規模の参加者による、全学FD研究会・教育改革シンポジウムでは、終了時にアンケート調査によって、FD活動の成果について問うているが、基調講演、事例発表、FD活動全般いずれも、アンケート回答教員の9割以上が「大いに参考になった」「参考になった」と回答している。さらに平成17年2月には、全教員を対象とした「FDに関する教員の意識調査」を行って、本学における教員の教育に対する意識を分析し、FD活動の企画における基礎資料としている。

各学部・研究科でも独自のFD活動により教育の質の向上や授業の改善への努力と工夫を行っていて、成果が資料で例示したように得られている。(資料9-2-2-A)

資料9-2-2-A 各学部・研究科におけるFD活動の成果例

学部・研究科	取り組み内容
商学部・経営学研究科	『ビジネス・エッセンシャル・シリーズ』の刊行が、教員の協力によって達成され、以後共同研究の遂行や、現代GP「インタラクティブ型キャリア教育方法の確立」の採択など、教育の質の向上および授業改善に繋がる成果として表れている。
経済学部・経済学研究科	資料9-1-4-Bにも記した通り、学部の少人数教育に関する平成19年度のFD研修会をふまえて、平成20年度の入学生からは、現代社会において解決策が争われている課題について、集団として革新的な解決策を探求する演習科目である「イノベティブ・ワークショップ」を1・2年次生向けに新たに導入した。その結果、少人数の専門教育科目を全学年にわたって提供しうることになった。

法学部・法学研究科	平成18年度、19年度のFD集会において、初年次教育の要として基礎演習を重視する議論がなされ、平成20年度から1年生を対象に実施が決定されたことは、授業改善の成果と位置づけられる。
文学部・文学研究科	文学部・文学研究科の教員・大学院生・学部学生を含むすべての構成員によって運営されてきた「教育促進支援機構」において、文学部・文学研究科FD委員会が実施したFD研修会を踏まえて、授業改善に関する討論を行っている。
理学部・理学研究科	地球学科では公開授業の後に、授業の改善について議論する機会を必ず持つようにしている。
工学部・工学研究科	1999年の2学科開設、2001～2002年への大学院再編のため、FD活動は全学の1995年に遅れて、2002年から学部教務委員会内にFD委員会を設置し、授業アンケート調査の実施、分析を行い、質的向上を図ってきた。さらに、2004年より逐次、JABEEを受審し水準の継続的向上を進めている。また、2005年には第78回関西工学教育研究集会を本学で開催するなど、学外の関連集会との連携も進めている。
医学部医学科・医学研究科	医学科では、医学教育ワークショップの経験を踏まえ、医学教育の充実のためシミュレーション機器を効果的に活用したシミュレーション教育を行っている。
医学部看護学科	FD講習会終了後に実施する教員へのアンケート結果には、FDについての基本的な理解ができたこと、新聞を使ったユニークな授業展開が紹介され各教員が学びになったと述べてあった。
生活科学部・生活科学研究科	授業研究会での議論を踏まえて各教員が授業改善を試みている。学生からの反応を把握する方法としてミニレポートを毎回実施して成果を挙げた試みの紹介後、この方法を採用する教員が増え、さらに学生の疑問点に答えるツールとして活用された例がある。また授業アンケートなどで低評価の科目について教務委員などが指導を行ったり、科目内容を改善したりする活動も行っている。
創造都市研究科	研究科設置当初は、授業改善の方法について全教員で共有したが、その後は各教員独自に質の向上に取り組んでおり、組織全体としての仕組みはやや不十分である。

【分析結果とその根拠理由】

全学的FD活動参加後の参加教員へのアンケートでは、教育改善に取り組む決意が表明されており、FD活動が教員の意識向上や授業改善に結びついていると推測できる。FD活動に対しても授業改善にとって有益であるとの評価が大多数である。また、各学部・研究科毎のFD活動の成果の例においても、学部に偏った事例ではあるが、一定の成果が得られている。以上のことから、FD活動が教育の質の向上や授業の改善に結びついている。

観点9-2-③： 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。

【観点に係る状況】

教育支援者に対しては、教務事項を担当する事務職員を対象として、「教務事務研究連絡会」を年2回開催し、情報提供や意見交換を行い、職員の知識の向上を図っている。実験系の科目における授業補助を担当する技術系職員に対しては、最先端の研究内容に対応するために必要な知識・技術および安全衛生に関する知識を付与する事を目的として、平成8年度より技術研修を開催している（資料9-2-3-A）。各実験授業に対しては担当教員が個々の授業内容に対して直接の研修を行うとともに、課題を共同で開発する中でその資質の向上を図っている。特に全学共通教育における実験授業に関しては、技術系職員と担当教員および受講する各学部の教員との情報交換を研修活動の一環と位置付けて、情報発信誌『BEEBER』を技術系職員および実験担当部局の教員が編集スタッフとなって定期的に刊行し、ホームページに公表している。（http://www.osaka-cu.ac.jp/academics/beeber/data/beeber_vol07.pdf）また、全国規模の組織で年1回開催されている「総合技術研究会」および「実験実習技術研究会」への参加を大学としてサポートしている。

教育補助者については、ティーチング・アシスタント（TA）が、全学共通科目および専門教育科目で活用されている。（配置状況は前掲資料3-4-1-A）これらTAに対しては、その業務を明記した「業務マニュアル」が作成されており、それに基づいて科目担当教員が直接TAに対して研修を行っている。各学部研究科におけるTAへの対応例を、資料9-2-3-Bに示す。

資料9-2-3-A 技術系職員への研修実績（平成15年度～平成19年度）

研修・期日	内 容
第8回技術研修Ⅱ 平成16年2月12日	1. 特別講演「植物で創る太陽電池」 2. 技術報告「熱と仕事に関する教育用実験機器の開発」
第9回技術研修Ⅱ 平成17年3月11日	1. 特別講演「遺伝子組換え植物とその生態系への影響」 2. 技術報告「Welcome 化学実験室」
第10回技術研修Ⅱ 平成18年2月24日	1. 特別講演「地震災害を考える-液状化-」 2. 技術報告「超伝導式ヘリウム液面計の試作」
平成18年度技術研修Ⅰ 平成18年9月5日	1. 技術報告「大阪市立大学（主として基礎教育実験棟）における安全衛生と現状」（大阪大学理学研究科技術職員との合同研修）
第11回技術研修Ⅱ 平成18年11月1日	1. 特別講演「植物園の役割」 2. 植物園の保全に関する技術的解説と施設見学
第12回技術研修Ⅱ・ 平成19年9月18日・	1. 講演「放射線利用の動向と安全管理」 2. 「放射線研究センターの安全管理」 3. 施設見学
平成19年度技術研修Ⅰ 平成19年11月1日	1. 技術報告「化学実験室と（市大方式）定性分析と」
第13回技術研修Ⅱ 平成20年3月14日	1. 特別講演「国際単位系について～教員を超えよう～」 2. 技術報告「化学実験室の新たな取り組み～安全で使いやすい実験室をつくる～」 3. 技術報告「学生実験の改良～「原子スペクトル分析」粉ミルク中の亜鉛の微量定量～」

資料9-2-3-B 各学部・研究科における教育支援者・補助者への研修など

学部・研究科	取り組み内容
経済学部・経済学研究科	TAに対しては授業補助の機会が講義の進め方に対するOJT（実務を通じて行う教育訓練）と位置づけ、とりわけ少人数の演習科目においてこれを行っている。
法学部・法学研究科	TAについては、学部新入生向け基礎演習に補助者として参加するOJTを実施している。RAに対しては、本学の研究助成を受けている重点研究プログラムの研究会に参加することを義務づけ、教員間の議論に参加して貰っている。
理学部・理学研究科	各専攻で特別研究を含む授業時間とTAとしての授業補助の時間配分を配慮しており、物質分子系専攻では、毎年TA募集時にTA対象者を全員集めて説明会を開いている。
工学部・工学研究科	TAに対しては、担当教員から授業の前に講義や演習の進め方や実験器具の取扱いなどについて説明があり、事前に周到な準備を進めている。科目担当者の裁量で行われている。

別添資料9-2-3-1 「教務事務研究連絡会」開催案内

【分析結果とその根拠理由】

教育支援者の質の向上への取り組みでは、特に実験科目の補助を行う技術系職員に対する研修や、実験内容に対する検討や開発は積極的に取り組まれている。教育補助者となるTAにも業務マニュアルに基づく研修が行われていて、教育補助者の質の向上を図る取り組みが行われている。

以上のことから、教育支援者や教育補助者に対して、教育活動の質の向上を図るための研修など、その資質の向上を図るための取り組みが適切になされている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

学生による授業評価が、特に全学共通教育において大学教育研究センター主導で全学的・組織的に行われており、その結果が個々の教員の授業内容・方法の改善に結び付くフィードバック体制も構築されていて教育の自己点検評価に適切に反映されている点は優れている。さらに全学的なFD活動は、ニーズに見合った課題設定を大学教育研究センターが主導で行って、多くの教員が参加している点、および参加教員を対象としたアンケートを実施し、教員のニーズを把握して次回の企画に反映させるとともに、教員の意識調査がFD活動の内容に反映される仕組みが機能している点は優れている。教育支援者である技術系職員の、研修を含めた教育の質の向上への積極的取り組みも優れている。

【改善を要する点】

卒業生・学外関係者の意見を教育の状況に関する自己点検評価に反映させる措置は、必ずしも組織的には行われておらず、今後大学全体として組織的・継続的に取組んで、本学の教育活動の改善に結びつけていく必要がある。

(3) 基準9の自己評価の概要

教育状況の活動実態を示す基礎データや資料に関しては、学術情報総合センターに設置されているデータベースもしくは、担当部署で管理されていて、必要に応じて参照・活用できる状況にある。

学生の意見聴取は、「授業評価アンケート」「目安箱」などの形で継続的に行われており、教育の自己点検・評価に適切な形で反映されている。特に全学共通教育では、アンケート調査は組織的・系統的に行われていて、その結果を教員にフィードバックする体制が整い、教育改善の仕組みが機能していることが優れている。専門教育・大学院教育においても、手法は多様ではあるが学生からの意見聴取が実質的になされ、自己点検・評価および授業改善への方策がとられている。しかしながら、意見聴取の結果を授業改善につなげる方策については、学部・学科・専攻単位で異なり、学部・専攻によってはその方策が見えにくく、必ずしも十分な措置がなされているとは言えないところもあり、より組織的な取り組みが要請される。

学外関係者の意見聴取に関しては、各学部・研究科が外部評価の実施を通して、あるいは外部実習先などから学外の意見を教育改善に反映させている。しかしながら、就職先調査と卒業生・修了生の調査に関しては特定の部局での少規模な取組みに留まり、大学全体としての組織的取組みが十分とはいえず、今後、組織的・継続的に実施できる体制を構築して本学の教育活動の改善に結びつけていく必要がある。

評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けるシステムに関しては、全学共通教育においては大学教育研究センター主導でのフィードバックによる教育改善が進められて、成果をあげている。専門教育・大学院教育に関しても、各学部・研究科の独自の取組みにより、教育の質の向上、改善に結びつける工夫がなされている。この取

組みにおいても、学科・専攻ごとに手法に大きな違いがあり、その効果についての情報を組織として共有できていない面がある。

学生による授業評価の結果が、個々の教員の授業内容・方法の改善に結びつくフィードバックシステムは、大学全体として機能しており、個々の教員は学生による授業評価の結果に基づいて、質の向上を図るとともに、授業内容、教材などの継続的な改善を行っている。

FD活動参加後の教員へのアンケートには、参加に対する意義が十分意識されていることが表れていて、FD活動が参加教員の教育に対する意識向上や授業の改善をもたらす重要な起点を形成していると言える。したがって、FD活動には学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されている。

教育支援者や教育補助者に対して、教育活動の質の向上を図るための研修は、多様な取組みがなされている。実験担当技術職員などの優れた取組みがある一方、個々の教員に委ねられているところがあり、その資質の向上を図るための組織的取組みには濃淡がある。

基準10 財務

(1) 観点ごとの分析

観点10-1-①: 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

【観点到係る状況】

本学の資産は、平成18年度の公立大学法人化の移行時に大阪市から承継しており、平成18年度末における資産額は固定資産112,431百万円、流動資産10,846百万円、資産合計123,277百万円となっており、主に土地、建物、工具器具備品、図書などの有形固定資産で構成されている。負債は固定負債21,524百万円、流動負債6,611百万円、負債合計28,135百万円であり、主な内訳としては、基金の元本部分である長期寄附金債務2,745百万円、長期借入金981百万円、資産見返負債17,580百万円などがある。

資料10-1-1-A 貸借対照表 平成18年度財務諸表1ページ

http://www.osaka-cu.ac.jp/about/pdf/zaimu_shohyou2006.pdf

【分析結果とその根拠理由】

資産は、平成18年度の公立大学法人化に伴い大阪市から承継した資産を中心に構成され、大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有している。

負債は、主に病院施設等にかかる借入金と公立大学法人会計特有の会計処理により計上される返済を伴わない資産見返負債などにより構成されているが、実質的な負債である前者については計画的に返済を行うこととしており、債務も過大でない。

観点10-1-②: 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

【観点到係る状況】

主な経常的収入は、大阪市からの運営費交付金、学生納付金等の自己資金及び外部資金から構成されている。

平成18年度において、運営費交付金16,819百万円、学生納付金5,212百万円、附属病院収入20,126百万円、外部資金は科学研究費補助金等を含めて、2,278百万円である（資料10-1-2-A、B）。

授業料等の学生納付金については、オープンキャンパスの開催や各種の進学説明会に参加するとともに、受験生等を対象として大学見学を開催するなど、志願者及び入学者の確保に努め、安定的な収入を確保している（資料10-1-2-C）。なお、授業料は、文部科学省令に定める国立大学の標準額と同額に設定している。

外部資金の確保のために、外部資金等獲得活用委員会を設置しているほか、新産業創生研究センターに産学連携コーディネータを配置し、産学官連携の支援を行っている（資料10-1-2-D）。

特に新産創生研究センターでは、大阪産業創造館と連携し、各種シンポジウム、オープンラボラトリを開催し、また研究シーズ集の発行・ホームページへの掲載などにより、本学の研究シーズを幅広く周知し、産学連携の活性化に寄与している。

資料10-1-2-A 平成18年度決算報告書

http://www.osaka-cu.ac.jp/about/pdf/zaimu_kessan2006.pdf

資料10-1-2-B 科学研究費補助金等外部資金受入額 (単位：千円)

年度		科研費 補助金	COE	教育GP	共同研究	受託研究	教育研究 奨励寄附金	合計
14	件数	315	1			357	461	1,134
	金額	895,910	50,000			568,352	419,960	1,934,222
15	件数	314	2			398	596	1,310
	金額	1,088,184	103,000			737,729	565,055	2,493,968
16	件数	320	3	1	9	397	662	1,392
	金額	1,084,856	208,100	27,632	59,676	723,576	563,030	2,666,870
17	件数	339	3	3	23	383	566	1,317
	金額	1,260,840	174,500	77,392	91,611	641,099	493,355	2,738,777
18	件数	332	3	3	24	283	602	1,247
	金額	915,970	163,530	65,343	87,882	508,633	536,609	2,277,967
19	件数	327	3	6	47	142	809	1,334
	金額	1,004,330	177,350	97,402	177,697	371,915	698,465	2,527,159

資料10-1-2-C 収容定員及び在学生数 (平成20年5月1日現在)

		収容定員	在学生数
学部	第1部	5,684	6,292
	第2部	800	988
	小計	6,484	7,280
大学院	前期博士課程	1,088	1,117
	後期博士課程	823	734
	専門職大学院	225	177
	小計	2,136	2,028
合計		8,620	9,308

注：前期博士課程には、医学研究科及び創造都市研究科の修士課程を含む。

資料10-1-2-D 新産業創生研究センター

<http://www.osaka-cu.ac.jp/cooperation/rcii/index.html>

【分析結果とその根拠理由】

学生納付金等の自己収入は、志願者及び入学者の確保に努めており、学生数の大幅な変化がないことから安定している。外部資金についても新産業創生研究センターの活動を中心として、共同研究・受託研究費及び寄附金等の獲得に努めている。

観点10-2-①：大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定

され、関係者に明示されているか。

【観点に係る状況】

収支にかかる計画は、中期計画及び年度計画において定めている。中期計画においては、平成18年度から平成23年度までの予算、収支計画、資金計画を定め、年度計画においては、当該年度における予算、収支計画及び資金計画を定めている。

これらの計画については、役員会、教育研究評議会、経営審議会の審議を経て決定され、中期計画については大阪市長の認可を受けており、年度計画については市長へ届けているとともに、各部局教授会等において報告され、ホームページで公開している。(資料10-2-1-A)

また、医学部附属病院においては、病院経営の方策として3年間の「中期指針」を平成15年度から策定し、現在は平成18年度に策定した「中期指針」に基づき部署ごとの進捗管理を行い、安定的な経営に努めている。

資料10-2-1-A 中期計画および年度計画

<http://www.osaka-cu.ac.jp/about/incorporated/gyomu.html>

【分析結果とその根拠理由】

収支にかかる計画は、中期計画及び年度計画において定められ、各部局教授会等において報告されるとともに、ホームページでも公開されている。

以上により、大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されている。

観点10-2-②： 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

【観点に係る状況】

平成18年度における収支状況は、経常収益44,603百万円に対し経常費用43,568百万円であり、経常利益は1,035百万円である。さらに、臨時損失及び臨時利益を加減した当期総利益は2,580百万円である。

また、中期計画において運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要な場合の対策費として短期借入金の限度額50億円を定めているが、借り入れは行っていない。(資料10-2-2-A)

資料10-2-2-A 損益計算書 平成18年度財務諸表3ページ

http://www.osaka-cu.ac.jp/about/pdf/zaimu_shohyou2006.pdf

【分析結果とその根拠理由】

収支の状況において、短期の借入を行うことなく当期総利益を計上していることから、計画に沿った適切な経費執行が行われており、支出超過となっていない。

観点10-2-③： 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

【観点に係る状況】

本学の予算は、運営費交付金の削減への対応及び効率的・効果的な資源配分を実現するため、予算編成方針について、役員会で審議のうえ、理事長が決定している（資料10-2-3-A）。

資料10-2-3-A 平成20年度予算編成方針について（通知）（抜粋）

<p>平成20年度予算編成方針</p> <p>1. 収入予算</p> <p>公立大学としての役割を踏まえ、適正な金額設定をおこない、自己収入の安定的な確保に努める。</p> <p>(大学)・授業料、入学料、検定料等の過去に実績のある収入については、学生数等の変動を考慮し、確実に収入を見込める額を積算し、安定的確保に努めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな収入及び受託研究等の外部資金については、見込みの根拠を明確にしたうえで積算し、積極的な獲得に努めること。 <p>(病院)・附属病院については、中期計画を達成するため、患者サービスを図るとともに、資産の有効活用を図り収益の確保に努めること。</p> <p>2. 支出予算</p> <p>効率的・効果的な運営に努め、法人全体で経常経費については6%以上（光熱水費は2%以上）の削減をおこなう。また、人件費については、引き続き抑制に努める。</p> <p>一方、中期計画の実現に向け次の予算を確保する。</p> <p>(大学)・大学を特色づける事業に対し、新規・重点枠予算として1億円を確保する。</p> <p>(病院)・医療機器の更新経費として6億円を確保する。</p>
--

各年度の予算は、この編成方針に基づき予算案を策定し、役員会の審議を経て、経営審議会で決定し、教育研究活動に必要な経費を配分している。

この予算のうち、IT化の推進や英語教育開発センターの開設・運営など大学を特色づける事業に対し、新規・重点予算を確保（資料10-2-3-A）している。加えて学長のリーダーシップのもと全学的視点から、戦略的・重点的に事業を推進するため学長裁量経費（平成20年度予算4千5百万円）を計上しているほか、研究推進本部において特別研究（重点研究、新産業創生研究、都市問題研究）を選定し、大学の特色を明確にする研究を推進するため、戦略的研究経費（平成20年度予算1億3千7百万円）を計上している。

また、各学部・研究科等に配分される研究費を基盤研究費と研究科長裁量経費に区分し、研究科長裁量経費については、各学部・研究科の教育研究の特性に応じ、各研究科長の裁量により経費を執行している。

【分析結果とその根拠理由】

本学の予算配分は、役員会の審議を経て策定された毎年度の予算編成方針に基づき、役員会の審議を経て、経営審議会で決定している。また、特色となる教育・研究等に対し特別な支援策として学長裁量経費及び戦略的研究経費や研究科長裁量経費の予算を確保している。

以上により、大学の目的を達成するため、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされている。

観点10-3-①： 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

【観点に係る状況】

財務諸表については、地方独立行政法人法第34条の規定に基づき、大阪市長の承認後速やかに、本学のホームページへの掲載により、公表している。このほか、財務（貸借対照表・損益計算書）に関して図表化によりわかりやすく示した「財務の概要」や決算報告書及び事業報告書についても同時にホームページに掲載している。
(資料10-3-1-A)

資料10-3-1-A 財務に関する情報

<http://www.osaka-cu.ac.jp/about/incorporated/zaimu.html>

【分析結果とその根拠理由】

財務諸表等は法令に基づき、公表されていることから、適切な形で公表されている。

観点10-3-②： 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

【観点到に係る状況】

財務に対する会計監査として、内部監査、監事による監査及び会計監査人による監査を実施している。

内部監査は、内部監査規程に基づき理事長直属の組織として設置されている内部監査室により、年度監査計画書を作成し、内部監査を実施している。監査終了後は、監査報告書を作成し、理事長に提出するとともに、その概要を役員会で報告している。(資料10-3-2-A)

会計監査人による監査は、大阪市長から選任された会計監査人と監査契約を締結することにより、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る）及び決算報告書について、地方独立行政法人法に基づく監査を受け、理事長あての監査報告書の提出を受けている。(資料10-3-2-B)

監事監査は、大阪市長により任命された監事が監事監査規程に基づき当該年度の監査計画を作成し、業務全体の監査を実施し、監査結果報告書を理事長に提出している。また、会計監査人から監査の方法とその結果について報告及び説明を受けたうえで、当該監査の正確性について最終確認している。(資料10-3-2-C)

なお、会計監査人及び監事による監査報告書はホームページに掲載し公表している。

資料10-3-2-A 内部監査規程

http://www.osaka-cu.ac.jp/about/commons/rule/reiki_honbun/ax02101451.html

資料10-3-2-B 独立監査人の監査報告書

http://www.osaka-cu.ac.jp/about/pdf/zaimu_kansa2006.pdf

資料10-3-2-C 監事監査規程、監事の監査報告書

監事監査規程 <http://www.osaka-cu.ac.jp/about/commons/rule.html>

監事の監査報告書 http://www.osaka-cu.ac.jp/about/pdf/zaimu_kanjikansa2006.pdf

【分析結果とその根拠理由】

いずれの監査においても、適正である旨の監査報告書が提出されていることから、財務に対して、会計監査等

が適正に行われている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

様々な手法により経費の削減に努め、法人化初年度の臨時利益のみならず、経常利益1,035百万円を計上し、次年度以降の剰余金を確保できた。

学生納付金などの安定的な収入を確実に確保するとともに、余裕資金の短期運用や祝日等の空き教室を有料で貸し出すことなどにより、新たな収入の確保に努めた。

【改善を要する点】

特になし。

(3) 基準10の自己評価の概要

本学の資産は、法人化の移行時に大阪市から承継した資産を中心に構成され、大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有している。また、公立大学法人会計特有の会計処理により計上されるものを除くと実質的な負債は附属病院施設等にかかる借入金に限られ、計画的に返済を行うこととしており、債務も過大でない。

主な経常的収入は、大阪市からの運営費交付金、学生納付金等の自己資金及び外部資金から構成されているが、授業料収入等の学生納付金については、オープンキャンパスや大学見学の開催等の各種入試広報によって志願者及び入学者の確保に努め、安定的に確保ができています。また、新産業創生研究センターの活動を中心として、共同研究・受託研究費及び寄附金等の外部資金の獲得に努めている。

収支にかかる計画については、中期計画及び年度計画において定められており、役員会から教育研究評議会等を通じて各部局教授会等での報告やホームページへの掲載により、関係者に周知にされています。

収支の状況においては、短期の借入をおこなうことなく、18年度は当期総利益2,580百万円を計上していることから、適切な経費執行が行われ、支出超過となっていない。

役員会の審議を経て経営審議会で決定される予算は、大学の特色となる教育・研究等に対し、年度ごとに新規・重点枠予算を確保するとともに、学長裁量経費及び戦略的研究経費や研究科長裁量経費等により、大学の目的を達成するため、教育研究活動に対し、適切に資源配分を行っている。

財務諸表等は法令に基づき、ホームページへの掲載により、適切な形で公表され、また、財務に対する会計監査として、内部監査、監事による監査及び会計監査人による監査を実施し、平成18年度はいずれの監査においても、適正である旨の監査報告書が提出されており、会計監査等は適正に行われている。

基準11 管理運営

(1) 観点ごとの分析

観点11-1-①： 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。

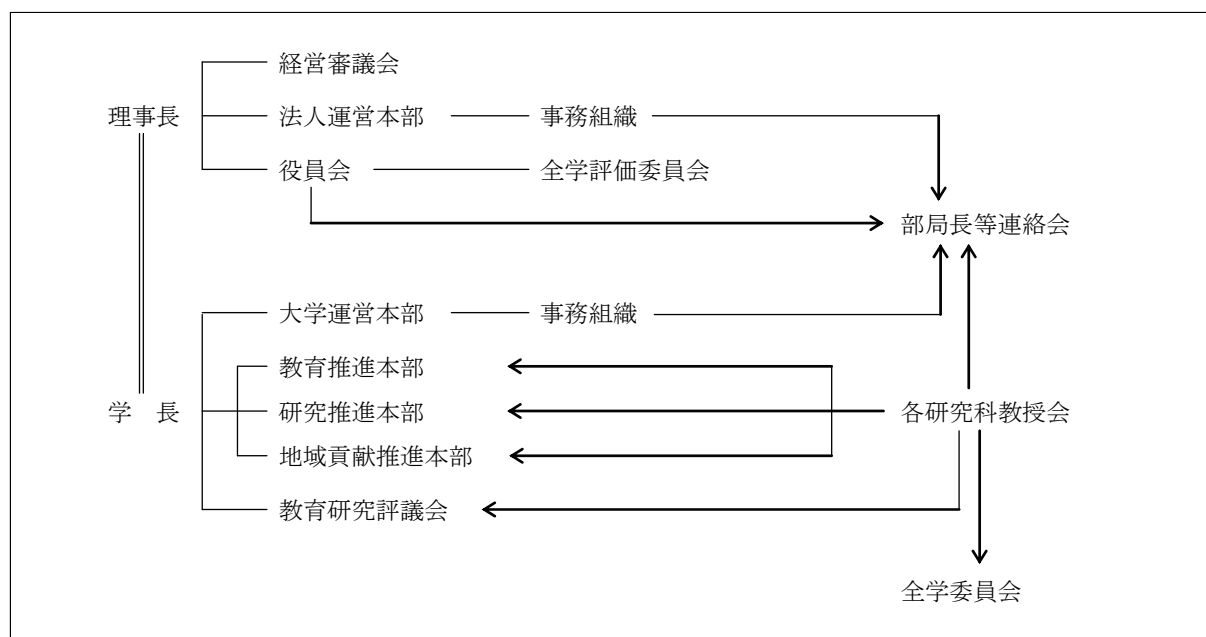
【観点到係る状況】

本学では、管理運営組織として、公立大学法人大阪市立大学定款、大阪市立大学学則、同大学院学則等の規程に基づき、下掲資料（図）に示すように、理事長・学長の下に、役員会、経営審議会、教育研究評議会を置いている。各部局には、教授会（一部のセンターに教員会議）を置いている。

なお、学長・役員会と各部局間の調整を図るための組織として、部局長等連絡会を置いている。

事務組織は、事務分掌規則等の規程に基づき、法人運営本部、大学運営本部、医学部・附属病院運営本部に各課が属している。事務職員の配置状況は、既述の通りである（前掲資料3-4-1-A）。事務職員（関係課の課長）は、各推進本部の委員として大学の管理運営に参画するとともに、各種委員会にも参加している。

資料11-1-1-A 大阪市立大学の管理運営組織概念図



資料11-1-1-B 公立大学法人大阪市立大学事務分掌規則

公立大学法人大阪市立大学事務分掌規則（抜粋）

第1条 公立大学法人大阪市立大学（以下「法人」という。）の事務を処理する運営本部及び課は、次のとおりとする。

法人運営本部 総務課 職員課 経営管理課

大学運営本部 学務企画課 学生支援課 研究支援課 学術情報総合センター運営課

医学部・附属病院運営本部 庶務課 学務課 経営企画課 医事運営課 事業課

第2条 運営本部に本部長、課に課長を置く。

2 運営本部に事務部長及び担当課長を置く。

（以下略）

第3条 本部長は、理事長の命を受けて法人及び大阪市立大学（以下「大学」という。）の事務を統理し、所属員を指揮監督する。
 2 事務部長、課長、担当課長、参事、課長代理、副課長、副参事及び担当係長は、おのおの上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属員を指揮監督する。

（中略）

第6条 法人運営本部の課の事務分掌は、次のとおりとする。

総務課

- (1) 役員会、経営審議会等に関すること
- (2) 法人及び大学の運営に係る企画及び調整に関すること
- (3) 法人及び大学の文書及び公印並びに規定の制定改廃に関すること
- (4) 法人及び大学の事務の進行管理及び事務改善に関すること
- (5) 運営本部及び課相互間の業務上の連絡調整に関すること
- (6) 大学の将来構想に関すること
- (7) 法人及び大学の広報等に関すること
- (8) 教職員及び学生の安全衛生に関すること
- (9) 他の運営本部及び課の主管に属しないこと

職員課

- (1) 教職員の人事、給与等に関すること
- (2) 業務改編に関すること
- (3) IT化に関すること

経営管理課

- (1) 法人の予算及び決算に関すること
- (2) 資金管理計画、資金調達、資金運用その他資金管理に関すること
- (3) 現金（有価証券を含む。）及び基金の出納管理に関すること
- (4) 入学金及び授業料の収納に関すること
- (5) 契約（医学部・附属病院運営本部の所管に属するものを除く。）に関すること
- (6) 物品に関すること
- (7) 所管不動産及び施設の管理及び整備に関すること

第7条 大学運営本部の課の事務分掌は、次のとおりとする。

学務企画課

- (1) 教育研究評議会等に関すること
- (2) 学部（医学部を除く。以下この条において同じ。）の教授会に関すること
- (3) 学部の教務に関すること
- (4) 学部の学生の厚生補導に関すること
- (5) 学部の附属施設に関すること
- (6) 大学院研究科（大学院医学研究科を除く。）に関すること
- (7) 学位審査手数料の徴収に関すること
- (8) その他学部の業務運営に関すること
- (9) 公開講座等に関すること
- (10) 文化交流センターに関すること
- (11) 人権問題研究センターに関すること
- (12) 学内文書の收受及び送達に関すること
- (13) 地域貢献推進本部に関すること

学生支援課

- (1) 全学共通教育に係る教務に関すること
- (2) 都市健康・スポーツ研究センター、大学教育研究センター及び英語教育開発センターに関すること
- (3) 学生の定員に関すること

- (4) 学生の入学、留学、転学部、転学科、退学、休学、復学、除籍、修了及び卒業に関する事
- (5) 教職課程及び教員免許に関する事
- (6) 入学検定料の収納に関する事
- (7) その他全学共通の教務に関する事
- (8) 外国人留学生に関する事
- (9) 学生の募集及び入学試験に関する事
- (10) 学生の修学、課外活動、就職等の支援に関する事
- (11) その他学生生活に関する事
- (12) 教育推進本部に関する事

研究支援課

- (1) 学術交流及び国際交流に関する事
- (2) 学術研究助成金に関する事
- (3) 教職員の職務発明その他法人の知的財産に関する事
- (4) 教育研究に係る専門的技術支援に関する事。ただし、医学部・附属病院運営本部の所管に属するものを除く。
- (5) その他学術奨励に関する事
- (6) 国際学術交流委員会等に関する事
- (7) 研究推進本部に関する事

学術情報総合センター運営課

- (1) 電子計算機及び情報ネットワークシステムの管理運営に関する事
- (2) 電子計算機に係る業務システムの開発及び管理に関する事
- (3) 学術情報総合センター運営委員会及び学術情報総合センター教員会議に関する事
- (4) 図書、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料（以下「図書等」という。）の収集、整理、保存及び廃棄に関する事
- (5) 図書等の利用に関する事
- (6) 図書等の利用の相談及び調査に関する事
- (7) 他の大学の図書館等との間における図書等の相互利用に関する事
- (8) 医学分館に関する事

第8条 医学部・附属病院運営本部の課の事務分掌は、次のとおりとする。

庶務課

- (1) 医学部（大学院医学研究科及び附属病院を含む。）及び大学院看護学研究科（以下「医学部等」という。）の文書、人事、給与等に関する事
- (2) 臨床研修医に関する事
- (3) 刀根山結核研究所に関する事
- (4) 医学部等の不動産及び施設の管理に関する事
- (5) 医学部・附属病院運営本部の他の課の主管に属しないこと

学務課

- (1) 医学部等の教授会に関する事
- (2) 医学部等の教務に関する事
- (3) 医学部等の学生の厚生補導に関する事
- (4) 大学院医学研究科に関する事
- (5) 大学院看護学研究科に関する事
- (6) 医学部等の教育研究に係る専門的技術支援に関する事

経営企画課

- (1) 附属病院の運営の企画及び調査に関する事
- (2) 医学部等の予算、決算及び物品に関する事
- (3) 契約（医学部・附属病院運営本部の所管に属するものに限る。）に関する事

医事運営課

- (1) 附属病院における診療手続その他患者に関すること
- (2) 診療費の請求、収納その他診療関係事務に関すること
- (3) 医療相談、医療社会事業及び医療連携に関すること
- (4) 附属病院医療情報部に関すること

事業課

- (1) 医学部等に係る産学官連携に関すること
- (2) 医学部等における診療以外の事業の企画・運営に関すること

【分析結果とその根拠理由】

管理運営組織としては、全学には、理事長・学長の下に、役員会、経営審議会、教育研究評議会を置き、各部局には、教授会（一部のセンターに教員会議）を置いている。また、学長・役員会と各部局間の調整を図るための組織として、部局長等連絡会を置いている。

事務組織は、法人運営本部、大学運営本部、医学部・附属病院運営本部に各課が属している。事務職員の配置状況は、教育研究等大学の業務の運営の必要性に沿ったものであり、規模からいっても適切である。また、事務職員は、各推進本部の委員として大学の管理運営に参画するとともに、各種委員会にも参加している。

以上により、管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っており、また、必要な職員が配置されている。

観点 11-1-②：大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

【観点に係る状況】

役員会は、毎週定例の執行役員会、月例の常勤役員会、定例役員会を、学長・理事長を議長として開催し、特定の重要事項について、最終的な意思決定を行う。教育研究評議会は、全学の教育研究等に関する重要事項（前掲資料2-2-1-A）について審議し、経営審議会は、本学の経営に関する重要事項について審議している。

学長のリーダーシップによる機動的、戦略的な大学運営のため、理事長・役員会に直属し、副理事長を本部長とする法人運営本部、学長直属の大学運営本部のほか、教育研究等の円滑な運営実施のため、学長の下に副学長を本部長とする教育推進・研究推進・地域貢献推進の3本部を設け、別に医学部・附属病院運営本部を設けている。

各本部は、教員と職員両者により構成され、理事長・学長、役員会の意向を受けながら、定例の会議を開催し、各本部事項を審議するとともに、本部に所属する専門委員会を統括し、その決定事項を実施する。

全学的な意思決定と部局運営の連携や調整を確保するために、理事長・学長、副理事長、理事、部長、各課長などと部局長を構成員とする部局長等連絡会を設け、月例会議を開催している。また、教育研究等にかかる重要事項の審議決定のために、教育研究評議会を置き、学長が議長となって、月例会議を開催している。

部局にあっては、2008年度より副研究科長（副学部長）を置き、部局長を補佐する体制を強化した。また、教授会の下に、学科主任・専攻長会議や、教室会議を置いて、教授会運営を補完している部局もある（前掲資料2-2-1-D参照）。

資料 11-1-2-A 役員会関連規程

<p>公立大学法人大阪市立大学定款（抜粋）</p> <p>（役員会の設置及び構成）</p> <p>第14条 法人に役員会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。</p> <p>（役員会の招集及び議事）</p> <p>第15条 役員会は、理事長が招集する。</p> <p>2 理事長は、役員会の構成員のうち2人以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、役員会を招集しなければならない。</p> <p>3 役員会に議長を置き、理事長をもって充てる。</p> <p>4 議長は、役員会を主宰する。</p> <p>5 役員会は、構成員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>6 役員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>7 監事は、役員会に出席して意見を述べるができる。</p> <p>（役員会の議決事項）</p> <p>第16条 役員会の議決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 中期目標について市長に対し述べる意見及び年度計画に関する事項</p> <p>(2) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）により市長の認可又は承認を受けなければならない事項</p> <p>(3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項</p> <p>(4) 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、役員会が定める重要事項</p>

資料 11-1-2-B 経営審議会関連規程

<p>公立大学法人大阪市立大学定款（抜粋）</p> <p>（設置及び構成）</p> <p>第17条 法人の経営に関する重要事項を審議するため、法人に経営審議会を置く。</p> <p>2 経営審議会は、次に掲げる委員をもって構成する。</p> <p>(1) 理事長</p> <p>(2) 副理事長</p> <p>(3) 理事</p> <p>(4) 学外者で大学に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、第20条第1項に規定する教育研究評議会の意見を聴いて理事長が任命する者</p> <p>3 前項第4号に該当する委員の数は、委員の総数の2分の1以上でなければならない。</p> <p>4 委員の任期は、2年とする。ただし、役員である委員の任期は、当該役員の任期による。</p> <p>5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>6 委員は、再任されることができる。この場合において、委員が最初の任命の際に学外者であったときは、その再任の際における第2項第4号の規定の適用については、当該委員を学外者とみなす。</p> <p>（招集及び議事）</p> <p>第18条 経営審議会は、理事長が招集する。</p> <p>2 経営審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。</p> <p>3 議長は、経営審議会を主宰する。</p> <p>4 経営審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>5 経営審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>（審議事項）</p> <p>第19条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 中期目標について市長に対し述べる意見及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの</p> <p>(2) 法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、法人の経営に関するもの</p> <p>(3) 学則（法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の退職手当以外</p>
--

の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項

- (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (5) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、法人の経営に関する重要事項

資料 11-1-2-C 教育・研究・地域貢献推進本部関連規程

大阪市立大学学則 (抜粋)

(学部等)

第2条

4 大学に教育推進本部、研究推進本部及び地域貢献推進本部を置く。

大阪市立大学教育推進本部規程 (抜粋)

(任務)

第2条 本部は、役員会等の了承のもとに、次に掲げる事項及びその基本方針について審議及び決定し、具体的な方策を実施する。

- (1) 教務に関する事項
- (2) 学生生活に関する事項
- (3) 入試に関する事項
- (4) 留学生に関する事項
- (5) 就職支援その他学生に対する支援に関する事項

(組織)

第3条 本部は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 教育担当副学長
- (2) 教務担当部長及び学生担当部長
- (3) 文系研究科長の代表及び理系研究科長の代表
- (4) 大学運営本部事務部長
- (5) 大学運営本部学生支援課長、入試担当課長、学生担当課長及び学務企画課長並びに医学部・附属病院運営本部学務課長
- (6) その他教育担当副学長が必要と認めた者

大阪市立大学研究推進本部規程 (抜粋)

(任務)

第2条 本部は、役員会等の了承のもとに、次に掲げる事項及びその基本方針について審議及び決定し、具体的な方策を実施する。

- (1) 研究戦略の策定に関する事項
- (2) 特別研究に関する事項
- (3) その他本学の研究に関する事項

(組織)

第3条 本部は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 研究担当副学長
- (2) 文系研究科長の代表及び理系研究科長の代表
- (3) 都市研究プラザ所長
- (4) 新産業創生研究センター所長
- (5) 大学運営本部事務部長
- (6) 大学運営本部研究支援課長及び学務企画課長並びに医学部・附属病院運営本部経営企画課長
- (7) その他研究担当副学長が必要と認めた者

大阪市立大学地域貢献推進本部規程 (抜粋)

(任務)

第2条 本部は、役員会の了承のもとに、次に掲げる事項及びその基本方針について審議及び決定し、具体的な方策を実施する。

- (1) 地域社会との連携に関すること
- (2) 産業界との連携及び地域経済への貢献に関すること
- (3) 都市・大阪のシンクタンク機能に関すること
- (4) 高等学校との連携に関すること
- (5) その他本学の地域貢献に関すること

(組織)

第3条 本部は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 研究担当副学長
- (2) 文系研究科長の代表及び理系研究科長の代表
- (3) 文化交流センター所長
- (4) 学術情報総合センター所長、都市研究プラザ所長及び新産業創生研究センター所長
- (5) 大学運営本部事務部長
- (6) 大学運営本部学務企画課長及び研究支援課長並びに医学部・附属病院運営本部庶務課長
- (7) その他研究担当副学長が必要と認めた者

【分析結果とその根拠理由】

組織形態は、学長・理事長のもとに、役員会、経営審議会、教育研究評議会、部局長等連絡会、各本部会議、専門委員会等が、それぞれ有機的に連携して、組織運営のための意思決定に参加し、学長がリーダーシップを効果的に発揮するために機能している。

以上により、大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっている。

観点11-1-③： 学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

【観点到に係る状況】

学生のニーズ把握については、4年に1度の学生生活実態調査により、学生のニーズ把握に努めているほか、部局によっては、1年生担任を置いたり、基礎ゼミを1年生に提供したりして、教員と学生の親密な関係の維持に努め、同時にニーズの把握を行っている。

また、全学共通教育においては、総合教育科目を中心に授業評価アンケートを実施して、おもに学修に関する学生のニーズを把握するとともに、大学教育目安箱を設置して、学修も含めた学生の多様な意見を収集することになっている。

なお、大学院学生に対しては、院生協議会と学長、および大学院担当評議員が定期的な会見を行い、意見交流を通じて、大学院学生の現況やニーズの把握を行っている。

教員のニーズ把握については、教授会や教員会議で部局長が把握に努めているだけでなく、大人数構成の部局では、教室、学科、専攻、分野など各単位ごとの会議を設け、それぞれの責任者や長が、日常的にニーズを把握している。全学的な課題に関しては、部局長等連絡会で、各部局から提示されるニーズなどを汲み上げ、また意見交換を行っている。

事務職員のニーズ把握については、副理事長や事務部長が課長会、係長会その他の会合で、定期的に意見交換を行っている。

また、教職員提案制度を設け、業務などについての提案を募り、大学運営の改善、業務能率の向上などを図っているが、提案内容には業務現場でのニーズ、例えば各学部の教室利用の一元化のための方策、単位読み替え作業の効率化など、業務効率化のニーズを反映したものがある。従って、この制度もニーズ把握の方策である。

学外関係者のニーズ把握は、全学的には経営審議会に7名の学外有識者を委員として迎え、学外の各種ニーズを把握している。また、卒業生、退職教職員などを会員とする学友会の会議には、法人役員、大学管理職が出席し、学外の種々の意見を聴取する機会としている。

この他、文化交流センターなどで実施する公開講座では、聴講者のアンケート調査を行ない、オープンキャンパスや大学訪問においても、保護者を含む参加者にアンケートを実施している。

さらに、本学のホームページには、意見聴取や問い合わせの項目があり、学内外からの質問、意見、要望などに応えている。

以上のような方式で収集されたニーズ内容については、随時役員会、部局長等連絡会その他、各種会議などで紹介し、管理運営の改善へと反映することになっている。

資料 11-1-3-A 教職員提案制度

公立大学法人大阪市立大学教職員提案制度概要	
1. 目的	本学における大学教職員の大学運営への参加意識を高めるとともに、大学運営の改善、業務能率の向上を図るため、教職員提案制度を設け、優れた提案については全学的に奨励・支援し、各部門の業務に反映させるとともに表彰を行います。
2. 募集期間および内容	提案は、年間を通じて募集します。内容は、実施・未実施を問いません。テーマは自由です。ただし、特に必要があると認めた場合には、特定の課題を定め、期間を定めて募集することがあります。
3. 審査	提出された提案は、実施の可能性、実施の効果、創意工夫・研究努力の程度等を基準として提案審査委員会で審査されます。 審査委員会 委員長：理事長 委員：副理事長、理事 ※必要に応じて関係者及びその他有識者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができます。
4. ほう賞	提案審査委員会の決定に基づき、最優秀賞、優秀賞及び奨励賞の各賞をもってほう賞とし、理事長より表彰します。
5. その他	応募いただいた提案の中で貴重な意見を含んだ提案については、実現に向けて積極的に取り組みます。また、当該提案が実現することとなった場合、当該提案内容の企画・運営等に参加していただくことがあります。

資料 11-1-3-B ホームページの問い合わせ

問い合わせ	http://www3.osaka-cu.ac.jp/contact/index.html
FAQ	http://www.osaka-cu.ac.jp/info/commons/faq.html

【分析結果とその根拠理由】

学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握するために、アンケート調査、各種会議、その他の工夫をこらしている。また、こうして把握されたニーズは、各種会議などで共有されている。

以上により、学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握している。ただし適切な形で管理運営に反映することについてはなお十分でない。

観点11-1-④： 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

【観点に係る状況】

公立大学法人大阪市立大学定款により、監事1名が置かれ、また、公立大学法人大阪市立大学監事監査規程により、その監査の目的、対象、監査事項、監査計画、監査の方法、監査結果報告書等が定められている。監事はこれに従い、毎年度、監査計画を立案し、業務及び会計の執行状況を監査し、監査報告書を理事長に提出するとともに、役員会等重要な会議に出席し、意見を述べている。(資料11-1-4-A)

監事の監査と連携しつつ、法人の内部監査を実施するために、公立大学法人大阪市立大学内部監査規程により、内部監査室を設置し、室長1名、担当係長1名、事務職員2名を置いて、年度当初に作成した年度監査計画書に基づき、定期的に監査を実施している。また、室長は役員会、経営審議会、部局長等連絡会等、主要な会議にオブザーバーとして出席している。監査結果は監査報告書によって理事長に提出されるとともに、その概要が理事長から役員会、部局長等連絡会に報告され、法人内での周知が行われている。

資料11-1-4-A 平成18年度監査報告書

http://www.osaka-cu.ac.jp/about/pdf/zaimu_kanjikansa2006.pdf

資料11-1-4-B 公立大学法人大阪市立大学監事監査規程 (抜粋)

第1章 総則
(趣旨)
第1条 この規程は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第13条第4項に規定する、監事が行う公立大学法人大阪市立大学（以下「法人」という。）の業務の監査（以下「監査」という。）に関し必要な事項を定める。
(監査の目的)
第2条 監査は、法人の業務について適正かつ効率的な運営に資することを目的とする。
(中略)
(監査の対象)
第4条 監査は、法人の業務及び会計の執行状況について行う。
(監査事項)
第5条 前条に規定する監査の対象は、次の各号に掲げる事項とする。
(1) 業務方法書、規程等の整備状況及び実施状況に関する事項
(2) 中期計画、年度計画、予算、収支計画及び資金計画、事業報告書の実施状況に関する事項
(3) 組織運営及び人事管理の適法性及び妥当性に関する事項
(4) 決算報告書及び財務諸表の真実性及び妥当性に関する事項
(5) 資産の取得、管理及び処分等の適法性及び妥当性に関する事項
(6) 債権の管理の適法性及び妥当性に関する事項
(7) 役職員の給与、諸手当等の適法性及び妥当性に関する事項
(8) 業務効率化の状況に関する事項
(9) その他法人の業務及び会計の執行状況の監査に関し必要な事項
(以下略)

資料11-1-4-C 公立大学法人大阪市立大学内部監査規程 (抜粋)

第1章 総則
(目的)
第1条 この規程は、公立大学法人大阪市立大学（以下「法人」という。）における業務運営及び会計処理に関する内部監査（以下

<p>「監査」という)の実施に関し必要な事項を定め、業務運営及び会計処理の適法性及び妥当性を公正かつ客観的に検証及び評価し、監査結果に基づく助言及び提言を行うことにより、法人の健全かつ円滑な運営に資することを目的とする。</p> <p>(実施体制)</p> <p>第2条 理事長のもとに内部監査室を設置し、室長及び室員を配置する。</p> <p>2 監査は、室長及び室員が実施する。</p> <p>3 監査の実施上特に必要と認められる場合は、理事長は、室長及び室員以外に別に指名する者を監査の担当者に加えることができる。</p> <p>(種類)</p> <p>第3条 監査の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 業務監査 法人の業務運営が法令及び法人の諸規程を遵守し適正に執行されているか、効率的かつ効果的に実施されているか等に関し実施する。</p> <p>(2) 会計監査 法人の会計処理が正当な証拠書類により適切に処理され、帳票等が法令及び法人の諸規程に従い適切に記録されているか等に関し実施する。</p> <p>(実施区分)</p> <p>第4条 監査の実施区分は、定期監査及び臨時監査とする。</p> <p>2 定期監査は、毎年実施する。</p> <p>3 臨時監査は、理事長が必要と認める事項について、随時実施する。</p> <p>(以下、章題のみ)</p> <p>第2章 監査の計画及び実施</p> <p>第3章 監査結果の報告等</p> <p>第4章 雑則</p>

【分析結果とその根拠理由】

監事は監事監査規程に従い、毎年度、監査計画を立案し、業務及び会計の執行状況を監査し、監査報告書を理事長に提出している。

また、内部監査室を設置し、内部監査規程により、定期的に監査を実施している。監査にあたっては、監事と連携を取り、監査結果は監査報告書によって理事長に提出されるとともに、その概要が理事長から役員会、部局長等連絡会に報告され、法人内での周知が行われている。

以上により、監事が適切な役割を果たしている。

観点 11-1-⑤： 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

【観点到に係る状況】

管理運営のために組織が十全な機能を果たすように、大学教育改革に関するシンポジウムを年1回開催し、教員・職員が参加して議論を深めている。また、役員・管理職職員は、随時大学運営に関する学外のセミナーなどに参加している。

職員の業務執行に関しては、目標管理制度や人事考課制度を実施しているが、それを実効あるようにするために、各種の研修を実施している。

資料 11-1-5-A 大阪市立大学大学教育改革シンポジウム

年月日	主題	講師
第12回 (2006年1月27日)	外から見た大阪市立大学の教育	学友会副会長・新日本監査法人代表社員 竹山健二 本学名誉教授・関西外国語大学教授 西村仁 大阪府立清水谷高等学校校長・府進路指導 研究会会長 富森盛史
第13回 (2006年10月5日)	初年次教育とは何か	関西国際大学学長 濱名篤
第14回 (2007年8月1日)	大学院重点化時代の学士課程教育システムを考 える	東京農工大学大学教育センター教授 小笠原正明 桜美林大学大学院国際学研究所教授 館昭

資料11-1-5-B 大阪市立大学法人職員研修実施状況一覧表

	研修名	内容	対象者	受講 人数	講師	日時	時期
階 層 別 研 修	新採用者接遇研修	大学の職員として、即戦力化につながる ビジネスマナーを身につける	新採用職員 (事務)	3名	外部講師	2日間	4月
	新採用者学内研修	職務に必要な大学全体の事務事業の概 要に関する基礎知識を付与する	新採用職員 (事務)	7名	本学職員	2日間	4月
	新任係長級法人職員 研修	管理職としての立場や役割について認 識を深め、職場の問題解決力強化・職場 活性化の技術を習得することにより新 任係長級職員の大学マネジメント能力 の向上を図る	新任係長級職員	4名	外部講師	3日間	1月
	課長級法人職員研修	管理職として経営感覚・手法及び人材活 用のノウハウを学び、指導者としての発 想能力を養い意識の転換を図るため、戦 略企画力と改革実践力を集中習得し、大 学経営の人材育成を行う	課長級職員	2名	外部講師	2泊3 日	8月
大 学 職 員 養 成	技術研修 (教室系技術職員)	安全衛生に関する知識や最先端の理系 研究に係る知識習得及び専門的な技術 向上を図る	技術職員 (教室系技術職 員を含む)	70名	本学職員、 外部講師	0.5日 ×6日 間	9月 ～ 12月
	短時間勤務職員研修	個人情報の適切な取り扱いを学び、法的 素養を身につけるとともに個人情報に とどまらずコンプライアンスに対する 意識向上を図る	事務補佐職員	92名	本学教員	2時間 ×2回	12月
	大学職員養成研修 (労務管理)	雇用管理業務遂行に必要な、労務管理を 行う上での知識と労働法のポイントを 習得する	法人運営本部職 員課管理職職員	2名	外部講師	1日	7月

研 修	大学職員養成研修 (全般)	大学が抱えている課題を通じて実践的な解決能力とプレゼンテーション能力の涵養を図り、大学を取り巻く環境の最新情報を得る	法人職員のうち、受講を希望するもの (事務補佐職員を除く)	1名	外部講師	1泊2日 ×3回	9月 ～ 12月
	大学職員養成研修 (全体)	国際的な視野をもって教育力強化への課題や今後の大学職員の果たす役割について学び、他大学の情報や知識を共有化する	法人職員のうち、受講を希望するもの (事務補佐職員を除く)	2名	外部講師	4時間	12月
	大学職員養成研修 (全体)	特定分野における業務スキルだけにとどまらず広く高等教育の課題や大学マネジメントに関わる重要事項について学び、情報や知識を共有する	係長級以上の法人職員のうち、受講を希望するもの	2名	外部講師	5回 (隔週 金曜日)	11月 ～ 12月
自 己 啓 発 研 修	法人職員自己啓発研修 (交渉術)	法人職員が主体的に自らの能力開発に取り組む	法人職員のうち、受講を希望するもの (事務補佐職員を含む)	1名	外部講師	1日	9月
	法人職員自己啓発研修 (コミュニケーション・自己表現)	法人職員が主体的に自らの能力開発に取り組む	法人職員のうち、受講を希望するもの (事務補佐職員を含む)	2名	外部講師	1日	9月
人 権 研 修	学内人権問題研修・ 所属内参加型研修	人権問題に対する理解と認識を深める	全職員(事務補佐職員を含む)	約 830 名	外部講師	年2回	5月、 12月 他
	管理職員の地域事情 研修	本学に隣接する浅香地区の歴史や現状を学び、大学周辺地域に対する理解を深めることを通じて、地域に根ざした大学、地域に開かれた大学づくりに資する	杉本地区課長級職員	13名	外部講師	2時間	12月
	部落解放・人権夏期 講座	さまざまな人権問題や教育・啓発活動について総合的に学習し、人権問題の認識を深める	法人職員及び大阪市派遣職員のうち、受講を希望するもの (事務補佐職員を除く)	1名	外部講師	2泊3 日	8月
	部落解放研究全国集 会	人権問題に関する課題や教育・啓発活動等についてより多くの視点から学習し、人権問題の認識を深める	法人職員及び大阪市派遣職員のうち、受講を希望するもの (事務補佐職員を除く)	2名	外部講師	2泊3 日	11月

所属別研修	所属内研修、 セミナー参加 等	医療技術職員及び図書館職員等、各所属 業務に求められる知識を取得する	各所属職員	適宜	外部講師 等	適宜	随時
-------	--------------------	---------------------------------------	-------	----	-----------	----	----

【分析結果とその根拠理由】

管理運営に関わる役員・管理職職員は、随時セミナー等に参加しているし、職員には各種の研修の機会が設けられている。

以上により、管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われている。

観点 11-2-①： 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

【観点到係る状況】

第三次大阪市立大学基本計画には、将来のあるべき大学運営についての方針が明記され、法人における中期目標には、それを継承した運営方針が定められている。

大阪市立大学学則には、その方針を基調とする本学の運営組織とその機能に関する規定（第5章、第6章）が定められている。

委員・役員の選考などについては、公立大学法人大阪市立大学理事長選考規程、公立大学法人大阪市立大学定款、大阪市立大学学則、副学長に関する規定および関係部局の長の選考に関する関連諸規程で規定している。

また、管理運営に関わる理事長・学長以下、各職の責務と権限は、上記と同様に定款、学則及び関係各職に関する規程に記載されている。

資料 11-2-1-A 第三次大阪市立大学基本計画による大学運営方針（抜粋）

大学の運営における長期の視野にたった学長・学部長のリーダーシップが重要であり、それが有効に発揮される運営・機構上の改善が必要である。

これからの大学運営には、民主的決定の方法を原則としながら、必要な場合において迅速な意思集約が可能となるような条件整備が必要である。

そのためには、学長が全学的課題に対し、今後の方針や政策などを評議会に立案・提起し、全学的な承認の上で、それを積極的に推進していくことのできる体制を作りださなければならない。

<http://www.osaka-cu.ac.jp/about/commons/kihon3/index.html>

資料 11-2-1-B 管理運営に関する中期目標

理事長は、教職員が一体となって大学経営に取り組む体制を構築するとともに、学長として、大学活動の全般にわたって最大の効果を生むためにリーダーシップを発揮する。

http://www.osaka-cu.ac.jp/about/pdf/m_objectives.pdf

【分析結果とその根拠理由】

第三次大阪市立大学基本計画および、それを継承した法人の中期目標には、運営方針が定められている。また、大阪市立大学学則には、その方針を基調とする本学の運営組織とその機能についての規定がある。

委員・役員の選考などについては、関連諸規程で規定している。

また、管理運営に関わる理事長・学長以下、各職の責務と権限も、関連諸規程に記載されている。

以上から、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されている。

観点 11-2-②： 適切な意思決定を行うために使用される大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか。

【観点に係る状況】

大学の目的、計画に関するデータや情報として、第三次大阪市立大学基本計画、学則、中期目標・中期計画、全学及び各学部・研究科の理念・人材育成の目標・アドミッションポリシー等、また活動状況に関する情報として、業務実績報告書、経営審議会会議録、教育研究評議会議事録などを保管し、それらをホームページに掲載して、大学の構成員が随時アクセスできるようにしている。

また管理運営に係るさまざまなデータ、例えば、学生・教職員数とその各種内訳、予算・決算、基金、補助金などの経費関係、施設関係、公開講座などの対外的活動、国際交流などについては、データを集計した冊子を作成して、各課に置き、随時利用可能としている。

そのほか、各課には担当業務に関するデータが保管され、例えば、G P申請における申請書の「大学等における基礎情報」欄作成時に学務企画課所管のデータが利用されるなど、情報が学内で共有できるようになっている。

資料 11-2-2-A 大学の目的、計画、活動状況に関するデータと公開の現状

データ等名	URL
第三次大阪市立大学基本計画	http://www.osaka-cu.ac.jp/about/commons/kihon3/index.html
大阪市立大学学則	http://www.osaka-cu.ac.jp/about/commons/rule/reiki_honbun/ax02100031.html
大阪市立大学中期目標 中期計画	http://www.osaka-cu.ac.jp/about/pdf/m_objectives.pdf http://www.osaka-cu.ac.jp/about/pdf/m_plan.pdf
全学及び各学部・研究科の理念、人材育成の目標像、アドミッションポリシー	http://www.osaka-cu.ac.jp/academics/index.html
業務実績報告書	http://www.osaka-cu.ac.jp/about/pdf/houkokusho2006.pdf
経営審議会会議録 教育研究評議会議事録	http://www.osaka-cu.ac.jp/about/incorporated/minute/board_m070629.html http://www.osaka-cu.ac.jp/about/incorporated/minute/board071217.html
研究者要覧	http://www.osaka-cu.ac.jp/about/commons/youran.html
産学官連携データベース	http://www.osaka-cu.ac.jp/cooperation/rcii/sangakukandb.html
研究者データベース検索 (学内限定)	http://rdbsv01.ipc.media.osaka-cu.ac.jp/ocu/search/japanese/dir/dirtop.html

【分析結果とその根拠理由】

大学の目的、計画に関する上記のような各種のデータや情報、および活動状況に関する上記各種情報を適切に各担当部署において蓄積管理し、それらをホームページに掲載して、大学の構成員が随時アクセスし、必要に応じて利用できるようにしている。

以上により、適切な意思決定を行うために使用される大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能している。

観点 11-3-①： 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

【観点到に係る状況】

大学の活動の総合的な状況についての自己点検・評価は、役員会に属し、理事を委員長とする全学評価委員会が実施している。全学評価委員会では、認証評価における大学基準および中期計画実現のための各年度計画を参考にした、教育研究等に関する大学の諸活動を点検するための評価項目を作成し、この項目に基づいて、各年度末に、部局別の諸活動の実施状況を点検している。

この全学規模の点検作業の基礎は、諸活動の実施状況に関する各部局の点検作業である。各部局は、年度計画における各部局が実施すべき該当項目について、部局長や全学評価委員を中心とした評価担当組織によって点検評価し、これを全学評価委員会に提出する。この点検評価においては、議事録や通知文書、関係記録の提出が求められる。

全学評価委員会による教育研究等の諸活動に関する点検評価とともに、各本部による年度計画の実施状況の点検評価を併せたものが、業務実績報告書であり、役員会、経営審議会、教育研究評議会に報告されるとともに、その点検評価の結果を反映して、次年度の年度計画が策定される。

なお、教員各自の教育研究等諸活動に関するデータとして、大阪市立大学研究者要覧および研究者データベース（学内限定）がある。これには、各自の研究活動の概要（研究業績）および教育活動の概要（担当科目）などが記載されている。

資料 11-3-1-A 教員の活動資料

大阪市立大学研究者要覧 2007

<http://ado.osaka-cu.ac.jp/youran/2007/index.htm>

大阪市立大学研究者データベース検索（学内限定）

<http://rdbsv01.ipc.media.osaka-cu.ac.jp/ocu/search/japanese/dir/dirtop.html>

【分析結果とその根拠理由】

毎年度、年度計画の実施状況を中心に、各部局の自己点検評価を基礎に、全学規模での点検評価が行われている。この評価は、教育研究に関する諸活動のみでなく、地域貢献、国際交流、業務運営、財務、点検評価など、大学の諸活動全般に及ぶものである。この点検評価作業においては、根拠資料を必須としている。

以上により、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が

行われている。

観点 11-3-②： 自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

【観点に係る状況】

年度計画の実施状況に関する自己点検・評価の結果をとりまとめた公立大学法人大阪市立大学平成18年度業務実績報告書の要旨は、経営審議会、教育研究評議会、部局長等連絡会において報告されている。また全文がホームページに掲載され、学内外からの閲覧が可能となっている。(資料11-3-2-A)

なお、全学評価委員会における、自己点検・評価作業に係る議論の経過は、評価委員によって、各部局の教授会等で報告されている。

資料11-3-2-A 平成18年度業務実績報告書

<http://www.osaka-cu.ac.jp/about/pdf/houkokusho2006.pdf>

【分析結果とその根拠理由】

年度計画の実施状況の自己点検・評価の結果をとりまとめた業務実績報告書の要旨は、学内の主要会議で報告され、また、全文がホームページに掲載されて、学内外からの閲覧が可能となっている。

以上により、自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されている。

観点 11-3-③： 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

【観点に係る状況】

外部者による自己点検・評価に関して、まず本年度は大学評価・学位授与機構による機関別認証評価を受審する予定である。

また、平成18年度に法人化した後は、外部委員をふくむ経営審議会が毎年度の業務実績報告書における年度計画の進捗状況を検証している。

平成19年度には、法人の設置団体である大阪市の法人評価委員会から、平成18年度業務実績報告書に基づき、外部評価を受けており、本年度も同様に評価を受ける予定である。

さらに、ほとんどの研究科・学部はこれまで自己点検・評価に基づく各種の外部評価を受けており、その結果をホームページに掲載している部局もある。

なお、理学部・工学部・生活科学部では、一部を除いて、J A B E E の認定を受けている。

資料11-3-3-A 平成18年度業務実績評価の結果

平成18年度公立大学法人大阪市立大学の業務実績に関する評価結果

http://www.osaka-cu.ac.jp/about/pdf/hyouka_kekka2006.pdf

平成18年度公立大学法人大阪市立大学の業務実績に関する評価結果の概要

http://www.osaka-cu.ac.jp/about/pdf/hyouka_gaiyo2006.pdf

資料 11-3-3-B 各部局の外部評価一覧

<p>経営学研究科・商学部（平成16年度、19年度） 経済学研究科・経済学部（平成15年度） 法学研究科・法学部（平成15年度） 文学研究科・文学部（平成14年度、18年度） 大阪市立大学文学研究科外部評価報告書（平成19年3月） http://www.lit.osaka-cu.ac.jp/lit/archives/gaibuhyoka2007.pdf</p>
<p>理学研究科・理学部（平成14年度、17年度） 工学研究科・工学部（平成14年度） 生活科学研究科・生活科学部（平成16年度） 創造都市研究科（平成17年度） 大阪市立大学創造都市研究科経営評価報告（概要） http://www.gscs.osaka-cu.ac.jp/news/2005_02.html</p>

【分析結果とその根拠理由】

年度計画の進捗状況に関わる自己点検の結果について、外部委員の参加する経営審議会において検討を行い、その結果につき、設置団体の法人評価委員会から評価を受けている。また、各部局においても、自己点検評価に基づき、数年に一度は外部評価を受けている。

以上により、自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されている。

観点 11-3-④： 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

【観点に係る状況】

年度計画の取組状況に関しては、全学評価委員会で自己点検を行い、その結果に基づいて、各本部において翌年度の年度計画を立案している。年度計画の実施状況に関しては、経営審議会においても審議し、そこでの意見は役員会や部局長等連絡会において共有され、それぞれ改善策等について検討を行っている。また、年度計画に係る法人評価委員会の評価結果は、役員会や部局長等連絡会において報告され、それぞれ各本部・各部局において、その対策を検討している。

その一例を挙げると、平成18年度の業務実績に関する法人評価委員会の指摘事項に対し、平成19年度の役員会・部局長等連絡会は資料11-3-4-Aに示したような改善施策を実施した。

また、各部局における自己点検・外部評価は、各部局における教授会や将来計画委員会等々の委員会で分析され、教育課程の改善、研究条件の改善、学生支援の充実、組織機構（学科、専攻、教員組織等）の再編の根拠として活用されている。

資 11-3-4-A 管理運営の改善例

<p>①の評価結果に対して、②③の取り組みを行った。 ①平成18年度公立大学法人大阪市立大学の業務実績に関する評価結果 http://www.osaka-cu.ac.jp/about/pdf/hyouka_kekka2006.pdf</p>

5 その他業務運営に関する重要事項（意見・指摘事項）

施設の適切な管理・運用のため早急な施設耐震診断の実施や施設マネジメントシステムの構築が望まれる。今後施設整備を行う場合には、法人の設立団体である大阪市の協力も得ながら、計画的に進めていく必要がある。

②平成19年度に役員会で審議し、施設管理課による未実施部分の耐震診断を実施した。

③平成20年2月部局長等連絡会において「キャンパス整備検討委員会」設置の協議を行い、施設整備計画の策定に着手した。

【分析結果とその根拠理由】

全学評価委員会、経営審議会、法人評価委員会など、各レベルにおいて行われる自己点検・評価と外部評価の結果が、管理運営の責任を負う役員会、各推進本部、部局長等連絡会等で報告され、翌年度の年度計画立案に確実に反映され、具体的な改善策へと繋がっている。

また、各部局においても、評価結果が教授会はじめ、それぞれ改善策を講じる責務を持つ各部署で周知され、それに基づいて、改善にむけて努力している。

以上により、評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われている。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

各推進本部は、教員職員が一体として本部の事業に参画し、案件の検討審議と具体的実施を本部の責任において実施するという、機動的な組織となっている。

【改善を要する点】

特になし。

（3）基準11の自己評価の概要

管理運営組織としては、全学には、理事長・学長の下に、役員会、経営審議会、教育研究評議会を置き、各部局には、教授会（一部のセンターに教員会議）を置いている。また、学長・役員会と各部局間の調整を図るための組織として、部局長等連絡会を置いている。

事務組織は、法人運営本部、大学運営本部に各課が属している。事務職員の配置状況は、研究教育等大学の業務の運営の必要性に沿ったものであり、規模からいっても適切である。また、事務職員は、各推進本部の委員として大学の管理運営に参画するとともに、各種委員会にも参加している。

学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズは、アンケート調査、各種会議、その他により把握され、各種会議などで共有されている。

監事は監事監査規程に従い、毎年度、監査計画を立案し、業務及び会計の執行状況を監査し、監査報告書を理事長に提出している。また、内部監査室を設置し、定期的に監査を実施している。監査結果は監査報告書によって理事長に提出される。

管理運営に関わる役員・管理職職員は、随時セミナー等に参加しているし、職員には各種の研修の機会が設け

られている。

以上により、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持ち、必要な職員が配置されており、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断される。

また、監事が適切な役割を果たしており、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われている。

大学の運営方針や、その方針を基調とする本学の運営組織とその機能に関する規程は学則等に定められている。

また、管理運営に関わる理事長・学長以下、各職の選考と責務および権限は、関連諸規程に記載されている。

以上から、管理運営に関する方針が明確に定められ、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されている。

毎年度、年度計画の実施状況を中心に、各部局の自己点検評価を基礎に、全学規模での点検評価が行われている。この自己点検・評価の結果をとりまとめた業務実績報告書の要旨は、学内の主要会議で報告され、また、全文がホームページに掲載されて、学内外からの閲覧が可能となっている。

年度計画の進捗状況に関わる自己点検の結果について、外部委員の参加する経営審議会において検討を行い、その結果につき、設置団体の法人評価委員会から評価を受けている。また、各部局においても、自己点検評価に基づき、数年に一度は外部評価を受けている。

以上により、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、また、その結果は大学内及び社会に対して広く公開され、外部者による検証が実施されている。